

令和7年度 中小企業等知財支援施策検討分析事業

各国及び地域中小企業等の
知的財産活動に関する調査研究

令和8年3月

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

目 次

第1部 調査研究の概要	4
第1章 調査研究の目的	4
第2章 調査研究の手法・内容	5
第2部 調査結果の概要	6
第1章 国内調査	6
第2章 海外調査	7
第3部 国内調査の結果	10
第1章 知的財産関連の基礎データ	10
第2章 各都道府県の知的財産に関する支援機関・取り組み等	19
第3章 その他の公開情報調査	30
第4部 海外調査の結果	34
第1章 調査対象国の選定について	34
第2章 米国	45
第1節 基礎情報	45
第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制	52
第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策	58
第4節 総括・分析	65
第3章 英国	68
第1節 基礎情報	68
第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制	74
第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策	86
第4節 総括・分析	101
第4章 ドイツ	104
第1節 基礎情報	104
第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制	111
第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策	118
第4節 総括・分析	120
第5章 中国	123
第1節 基礎情報	123
第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制	131
第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策	140
第4節 総括・分析	168
第6章 韓国	174
第1節 基礎情報	174
第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制	185
第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策	191
第4節 総括・分析	209
第7章 スイス	214
第1節 基礎情報	214
第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制	220

第3節	中小企業等に関連する知財分野の支援施策	224
第4節	総括・分析	233
第8章	スウェーデン	236
第1節	基礎情報.....	236
第2節	中小企業等に関連する支援機関・支援体制	244
第3節	中小企業等に関連する知財分野の支援施策	248
第4節	総括・分析	252
第9章	シンガポール	255
第1節	基礎情報.....	255
第2節	中小企業等に関連する支援機関・支援体制	260
第3節	中小企業等に関連する知財分野の支援施策	264
第4節	総括・分析	269
第10章	フィンランド	272
第1節	基礎情報.....	272
第2節	中小企業等に関連する支援機関・支援体制	279
第3節	中小企業等に関連する知財分野の支援施策	284
第4節	総括・分析	289
第11章	台湾.....	292
第1節	基礎情報.....	292
第2節	中小企業等に関連する支援機関・支援体制	299
第3節	中小企業等に関連する知財分野の支援施策	307
第4節	総括・分析	317
第12章	特定トピックに関する各国の取り組み	320
第1節	中小企業支援に関連する知財金融の取り組み.....	320
第2節	中小企業支援に関連するイノベーション支援の取り組み	337
第3節	中小企業支援に関連する地域資源活用の取り組み	346
第4節	中小企業支援に関連する AI 活用の取り組み.....	355
第13章	海外調査における総括・分析	359
第14章	結びに	379

第1部 調査研究の概要

第1章 調査研究の目的

我が国中小企業は、全企業数の99.7%以上を占め、日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たすとともに、地域の雇用を支える日本経済にとって欠かすことのできない重要な存在である。地域活性化のためには中小企業の活性化が必要不可欠であるとの認識のもと、特許庁では、中小企業の事業戦略を踏まえた知的財産戦略により効果的に知的財産活用を図るための支援施策を展開してきたところである。

また、地域の官民からなる地域知財戦略本部を整備する等、地方公共団体とも連携した知的財産支援施策が実施されており、知的財産推進計画2024においても「知財経営支援を強化・充実化し、地域の稼ぐ力の向上につなげるため、地域の支援ネットワークの連携強化と地域企業のイノベーション創出を通じて、持続的な知財活用の促進を目指す地域の創出に向けた取組を実施する。」と知財活用の促進を目指す地域創出の重要性について言及されている。

なお、平成27年度から29年度にかけた「地域別知的財産活動に関する調査」では、全47都道府県の知的財産を巡る現状を踏まえた上で地方公共団体による知的財産に関する支援施策等への取組状況について調査分析を行ってきた。しかしながら、前回の調査からは約8年が経過し、各自治体においての知的財産戦略や出願動向、企業の知財活用事例は変化してきている。また、特許庁、中小企業庁、INPIT日本弁理士会及び日本商工会議所は、知財経営支援ネットワークを形成し、中小企業等の知財経営支援を強化・充実化させ、地域の稼ぐ力の向上に取り組むこととしている。

そこで、各地域における知的財産戦略立案に資する有意な情報を導き出すために、各地域の知財活動及び支援施策の調査、分析を行い、取りまとめることを目的とする。さらに、知的財産戦略立案を行う上で、海外における地域・中小企業の知財活用支援施策も比較調査し、我が国の中小企業等支援施策の制度・運用について一層の充実を図ることは極めて重要である。そこで、各国における中小企業等への支援機関、支援体制を整理し、どのような知財活用支援が行われているか等の調査も行う。

なお、平成30年度の「地域・中小企業等の知的財産権活用支援施策に係る各国比較調査研究」では、諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策を調査しているが、近年各国知財庁において中小企業支援に取り組んでいるとの情報はあるものの、最新の取組状況等を比較調査した資料は十分とはいえない。特に我が国のGII（グローバル・イノベーション・インデックス）は、世界133の国・地域のうち、13番目となっており、これら上位の国の取組状況等を比較調査することは今後の我が国の地域・中小企業等の知財活用支援施策を検討していく上できわめて重要である。

第2章 調査研究の手法・内容

国内調査・海外調査のいずれにおいても、公開情報調査の範囲で情報を収集し、整理・分析を実施した。

国内調査においては、「知的財産活動に関する経済統計や知的財産関係の統計データ」、「自治体及び支援機関における知的財産の取り組みに関するデータ」について情報を収集・分析した。

海外調査においては、米国・英国・ドイツ・中国・韓国・スイス・スウェーデン・シンガポール・フィンランド・台湾を対象に、中小企業支援に関する知財の政策・支援事業について情報を収集した。各国の取り組みは、権利化支援・保護支援、助言・アドバイス、知財金融、分析支援、データ提供、紛争予防・対応、海外展開支援の観点で整理をしつつ、個別施策の特徴や、施策全体の傾向について分析を行った。

加えて、上記の調査対象地域に限定せず、中小企業支援に関する「知財金融」、「イノベーション支援」、「地域資源活用支援」、「中小企業支援におけるAI活用」に関する政策や施策についても各国の情報収集を試み、特徴的な取組の抽出や傾向の分析を実施した。

第2部 調査結果の概要

第1章 国内調査

国内の各地域における知財支援の全体像を把握するため、都道府県が策定する知財計画・ビジョンの主な内容と、自治体が実施する中小企業向け支援策の具体的な傾向について調査・分析を行った。それぞれの結果概要は、以下の図表1および図表2の通りである。

図表1 都道府県の知財支援に関する計画・ビジョンの主な内容

政策トピック	内容
普及啓発	知財制度のセミナー開催を中心に、中小企業や都道府県民など対象を絞った啓発、知財を尊重する社会的気運の醸成、発明等への表彰制度の活用を行っている。
人材育成・ 知財教育	中小企業の知財実務人材や、地域を支える専門人材の育成・確保を推進している。また、大学での知財教育や、少年少女発明クラブなど若年層・次世代の裾野拡大にも取り組んでいる。
地域ブランド・ 地域資源	地域団体商標やGI制度を活用し、優れた地域資源や県産品の発掘・ブランド化を推進している。創出から権利化、保護までのライフサイクル全般やコンテンツ活用も支援している。
農業・品種保護	地域ブランド施策に含まれることが多いが、独立項目とする地域もある。優良品種の育成や育成者権の保護、農産物知財への包括的な支援体制の構築、農水産分野に特化した独自の知財戦略の策定などが推進されている。
学官連携・オープン イノベーション	共同研究を中心とした広範な取り組み。開放特許を活用したオープンイノベーション促進、大学からの技術移転、スタートアップの知財マネジメント支援等を実施している。
デザイン活用	ブランド施策等に含まれるほか、独立項目とする地域もある。経営手法としての「デザイン経営」の普及、優秀デザインの表彰・認定、デザインを活用した製品の高付加価値化やブランド戦略との連動を推進している。
海外展開・グローバル 知財対策	冒認商標や模倣品への対策、外国での権利取得支援をはじめ、営業秘密や海外への技術流出防止策、中小企業の海外展開に向けた知財活用や保護に関する情報提供などが行われている。

図表2 自治体の中小企業支援における、知財支援の取り組みの傾向

支援のアプローチ	傾向
知的財産権の取得に関する補助	自治体により補助率や上限額、対象となる権利種別（特許のみから4法すべてまで）、対象経費（出願料から弁理士報酬まで）等の条件が多様である。出願前・事後申請の双方が存在し、主に国内出願が対象と推察される。

相談窓口	窓口来所やオンライン相談を組み合わせ、地域内企業が専門家にアクセスしやすい体制を構築している。INPIT 等を中心に関係機関が連携し、経営と知財の課題を一体的に捉えたワンストップ支援を実施している。
セミナー	知財の基礎から事業開発、ブランド戦略まで多岐にわたる実践型セミナーが開催されている。単発の開催にとどまらず、専門家の伴走支援やマッチング等と一体化したプログラムとして新規事業創出等を後押ししている。
地域ブランド支援	地域団体商標や地理的表示（GI）の登録推進、認定店制度の構築、販路拡大等の活用支援が行われている。また、デザイン経営の視点から、企業と専門家のマッチングや伴走支援によるブランド構築も推進されている。
技術ブランド・技術表彰	地域企業が持つ優れた技術や製品を認定・表彰し、品質の「見える化」による技術ブランド形成を図っている。審査を経て認定されると、ロゴの利用や展示会への共同出展など、販路開拓や広報面での支援が受けられる。
開放特許・知財マッチング	大企業や大学等が持つ開放特許や技術シーズを集約し、中小企業とのマッチングによる新規事業創出を促している。セミナーでの事例共有や個別面談のほか、自治体保有特許の利活用相談や公的基盤の活用も行われている。

第2章 海外調査

諸外国における中小企業向けの知的財産支援施策について調査を実施した。各国の取り組みを主要な政策トピックごとに整理・分析した結果、下表に示すような取り組み傾向や示唆を整理するに至った。

図表 3 調査対象国に見られる中小企業の知財支援政策の傾向・示唆

政策トピック	取組傾向、示唆	
権利化支援・保護支援	取組傾向	時間短縮（早期審査等）、費用補助、手続に対する伴走支援、知識・能力向上支援、情報基盤整備等の取り組みが行われている。
	示唆	「入口の敷居を下げた教育一体型の支援の充実」／「統合プラットフォームの整備」／「活用・事業化にも配慮した補助金設計」／「複数年度」／「活用フェーズ（アウトカム）の意識」／「地域単位の面的支援」／「R&D～事業化を横断する包括的税制優遇」
助言・アドバイス	取組傾向	経済的要件を設けた無償プロボノ支援や全国一斉キャンペーンによる制度利用者の裾野拡大、専門家派遣と優良企業認証・インセンティブを連動させた職務発明制度の導入支援、企業の成長ステージに合わせた支援メニューの体系化と戦略的助言の取組

		み等が行われている。
	示唆	「支援対象の多角化」／「支援メニューの連動・重層化」／「支援の可視化と束ね直し」／「事前スクリーニング・資源配分」／「初回相談無料（２回目以降有料）」
知財金融	取組傾向	評価費用の補助やデフォルト時の損失補填等をパッケージ化した資金調達リスクの軽減、積立に基づく共済型の貸付制度や民間知財金融商品の体系的なメニュー化と情報提供、関係省庁や金融・評価・回収機関の連携による無形資産評価から融資・保証までの一貫した体制構築が行われている。
	示唆	「知財金融エコシステムの設計（デフォルト後の回収・共済、利子補給・費用補助・損失補填等を組み合わせたパッケージ型の財政支援）」／ 「複数機関の協働による無形資産評価から資金調達までの一貫支援体制の構築」
分析支援	取組傾向	技術取引や事業化に向けた客観的な知財評価・事業実現可能性分析の支援、特許ランドスケープ分析の提供とワークショップを通じた調査結果の解釈支援、企業の実務課題をテーマとしたコンペティションによる実践的な特許分析人材の育成等の取り組みが行われている。
	示唆	「受益者負担の仕組み」／「開放型の仕組み」／「利用者のニーズ・取組深度に応じた段階別のサービス設計」
データ提供	取組傾向	対象者の特性や成長フェーズに応じた生データ・API の無償提供、検索ツールの高度化によるデータ分析機能や利便性の向上、複数データの統合・分析に基づく可視化やビッグデータを活用したプッシュ型の情報配信等の取り組みが行われている。
	示唆	「行政データの統合」／「プッシュ型のデータ提供」／「加工・再利用を前提にしたデータ提供」／「検索・閲覧中心のプラットフォームからの機能拡充（統合型サイトへの発展）」
紛争予防・対応	取組傾向	司法や税関等の法執行機関や複数地域が広域連携した模倣品・サプライチェーン取締り、新たなデジタル技術を活用した迅速かつ低負担な証拠保全支援、紛争初期段階における専門家への初回相談を通じたトリアージ機能の提供等の取り組みが行われている。
	示唆	「紛争初期相談や証拠保全の敷居の引き下げ」／「地域・機関の壁を越えた連携」／「侵害サプライチェーン全体の追跡・取締体制」
海外展開支援	取組傾向	有望企業に対する長期集中的な知財戦略・出願費用の総合支援、海外展開前の侵害リスク評価（クリアランス）をパッケージ化した分析支援、監視・注意喚起から個別助言や保険を組み合わせた海外紛争リスクの軽減体制構築等の取り組みが行われている。
	示唆	「戦略策定・権利化・リスク評価の一体パッケージ支援」／「有

		望企業へのリソース投入」／「複数年度の継続支援（フェーズに応じた支援提供）」
その他	取組 傾向	技術特性に応じた営業秘密保護や知財ミックスの段階的コンサルティング、データセットを新たな知的財産として登記し担保融資等へ活用する仕組みの構築、階層別の会員制プログラムを通じた企業内の体系的な知財管理制度の導入支援等の取り組みが行われている。
	示唆	「知財の体制づくり支援」／「データ知的財産権」

第3部 国内調査の結果

第1章 知的財産関連の基礎データ

知的財産活動に関する統計情報として、産業財産権、地域団体商標、地理的表示保護制度、大学等の知財活動について、都道府県別に数値を整理した。

図表 4 都道府県別 産業財産権の出願・登録件数（2022～2024 年・内国人）

都道府県	特許出願 件数 (件)	特許登録 件数 (件)	実用新案 出願件数 (件)	実用新案 登録件数 (件)	意匠出願 件数 (件)	意匠登録 件数 (件)	商標出願 件数 (件)	商標登録 件数 (件)
北海道	1,651	1,063	138	134	624	586	5,874	4,863
青森	358	324	21	21	85	82	717	649
岩手	361	236	28	25	49	50	831	690
宮城	1,919	1,260	64	67	608	593	2,426	2,094
秋田	275	168	44	46	23	33	623	553
山形	429	333	19	16	101	106	1,050	930
福島	730	533	42	43	101	93	1,367	1,211
茨城	5,867	4,615	128	166	265	219	2,839	2,352
栃木	2,815	2,312	88	88	208	188	1,827	1,578
群馬	2,317	1,606	87	85	437	375	2,701	2,309
埼玉	6,767	4,834	382	361	1,823	1,359	9,105	7,619
千葉	3,454	2,351	249	246	728	582	7,376	6,192
東京	362,671	234,674	2,197	2,192	23,080	21,767	163,591	144,014
神奈川	38,509	27,488	479	466	2,867	2,594	16,544	14,285
新潟	2,839	1,976	163	160	959	902	3,104	2,753
山梨	2,108	1,963	98	96	257	223	1,875	1,550
長野	5,011	3,591	142	142	416	346	3,110	2,709
静岡	8,500	6,052	205	199	1,304	1,131	5,564	4,841
富山	1,489	1,256	83	79	624	485	1,777	1,504
石川	1,490	1,161	35	38	321	302	2,189	2,200
岐阜	2,854	1,843	129	134	2,421	2,045	3,233	2,937
愛知	75,037	54,852	547	542	4,429	3,722	18,372	15,638
三重	3,236	2,155	68	60	281	247	1,922	1,615
福井	1,183	903	72	75	500	529	1,779	1,523
滋賀	3,026	2,136	65	61	232	226	2,003	1,723
京都	29,950	18,226	179	175	1,516	1,420	8,298	7,319
大阪	79,727	50,975	1,102	1,093	10,893	10,309	42,979	36,228
兵庫	13,689	10,713	356	348	2,230	1,991	10,603	9,277
奈良	1,187	891	74	79	502	455	2,241	1,937
和歌山	410	347	43	41	248	247	1,311	1,133
鳥取	220	153	21	20	47	50	603	529
島根	228	281	10	10	75	65	788	555
岡山	2,557	1,959	77	81	581	513	3,070	2,619
広島	4,258	4,690	140	150	1,060	991	4,118	3,511
山口	3,462	1,863	34	34	93	117	1,256	1,100
徳島	1,857	1,424	46	45	143	156	928	804
香川	881	763	52	51	281	234	1,411	1,274
愛媛	3,093	2,692	76	76	560	576	1,878	1,631
高知	257	228	14	15	68	49	693	580
福岡	5,080	3,599	357	314	1,151	983	10,596	9,013
佐賀	478	305	24	28	157	127	1,164	1,034
長崎	383	279	32	31	70	55	1,071	904
熊本	586	387	43	40	125	111	1,909	1,673
大分	318	220	70	77	88	74	1,372	1,180
宮崎	428	271	43	40	89	79	1,272	1,071
鹿児島	577	328	45	41	73	59	1,605	1,430
沖縄	345	173	25	29	170	150	2,723	2,125

（出典）特許庁提供データ

図表 5 都道府県別 産業財産権の出願・登録件数順位（2022～2024 年・内国人）

都道府県	特許出願 件数	特許登録 件数	実用新案 出願件数	実用新案 登録件数	意匠出願 件数	意匠登録 件数	商標出願 件数	商標登録 件数
北海道	26 位	28 位	14 位	15 位	14 位	14 位	10 位	10 位
青森	41 位	37 位	43 位	43 位	40 位	38 位	44 位	43 位
岩手	40 位	42 位	40 位	42 位	45 位	44 位	42 位	42 位
宮城	24 位	25 位	28 位	26 位	16 位	13 位	20 位	21 位
秋田	44 位	46 位	32 位	30 位	47 位	47 位	46 位	46 位
山形	36 位	35 位	45 位	45 位	35 位	36 位	40 位	39 位
福島	32 位	32 位	36 位	32 位	35 位	37 位	34 位	33 位
茨城	9 位	10 位	16 位	11 位	26 位	29 位	17 位	17 位
栃木	20 位	15 位	18 位	18 位	30 位	30 位	28 位	27 位
群馬	22 位	23 位	19 位	19 位	21 位	21 位	19 位	18 位
埼玉	8 位	8 位	5 位	5 位	7 位	8 位	7 位	7 位
千葉	14 位	14 位	8 位	8 位	13 位	15 位	9 位	9 位
東京	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位
神奈川	4 位	4 位	4 位	4 位	4 位	4 位	4 位	4 位
新潟	19 位	18 位	11 位	12 位	12 位	12 位	15 位	14 位
山梨	23 位	19 位	17 位	17 位	27 位	28 位	27 位	28 位
長野	11 位	12 位	12 位	14 位	22 位	22 位	14 位	15 位
静岡	7 位	7 位	9 位	9 位	9 位	9 位	11 位	11 位
富山	28 位	26 位	20 位	21 位	14 位	19 位	30 位	30 位
石川	27 位	27 位	37 位	37 位	23 位	23 位	22 位	19 位
岐阜	18 位	22 位	15 位	15 位	5 位	5 位	13 位	13 位
愛知	3 位	2 位	3 位	3 位	3 位	3 位	3 位	3 位
三重	15 位	16 位	26 位	28 位	24 位	24 位	24 位	26 位
福井	30 位	29 位	24 位	25 位	20 位	17 位	29 位	29 位
滋賀	17 位	17 位	27 位	27 位	29 位	27 位	23 位	23 位
京都	5 位	5 位	10 位	10 位	8 位	7 位	8 位	8 位
大阪	2 位	3 位	2 位	2 位	2 位	2 位	2 位	2 位
兵庫	6 位	6 位	7 位	6 位	6 位	6 位	5 位	5 位
奈良	29 位	30 位	23 位	21 位	19 位	20 位	21 位	22 位
和歌山	38 位	34 位	33 位	33 位	28 位	24 位	35 位	35 位
鳥取	47 位	47 位	43 位	44 位	46 位	44 位	47 位	47 位
島根	46 位	39 位	47 位	47 位	41 位	41 位	43 位	45 位
岡山	21 位	20 位	21 位	20 位	17 位	18 位	16 位	16 位
広島	12 位	9 位	13 位	13 位	11 位	10 位	12 位	12 位
山口	13 位	21 位	38 位	38 位	37 位	34 位	37 位	36 位
徳島	25 位	24 位	30 位	31 位	33 位	31 位	41 位	41 位
香川	31 位	31 位	29 位	29 位	24 位	26 位	32 位	32 位
愛媛	16 位	13 位	22 位	24 位	18 位	16 位	26 位	25 位
高知	45 位	43 位	46 位	46 位	44 位	46 位	45 位	44 位
福岡	10 位	11 位	6 位	7 位	10 位	11 位	6 位	6 位
佐賀	35 位	38 位	42 位	41 位	32 位	33 位	38 位	38 位
長崎	39 位	40 位	39 位	39 位	43 位	43 位	39 位	40 位
熊本	33 位	33 位	33 位	35 位	34 位	35 位	25 位	24 位
大分	43 位	44 位	25 位	23 位	39 位	40 位	33 位	34 位
宮崎	37 位	41 位	33 位	35 位	38 位	39 位	36 位	37 位
鹿児島	34 位	36 位	31 位	33 位	42 位	42 位	31 位	31 位
沖縄	42 位	45 位	41 位	40 位	31 位	32 位	18 位	20 位

（出典）特許庁提供データ

図表 6 都道府県別 特許の出願・登録件数順位（2022～2024 年）

都道府県	特許出願 件数	特許出願 件数	都道府県	特許登録 件数	特許登録 件数
東京	362,671	1 位	東京	234,674	1 位
大阪	79,727	2 位	愛知	54,852	2 位
愛知	75,037	3 位	大阪	50,975	3 位
神奈川	38,509	4 位	神奈川	27,488	4 位
京都	29,950	5 位	京都	18,226	5 位
兵庫	13,689	6 位	兵庫	10,713	6 位
静岡	8,500	7 位	静岡	6,052	7 位
埼玉	6,767	8 位	埼玉	4,834	8 位
茨城	5,867	9 位	広島	4,690	9 位
福岡	5,080	10 位	茨城	4,615	10 位
長野	5,011	11 位	福岡	3,599	11 位
広島	4,258	12 位	長野	3,591	12 位
山口	3,462	13 位	愛媛	2,692	13 位
千葉	3,454	14 位	千葉	2,351	14 位
三重	3,236	15 位	栃木	2,312	15 位
愛媛	3,093	16 位	三重	2,155	16 位
滋賀	3,026	17 位	滋賀	2,136	17 位
岐阜	2,854	18 位	新潟	1,976	18 位
新潟	2,839	19 位	山梨	1,963	19 位
栃木	2,815	20 位	岡山	1,959	20 位
岡山	2,557	21 位	山口	1,863	21 位
群馬	2,317	22 位	岐阜	1,843	22 位
山梨	2,108	23 位	群馬	1,606	23 位
宮城	1,919	24 位	徳島	1,424	24 位
徳島	1,857	25 位	宮城	1,260	25 位
北海道	1,651	26 位	富山	1,256	26 位
石川	1,490	27 位	石川	1,161	27 位
富山	1,489	28 位	北海道	1,063	28 位
奈良	1,187	29 位	福井	903	29 位
福井	1,183	30 位	奈良	891	30 位
香川	881	31 位	香川	763	31 位
福島	730	32 位	福島	533	32 位
熊本	586	33 位	熊本	387	33 位
鹿児島	577	34 位	和歌山	347	34 位
佐賀	478	35 位	山形	333	35 位
山形	429	36 位	鹿児島	328	36 位
宮崎	428	37 位	青森	324	37 位
和歌山	410	38 位	佐賀	305	38 位
長崎	383	39 位	島根	281	39 位
岩手	361	40 位	長崎	279	40 位
青森	358	41 位	宮崎	271	41 位
沖縄	345	42 位	岩手	236	42 位
大分	318	43 位	高知	228	43 位
秋田	275	44 位	大分	220	44 位
高知	257	45 位	沖縄	173	45 位
島根	228	46 位	秋田	168	46 位
鳥取	220	47 位	鳥取	153	47 位

（出典）特許庁提供データ

図表 7 都道府県別 実用新案の出願・登録件数順位（2022～2024 年・内国人）

都道府県	実用新案 出願件数	実用新案 出願件数	都道府県	実用新案 登録件数	実用新案 登録件数
東京	2,197	1 位	東京	2,192	1 位
大阪	1,102	2 位	大阪	1,093	2 位
愛知	547	3 位	愛知	542	3 位
神奈川	479	4 位	神奈川	466	4 位
埼玉	382	5 位	埼玉	361	5 位
福岡	357	6 位	兵庫	348	6 位
兵庫	356	7 位	福岡	314	7 位
千葉	249	8 位	千葉	246	8 位
静岡	205	9 位	静岡	199	9 位
京都	179	10 位	京都	175	10 位
新潟	163	11 位	茨城	166	11 位
長野	142	12 位	新潟	160	12 位
広島	140	13 位	広島	150	13 位
北海道	138	14 位	長野	142	14 位
岐阜	129	15 位	北海道	134	15 位
茨城	128	16 位	岐阜	134	15 位
山梨	98	17 位	山梨	96	17 位
栃木	88	18 位	栃木	88	18 位
群馬	87	19 位	群馬	85	19 位
富山	83	20 位	岡山	81	20 位
岡山	77	21 位	富山	79	21 位
愛媛	76	22 位	奈良	79	21 位
奈良	74	23 位	大分	77	23 位
福井	72	24 位	愛媛	76	24 位
大分	70	25 位	福井	75	25 位
三重	68	26 位	宮城	67	26 位
滋賀	65	27 位	滋賀	61	27 位
宮城	64	28 位	三重	60	28 位
香川	52	29 位	香川	51	29 位
徳島	46	30 位	秋田	46	30 位
鹿児島	45	31 位	徳島	45	31 位
秋田	44	32 位	福島	43	32 位
和歌山	43	33 位	和歌山	41	33 位
熊本	43	33 位	鹿児島	41	33 位
宮崎	43	33 位	熊本	40	35 位
福島	42	36 位	宮崎	40	35 位
石川	35	37 位	石川	38	37 位
山口	34	38 位	山口	34	38 位
長崎	32	39 位	長崎	31	39 位
岩手	28	40 位	沖縄	29	40 位
沖縄	25	41 位	佐賀	28	41 位
佐賀	24	42 位	岩手	25	42 位
青森	21	43 位	青森	21	43 位
鳥取	21	43 位	鳥取	20	44 位
山形	19	45 位	山形	16	45 位
高知	14	46 位	高知	15	46 位
島根	10	47 位	島根	10	47 位

（出典）特許庁提供データ

図表 8 都道府県別 意匠の出願・登録件数順位（2022～2024 年・内国人）

都道府県	意匠出願 件数	意匠出願 件数	都道府県	意匠登録 件数	意匠登録 件数
東京	23,080	1 位	東京	21,767	1 位
大阪	10,893	2 位	大阪	10,309	2 位
愛知	4,429	3 位	愛知	3,722	3 位
神奈川	2,867	4 位	神奈川	2,594	4 位
岐阜	2,421	5 位	岐阜	2,045	5 位
兵庫	2,230	6 位	兵庫	1,991	6 位
埼玉	1,823	7 位	京都	1,420	7 位
京都	1,516	8 位	埼玉	1,359	8 位
静岡	1,304	9 位	静岡	1,131	9 位
福岡	1,151	10 位	広島	991	10 位
広島	1,060	11 位	福岡	983	11 位
新潟	959	12 位	新潟	902	12 位
千葉	728	13 位	宮城	593	13 位
北海道	624	14 位	北海道	586	14 位
富山	624	14 位	千葉	582	15 位
宮城	608	16 位	愛媛	576	16 位
岡山	581	17 位	福井	529	17 位
愛媛	560	18 位	岡山	513	18 位
奈良	502	19 位	富山	485	19 位
福井	500	20 位	奈良	455	20 位
群馬	437	21 位	群馬	375	21 位
長野	416	22 位	長野	346	22 位
石川	321	23 位	石川	302	23 位
三重	281	24 位	三重	247	24 位
香川	281	24 位	和歌山	247	24 位
茨城	265	26 位	香川	234	26 位
山梨	257	27 位	滋賀	226	27 位
和歌山	248	28 位	山梨	223	28 位
滋賀	232	29 位	茨城	219	29 位
栃木	208	30 位	栃木	188	30 位
沖縄	170	31 位	徳島	156	31 位
佐賀	157	32 位	沖縄	150	32 位
徳島	143	33 位	佐賀	127	33 位
熊本	125	34 位	山口	117	34 位
山形	101	35 位	熊本	111	35 位
福島	101	35 位	山形	106	36 位
山口	93	37 位	福島	93	37 位
宮崎	89	38 位	青森	82	38 位
大分	88	39 位	宮崎	79	39 位
青森	85	40 位	大分	74	40 位
島根	75	41 位	島根	65	41 位
鹿児島	73	42 位	鹿児島	59	42 位
長崎	70	43 位	長崎	55	43 位
高知	68	44 位	岩手	50	44 位
岩手	49	45 位	鳥取	50	44 位
鳥取	47	46 位	高知	49	46 位
秋田	23	47 位	秋田	33	47 位

（出典）特許庁提供データ

図表 9 都道府県別 商標の出願・登録件数順位（2022～2024 年・内国人）

都道府県	商標出願 件数	商標出願 件数	都道府県	商標登録 件数	商標登録 件数
東京	163,591	1 位	東京	144,014	1 位
大阪	42,979	2 位	大阪	36,228	2 位
愛知	18,372	3 位	愛知	15,638	3 位
神奈川	16,544	4 位	神奈川	14,285	4 位
兵庫	10,603	5 位	兵庫	9,277	5 位
福岡	10,596	6 位	福岡	9,013	6 位
埼玉	9,105	7 位	埼玉	7,619	7 位
京都	8,298	8 位	京都	7,319	8 位
千葉	7,376	9 位	千葉	6,192	9 位
北海道	5,874	10 位	北海道	4,863	10 位
静岡	5,564	11 位	静岡	4,841	11 位
広島	4,118	12 位	広島	3,511	12 位
岐阜	3,233	13 位	岐阜	2,937	13 位
長野	3,110	14 位	新潟	2,753	14 位
新潟	3,104	15 位	長野	2,709	15 位
岡山	3,070	16 位	岡山	2,619	16 位
茨城	2,839	17 位	茨城	2,352	17 位
沖縄	2,723	18 位	群馬	2,309	18 位
群馬	2,701	19 位	石川	2,200	19 位
宮城	2,426	20 位	沖縄	2,125	20 位
奈良	2,241	21 位	宮城	2,094	21 位
石川	2,189	22 位	奈良	1,937	22 位
滋賀	2,003	23 位	滋賀	1,723	23 位
三重	1,922	24 位	熊本	1,673	24 位
熊本	1,909	25 位	愛媛	1,631	25 位
愛媛	1,878	26 位	三重	1,615	26 位
山梨	1,875	27 位	栃木	1,578	27 位
栃木	1,827	28 位	山梨	1,550	28 位
福井	1,779	29 位	福井	1,523	29 位
富山	1,777	30 位	富山	1,504	30 位
鹿児島	1,605	31 位	鹿児島	1,430	31 位
香川	1,411	32 位	香川	1,274	32 位
大分	1,372	33 位	福島	1,211	33 位
福島	1,367	34 位	大分	1,180	34 位
和歌山	1,311	35 位	和歌山	1,133	35 位
宮崎	1,272	36 位	山口	1,100	36 位
山口	1,256	37 位	宮崎	1,071	37 位
佐賀	1,164	38 位	佐賀	1,034	38 位
長崎	1,071	39 位	山形	930	39 位
山形	1,050	40 位	長崎	904	40 位
徳島	928	41 位	徳島	804	41 位
岩手	831	42 位	岩手	690	42 位
島根	788	43 位	青森	649	43 位
青森	717	44 位	高知	580	44 位
高知	693	45 位	島根	555	45 位
秋田	623	46 位	秋田	553	46 位
鳥取	603	47 位	鳥取	529	47 位

（出典）特許庁提供データ

図表 10 都道府県別 地域団体商標出願・登録件数

都道府県	出願件数 (件)	類型登録件数 (件)	有効登録件数 (件)
北海道	68	45	44
青森	22	14	14
岩手	11	7	7
宮城	15	6	6
秋田	20	12	12
山形	26	12	12
福島	18	11	11
茨城	9	5	5
栃木	17	13	12
群馬	17	13	13
埼玉	20	12	11
千葉	30	18	18
東京	53	27	27
神奈川	24	15	12
新潟	35	14	14
山梨	16	8	8
長野	34	11	11
静岡	41	30	29
富山	20	13	13
石川	55	39	37
岐阜	46	33	33
愛知	43	21	21
三重	38	22	21
福井	30	21	21
滋賀	32	14	14
京都	154	70	69
大阪	18	11	11
兵庫	75	47	47
奈良	21	15	15
和歌山	19	15	14
鳥取	6	6	6
島根	18	13	11
岡山	16	10	10
広島	35	19	14
山口	12	10	10
徳島	13	10	9
香川	9	7	7
愛媛	17	12	12
高知	12	7	6
福岡	34	25	24
佐賀	13	11	11
長崎	20	11	11
熊本	24	18	17
大分	17	13	13
宮崎	19	8	8
鹿児島	28	18	18
沖縄	47	19	18

(出典) J-PlatPat (令和7年11月7日時点)

図表 11 都道府県別 地理的表示保護制度の登録件数

都道府県	登録件数 (件)
北海道	10
青森	7
岩手	9
宮城	4
秋田	6
山形	5
福島	7
茨城	5
栃木	2
群馬	1
埼玉	－
千葉	－
東京	1
神奈川	－
新潟	3
山梨	1
長野	1
静岡	4
富山	3
石川	3
岐阜	3
愛知	3
三重	1
福井	5
滋賀	4
京都	2
大阪	2
兵庫	5
奈良	1
和歌山	3
鳥取	5
島根	4
岡山	2
広島	4
山口	4
徳島	4
香川	4
愛媛	1
高知	1
福岡	2
佐賀	1
長崎	2
熊本	10
大分	1
宮崎	2
鹿児島	9
沖縄	5

(出典) 農林水産省 地理的表示保護制度登録産品 (令和 8 年 3 月 11 日時点)

(注) 酒類は含まれない

図表 12 都道府県別 大学等における出願件数等

都道府県	国内			外国			国内		
	特許権 保有 件数 (件)	特許権 保有 件数 うち 実施 許諾中 (件)	共有 特許権 保有 件数 (件)	特許権 保有 件数 (件)	特許権 保有 件数 うち 実施 許諾中 (件)	共有 特許権 保有 件数 (件)	実用 新案権 保有 件数 (件)	意匠権 保有 件数 (件)	商標権 保有 件数 (件)
北海道	1,086	123	739	927	276	703	1	13	32
青森	211	30	142	93	16	87	1	4	23
岩手	230	46	109	69	13	62	0	6	18
宮城	2,388	339	1,496	1,731	392	1,224	2	12	90
秋田	254	45	150	59	3	57	1	0	7
山形	272	31	138	144	19	121	0	0	1
福島	136	19	70	24	9	10	0	9	24
茨城	806	151	445	451	243	220	2	7	40
栃木	244	7	121	97	0	78	0	0	8
群馬	374	59	179	229	81	178	0	2	5
埼玉	324	28	203	107	25	88	6	0	15
千葉	763	81	314	356	165	245	5	24	60
東京	9,379	2,053	6,079	5,926	2,418	4,499	11	71	647
神奈川	850	148	495	550	141	384	1	13	48
新潟	538	41	353	360	6	319	0	2	31
富山	290	46	168	124	63	81	1	0	3
石川	569	87	261	220	78	155	0	4	27
福井	252	47	145	32	19	28	4	1	25
山梨	302	23	147	146	8	67	1	1	4
長野	847	169	492	324	128	271	2	8	18
岐阜	235	25	169	59	7	49	0	0	19
静岡	576	26	276	211	0	105	4	5	21
愛知	2,681	477	1,663	1,087	252	865	7	30	112
三重	291	41	179	155	12	117	0	0	10
滋賀	145	35	83	41	21	18	1	1	20
京都	2,309	456	1,533	2,150	834	1,461	3	23	116
大阪	3,260	421	2,257	2,832	502	2,047	2	71	205
兵庫	802	171	529	642	237	456	0	3	27
奈良	312	6	176	158	4	126	0	1	22
和歌山	89	19	30	17	0	0	1	13	32
鳥取	285	48	197	117	20	108	1	4	23
島根	119	15	83	17	0	12	0	6	18
岡山	554	86	219	161	60	116	2	12	90
広島	810	143	525	240	95	167	1	0	7
山口	542	54	228	301	206	86	0	0	1
徳島	239	72	167	174	61	145	0	9	24
香川	248	58	164	122	58	85	2	7	40
愛媛	184	33	111	35	9	23	0	0	8
高知	346	68	199	177	19	138	0	2	5
福岡	1,858	257	1,211	1,055	319	785	6	0	15
佐賀	183	34	115	79	7	72	5	24	60
長崎	192	30	103	64	5	44	11	71	647
熊本	360	71	231	200	67	156	1	13	48
大分	140	12	65	31	0	29	0	2	31
宮崎	185	29	90	60	27	42	1	0	3
鹿児島	375	66	143	84	20	40	0	4	27
沖縄	161	15	65	167	6	25	4	1	25

(出典) 文部科学省「令和 5 年度 大学等における産学連携等実施状況について」

第2章 各都道府県の知的財産に関する支援機関・取り組み等

各都道府県の知財支援体制に関し、全国的に見られる主な経営等支援機関と知財支援機関について、機関名称と主な取り組みを下表に整理した。

知財課題は経営課題（例：商品・サービス開発、販路拡大、資金調達、人材育成等）と密接に関係して顕在化するため、経営等支援機関と知財支援機関の連携によって、支援を受ける事業者が適切な支援機関へとアクセスできる環境を整えることが重要である。そのためには、支援機関同士が相互に下表のような支援メニューを理解し、事業者に対して円滑かつ最適な紹介・つなぎをすることが実現できると望ましい。

なお、連携の在り方としては、①相談者の紹介・つなぎだけでなく、②共同相談窓口・合同相談会・出張相談窓口の設置、③機関横断で支援が連続するような支援メニュー設計、④セミナー・イベントの共催・後援、⑤人材育成・研修・勉強会の共同実施などの方策があると捉えられる。

図表 13 主要な支援機関の取り組み（経営等支援機関）

機関名称	主な取り組み
中小企業支援センター	経営相談／専門家派遣・指導・助言／販路開拓・マーケティング支援／創業支援／事業承継支援／DX 支援 等
都道府県	重点産業振興／オープンイノベーション支援／ベンチャー・スタートアップ支援／都道府県ブランドの認定・プロモーション／農林水産業における品種の改良・開発／地域の知財戦略の企画・調整 等
市町村	知的財産権の取得・活用に関する費用補助／試作・開発補助金／ご当地品のブランド化やプロモーション支援／DX 推進支援／事業承継支援 等
各地のよろず支援拠点（（独）中小企業基盤整備機構）	経営相談（売上拡大・販路拡大・資金繰り・創業・事業承継・IT 活用等）／各種事業課題に関するセミナー 等
JETRO	模倣品・海賊版被害の無料相談窓口／海外侵害対策支援（侵害調査・警告等の費用助成）／冒認商標取消・防衛型係争支援／営業秘密流出防止支援／各国の知財制度情報やセミナー提供 等
商工会議所・商工会	経営相談／創業支援／補助金申請支援／ビジネスマッチング／地域ブランドや観光資源の活用支援 等
金融機関	資金供給／経営改善提案／ビジネスマッチング・販路開拓支援／知的財産・知的資産を踏まえた事業性評価・融資判断／補助金申請支援 等

図表 14 主要な支援機関の取り組み（知財支援機関）

機関名称	主な取り組み
日本弁理士会 各地域会	知的財産権制度の普及のための講演会／無料相談会を通じた助言／弁理士情報の整備 等
発明協会	知財人材育成（知財実務者研修、e ラーニング）／発明奨励・表彰事業（全国発明表彰・地方発明表彰）／普及啓発活動／次世代人材育成（少年少女発明クラブ、発明くふう展）等
各地域の経済産業局 （知的財産室）	知的財産活用に関するセミナー／知財経営の推進／地域ブランド形成支援・地域団体商標制度の利用支援／技術開発支援（Go-Tech 事業、ものづくり補助金等の案内）／海外出願支援 等
INPIT（（独）工業所有権情報・研修館）	窓口に所属の支援担当者による助言／弁理士・中小企業診断士等の専門家派遣／加速的支援（連続的な伴走支援） 等

都道府県において策定されている知的財産に関する計画やビジョンでは、全体を俯瞰すると下表に示す政策トピックが存在することがうかがえる。中でも「普及啓発」、「人材育成・知財教育」、「地域ブランド・地域資源」については多数の計画にみられる取り組みである。「学官連携・オープンイノベーション」については、産学官連携自体は広く行われている一方、開放特許活用等のオープンイノベーション型の施策は一部地域の計画に限定される。そして「農業・品種保護」、「デザイン活用」、「海外展開・グローバル知財対策」については、一部の地域における計画において取り扱われている。

なお、都道府県の計画における連携や体制の構築においては、「ワンストップ窓口の設置」、「支援機関間の連携強化や広域連携」、「中核支援拠点の設置」、「専門家団体との連携」、「基礎自治体との連携」への言及が見られた。

図表 15 都道府県の知財支援に関する計画・ビジョンの傾向

政策トピック	傾向
普及啓発	ほぼすべての都道府県が普及啓発を施策の柱として位置づけており、最も共通性の高いトピック。 ・ セミナー・説明会の開催：知財制度や活用に関するセミナーが最も一般的な手法（北海道、福島、東京、香川、鹿児島等） ・ ターゲット別の啓発：中小企業向け（北海道、東京）、スタートアップ向け（北海道、愛知）、経営者の意識改革（石川）、県民向け（鳥取、佐賀、鹿児島）など対象を明確にしている場合がある。岩手は「ターゲットを明確化した普及啓発」を明示。 ・ 知財マインド・風土づくり：知財を尊重する社会的気運の醸成を目標に掲げる例が多い（三重「意識づくり」、鳥取「風土づくり」、佐賀「社会的気運の醸成」、山口「知財マインド向上」） ・ 表彰制度による啓発：発明や創意工夫に対する表彰を、啓発手段として活用している（栃木「発明や創意工夫に対する表彰」「優秀デザインに対する表彰」）
人材育成・知財教育	普及啓発と並び、多数の都道府県が取り組むトピック。 ・ 企業内人材育成：中小企業の知財実務人材の育成（福井、北海道、鹿児島）、社会人の知財学習（大分）などの表記が見られる。 ・ 支援人材の確保・育成：知財支援の担い手となる専門人材の育成に言及がなされている地域がある。（北海道「知財支援人材の育成・確保」、静岡「地域で活躍する専門人材の育成」、山口「全国的組織との連携強化による知財人材確保」）

	・ 大学等における知財教育：大学等の取組として知財教育を明記（鳥取）、大学等の責務としての専門人材育成（佐賀）、大学等における知的財産教育の促進（鹿児島）などの表記が見られる。 ・ 若年層・青少年教育：少年少女発明クラブ（長野）、若年層への発明奨励事業（栃木）、青少年の知財マインド育成（福井）、子どもの創作環境整備（大分、鹿児島）など、次世代の裾野拡大にも取り組む
地域ブランド・地域資源	・ 地方部を中心に多くの県が重点施策として掲げており、地域経済活性化との結びつきが強いトピック。 ・ 地域団体商標・GI制度の活用：地域団体商標（北海道、岡山）や、GI保護制度の普及啓発（北海道）に言及する計画がある。 ・ 地域資源の発掘・ブランド化：優れた地域資源の発掘・評価（山口）、地域資源を活用したブランドの構築（神奈川）、地場産品を通じたプレミアムな価値提供（長野）などの表記が見られる。 ・ ブランドの創出～保護：地域ブランドの創出＋権利化（愛媛）、地域ブランドの保護・育成・創出の一連を記載（佐賀）、育成・保護・管理（山口）のように、ブランドのライフサイクル全体をカバーすることへの言及がある。 ・ 県産品のブランド化：知的財産制度を生かした県産品のブランド化（香川）、知的財産を活用したブランド化の推進（宮崎）など、一次産品への適用が目立つ ・ コンテンツ活用：北海道では「地域ブランド形成に向けたコンテンツの利用促進」を掲げ、コンテンツ分野との連動を図っている。
農業・品種保護	・ 農業・品種保護は地域ブランド施策の中に埋め込まれることが多いが、一部地域では、独立した項目として明示。 ・ 品種育成・保護：北海道では「優良な品種の育成・保護の強化」を戦略2の柱の一つとして明記し、愛媛では「育成者権の保護」を知財保護の一環として位置づける。 ・ 農産物知財の包括支援：栃木では「農産物に関する知的財産の包括的支援」を独立項目として設定。 ・ 農水産物に特化した戦略：宮崎は「農水産物知的財産戦略」として農水産分野に限定した知財戦略を策定している。
産学官連携・オープンイノベーション	産学官連携は多くの都道府県に共通する取組であるが、金融機関連携、オープンイノベーション、技術移転等の特徴を伴う計画も見られる。 ・ 産学官連携の推進：北海道、岩手、栃木、東京、静岡、大阪、岡山、鹿児島など広範に実施。共同研究の促進が中心。

	・ 産学官「金」連携：神奈川（産学公金ネットワーク）、鳥取（金融機関のコーディネート・資金供給）、長野（地域金融機関との連携支援）と、金融機関を加えた四者の連携に言及する地域も存在。 ・ 開放特許・特許流通：開放特許の活用によるオープンイノベーションの促進（愛知）や、「特許流通支援」・「県有特許の利用促進」（長野）等の形で、オープンイノベーションとの関係 ・ 技術移転：産学官連携による技術移転の促進（大阪）、大学等の研究成果の技術移転の促進（岡山）などに言及する計画も存在。 ・ スタートアップ支援：スタートアップにおける知財マネジメント（北海道）、スタートアップ・エコシステムの形成・充実（愛知）にも取り組む計画が存在。
デザイン活用	多くは地域ブランドや創造支援の中にデザインが組み込まれているが、一部の地域ではデザインが独立した項目として掲げられている。 ・ デザイン経営の普及：デザイン経営の普及・定着（愛知）、価値デザイン経営の理解促進（福島）と、経営手法としてのデザインを推進する動きがある。 ・ デザイン表彰・認定：栃木では「優秀デザインに対する表彰」・「優良デザイン認定によるブランド化支援」と複数のデザイン関連施策を展開 ・ 製品の高付加価値化：デザインを活用した製品等の高付加価値化支援（栃木）、デザイン、コンテンツ開発等への支援（東京） ・ ブランド戦略との連動：デザインや商標等を活用したブランド形成の促進（北海道）、デザイン支援・ブランド戦略（神奈川）と、ブランド化施策の手段としてデザインを位置づける例も存在。
海外展開・グローバル知財対策	全般に保護施策の一部として簡潔に記載される傾向にある。 ・ 冒認商標・模倣品対策：北海道では、冒認出願対策・模倣品対策・海賊版対策を個別に明記しているほか、福島（外国出願・冒認商標対策・模倣品対策）、香川（冒認出願対策）、石川（模倣品被害等のトラブル支援）でも言及がなされている。 ・ 外国出願支援：海外における特許権等の取得支援（栃木）や、海外出願に対する支援（岡山）に言及する場合も存在。 ・ 技術流出防止：海外への技術流出防止に関する普及啓発（北海道）、営業秘密・技術の流出防止（鳥取）と、技術流出防止を明記する例も一部地域に見られる。 ・ 海外展開の知財支援：中小企業等の海外展開に対する知財支援の展開（北海道）、海外展開における知財活用の推進（大

	分)、海外における知的財産の保護に関する情報提供（鹿児島）などの記載が見られる。

市町村において実施されている知的財産に関する支援施策について情報収集を行った結果「知的財産権の取得に関する補助」、「相談窓口」、「セミナー」、「地域ブランド支援」、「技術ブランド・技術表彰」、「開放特許・知財マッチング」等の支援メニューが展開されていることがうかがえた。

図表 16 市町村における知財支援の取組傾向（1/6 知的財産権の取得に関する補助）

支援のアプローチ
知的財産権の取得に関する補助
概要
・補助金の補助率・対象権利種別・対象費目の範囲には様々なパターンが存在し、条件設定に応じて政策の意図は変わり得る。 ・補助率は2分の1が主流と思われるが、上限額は自治体によって大きく異なる。 ・特許権のみを補助対象とする場合もあれば、特許・実用新案・意匠・商標の4種すべてを対象とする場合もある。権利種別ごとに上限額を分けて設定する例もあれば、権利種別を問わず一律金額を設定する例もある。 ・対象経費について、特許庁への出願料・審査請求料のみを対象とする場合と、弁理士報酬や先行技術調査費用まで含む場合がある。 ・申請タイミングについて、出願前に事前申請を求める「事前申請型」と、出願・取得後に実績ベースで申請する「事後申請型」の両方が見られる。 ・基本的には国内出願を対象にした事業が大半であると推察される。
参考 URL
富士宮市 知的財産権取得事業費補助金 https://www.city.fujinomiya.lg.jp/1025300000/p002285.html 小牧市 中小企業知的財産権取得事業費補助金 https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/chiikikassei/syoutoku/1/6/2/9058.html 吹田市 知的財産権取得事業補助金 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018028/1018029/1018030/1011571.html 葛飾区 知的所有権取得費補助事業 https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000011/1034399/1004959.html 江戸川区 知的財産権の出願にかかる助成金 https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e093/shigotosangyo/jigyosha_oen/sangyo_jigyosya/jyosei/kakusyuninshoseido/chitekizaisan.html 別府市 知的財産権取得促進事業補助金 https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/sangyousinkou/sonota/chitekizaisan.html

図表 17 市町村における知財支援の取組傾向（2/6 相談窓口）

支援のアプローチ
相談窓口
概要
・オンライン相談・広域連携の取り組みとして、自治体や支援機関が共催する知財相談会、オンライン予約制の知財相談、遠隔地から参加可能な WEB 会議形式の個別相談などが実施されている。窓口来所・出張相談とオンライン相談を組み合わせることで、地域内の中小企業が場所を問わず専門家にアクセスできる体制を整える例が見られる。 ・INPIT（知財総合支援窓口）が支援機関連携のハブになっている場合もあり、各都道府県に設置された窓口が、市町村・商工会議所・金融機関などと連携しつつ、中小企業の知財相談をワンストップで受け付けている。支援担当者が経営課題と知財課題を一体的に把握し、必要に応じて弁理士・弁護士・中小企業診断士等の専門家派遣や、自治体の補助金・セミナー情報への橋渡しを行う仕組みが構築されてきている。
参考 URL
INPIT 北海道知財総合支援窓口（サテライト、Web 会議システムを利用した相談） https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/hokkaido/files/docs/satellite_web.pdf INPIT 知財総合支援窓口で受けられる支援とその広がり https://www.inpit.go.jp/consul/chizaimadoguchi/index.html

図表 18 市町村における知財支援の取組傾向（3/6 セミナー）

支援のアプローチ
セミナー
概要
・市町村による主催または関係機関と連携した実践型セミナーが開催されており、知的財産の基礎をはじめ、事業開発・ブランド戦略・DX 実装などテーマは多岐にわたる。 ・セミナー単発ではなく、専門家による伴走支援、スタートアップやデザイナー等とのマッチング、成果発表会等と一体化したプログラムとして設計し、新規事業創出や知財活用による高付加価値化を後押しする狙いもうかがえる。
参考 URL
富士市「新産業創出研究セミナー」 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035050000/p007742.html 京都市「京都市ライフイノベーション創出コミュニティ『KLIS-X』」 https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000346616.html 八尾市「八尾ものづくりカレッジ」 https://www.city.yao.osaka.jp/sangyou_business/sangyoushinkou_kigyoushien/1014674/1012834/1009192/1011970.html 呉市「J-GoodTech 活用セミナー in 呉」（マッチング基盤活用セミナー） https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/40/j-goodtech.html

浦添市「うらそえ産品応援プロジェクト」

<https://www.city.urasoe.lg.jp/doc/2025042500033/>

静岡市「アトツギベンチャー伴走プログラム」（実践セミナー＋伴走支援）

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2859/s013095.html>

図表 19 市町村における知財支援の取組傾向（4/6 地域ブランド支援）

支援のアプローチ
地域ブランド支援
概要
・「地域団体商標」に関する市町村の取り組みとして、登録済みの地域団体商標を活用した認定店制度の構築・PR、販路拡大のための展示会出展補助、地域ブランド推進方針に基づく登録・維持支援などが見られる。 ・地理的表示（GI）に関する市町村の取り組みとして、GI 登録製品のブランド推進・PR、資源管理支援、地域ブランドとしての周知活動（登録後の活用支援）が主で、補助金によるブランド力強化対策を講じる事例がある。 ・デザイン経営に関する市町村の取り組みとしては、企業とデザイナー・大学のマッチングによる新製品開発支援、ワークショップ・セミナー開催、伴走型プログラムによるブランド構築・組織変革支援が見られる。
参考 URL
静岡県 三島市 みしまコロッケ認定店募集 https://www.city.mishima.shizuoka.jp/site/mishima-korokke/3573.html 愛知県 西尾市 「西尾の抹茶」（地域団体商標） https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/shoukai/ichiran/5204296.html 愛知県 常滑市 常滑焼総合販売戦略サポート事業 https://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/sangyo/1005293.html 岡山県 岡山市 岡山市産農産物ブランド力向上チャレンジ事業補助金（認知度向上チャレンジ） https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000009532.html 山口県 岩国市 岩国ブランド推進（地域団体商標登録等支援補助金 含む） https://www.city.iwakuni.lg.jp/life/2/16/205/ 岐阜県 高山市 飛騨高山ブランド振興事業補助金 https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1015267/1005956.html 広島県 庄原市 「比婆牛」GI 登録・ブランド推進 https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/nogyo/cat02/post_855.html 広島県 廿日市市 大野あさりのブランド化の推進（GI） https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/29/58261.html 静岡県 富士市 「ものづくり×デザイン」プロジェクト https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035050000/p004481.html 静岡県 富士市 新産業創出研究セミナー https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035050000/p007742.html

奈良県 奈良市 奈良市デザイン経営支援 https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyosyashien/188421.html 岡山県 倉敷市 デザイン経営推進事業 https://www.city.kurashiki.okayama.jp/business/industry/1012619/1018019/index.html

図表 20 市町村における知財支援の取組傾向（5/6 技術ブランド・技術表彰）

支援のアプローチ
技術ブランド・技術表彰
概要
・市町村が、地域の中小企業等による優れた製品・技術・サービスを認定ブランドや技術表彰として位置付け、品質・技術力の「見える化」により地域発の技術ブランドを形成している。 ・認定された企業は、ブランドロゴの利用、市ウェブサイト・パンフレット・冊子等での情報発信、展示会への共同出展や専用ショップでの販売など、販路開拓・プロモーション面での支援を受けられる。 ・多くの制度で、専門家等による審査委員会が設置され、技術性・独自性・市場性・デザイン性等の観点から選定が行われており、一部では SDGs・環境配慮など社会的価値への貢献も評価軸として意識されていると考えられる。
参考 URL
東大阪市「東大阪ブランド推進事業（東大阪ブランド認定）」 https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000028826.html 厚木市「あつぎものづくりブランド」 http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/sangyoshinkoka/9/8/2288.html 豊田市「豊田ものづくりブランド」 https://toyota-mb.com/ 諏訪市「地域ブランド『SUWA プレミアム』」 https://www.city.suwa.lg.jp/soshiki/15/4043.html

図表 21 市町村における知財支援の取組傾向（6/6 開放特許・知財マッチング）

支援のアプローチ
開放特許・知財マッチング
概要
・大企業や大学、公的研究機関等が保有する開放特許・技術シーズを市町村や支援機関が集約・紹介し、中小企業とのマッチングを通じて新製品開発や新規事業創出を促す取組が行われている。 ・マッチング会・セミナー形式で開放特許の活用方法や事例を共有しつつ、登壇企業との個別面談やコーディネータによるニーズ聞き取り等を組み合わせて、具体的な協業・ライセンスにつなげる取組が行われている。

・一部の自治体では、自ら（又は所管試験研究機関）が保有する特許の利活用相談や、J-GoodTech 等の公的マッチング基盤を活用した企業間マッチング支援もあわせて実施している。
参考 URL
旭川市（（一財）旭川産業創造プラザ）「開放特許利活用セミナー」 https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/hokkaido/news/cat2793/ 江戸川区「受発注あっせん・ものづくり相談（知的財産相談等）」 https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e093/shigotosangyo/jigyosha_oen/sangyo_jigyosya/sodan/monodukurisodan.html 八王子市「大手企業の『開放特許』を活用した知的財産マッチング会」 https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/website/matching/20251104.html 川崎市「大企業と中小企業の知的財産マッチング支援」 https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000017805.html 富士宮市「川崎モデル知的財産交流事業」 https://www.city.fujinomiya.lg.jp/sangyo/joho/chitekizaisanshien/kawasakimodel/index.html 名古屋市「市保有特許の使用に関する相談（名古屋市工業研究所）」 https://www.city.nagoya.jp/jigyou/sangyou/1026356/1026380/1026382.html 呉市「J-GoodTech 活用セミナー in 呉」 https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/40/j-goodtech.html

都道府県と市町村における取り組み内容を比較すると、下表のような取り組みの違いや役割分担がなされていることがうかがえる。

図表 22 都道府県と市町村における取り組みの違いや役割分担

戦略・計画	都道府県が知財推進計画やビジョンを策定し、地域産業の特性を踏まえた重点分野の設定や施策の方向性を示す役割を担っている。一方、市町村はこうした広域的な戦略・計画の下、個社や地域に密着した具体的な支援事業を実行する役割を担っている。
相談窓口	都道府県レベルに設置される INPIT 知財総合支援窓口（国の事業）との連携や、県内産業支援機関への事業費交付、知財人材の育成方針の提示などを通じて、県域全体の支援インフラが整備されている。市町村は、市役所や商工会議所等に身近な相談窓口を設置・運営し、事業者が日常的にアクセスできるフロントラインとしての機能を果たしている。
普及啓発	都道府県が県域全体を対象とした知財マインドの醸成や風土づくり、ターゲット別（中小企業、スタートアップ、経営者、県民、青少年等）の啓発方針を掲げている。市町村は、関係機関と連携した実践型セミナーの開催や、専門家による伴走支援プログラムの実行など、事業者に直接届く普及啓発活動を展開している。

第3章 その他の公開情報調査

中小企業における知財経営を実行・支援していくにあたり参考となりそうな文献情報（支援事例集、各種ガイドブック）を整理した。

図表 23 知的財産に関する「支援事例集」

トピック	発行元・発行年	名称	参照 URL
活動事例・支援事例	特許庁 2020 年	知的財産を経営に生かす知財活用事例集「Rights」～その価値を、どう使うか～	https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyou_jirei2020.html
	特許庁 2024 年	知財活動事例集 ～中小企業の舞台裏 14 事例～	https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyou_jirei2024.html
	特許庁 2018 年	知的財産権活用企業事例集 2018 ～知恵と知財でがんばる中小企業 52～	https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyou_jirei2018.html
	INPIT 知財総合支援窓口 随時更新	支援事例 / 窓口支援（事例集） 知財総合支援窓口 知財ポータル	https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/
	関東経済産業局 2024 年	知財経営推進ベストプラクティス創出事業 （※旧事業名：知財経営伴走支援・支援人材育成事業）	https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chizai/chizai_keiei_sokushin_shien.html
	中部経済産業局 2024 年	知的財産経営ハンズオン支援事業	https://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/sesaku/hands_on/hands_on_toppage.html
知財戦略事例	特許庁 2021 年	新事業創造に資する知財戦略事例集 ～「共創の知財戦略」実践に向けた取り組みと課題～	https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2021.html
	特許庁 2019 年	経営における知的財産戦略事例集	https://www.jpo.go.jp/support/example/keiei_senryaku_2019.html
	特許庁 2020 年	経営戦略を成功に導く知財戦略【実践事例集】	https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2020.html
	特許庁	一歩先行く国内外ベンチャ	https://www.jpo.go.jp/res

	2017 年	一企業の知的財産戦略事例集	ources/report/sonota/document/kokusai_kenrika/h29_01.pdf
商標・ブランド	特許庁 2024 年・ 2019 年	商標の活用事例集「事例から学ぶ 商標活用ガイド」(2024 年版／2019 年版)	https://www.jpo.go.jp/support/example/trademark_guide2024.html
意匠・デザイン	特許庁 2024 年・ 2017 年	事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド	https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html
	特許庁 2012 年	なるほど、日本の素敵な製品デザイン戦略と知的財産権の事例集-2	https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/design_chizai_jirei2.html
無形資産	特許庁 2022 年	企業価値向上に資する知的財産活用事例集 ―無形資産を活用した経営戦略の実践に向けて―	https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2022.html
技術流出 対策・経済 安全保障	経済産業 省 2017 年	秘密情報の保護・活用事例集	https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html
	経済産業 省 2025 年	経済安全保障上の課題への対応 (民間ベストプラクティス集) ―第 2.0 版―	https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/index.html
データ利 活用・DX	経済産業 省 2021 年	データ利活用の事例集	https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/data.html
外国出願・ 海外展開	特許庁 2024 年	外国出願補助金事例集	https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikoku_syutugan.html

図表 24 知財経営・知財活動に関するガイドブック

トピック	発行元・ 発行年	名称	参照 URL
知財経営	特許庁 2023 年	知財経営の実践に向けたコミュニケーションガイドブック ～経営層と知財部門が連携し企業価値向上を実現する実践事例集～	https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_keiei_guide.html
	特許庁 2022 年	知財の目線で事業計画に向き合う！経営者との対話術	https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-

			chusho/taiwajyutsu.html
	特許庁 2021 年	事業課題に対応した知財の アクションガイド	https://www.jpo.go.jp/res ources/report/chiiki- chusho/document/hands- on/action-guide.pdf
契約・知財 取引	中 小 企 業庁 2021 年・ 2024 年・ 2026 年	知的財産取引に関するガイ ドライン・契約書のひな形	https://www.chusho.meti.g o.jp/keiei/torihiki/chiza i_guideline.html
IP ランド スケープ	特許庁 2024 年	経営戦略に資する IP ランド スケープ実践ガイドブック	https://www.jpo.go.jp/sup port/example/ip- landscape-guide/
技術流出 対策・営業 秘密	経 済 産 業省 2024 年	営業秘密～営業秘密を守り 活用する～	https://www.meti.go.jp/po licy/economy/chizai/chite ki/trade-secret.html
	経 済 産 業省 2025 年	技術流出対策ガイダンス 第 1 版	https://www.meti.go.jp/po licy/economy/economic_sec urity/guidance.pdf
データ利 活用・DX	経 済 産 業省 2020 年	データ利活用のでびき / データ利活用のポイント集	https://www.meti.go.jp/po licy/economy/chizai/chite ki/data.html
企業価値・ 無形資産・ 事業承継	特許庁 2022 年	企業価値向上に資する知的 財産活用事例集－無形資産 を活用した経営戦略の実践 に向けて－	https://www.jpo.go.jp/sup port/example/chizai_senry aku_2022.html
	特許庁 2025 年	令和 6 年度 中小企業の知財 活用及び金融機能活用によ る企業価値向上支援事業（知 財レポートを活用した中小 企業における金融機関への 情報開示に関する調査研究） 報告書	https://www.jpo.go.jp/res ources/report/chiiki- chusho/r6-chusho- chizaireport.html
	特許庁 2020 年	令和元年度 中小企業等知財 支援施策検討分析事業 知財 を切り口とした中小企業の 事業承継における支援の在 り方に関する調査実証研究 の報告書	https://www.jpo.go.jp/res ources/report/chiiki- chusho/jigyokesho- shien.html
農林水産・	特許庁	令和 6 年度 中小企業等知財	https://www.jpo.go.jp/res

知財普及	2025 年	支援施策検討分析事業（農林水産分野における知的財産普及に関する調査実証研究）報告書・ワークショップテキスト	ources/report/chiiki-chusho/r6-chusho-shien-nourinsuisan.html
海外知財・訴訟対応	特許庁 2019 年	海外における知財訴訟の実態調査 報告書	https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/kokusai_kenrika.html
大学研究者	特許庁 2025 年	研究活動を前に進めるヒント～きっと見つかる！あなたにぴったりの特許の使い方～	https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_08_pamphlet.pdf
ダイバーシティ、兼業・副業	特許庁 2024 年	Diversity & Innovation～知財エコシステム活性化のカギとなる女性活躍事例～	https://www.jpo.go.jp/support/example/diversity_innovation.html
	特許庁 2020 年	知財人材の兼業・副業により期待されるメリットと実践のための手引き・工夫集	https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2020_05_zentai-besshi.pdf

第4部 海外調査の結果

第1章 調査対象国の選定について

2024 年における WIPO「グローバルイノベーションインデックス（GII）」の総合順位を考慮し¹、米国・英国・ドイツ・中国・韓国・スイス・スウェーデン・シンガポール・フィンランドに加えて、台湾を対象に、中小企業支援に関する支援施策等の情報収集を実施した。

図表 25 WIPO「グローバルイノベーションインデックス（GII）」総合順位

GII 総合順位	国・地域	GII 総合順位	国・地域
1	スイス	11	中国
2	スウェーデン	12	フランス
3	米国	13	日本
4	シンガポール	14	カナダ
5	英国	15	イスラエル
6	韓国	16	エストニア
7	フィンランド	17	オーストリア
8	オランダ王国	18	香港（中国）
9	ドイツ	19	アイルランド
10	デンマーク	20	ルクセンブルク

図表 26 （参考）各国の中小企業の定義一覧

米国	製造業：従業員数 500 人以下～同 1500 人以下 卸売業：従業員数 100 人以下～同 250 人以下 小売業：年間売上高 800 万ドル以下～同 4150 万ドル以下 飲食業：年間売上高 800 万ドル以下～同 4150 万ドル以下 等
英国	零細企業 売上高：100 万ポンド以下 貸借対照表総額：50 万ポンド以下 従業員数：10 人以下 中小企業 売上高：1500 万ポンド以下 貸借対照表総額：750 万ポンド以下 従業員数：50 人以下 中規模企業 売上高：5400 万ポンド以下 貸借対照表総額：2700 万ポンド以下 従業員数：250 人以下
ドイツ	EU（欧州委員会）の共通定義（欧州委員会勧告 2003/361/EC）に準拠 零細企業：従業員 10 人未満且つ、年間売上高又は、年次貸借対照

¹ 2025 年 6 月に策定の「知的財産推進計画 2025」において、KPI の 1 つとして、「知財・無形資産投資の促進や AI 等の先端技術の利活用の推進等を通じ、知的創造サイクルを加速化することにより、2035 年までに、WIPO の『グローバルイノベーション指数』の上位 4 位以内を目指す。」ことが謳われている。

	表 200 万ユーロ以下 小企業：従業員 50 人未満且つ、年間売上高又は、年次貸借対照表 1,000 万ユーロ以下 中規模企業：従業員 250 人未満且つ、年間売上高 5,000 万ユーロ 以下又は、年次貸借対照表 4,300 万ユーロ以下																																																																																																																																															
中国	以下のように、業種ごとに基準が設けられている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th><th>指標</th><th>単位</th><th>大型</th><th>中型</th><th>小型</th><th>微型</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林牧漁業</td><td>営業収入 (Y)</td><td>万元</td><td>$Y \geq 20000$</td><td>$500 \leq Y < 20000$</td><td>$50 \leq Y < 500$</td><td>$Y < 50$</td></tr> <tr> <td rowspan="2">工業</td><td>従業者数 (X)</td><td>人</td><td>$X \geq 1000$</td><td>$300 \leq X < 1000$</td><td>$20 \leq X < 300$</td><td>$X < 20$</td></tr> <tr> <td>営業収入 (Y)</td><td>万元</td><td>$Y \geq 40000$</td><td>$2000 \leq Y < 40000$</td><td>$300 \leq Y < 2000$</td><td>$Y < 300$</td></tr> <tr> <td rowspan="2">建築業</td><td>営業収入 (Y)</td><td>万元</td><td>$Y \geq 80000$</td><td>$6000 \leq Y < 80000$</td><td>$300 \leq Y < 6000$</td><td>$Y < 300$</td></tr> <tr> <td>資産総額 (Z)</td><td>万元</td><td>$Z \geq 80000$</td><td>$5000 \leq Z < 80000$</td><td>$300 \leq Z < 5000$</td><td>$Z < 300$</td></tr> <tr> <td rowspan="2">卸売業</td><td>従業者数 (X)</td><td>人</td><td>$X \geq 200$</td><td>$20 \leq X < 200$</td><td>$5 \leq X < 20$</td><td>$X < 5$</td></tr> <tr> <td>営業収入 (Y)</td><td>万元</td><td>$Y \geq 40000$</td><td>$5000 \leq Y < 40000$</td><td>$1000 \leq Y < 5000$</td><td>$Y < 1000$</td></tr> <tr> <td rowspan="2">小売業</td><td>従業者数 (X)</td><td>人</td><td>$X \geq 300$</td><td>$50 \leq X < 300$</td><td>$10 \leq X < 50$</td><td>$X < 10$</td></tr> <tr> <td>営業収入 (Y)</td><td>万元</td><td>$Y \geq 20000$</td><td>$500 \leq Y < 20000$</td><td>$100 \leq Y < 500$</td><td>$Y < 100$</td></tr> <tr> <td rowspan="2">交通運輸業</td><td>従業者数 (X)</td><td>人</td><td>$X \geq 1000$</td><td>$300 \leq X < 1000$</td><td>$20 \leq X < 300$</td><td>$X < 20$</td></tr> <tr> <td>営業収入 (Y)</td><td>万元</td><td>$Y \geq 30000$</td><td>$3000 \leq Y < 30000$</td><td>$200 \leq Y < 3000$</td><td>$Y < 200$</td></tr> <tr> <td rowspan="2">倉庫業</td><td>従業者数 (X)</td><td>人</td><td>$X \geq 200$</td><td>$00 \leq X < 200$</td><td>$20 \leq X < 100$</td><td>$X < 20$</td></tr> <tr> <td>営業収入 (Y)</td><td>万元</td><td>$Y \geq 30000$</td><td>$1000 \leq Y < 30000$</td><td>$100 \leq Y < 1000$</td><td>$Y < 100$</td></tr> <tr> <td rowspan="2">郵便業</td><td>従業者数 (X)</td><td>人</td><td>$X \geq 1000$</td><td>$300 \leq X < 1000$</td><td>$20 \leq X < 300$</td><td>$X < 20$</td></tr> <tr> <td>営業収入 (Y)</td><td>万元</td><td>$Y \geq 30000$</td><td>$2000 \leq Y < 30000$</td><td>$100 \leq Y < 2000$</td><td>$Y < 100$</td></tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊業</td><td>従業者数 (X)</td><td>人</td><td>$X \geq 300$</td><td>$00 \leq X < 300$</td><td>$10 \leq X < 100$</td><td>$X < 10$</td></tr> <tr> <td>営業収入 (Y)</td><td>万元</td><td>$Y \geq 10000$</td><td>$2000 \leq Y < 10000$</td><td>$100 \leq Y < 2000$</td><td>$Y < 100$</td></tr> <tr> <td rowspan="2">飲食業</td><td>従業者数 (X)</td><td>人</td><td>$X \geq 300$</td><td>$00 \leq X < 300$</td><td>$10 \leq X < 100$</td><td>$X < 10$</td></tr> <tr> <td>営業収入 (Y)</td><td>万元</td><td>$Y \geq 10000$</td><td>$2000 \leq Y < 10000$</td><td>$100 \leq Y < 2000$</td><td>$Y < 100$</td></tr> <tr> <td>情報通信業</td><td>従業者数 (X)</td><td>人</td><td>$X \geq 2000$</td><td>$100 \leq X < 2000$</td><td>$10 \leq X < 100$</td><td>$X < 10$</td></tr> </tbody> </table>						業種名	指標	単位	大型	中型	小型	微型	農林牧漁業	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 20000$	$500 \leq Y < 20000$	$50 \leq Y < 500$	$Y < 50$	工業	従業者数 (X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 40000$	$2000 \leq Y < 40000$	$300 \leq Y < 2000$	$Y < 300$	建築業	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 80000$	$6000 \leq Y < 80000$	$300 \leq Y < 6000$	$Y < 300$	資産総額 (Z)	万元	$Z \geq 80000$	$5000 \leq Z < 80000$	$300 \leq Z < 5000$	$Z < 300$	卸売業	従業者数 (X)	人	$X \geq 200$	$20 \leq X < 200$	$5 \leq X < 20$	$X < 5$	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 40000$	$5000 \leq Y < 40000$	$1000 \leq Y < 5000$	$Y < 1000$	小売業	従業者数 (X)	人	$X \geq 300$	$50 \leq X < 300$	$10 \leq X < 50$	$X < 10$	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 20000$	$500 \leq Y < 20000$	$100 \leq Y < 500$	$Y < 100$	交通運輸業	従業者数 (X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 30000$	$3000 \leq Y < 30000$	$200 \leq Y < 3000$	$Y < 200$	倉庫業	従業者数 (X)	人	$X \geq 200$	$00 \leq X < 200$	$20 \leq X < 100$	$X < 20$	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 30000$	$1000 \leq Y < 30000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$	郵便業	従業者数 (X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 30000$	$2000 \leq Y < 30000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$	宿泊業	従業者数 (X)	人	$X \geq 300$	$00 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 10000$	$2000 \leq Y < 10000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$	飲食業	従業者数 (X)	人	$X \geq 300$	$00 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 10000$	$2000 \leq Y < 10000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$	情報通信業	従業者数 (X)	人	$X \geq 2000$	$100 \leq X < 2000$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
業種名	指標	単位	大型	中型	小型	微型																																																																																																																																										
農林牧漁業	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 20000$	$500 \leq Y < 20000$	$50 \leq Y < 500$	$Y < 50$																																																																																																																																										
工業	従業者数 (X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$																																																																																																																																										
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 40000$	$2000 \leq Y < 40000$	$300 \leq Y < 2000$	$Y < 300$																																																																																																																																										
建築業	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 80000$	$6000 \leq Y < 80000$	$300 \leq Y < 6000$	$Y < 300$																																																																																																																																										
	資産総額 (Z)	万元	$Z \geq 80000$	$5000 \leq Z < 80000$	$300 \leq Z < 5000$	$Z < 300$																																																																																																																																										
卸売業	従業者数 (X)	人	$X \geq 200$	$20 \leq X < 200$	$5 \leq X < 20$	$X < 5$																																																																																																																																										
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 40000$	$5000 \leq Y < 40000$	$1000 \leq Y < 5000$	$Y < 1000$																																																																																																																																										
小売業	従業者数 (X)	人	$X \geq 300$	$50 \leq X < 300$	$10 \leq X < 50$	$X < 10$																																																																																																																																										
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 20000$	$500 \leq Y < 20000$	$100 \leq Y < 500$	$Y < 100$																																																																																																																																										
交通運輸業	従業者数 (X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$																																																																																																																																										
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 30000$	$3000 \leq Y < 30000$	$200 \leq Y < 3000$	$Y < 200$																																																																																																																																										
倉庫業	従業者数 (X)	人	$X \geq 200$	$00 \leq X < 200$	$20 \leq X < 100$	$X < 20$																																																																																																																																										
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 30000$	$1000 \leq Y < 30000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$																																																																																																																																										
郵便業	従業者数 (X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$																																																																																																																																										
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 30000$	$2000 \leq Y < 30000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$																																																																																																																																										
宿泊業	従業者数 (X)	人	$X \geq 300$	$00 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$																																																																																																																																										
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 10000$	$2000 \leq Y < 10000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$																																																																																																																																										
飲食業	従業者数 (X)	人	$X \geq 300$	$00 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$																																																																																																																																										
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 10000$	$2000 \leq Y < 10000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$																																																																																																																																										
情報通信業	従業者数 (X)	人	$X \geq 2000$	$100 \leq X < 2000$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$																																																																																																																																										

		営業収入(Y)	万元	$Y \geq 100000$	$1000 \leq Y < 100000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$
	ソフトウェア・情報技術サービス業	従業者数(X)	人	$X \geq 300$	$00 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
		営業収入(Y)	万元	$Y \geq 10000$	$1000 \leq Y < 10000$	$50 \leq Y < 1000$	$Y < 50$
	不動産開発・経営	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 200000$	$1000 \leq Y < 200000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$
		資産総額(Z)	万元	$Z \geq 10000$	$5000 \leq Z < 10000$	$2000 \leq Z < 5000$	$Z < 2000$
	不動産管理	従業者数(X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$100 \leq X < 300$	$X < 100$
		営業収入(Y)	万元	$Y \geq 5000$	$000 \leq Y < 5000$	$500 \leq Y < 1000$	$Y < 500$
	リース・事業サービス業	従業者数(X)	人	$X \geq 300$	$00 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
		資産総額(Z)	万元	$Z \geq 120000$	$8000 \leq Z < 120000$	$100 \leq Z < 8000$	$Z < 100$
	その他	従業者数(X)	人	$X \geq 300$	$00 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
韓国	主な業種の3年平均売上高基準を満たすこと。 業種を問わず総資産が5,000億ウォン未満。						
スイス	中小企業（SMEs）は従業員数が250人未満の企業と定義。 零細企業 従業員数：1～9人 小規模企業 従業員数：10～49人 中規模企業 従業員数：50～249人						
スウェーデン	EU（欧州委員会）の共通定義（欧州委員会勧告 2003/361/EC）に準拠 零細企業：従業員10人未満且つ、年間売上高又は、年次貸借対照表200万ユーロ以下 小企業：従業員50人未満且つ、年間売上高又は、年次貸借対照表1,000万ユーロ以下 中規模企業：従業員250人未満且つ、年間売上高5,000万ユーロ以下又は、年次貸借対照表4,300万ユーロ以下						
シンガポール	中小企業の定義は法令で規定されていないが、シンガポール企業庁（Enterprise Singapore）のホームページでは、「年間売上高が1億シンガポールドル以下、または従業員数が200人以下」と定義されている。						
フィンランド	EU（欧州委員会）の共通定義（欧州委員会勧告 2003/361/EC）に準拠 零細企業：従業員10人未満且つ、年間売上高又は、年次貸借対照表200万ユーロ以下 小企業：従業員50人未満且つ、年間売上高又は、年次貸借対照表1,000万ユーロ以下 中規模企業：従業員250人未満且つ、年間売上高5,000万ユーロ						

	以下又は、年次貸借対照表 4,300 万ユーロ以下
台湾	中小企業：資本金が 1 億新台幣ドル（約 4 億 5500 万円）以下 常時雇用する従業員数が 200 人未満 （従業員数の判定は、労働部勞工保險局が受理した直近 12 か月の平均保険加入者数を基準とする） 小規模企業：常時雇用する従業員数が 5 人未満の中小企業を指す

図表 27（参考）各国における中小企業向け知財施策の主な調査範囲

国・地域	機関名（英語）	公式 HP URL
米国	United States Patent and Trademark Office (USPTO)	https://www.uspto.gov/
英国	Intellectual Property Office (UK IPO)	https://www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office
ドイツ	German Patent and Trade Mark Office (DPMA)	https://www.dpma.de
中国	China National Intellectual Property Administration (CNIPA)	https://www.cnipa.gov.cn
韓国	Korean Intellectual Property Office / Ministry of Intellectual Property (KIPO/MOIP)	https://www.kipo.go.kr/ko/MainApp.do
スイス	Swiss Federal Institute of Intellectual Property (IPI)	https://www.ige.ch/de/
スウェーデン	Swedish Intellectual Property Office (PRV)	https://www.prv.se/sv/
シンガポール	Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)	https://www.ipos.gov.sg/
フィンランド	Finnish Patent and Registration Office (PRH)	https://www.prh.fi/fi/index.html
台湾	Taiwan Intellectual Property Office (TIPO)	https://www.tipo.gov.tw

※各国知財庁の公式ホームページに加えて、キーワード検索や、各国の知財政策に関連する計画書・戦略等も参照し、施策情報を収集した。

図表 28 (参考) 各国の中小企業支援に関連する知財施策情報の URL

米国	初回出願人向け早期審査パイロットプログラム https://www.uspto.gov/initiatives/first-time-filer-expedited-examination-program
	プロセ出願支援プログラム https://www.uspto.gov/patents/basics/using-legal-services/pro-se-assistance-program
	特許プロボノ・プログラム https://www.uspto.gov/patents/basics/using-legal-services/pro-bono/patent-pro-bono-program
	ロースクールクリニック認証プログラム https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/public-information-about-practitioners/law-school-clinic-1
	グローバル知的財産アカデミー https://www.uspto.gov/ip-policy/global-intellectual-property-academy
	知的財産プロテクト https://www.iprcenter.gov/ip-protect
	グローバル知的財産アカデミー 同上
	IP Attaché Program https://www.uspto.gov/ip-policy/ip-attache-program
	Stopfakes.gov https://www.stopfakes.gov/
	USPTO アウトリーチオフィス https://www.uspto.gov/about-us/uspto-office-locations?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=
	Indian Arts and Crafts Act (インディアン芸術工芸活動法) https://www.doi.gov/iacb/act
英国	One IPO Transformation Program https://www.gov.uk/government/publications/one-ipo-transformation-programme/one-ipo-transformation-programme
	Standard Essential Patents (SEPs) Resource Hub https://www.gov.uk/government/collections/seps-resource-hub
	Statements of Grant for International Designs https://www.gov.uk/government/news/ipo-introduces-statements-of-grant-for-international-designs
	Patent Box (特許ボックス税制) https://www.gov.uk/guidance/corporation-tax-the-patent-box
	IP Advance 制度 https://www.cipa.org.uk/news/uk-ipo-launches-new-sme-financial-support-scheme-ip-advance/
	UK PatLib Network https://www.gov.uk/government/publications/uk-patlib-network
	Secure Innovation Security Reviews https://www.gov.uk/government/news/new-backing-for-small-businesses-to-protect-their-intellectual-property-from-security-threats
	IP Clinic https://www.cipa.org.uk/ip-clinics/
	One IPO Search https://www.gov.uk/government/news/new-patent-search-tool-to-boost-uk-innovation
	IP Equip Welcome to IPO's online support tools. These have been designed to help you: Intellectual Property Office
	IP Masterclass https://www.gov.uk/government/publications/intellectual-property-training-course-ip-master-class/intellectual-property-training-course-ip-master-class

	Lambert Toolkit https://www.gov.uk/guidance/university-and-business-collaboration-agreements-lambert-toolkit
	IP Attaché network https://ipo.blog.gov.uk/2024/07/30/around-the-world-with-our-ip-attache-network/
	International IP Service https://www.gov.uk/government/collections/international-ip-service
	High Growth IP Loan (高成長 IP ローン) https://www.natwestgroup.com/news-and-insights/news-room/press-releases/enterprise/2024/jan/natwest-launches-intellectual-property-based-lending-to-fuel-hig.html
ドイツ	知的財産に関するイベントのサポート https://www.dpma.de/service/vortragsservice/index.html
	WIPANO プロジェクト https://www.innovation-beratung-foerderung.de/INNO/Redaktion/DE/Dossiers/wipano-unternehmen-patentierung.html?cms_docId=415202
	PIZnet アクションウィーク https://www.dpma.de/english/services/public_relations/press_releases/20250826/index.html
中国	特許出願・取得に対する補助金の縮小 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/27/content_5583088.htm
	特許の実用化・産業化能力の向上促進に向けた措置(北京市) https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/zcwj92/743802278/index.html
	中小企業知財集積発展区の認定・支援(北京市) https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/zcwj92/743802278/index.html
	「浙江知識産権オンライン」によるデジタルガバナンス(浙江省) https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/
	知財専門機関の「走基層 惠万家」活動(山西省) https://www.stdaily.com/web/gdxw/2024-11/12/content_257170.html
	https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/2/19/art_55_197589.html
	特許予審をきっかけにしたイノベーション支援(安徽省) https://www.ahippc.cn/view/39344d5e07eb4533bc7ad47ab0014284.html
	特定産業における特許×標準戦略(黒竜江省) https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/1/14/art_55_203639.html
	特定農産品の産業発展条例(遼寧省丹東市) http://www.ddsrd.gov.cn/page/news.asp?id=1564
	景德镇市陶磁器の地域ブランド(江西省) https://jdz.gov.cn/zwzx/ztbd/zwgkdt/zczd/t967738.shtml
	https://jdz.gov.cn/zwgk/fdzdgknr/qtdgkxx/xwfbh/t958154.shtml
	「基盤整備・基本サービス・重点サービス」の三位一体 IP 公共サービス(山東省) https://kycrawlerfile.oss-cn-beijing.aliyuncs.com/2025/10/28/01a1f16db5194f30b8abb25efba3b93b.pdf
	http://amr.shandong.gov.cn/art/2025/10/28/art_76477_10315094.html
	https://finance.sina.com.cn/jjxw/2025-12-16/doc-inhaysif3166031.shtml
	ニッチトップの中小企業への特許活用・イノベーション支援(山東省) https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/19/art_2743_191543.html
	https://niita.cn/news/view?id=22994
	https://sdwx.iqilu.com/share/YS0yMS0xNTEwODY40A==.html
	種子産業の総合知財管理 https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/5/15/art_55_192462.html
	知財質押融資サービス高品質発展・専用資金(北京市) https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/zcwj92/743593212/index.html
	知財金融の金融商品メニュー整備(広東省) https://ecnia.com.cn/policy/1888
	https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/6/20/art_57_200230.html
	http://www.qhiex.com/html/web/NewsCenter/bxhyxw/1932674729026637825.html

	知財証券化プロジェクトへの財政支援（広州開発区） https://www.gz.gov.cn/gzzcwjk/gzdata/content/post_9342175.html http://www.hp.gov.cn/gzjg/qzfgwhgzbm/kfqzscqj/tzgg/content/post_9639574.html
	「知財ポートレート」公共サービス（呉興区） https://zjnews.zjol.com.cn/zjnews/202307/t20230703_25926254.shtml https://www.wuxing.gov.cn/art/2023/6/8/art_1229210841_59014488.html
	科学技術プロジェクトの特許に関する公開促進制度（浙江省） https://www.ccpit.org/a/20230814/20230814k3vr.html http://zjamr.zj.gov.cn/art/2023/6/30/art_1229565162_2482030.html https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/
	休眠特許の無料オープンライセンス https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/tzggDetail/2/77cd8e1906aa468f81fd767aa581dac2.html http://finance.people.com.cn/n1/2021/1021/c1004-32259920.html
	特許オープンライセンス制度の実装 http://zscqj.cq.gov.cn/ztlz_232/zlkfxk/zlkfxkblzn/202407/t20240708_13355773.html https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/17/art_55_193781.html
	特許のカード化による技術価値の可視化 https://www.siat.ac.cn/cgzh/cgcs/ https://www.cas.cn/cm/202502/t20250219_5047513.shtml https://static.nfnews.com/content/202602/02/c12132495.html?enterColumnId=86
	「益企維」知財協同保護メカニズム（福建省漳州市） http://www.xinhuanet.com/finance/20250917/f74d753b8ea44c65b3088e34cb3c3a62/c.html http://www.news.cn/finance/20250917/f74d753b8ea44c65b3088e34cb3c3a62/c.html https://fgw.fujian.gov.cn/ztlz/fjys/dxjy/202503/t20250303_6770246.htm
	「三必」メカニズムによる知財犯罪の一体的取締り https://www.spp.gov.cn/spp/zdgz/202501/t20250102_678354.shtml
	海外知財予警プロジェクト（北京市） https://www.beijing.gov.cn/zhengce/gfxwj/sj/201905/t20190522_60971.html
	小商品の涉外知財保護強化 https://www.yw.gov.cn/art/2025/7/14/art_1229129542_59536522.html https://www.yw.gov.cn/art/2025/7/10/art_1229187636_59536099.html
	データ知的財産権の登記・活用制度 https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/29/art_75_189406.html https://www.ccpit.org/a/20230608/20230608ccr7.html https://zjamr.zj.gov.cn/art/2023/5/31/art_1229565162_2478832.html https://www.shanghai.gov.cn/gwk/affairs/content/0005@628f6a97d7ef4b8c9bbcf4a0408ab909
	中华老字号示范创建管理办法（中国の伝統あるブランドのデモンストレーションと創造のための管理措置） https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2023-02/01/content_5739600.htm
韓国	標準特許創出支援 http://seoul.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200318
	IP ステップアップストーンプログラム https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200313
	IP リターンプログラム http://seoul.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200314
	ライフ・インベンション・コリア https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200322 http://seoul.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200322
	グローバル IP スター企業育成 https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200315
	小規模事業者向け IP 創出支援 https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0201167
	IP Academy（国家知識財産教育ポータル） https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200354
	知的財産権連動型研究開発戦略支援（特許を伴う研究開発） http://seoul.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200316

	職務発明制度コンサルティング https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200360
	知的財産権控除（共済） https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200351
	IP 担保融資回収支援 https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200352
	IP 金融連携評価支援 https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200353
	IP 事業化連携評価支援 https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200331
	知的財産データ提供プログラム https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200323
	IP Collateral Financing（IP 担保融資） https://www.pinepat.com/en/insights/columns/jisigjaesangeumyungyi-modeun-geos-ip-dambodaecul-ip-tuja-ip-bojeung
	K-Ribbon（優秀文化商品指定制度）Excellent Cultural Product https://kribbon.kr/?menuno=80
	チャットボット https://www.wipo.int/edocs/mdocs/wild/en/wild_1/wild_1_t07_5.pdf
スイス	IP Academy - expertly protect and use your intellectual property https://www.ige.ch/en/services/ip-academy
	知的財産権の取得支援（ヴォー州） https://www.vd.ch/economie/soutien-aux-entreprises/aides-financieres/propriete-intellectuelle/
	パテント・ボックス税制 https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2019/699/de
	Contact Centre https://www.ige.ch/index.php?id=7628&L=3
	The IP Advisory Network https://www.ige.ch/en/protecting-your-ip/patents/before-you-apply/patent-attorneys/the-ip-advisory-network
	知財戦略、紛争に関する助言 https://www.ige.ch/index.php?id=7628&L=3
	知的財産オリエンテーション・サポート https://agire.ch/en/sme
	Strategic patent analysis https://www.ige.ch/fileadmin/user_upload/ip-search/e/Strategic_Patent_Analysis_Product_E.pdf
	Swissreg https://www.swissreg.ch/database-client/home
	ip-search https://www.ige.ch/en/ip-search
	オンライン・サービス https://www.ige.ch/en/services/digital-resources/online-services
スウェーデン	The PRV School online https://www.prv.se/en/knowledge-and-support/events/the-prv-school/
	PRV Consulting https://www.prv.se/en/prv-consulting/
	Search databases https://www.prv.se/en/knowledge-and-support/search-databases/
	Innovation projects https://www.vinnova.se/en/apply-for-funding/find-the-right-funding/
	Almi による経営・資金支援 https://www.almi.se/riskkapital/

フィンランド	Innovation voucher https://www.businessfinland.fi/en/services/funding/funding-services/research-and-development-funding/innovation-voucher/
	Tempo Funding https://www.businessfinland.fi/en/services/funding/funding-services/Tempo-Funding/
	Sprint Grant https://www.businessfinland.fi/en/services/funding/calls/2026/sprint-grant-funding-call/
	Into Funding https://www.businessfinland.fi/en/services/funding/funding-services/research-and-development-funding/eagerness/
	IP Scan https://www.prh.fi/en/presentation_and_duties/information_and_services/ipr_information_for_smes/ip_pre-diagnostic_service_ip_scan.html
シンガポール	企業イノベーションスキーム (Enterprise Innovation Scheme, EIS) https://www.iras.gov.sg/schemes/disbursement-schemes/enterprise-innovation-scheme-(eis)
	知的財産開発優遇制度 (Intellectual Property Development Incentive, IDI) https://www.edb.gov.sg/content/dam/edb-en/how-we-help/incentive-and-schemes/factsheets/IDI%20Factsheet.pdf
	IP Ready プログラム https://iposinternational.com/en/ip-strategy/build-ip-capabilities
	IP Start プログラム https://iposinternational.com/en/ip-strategy/ip-start
	GoBusiness IP Grow プログラム https://iposinternational.com/en/resources/gobusiness-ip-grow
	発明者支援プログラム (Inventor Assistance Programme, IAP) https://www.ipos.gov.sg/about-ip/patents/how-to-register-overview/wipo-inventor-assistance-programme/
	IP Clinics プログラム https://www.ipos.gov.sg/eservices/ip-clinics/
	Intangibles Disclosure Framework (IDF) (無形資産開示フレームワーク) https://www.ipos.gov.sg/manage-ip/intangibles-disclosure-framework/
	Enterprise Financing Scheme - Venture Debt (企業向け融資スキーム - ベンチャー債務) https://www.enterprisesg.gov.sg/financial-support/enterprise-financing-scheme---venture-debt
台湾	新創産業積極型專利審査方案 (スタートアップ積極型審査プログラム) https://www.tipo.gov.tw/tw/tipol/84-33424.html
	台湾知的財産管理制度 (Taiwan Intellectual Property Management System) https://www.tips.org.tw
	特許ポートフォリオ分析コンペティション (Patent Portfolio Analysis Competition) https://tiponet.tipo.gov.tw/gpss3/gpsskm/competition2025/index.html
	知的財産権ビジネスシンポジウム https://www.tipo.gov.tw/tw/tipol/799-57534.html
	知財価値アップグレードプログラム Value Advancement for Intellectual Property https://www.tipo.gov.tw/tw/tipol/821.html
	営業秘密保護実務研修マニュアル 3.0 https://www.tipo.gov.tw/tw/tradesecrets/872.html
	中小企業営業秘密保護チェックリスト 中小企業の合理的な守秘義務措置のための運用手順 https://www.tipo.gov.tw/tw/tradesecrets/873.html
	TAIWAN INNOTECH EXPO (台湾イノベーション技術博覧会) https://www.inventaipai.com.tw/zh-tw/index.html
	無形資産収益型メザンファイナンス https://law.asia/ip-foreign-investment-taiwan/

インドネシア	Communal IP (KIK) Kekayaan Intelektual Komunal (コミュニティ知財) https://kik.dgip.go.id/informasi
マレーシア	Intellectual Property Financing Scheme (IPFS) (知財担保融資制度) https://www.apec.org/docs/default-source/Publications/2018/4/Best-Practices-on-IP-Valuation-and-Financing-in-APEC/218CTIBest-Practices-on-Intellectual-Property-IP-Valuation-and-Financing-in-APEC.pdf
	Intellectual Property Guarantee Scheme (知的財産保証制度) https://www.sjpp.com.my/schemes/archive/intellectual-property-guarantee-scheme-ipgs
インド	TKDL (Traditional Knowledge Digital Library) (伝統的知識デジタルライブラリー) doc20229199001.pdf
	IP Saarthi Chatbot (IP 登録のためのデジタルアシスタント) https://www.pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=2056435&reg=3&lang=2
ブラジル	Inovacred (FINEP) http://www.finep.gov.br/apoio-e-financiamento-externa/programas-e-linhas/inovacred-empresa-e-ict-s
パナマ	LEY No. 20 (Law No. 20) (先住民族の集団的知財権 (法第 20 号)) https://mici.gob.pa/wp-content/uploads/2022/12/ley-20-2000.pdf
ケニア	Protection of Traditional Knowledge and Cultural Expressions Act, 2016 (TK・TCE 保護法) https://new.kenyalaw.org/akn/ke/act/2016/33/eng@2022-12-31/sourc
カナダ	SR&ED Tax Incentive (研究開発税制優遇措置) https://ipic.ca/resources/ipincentives
	ElevateIP (エレベーターIP) https://ised-isde.canada.ca/site/ised/en/programs-and-initiatives/elevateip/program-guide-elevateip
ルクセンブルク	Luxembourg IP Box https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-rn2023-50-en-country-perspectives-luxembourg-s-journey.pdf
	Fit 4 Innovation https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-rn2023-50-en-country-perspectives-luxembourg-s-journey.pdf
オランダ	Innovation Credit (イノベーションクレジット) https://www.rvo.nl/subsidies-financiering/innovatiekrediet
欧州	Legal Interactive Platform (生成 AI による法令・実務検索) https://www.epo.org/en/news-events/news/myepo-services-launch-groundbreaking-ai-powered-legal-search-tool
	InvestEU Fund (インベスト EU ファンド) https://investeu.europa.eu/investeu-programme/investeu-fund_en
	Regulation (EU) 2023/2411 https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/2411/oj/eng
	Early TM Screening(早期 TM スクリーニング) https://www.euipo.europa.eu/en/help-centre/searches/early-tm-screening

図表 29 (参考) 各国における出願企業の規模別知財統計の公表状況

調査対象 国・地域	規模別知財 統計の有無	出典
米国	一部 情報あり	IP5 「THE ROLE OF IP IN FOSTERING THE GROWTH OF SMES」 https://link.epo.org/ip5_role_of_IP_KIPO USPTO 「FY 2024 Workload Tables」 https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports
英国	(一)	(一)
ドイツ	(一)	(一)
中国	一部 情報あり	IP5 「THE ROLE OF IP IN FOSTERING THE GROWTH OF SMES」 https://link.epo.org/ip5_role_of_IP_KIPO
韓国	一部 情報あり	IP5 「THE ROLE OF IP IN FOSTERING THE GROWTH OF SMES」 https://link.epo.org/ip5_role_of_IP_KIPO
スイス	(一)	(一)
スウェー デン	一部 情報あり	The Swedish Patent and Registration Office 「Statistikårsbo k 2017」 https://www.prv.se/globalassets/dokument/statistik/statistikarsbok-2017.pdf The Swedish Patent and Registration Office 「Statistikårsbo k 2024」 https://www.prv.se/globalassets/dokument/statistik/statistikarsbok-2024.pdf
シンガポ ール	(一)	(一)
フィンラ ンド	(一)	(一)
台湾	(一)	(一)

第2章 米国

第1節 基礎情報

1. 産業に関する統計等情報

米国における中小企業の割合として、事業者の **99.9%**が小規模企業（Small Business）に該当する。その他の概況は以下の通り。

図表 30 中小企業の概況（米国）²

- ・ **99.9%**の企業が小規模企業。
- ・ 約 **3,400 万**の小規模事業者が存在。
- ・ 小規模事業者はアメリカの労働者の **45.9%**（約 **5,900 万人**）を雇用。
- ・ 小規模企業は **GDP** の **43.5%**を占める。
- ・ 小規模事業者は民間部門全体の給与の **39%**を支払う。

2. 中小企業等の定義

（1）中小企業等の定義・根拠法令

米国の中小企業の定義は①中小企業法に基づく質的基準と②中小企業庁が定める量的基準の2つから構成されている。質的基準では中小企業法を「独立して所有・運営されその事業分野において支配的地位を有していない事業体」と定義している³。一方、量的基準は北米産業分類システム（North American Industry Classification System, NAICS）に基づき、業種ごとに従業員数または過去3年間の平均年間売上高の上限が設定されている⁴。これらの基準は特定の産業における企業の平均規模と当該産業における相対的な競争量を踏まえて設定されており、単に従業員数だけでなく、産業特性を加味して中小企業か否かを区分する仕組みとなっている。業種分類は細分化されており、従業員数又は売上高の基準のいずれが業種別に条件として定められている。以下に条件例を示す。

図表 31 業種別条件（例）⁵

項目	概要
製造業	従業員数 500 人以下 ～同 1500 人以下
卸売業	従業員数 100 人以下 ～同 250 人以下
小売業	年間売上高 800 万ドル以下 ～同 4150 万ドル以下
飲食業	年間売上高 800 万ドル以下 ～同 4150 万ドル以下 / 等

² 米国中小企業庁「Frequently Asked Questions About Small Business, 2024」

<https://www.imf.org/-/media/Files/Publications/WP/2019/wpiaa2019205-print> [最終アクセス日：2025年10月30日]

³ U.S. Government Publishing Office「Small Business Act」

<https://www.govinfo.gov/app/details/COMPS-1834> [最終アクセス日：2025年9月18日]

⁴ National Archives and Records Administration「13 CFR Part 121 -Small Business Size Regulations」

<https://www.ecfr.gov/current/title-13/chapter-I/part-121> [最終アクセス日：2025年9月18日]

⁵ 岡田悟「中小企業の定義—概要と論点—」国立国会図書館調査及び立法考査局、2021年7月27日

<https://www.imf.org/-/media/Files/Publications/WP/2019/wpiaa2019205-print>

（２）ベンチャー企業等の定義・根拠法令

米国におけるベンチャー企業やスタートアップを定義する法律は確認できていない。スタートアップの定義は法律によって規定されているのではなく、SBIR（Small Business Innovation Research）や STTR（Small Business Technology Transfer）のような支援プログラムや認可制度の要件を通じて整理されていると考えられる。例えば新興企業の研究開発と商業化を支援する SBIR や STTR では対象企業の条件として、設立からの経過年数、従業員数の上限、米国市民による所有比率、技術革新性の有無、商業化への志向性等が重視されている⁶。このようにスタートアップの定義は政策目的や制度の文脈ごとに整理されていると考えられる。

⁶ SBA 「Guide to Small Business Innovation Research (SBIR) and Small Business Technology Transfer (STTR) Program Eligibility」
https://www.sbir.gov/sites/default/files/elig_size_compliance_guide_1.pdf [最終アクセス日：2025年9月18日]

3. 主な知的財産と根拠法

米国における主な知的財産は以下の通り。

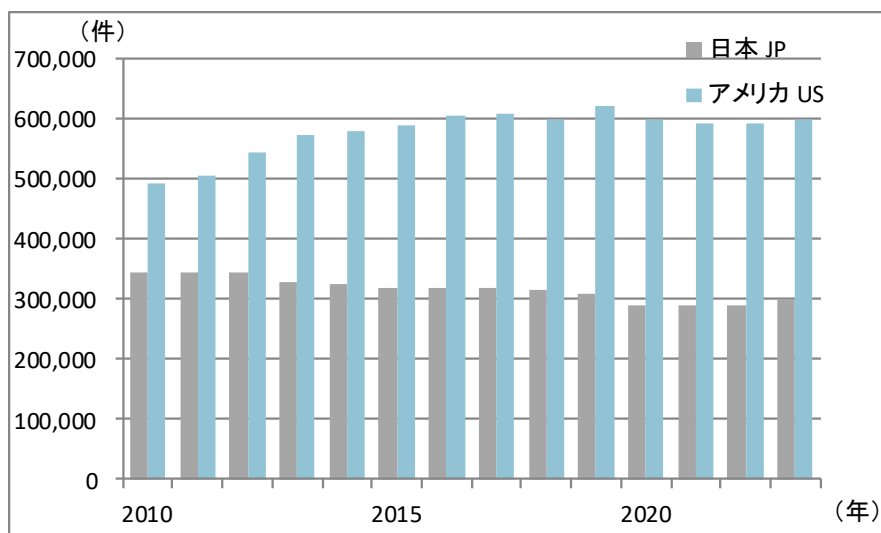
図表 32 主な知的財産と根拠法（米国）

知財種別	概要
特許権 （意匠特許を含む）	定義等：新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、特許法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる（第 101 条）。 存続期間：出願日から 20 年（第 154 条(a)(2)） 出願公開：出願日又は優先日から 18 月の期間満了後（第 122 条(b)） 実体審査の有無：有 差止請求：可（第 283 条） 損害賠償請求：可（第 284 条）
実用新案権	制度無し
意匠権	意匠特許として特許法で保護 差止請求：可（第 283 条） 損害賠償請求：可（第 289 条）侵害者の利益の請求も可能
商標権	定義等：語、名称、記号若しくは図形又はその結合（第 45 条） 存続期間：登録日から 10 年。10 年毎に更新可（第 8 条、第 9 条） 一出願多区分制度：有（商標規則 2.86） 実体審査の有無：有（第 1 条、第 2 条） 差止請求：可（第 34 条） 損害賠償請求：可（第 35 条）侵害者の利益、訴訟費用の請求も可能
営業秘密	連邦営業秘密防衛法（Defend Trade. Secrets Act, DTSA）に営業秘密の定義、要件が規定されている。

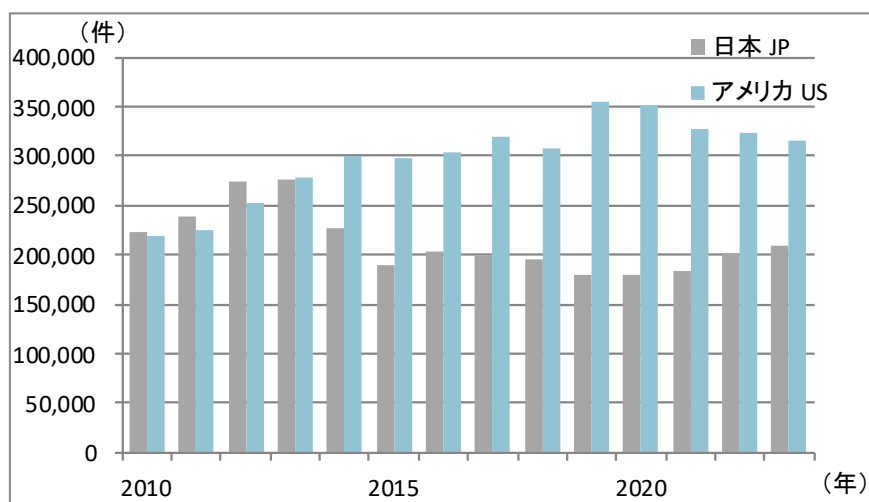
4. 知的財産に関する統計等情報

(1) 出願件数・登録件数の推移（総数）

図表 33 米国における特許出願件数の推移⁷



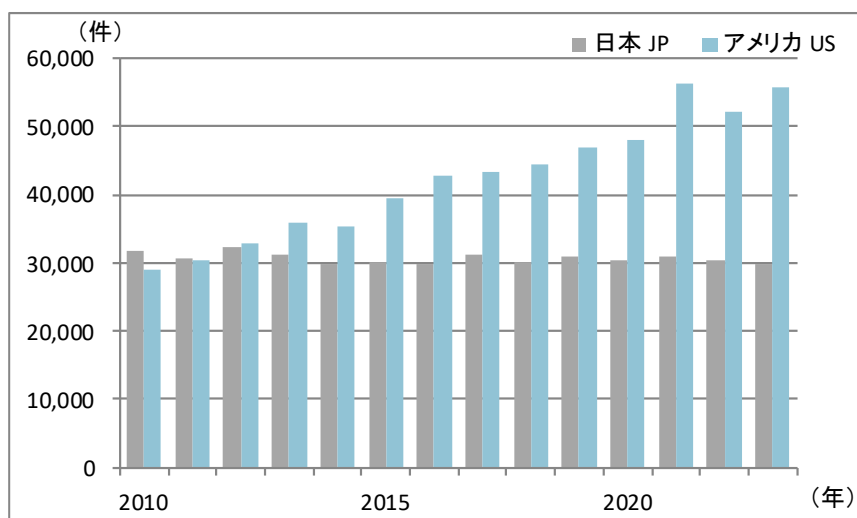
図表 34 米国における特許登録件数の推移⁸



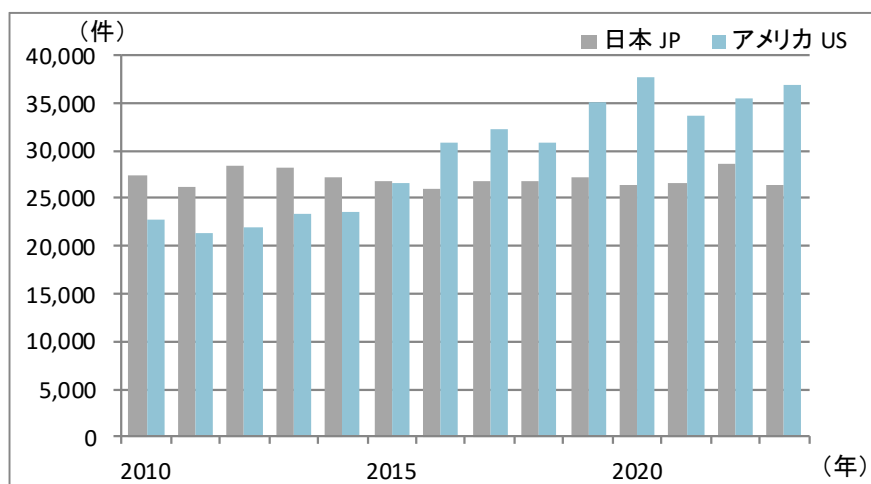
⁷ WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

⁸ WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 35 米国における意匠出願件数の推移⁹



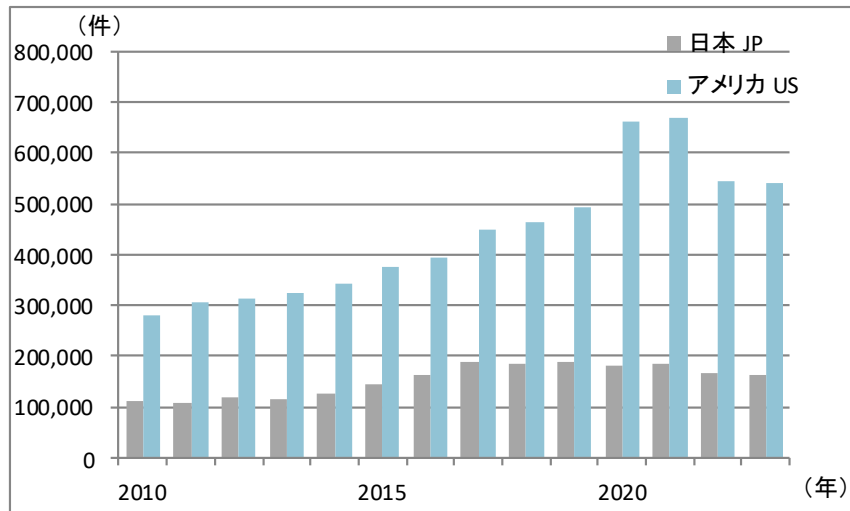
図表 36 米国における意匠登録件数の推移¹⁰



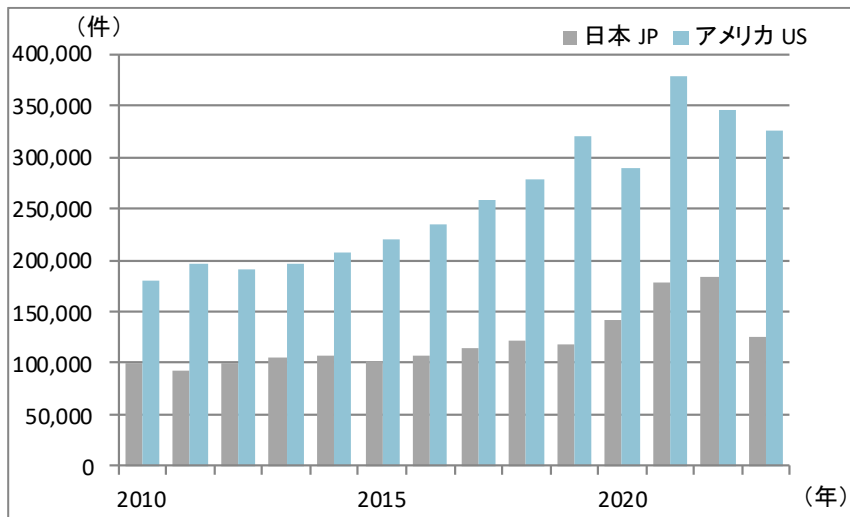
⁹ WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

¹⁰ WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 37 米国における商標出願件数の推移¹¹



図表 38 米国における商標登録件数の推移¹²



11 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

12 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

(2) 出願件数・登録件数の推移（中小企業）

図表 39 特許件数に占める事業体規模別¹³の割合（2019-2023 年）¹⁴

		2019	2020	2021	2022	2023
特許件数		336,846	360,784	338,334	318,496	310,245
極小規模事業体	全出願に占める割合	2.49%	2.50%	2.48%	2.40%	2.40%
	米国起源出願に占める割合	4.22%	4.20%	4.23%	4.25%	3.88%
	外国起源出願に占める割合	0.94%	1.01%	1.01%	1.09%	1.11%
小規模事業体	全出願に占める割合	19.94%	19.98%	20.76%	20.91%	21.56%
	米国起源出願に占める割合	25.82%	25.92%	27.02%	27.48%	27.68%
	外国起源出願に占める割合	14.67%	14.74%	15.42%	15.74%	16.22%

13 極小規模事業体（Micro Entity）：発明者又は出願人が過去に 5 件以上の米国特許出願をしておらず、前年の総所得が平均世帯収入の 3 倍以下

小規模事業体（Small Entity）：個人、関連会社を含めて従業員が 500 名以下の企業、又は大学等の高等教育機関等の非営利団体

大規模事業体（Large Entity）：上記のいずれにも該当しない事業体

14 IP5 「THE ROLE OF IP IN FOSTERING THE GROWTH OF SMES」

https://link.epo.org/ip5_role_of_IP_KIPO [最終アクセス日：2026 年 3 月 25 日]

第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制

1. 中小企業等支援に関する主な支援機関

米国における中小企業等を支援する主な機関を下表に示す。米国では中小企業庁（SBA）が包括的な機能を担い、融資保証、起業・経営、政府調達、研究開発、投資支援と多面的に展開している。商務省が輸出支援や製造業の技術力強化などを行う他、州レベルでは税制優遇、投資促進、起業等について地域特性に応じた支援が行われている。

図表 40 中小企業等に関連する主な支援機関（米国）

機関・組織名	概要
米国中小企業庁（U.S. Small Business Administration, SBA）	融資保証、起業・経営、政府調達、研究開発、投資等幅広いプログラムを通じて中小企業を支援している。主な支援内容は以下の通り。 <融資> ・ 7 (a) Loan Program¹⁵：融資保証制度で最大 5 百万ドルまで融資可能。運転資金、不動産購入、設備投資、既存債務の再融資など幅広い用途が対象 ・ 504 Loan Program¹⁶：固定資産投資を対象とした長期・固定金利ローン。地域開発会社と金融機関の協働により不動産取得や大型設備投資を支援 <起業・経営> ・ Small Business Development Centers (SBDC)¹⁷：全米に 900 以上の拠点を有し、起業準備から事業拡大まで無料の経営相談や研修を提供 ・ Service Corps of Retired Executive (SCORE)¹⁸：専門家がボランティアでメンタリングを実施 ・ Women's Business Centers (WBCs)¹⁹：女性起業家を対象に資金調達・経営スキル向上を支援するネットワーク <政府調達> ・ HUBZone Program²⁰：経済的に困難な地域に立地す

15 SBA HP 「7(a) loans」

<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/7a-loans> [最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

16 SBA HP 「504 Loan」

<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/504-loans> [最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

17 SBA HP 「Small Business Development Centers (SBDC)」

<https://www.sba.gov/local-assistance/resource-partners/small-business-development-centers-sbdc> [最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

18 SCORE HP <https://www.score.org/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

19 SBA HP 「Women's Business Centers」

<https://www.sba.gov/local-assistance/resource-partners/womens-business-centers> [最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

20 SBA HP 「HUBZone program」

<https://www.sba.gov/federal-contracting/contracting-assistance-programs/hubzone-program> [最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

	る企業に対して、政府調達の優遇措置を提供。最低35%の従業員が対象地域に居住することが条件 <研究開発²¹> ・ Small Business Innovation Research Program(SBIR) : R&D 型スタートアップの代表的資金ソース。揭示された研究課題に中小企業が応募し、採択されれば研究開発費の助成が受けられる ・ Small Business Technology Transfer Program (STTR) : 大学や研究機関との共同研究を通じた技術移転の促進を目的とした助成制度 <投資> ・ Small Business Investment Company Program (SBIC) ²² : SBA が認可した民間投資会社が中小企業に投資。その投資資金の一部を SBA が保証するプログラム
商 務 省 (U.S. Department of Commerce, DOC) ²³	貿易振興、産業競争力強化、技術開発、中小企業支援等を担う。傘下には輸出拡大を支援する国際貿易局 (International Trade Administration ITA) や中小製造企業における標準化支援を行う標準技術研究所 (National Institute of Standards and Technology, NIST) といった関連部局、機関が設置されている。
米国輸出入銀行 (U.S. International Development Finance Corporation, DFC) ²⁴	海外輸出を金融面で支援する政府系輸出信用機関。中小企業庁、商務省と連携し、米国輸出支援センター (US Export Assistance Center, USEAC) を通じて中小企業向けのワンストップ支援を提供。輸出信用保険に中小企業特別枠を設けて輸出活動を後押しする。
ニューヨーク州経済開発局 (Empire State Development, ESG) ²⁵	米国の各州政府には経済開発局が設置されており、融資、輸出・国際化、起業、人材育成等の支援が地域特性に応じて展開されている。
カリフォルニア州知事経済開発局 (Governor's Office of Business and Economic Development GO-Biz) ²⁶	

21 America's Seed Fund HP <https://www.sbir.gov/> [最終アクセス日 : 2025 年 9 月 18 日]

22 SBA HP 「Small Business Investment Companies」
<https://www.sba.gov/partners/sbics> [最終アクセス日 : 2025 年 9 月 18 日]

23 DOC HP <https://www.commerce.gov/> [最終アクセス日 : 2025 年 9 月 18 日]

24 DFC HP <https://www.dfc.gov/> [最終アクセス日 : 2025 年 9 月 18 日]

25 ESG HP <https://esd.ny.gov/> [最終アクセス日 : 2025 年 9 月 18 日]

26 GO-Biz HP <https://business.ca.gov/> [最終アクセス日 : 2025 年 9 月 18 日]

全米商工会議所（U.S. Chamber of Commerce） ²⁷	米国最大の経済団体。中小企業支援を中小企業評議会（Small Business Council）し、税制、規制、資金調達、人材育成といった中小企業の課題について政策提言を行う。

2. 知的財産に関連する主な支援機関・支援体制

米国における知的財産に関連する主な支援機関を下表に示す。米国の知財支援体制は連邦・州・業界団体等が関与し、重層的な支援を形成している事が伺える。制度運営の中核を担う USPTO がプロボノ制度やロースクールクリニック等の全国規模の支援プログラムを展開している。

図表 41 知的財産に関連する主な支援機関（米国）

機関・組織名	概要
米 国 特 許 商 標 庁 （ United States Patent and Trademark Office, USPTO） ²⁸	商務省の外局で特許の付与及び商標登録を所管する連邦機関。主な機能は以下のとおり。 ・ 審査・付与：特許、商標登録 ・ 知財政策・国際交渉：政府への知財政策支援、国際交渉対応等 ・ 普及・啓発：知財教育、データベース提供、特許商標資料提供館の運営等 ・ 中小企業・発明者支援：プロボノ制度やロースクールクリニックを通じた支援等
国 際 貿 易 局 （International Trade Administration, ITA） ²⁹	商務省の傘下機関。米国企業が海外で知財を保護・行使するための支援を行う。貿易政策や交渉への参加、IP アタシェ（海外知財駐在官）の派遣を通じ、国際ビジネスにおける知財権保護を支援する。
米国技術情報サービス （National Technical Information Service, NTIS） ³⁰	商務省の傘下機関。政府が作成した科学技術・研究開発情報を提供する。特許出願や技術移転に活用できる技術報告書や研究成果を公開しており、中小企業や研究者の新技術の開発・商業化を行うための情報基盤を支援する。
知的財産権調整センター （ National Intellectual Property Rights Coordination Center, IPR Center） ³¹	国土安全保障省傘下の知財調整センター。USPTO を含む複数の連邦機関と連携し、模倣品や海賊版など国際的な知財侵害の調査・摘発を統括する。
米国著作権局（U.S. Copyright Office）	連邦議会図書館内に設置された機関。著作権登録、記録、

²⁷ U.S. Chamber of Commerce HP <https://www.uschamber.com/> [最終アクセス日：2025年9月18日]

²⁸ USPTO HP <https://www.uspto.gov/> [最終アクセス日：2025年9月18日]

²⁹ ITA HP <https://www.trade.gov/> [最終アクセス日：2025年9月18日]

³⁰ NTIS HP <https://www.ntis.gov/> [最終アクセス日：2025年9月18日]

³¹ IPR Center HP ITA HP <https://www.iprcenter.gov/> [最終アクセス日：2025年9月18日]

Copyright Office) ³²	検索サービスを提供し、著作権法の解釈・政策提言も担う。
ニューヨーク州科学技術 センター (New York State Science & Technology Law Center, NYS STLC) ³³	ニューヨーク州経済開発局の委託を受け、シラキュース大学法学部内に設置。大学の研究成果の特許化や中小企業の規制対応・商業化支援を行う。
マサチューセッツ技術移転 センター (Massachusetts Academic Spinouts Center, MASC) ³⁴	マセチューセッツ州が設立した経済開発機関。大学・研究機関の研究成果を特許化し、スピンアウト企業の設立やライセンス契約等の支援を行う。
テキサス知的財産法協会 (Texas Intellectual Property Law Association, TIPLA) ³⁵	テキサス州の職能団体。弁護士会を基盤に知財啓発活動を行っており、州内の中小企業や発明者に対するセミナー等を提供する。
全米発明者協会 (United Inventors Association, UIA) ³⁶	発明者団体 (USPTO の支援を得て設立)。個人発明家や製品開発者に対する知財活用に関する教育、情報提供、発明者のネットワーキング等を支援する。

32 U.S. Copyright Office HP <https://www.copyright.gov/> [最終アクセス日：2025年9月18日]

33 NYS STLC HP <https://nysstlc.syr.edu/about/> [最終アクセス日：2025年9月18日]

34 MASC HP <https://www.mass-ventures.com/masc> [最終アクセス日：2025年9月18日]

35 HIPLA HP <https://hipla.org/> [最終アクセス日：2025年9月18日]

36 UIA HP <https://uiausa.org/about/> [最終アクセス日：2025年9月18日]

3. 知的財産に関連する主なビジョン・戦略・計画

(1) USPTO Strategic Plan 2022-2026 (2022-2026 年戦略計画) ³⁷

USPTO の 2022-2026 年戦略計画は、効率的な知的財産権の促進、脅威からの知的財産の保護、公益のためのイノベーションの推進、職員と顧客満足の上昇等の目標を掲げ、米国のイノベーション、包摂的資本主義、国際競争力の育成を目指す内容となっている。特徴としては前継となる 2018～2022 年度の戦略から特許制度への参加が少なかった層（女性、人種・民族的少数者、退役軍人等）の参加拡大が目標の一つとして盛り込まれている。

図表 42 USPTO Strategic Plan 2022-2026 の主な内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 目標：包摂的な米国のイノベーションと国際競争力の推進<ol style="list-style-type: none">1.1：国際的なイノベーションリーダーとしての米国の役割の強化1.2：知的財産（IP）リソースへのアクセス改善を通じた包摂性の促進1.3：若年層等へのイノベーション啓発・教育2. 目標：信頼性の高い知的財産権の効率的な提供<ol style="list-style-type: none">2.1：強固で信頼性の高い特許発行・維持2.2：正確かつ信頼性の高い商標登録の発行・維持2.3：特許出願の審査期間の短縮2.4：商標出願の処理期間の改善2.5：特許及び商標出願手続きの最適化3. 目標：新たな脅威や持続的な脅威に対する知財保護の促進<ol style="list-style-type: none">3.1：特許に関する不正行為及び濫用への保護3.2：商標登録の完全性の保護3.3：エンフォースメントの改善及びパートナーシップ促進3.4：国際的なエンフォースメントの改善及び知的財産犯罪・侵害の削減に向けたパートナーシップの促進3.5：知的財産法の整備と施行支援3.6：知的財産保護に向けたステークホルダーとの連携強化4. 目標：好影響を与えるイノベーションの促進<ol style="list-style-type: none">4.1：知的財産保護を希望する者が利用可能な資金源の特定支援4.2：政府が資金提供するイノベーションの保護と促進4.3：国内外の知財エコシステムの促進に向けたリーダーシップの発揮5. 目標：USPTO の業務の最大化による職員と顧客満足の新規創出<ol style="list-style-type: none">5.1：生産性、健康、インクルージョン、コミュニティとのつながりのバランスが取れた職員満足度の向上5.2：卓越した顧客体験の公平な提供5.3：近代的な IT インフラとアプリケーションの開発5.4：データ利活用を通じた説明責任等の拡大 |
|--|

³⁷ USPTO 「USPTO Strategic Plan 2022-2026」 <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/united-states-patent-and-trademark-office-releases-2022-2026-strategic-plan> [最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

5.5：ミッション成功のためのリソース確保

(2) FY2023 Annual Performance Plan and Annual Performance Report (年次計画・年次報告書)³⁸

USPTO は各年度の施策や実施状況をまとめた年次計画・年次報告書 (APPR) を公開している。直近では 2023 年の実績が公開されており、上述の「2022-2026 年戦略計画」で掲げた 5 つの目標に対する取組状況が報告されている。2023 年の主な成果と課題は以下のとおり。

図表 43 FY 2023 APPR の主な内容

- | |
|--|
| <p>1. 成果</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特許審査の法遵守率<ul style="list-style-type: none">✓ 特許適格性、新規性、自明性、明細書記載要件といった主要な基準について年次目標を達成・ 特許審査通知 (First Office Action) までの期間<ul style="list-style-type: none">✓ 出願から最初の審査通知までの平均期間を 15 か月以内に維持・ 優先国での制度改善活動<ul style="list-style-type: none">✓ USPTO が主導し、指定国 (中国、インド等) での知財制度改善の活動を実施 <p>2. 課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ 商標審査の平均処理時間<ul style="list-style-type: none">✓ 出願から最終処理までの平均期間が 14.6 か月に達し計画目標を下回る。商標出願の増加に対して審査リソースが追いつかず、処理遅延が継続・ 特許 PTA (Patent Term Adjustment) 残件在庫<ul style="list-style-type: none">✓ 特許権の存続期間を調整する手続き処理待ちの案件が多く残る (出願人にとって特許の有効期間が見通しにくい) |
|--|

³⁸ USPTO 「FY 2023 ANNUAL PERFORMANCE REPORT FY 2025 ANNUAL PERFORMANCE PLAN」
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_FY23_FY25_APPR.pdf [最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

米国における特徴的な支援施策について、英国知的財産庁の施策を中心に特徴的な取組を整理した。

施策名	初回出願人向け早期審査パイロットプログラム
URL アクセス日	https://www.uspto.gov/initiatives/first-time-filer-expedited-examination-program （アクセス 2025 年 9 月 26 日）
支援主体	USPTO
施策概要	・発明者が初めて特許出願を行う際に、審査を通常より迅速に行うプログラム。経済的・地理的に特許出願に疎遠な層に対するアクセシビリティ向上を目的とする。
対象・要件等	・対象要件は、特許出願の経験がないこと、USPTO 既定の小規模事業者の範囲内（所得制限）、特許出願の基礎知識について一定のトレーニングを受けていることが条件となる（USPTO のオンライン教材の学習終了等）。
その他（期間、予算、成果等）	・2023 年 3 月から 1 年間のパイロットプログラムの予定であったが、延長され最終的に 2025 年 3 月まで実施された。 ・2025 年 4 月時点で 427 の申請が特別なステータス（special status）を付与され迅速審査の対象となる。
施策分類	■裾野拡大・活用人材育成 □支援人材育成 □特定産業支援 □特定属性の成長企業支援 □地域振興支援 □プラットフォーム形成・ネットワーク形成 □その他（ ）
支援手法	□経済的支援（資金補助・減免等） □情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） □情報提供（研修・セミナー等） □人材派遣（助言等） ■その他（特許出願における優先審査）

施策名	プロセ出願支援プログラム
URL アクセス日	https://www.uspto.gov/patents/basics/using-legal-services/pro-se-assistance-program （アクセス 2025 年 9 月 26 日）
支援主体	USPTO
施策概要	・弁護士や弁理士などの代理人を立てずに自力で特許出願を行う発明者や中小企業を支援するプログラム。 ・USPTO 内に設置されたプロセ支援センター（Pro Se Assistance Center）

	☐ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

4. 特許プロボノ・プログラム（Patent Pro Bono Program）

施策名	特許プロボノ・プログラム
URL アクセス日	https://www.uspto.gov/patents/basics/using-legal-services/pro-bono/patent-pro-bono-program （アクセス 2025 年 9 月 26 日）
支援主体	USPTO、各地の非営利団体、ロースクール
施策概要	・資金に乏しい個人発明家や中小企業を対象に、ボランティアの弁護士等をマッチングし、特許出願手続きに関する法的支援を無償提供する。 ・申し込みは USPTO が連携する各州の地域団体が運営するポータルサイト等から申請する。ボランティアの弁護士は地域プログラムに直接応募・登録し、地域ごとに定められた要件に従い発明者とのマッチングが行われる。
対象・要件等	各地域のプログラム毎に利用資格基準が定められている。地域によって異なるが経済・資格要件の例は以下のとおり。 ・収入：世帯収入が連邦基準の 3 倍未満 ・知識：特許の基礎知識に関する簡易研修を受講、仮出願提出済であること ・発明：特徴と仕組みを説明できる
その他（期間、予算、成果等）	・2015 年に開始。2023 年度予算は 120 万ドルで、2022 年度までの累計予算は 3,930 万ドル⁴⁰。2022 年までに 3,400 件以上の発明者・中小企業が支援を得て、1,800 件以上の特許出願が行われた。 ・全米の発明者全体に占める女性発明者の割合が約 13%に対し、プログラム利用者の 43%が女性で、黒人系の割合は約 35%となっている。特許出願で少数派の層が多く利用しており、USPTO は裾野拡大を成果に挙げる⁴¹。
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成

40 USPTO HP <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/patent-pro-bono-report-over-393-million-donated-free-legal-services-inventors> [最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

41 USPTO HP <https://www.uspto.gov/ip-policy/legislative-resources/uiaa-2022/unleashing-american-innovators-act-2022-study-patent-pro> [最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

	☐ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

5. ロースクールクリニック認証プログラム（Law School Clinic Certification Program）

施策名	ロースクールクリニック認証プログラム
URL アクセス日	https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/public-information-about-practitioners/law-school-clinic-1 （アクセス 2025 年 9 月 26 日）
支援主体	USPTO、ロースクール
施策概要	・全米の法科大学院に設置された知財クリニックを通じて、個人発明家や中小企業が特許及び商標出願手続きに関して無償の法律サービスを受けることができる。 ・クリニックの学生が指導教官の監督の下、USPTO に対する出願手続きを代理人として支援する。学生にとっては知財実務の訓練機会となり、利用者にとっては費用負担なく特許・商標の専門サービスを受けられる。
対象・要件等	・各参加ロースクールが独自に参加資格を定める。地理的な制限（ロースクールの所在する地域の居住者） ⁴² 、経済要件 ⁴³ などが設けられる（プロボノ支援のため弁護士を雇う資金が十分ではない小規模時事業者が主な対象となっていると考えられる）。
その他（期間、予算、成果等）	・本プログラムは 2008 年に開始され、2024 年時点で 60 の参加ロースクールが参加する。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☒ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

⁴² University of Arizona Law HP <https://law.arizona.edu/academics/clinical-programs/intellectual-property-clinic>
[最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

⁴³ California Western School of Law HP https://www.cwsl.edu/experiential_learning/clinics/trademark_clinic.html
[最終アクセス日：2025 年 9 月 18 日]

6. グローバル知的財産アカデミー (Global Intellectual Property Academy)

施策名	グローバル知的財産アカデミー（GIPA）
URL アクセス日	https://www.uspto.gov/ip-policy/global-intellectual-property-academy （アクセス 2025 年 9 月 26 日）
支援主体	USPTO
施策概要	・中小企業に各国知財情報を提供する。USPTO の政策・国際問題局（OPIA）の弁護士が企画・実施し、国内外における知的財産保護および権利行使のベストプラクティスを提供する。 ・各国の政府職員や司法関係者、研究者等を対象に特許、商標、著作権、営業秘密など知財制度の運用や執行に関する研修も行う。
対象・要件等	米国中小企業、海外の政府関係者
その他（期間、予算、成果等）	・2005 年に開始され、2023 年度には 140 以上の研修プログラムを実施（中小企業に対しては 25 のプログラム実施）。米国の関係者及び外国政府関係者を含む 10,126 人を支援する⁴⁴。 ・OPIA のアタシェが USPTO の知的財産担当官、地域事務所、その他の米国政府機関、連邦司法機関と協力し中小企業の問い合わせに対応する。
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

7. 知的財産プロテクト (IP Protect)

施策名	知的財産プロテクト
URL アクセス日	https://www.iprcenter.gov/ip-protect （アクセス 2025 年 9 月 26 日）
支援主体	国土安全保障省 国家知的財産権調整センター（National IPR Coordination Center, IPR Center）
施策概要	2021 年に発足した IPR Center が主導する中小企業向けの知的財産保護支援イニシアティブ。ミシガン州立大学模倣品・製品対策センター(A-CAPP)、米国商工会議所、各地域の国土安全保障局(HIS)が連携し、知財窃盗の予防、発見、対処を支援する。支援例は以下

44 USPTO 「FY 2023 ANNUAL PERFORMANCE REPORT FY 2025 ANNUAL PERFORMANCE PLAN」
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_FY23_FY25_APPR.pdf [最終アクセス日：2025年9月18日]

	のとおり。 ・知財・詐欺被害の相談受付窓口の紹介 ・サイバー攻撃・データ漏洩対策の情報提供 ・ブランド保護のベストプラクティス共有、 ・商標登録手続き等のガイダンスを提供 / 等
対象・要件等	小規模事業者・中小企業等
その他（期間、予算、成果等）	・中小企業向けの情報ツールが A-CAPP のウェブサイト上で公開されている ⁴⁵ 。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（特許出願における優先審査）

8. IP アタシェプログラム (IP Attaché Program)

施策名	IP アタシェプログラム
URL アクセス日	https://www.uspto.gov/ip-policy/ip-attache-program （アクセス 2025 年 11 月 10 日）
支援主体	USPTO
施策概要	・USPTO が世界各国に配置した知財専門官（アタシェ）が米国企業や代理人の相談に応じ、外国市場への参入や現地での権利取得・執行に関する課題解決を支援する。 ・外国政府関係者に対する問題提起、知的財産法、執行、管理に関する研修、市民啓発プログラムを行う。
対象・要件等	米国企業（中小企業含む）、米国の権利者、法律代理人
その他（期間、予算、成果等）	・2006 年に開始。2024 年には 5989 件の中小企業を含むステークホルダー支援を行う。 ・知財専門官は世界 13 拠点に設置（リオデジャネイロ、ニューデリー、北京、上海、広州、バンコク、リマ、ブリュッセル、メキシコシティ、キエフ、アブダビ、ヨハネスブルグ、ジュネーブ）。 ・2024 年にはフロリダ州とジョージア州でビジネス団体に対するアウトリーチ活動を行う ⁴⁶ 。
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成

⁴⁵ A-CAPP, Michigan State University 「Guide to Brand Protection for Small and Medium Sized Enterprises」
<https://a-capp.msu.edu/guide-to-brand-protection-for-small-and-medium-sized-enterprises/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

⁴⁶ USPTO 「FY 2024 AGENCY FINANCIAL REPORT」
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY24AFR.pdf> [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

	☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

9. Stopfakes.gov

施策名	Stopfakes.gov
URL アクセス日	https://www.stopfakes.gov/（アクセス 2025年9月26日）
支援主体	商務省国際貿易局（ITA）等（各連邦政府機関の知財関連リソースを集約）
施策概要	・米国政府による知財関連保護支援のワンストップポータルサイト。国別の知財ツール、模倣品対策の研修イベント情報が掲載される。
対象・要件等	—
その他（期間、予算、成果等）	・各国の知財保護制度の詳細をまとめた「知的財産ツールキット（IPR Toolkit）」がサイト上に掲載。海外展開する中小企業が自社知財を守るための基礎情報が掲載されている。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（特許出願における優先審査）

第4節 総括・分析

1. 知財支援施策全体の特徴

米国の中小企業向け知財支援では、知財制度の複雑さや出願・権利取得の初期段階における手続的・経済的負担が、中小企業や個人にとって制度利用の障壁となっていることが従来から課題とされている。このため、制度へのアクセス拡大が政策的に重視されており、女性やマイノリティなど多様な層の参加促進を通じた包摂的イノベーションの推進が重点施策となっている。

支援は主に知的財産のライフサイクル初期（創出から権利化まで）に集中しており、出願前の相談、書類作成支援、出願手数料減免、迅速審査など、出願準備から審査までをカバーする施策が整備されている。一方、知財の活用や権利行使に対する直接的支援は限定的で、連邦レベルでは権利取得までの支援が中心となっている。

支援手法としては、迅速審査や出願手数料の減免など制度的・経済的措置に加え、助言・相談・情報提供を中心とした人的支援が充実している。また、USPTOの相談窓口に加え、ボランティアの弁護士や法科大学院の活用など、専門家や教育機関を制度内に組み込んだ伴走型の支援も広く展開されている。

支援対象は中小企業全般に開かれているが、特に個人発明家、初回出願人、小規模・極小規模事業体（small/micro entity）など、資金力や経験に制約のある層が明示的に位置づけられている。特定産業に限定した施策は少なく、規模、所得、出願経験などの属性に応じて支援要件が調整されている。

施策の運用面では、USPTOが年次報告書を通じて主要施策の実施状況や支援件数などを公表している。外部評価としては、米国政府説明責任局（GAO）が議会の要請に基づき、審査運用など特定のテーマについて監査を行い、その結果を報告書として公表している。監査の実施頻度は固定されていない。各報告書にはGAOからの勧告が記載されており、行政側の是正措置の状況はGAOのウェブサイト上で確認できる。

支援施策の実施体制としては、USPTOが連邦レベルで制度設計・統括を担い、地域拠点が利用者への基礎的な相談対応を行っている。さらに、SBA傘下のSmall Business Development Center（SBDC）、専門職団体、非営利組織、大学などが実施段階に関与し、特に出願前から初期段階にかけては複数の外部主体が活用されている。USPTOは利用者を適切な支援主体に案内する役割も担っており、非営利団体や大学が認証制度や公式パートナー制度を通じて施策の実施主体として組み込まれている。

2. 各施策の特徴

施策	権利化支援・保護支援	
	初回出願人向け早期審査パイロットプログラム	プロセ出願支援プログラム
URL	https://www.uspto.gov/initiatives/first-time-filer-expedited-examination-program	https://www.uspto.gov/patents/basics/using-legal-services/pro-se-assistance-program
事業概要	・初出願者を対象に審査を通常より迅速に行うプログラム ・経済的・地理的に特許出願に疎遠な層に対するアクセシビリティ向上を目指す取組み	・自力で特許出願を行う発明者や中小企業を支援するプログラム ・USPTO 職員が USPTO 内の支援センターで中小企業に対して基本的な助言を提供（出願書式の記載方法や電子出願ツールの使い方等をレクチャー）
特徴	・初回出願人に迅速審査の利用機会を提供することを狙い、迅速審査の利用可否は発明内容ではなく、初回出願人であるかどうかで判断される。 ・迅速審査であっても、特許の審査結果そのものに特例を設けるのではなく、First Office Action を通常より早期に発行する点が特徴である（初回出願人は特許化の見通しを早期に把握）。	・外部専門家の関与を必須とせず、出願人自身による手続きを前提に支援を行う点に特徴がある。 ・審査判断や権利内容に関する特例は設けられておらず、支援は出願手続きや形式面の理解、USPTO への手続きへの対応に限定される。

施策	助言・アドバイス		
	特許プロボノ・プログラム	ロースクールクリニック認証プログラム	グローバル知的財産アカデミー
URL	https://www.uspto.gov/patents/basics/using-legal-services/pro-bono/patent-pro-bono-program	https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/public-information-about-practitioners/law-school-clinic-1	https://www.uspto.gov/ip-policy/global-intellectual-property-academy

事業概要	・ボランティア弁護士が特許出願手続きを無償支援 ・弁護士は各地域プログラムに直接応募・登録。地域ごとに定められた要件に従って発明者とのマッチングが行われる	・法科大学院の学生が特許・商標出願を無償代理する制度 ・学生にとっては知財実務の訓練機会となり、利用者にとっては費用負担なく特許・商標の専門サービスを受けられる仕組み	・USPTO が運営する国際的な知財教育・研修機関 ・各国の政府職員等を対象に知財制度の運用や執行に関する研修を提供 ・米国の中小企業を対象に対して各国の知財情報等も提供
特徴	・低所得の個人発明家や小規模事業者を対象に、特許専門家による無償支援を提供する点が特徴である。専門家アクセスの格差是正に焦点を当てた制度となっている。 ・各地域プログラムを通じて申請受付から専門家とのマッチングまでを行い、ボランティアによる支援を地域単位で継続的に運用する体制が構築されている。	・USPTO が認証したロースクールを拠点として、教育課程に実務要素を組み込みつつ、出願人に対する支援を制度として組み合わせている。 ・教員の監督を前提に、学生に限定的な代理権限を付与している点が特徴である。人材育成と出願人支援を両立させる制度となっている。	・中小企業支援を担う行政機関や支援機関の担当者に対し、知財制度や実務に関する研修機会を提供することで、支援人材の能力向上を図っている。 ・個別の出願支援や審査判断には関与せず、制度理解や実務知識の共有を通じて、中小企業支援施策の基盤強化を間接的に支える位置づけの施策 656 となっている。

第3章 英国

第1節 基礎情報

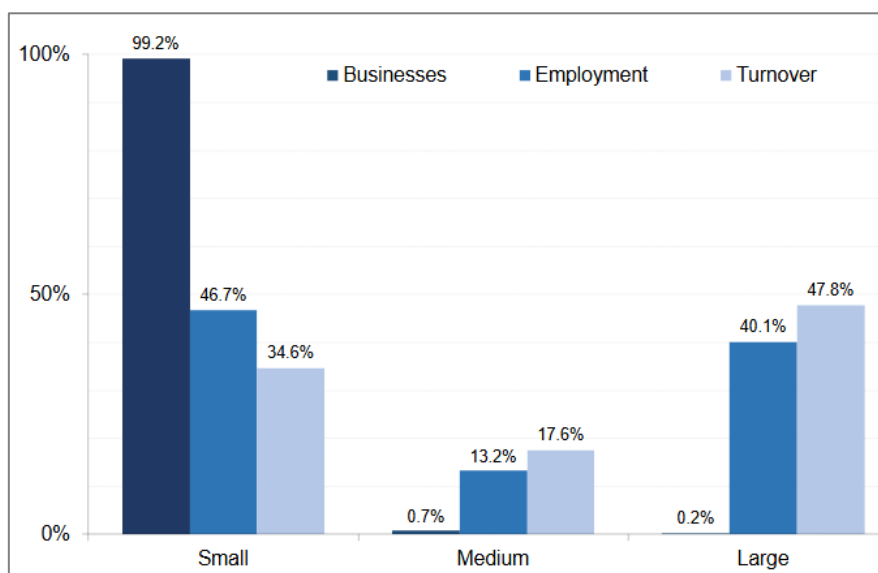
1. 中小企業に関する統計情報

英国における中小企業の割合として、事業者の約99%が中小企業に該当するとされている。その他の概況は以下の通り。

図表 44 中小企業の概況（英国）⁴⁷

- ・英国における事業者の約99%が中小企業であるとともに、雇用者数の約60%、売上高の約52%を占める。（2024年期初時点）

<事業者数・雇用・売上高への企業規模別寄与割合>



出典：英国ビジネス・貿易省「英国および地域における事業者数推計 2024年：統計発表」

⁴⁷ 英国 ビジネス・貿易省「Business population estimates for the UK and regions 2024: statistical release」
https://www.gov.uk/government/statistics/business-population-estimates-2024/business-population-estimates-for-the-uk-and-regions-2024-statistical-release?utm_source=chatgpt.com [最終アクセス日：2025年11月25日]

2. 中小企業等の定義

(1) 中小企業等の定義・根拠法令

イギリスでは、2006 年会社法（Companies Act 2006）において企業規模区分が定義されている⁴⁸。同法では中規模企業（medium-sized company）、中小企業（small company）、零細企業（micro-entities）の 3 つの企業規模区分について、年間売上高、貸借対照表総額（総資産）、従業員数の 3 つの基準値うちいずれか 2 つを満たす場合に当該区分に分類される。数値基準については、2025 年 4 月にインフレ等に応じて見直されており、新旧の基準値を下記表に整理する⁴⁹。

図表 45 中小企業等の定義（英国）

	零細企業		中小企業		中規模企業	
	旧	新	旧	新	旧	新
売上高が次の金額を超えないこと	63 万 2 千ポンド	100 万ポンド	1020 万ポンド	1500 万ポンド	3600 万ポンド	5400 万ポンド
貸借対照表総額が次の金額を超えないこと	31 万 6 千ポンド	50 万ポンド	510 万ポンド	750 万ポンド	1800 万ポンド	2700 万ポンド
従業員数が次の人数を超えないこと	10 人	10 人	50 人	50 人	250 人	250 人

(2) ベンチャー企業等の定義・根拠法令

イギリスにおいて「ベンチャー企業（venture business）」は法律上の明確な定義が存在しない。公式な根拠法令も確認されておらず、一般には高成長を目指す新興企業やスタートアップ企業を指す用語として用いられているのが実情である。したがって、法令上はベンチャー企業を特別に定義する規定はない。しかし政策上は、投資優遇制度などを通じて一定の基準で対象企業が定義・分類されている。例えば、創業初期企業への税制優遇策である SEIS (Seed Enterprise Investment Scheme) では、設立 2 年以内、従業員 25 名以下、未上場かつ総資産 20 万ポンド未満の企業が対象となる⁵⁰。また、より成長した中小企業を対象とする EIS (Enterprise Investment Scheme) では、従業員 250 名以下かつ総資産 1,500 万ポンド未満の企業が基準とされている。さらに、英国政府の科学技術委員会から首相へ

48 legislation.gov.uk 「The Companies (Accounts and Reports) (Amendment and Transitional Provision) Regulations 2024」 <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2024/1303/contents/made> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

49 ICAEW 「UK company size thresholds have increased」 <https://www.icaew.com/insights/viewpoints-on-the-news/2024/dec-2024/uk-company-size-thresholds-to-increase-from-april-2025> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

50 HM Revenue & Customs 「Use a venture capital scheme to raise money for your company」 <https://www.gov.uk/guidance/venture-capital-schemes-raise-money-by-offering-tax-reliefs-to-investors> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

の書簡では「スタートアップ」とは「創業約 2 年以内で、独立した非公開企業（未上場企業）」と定義されている⁵¹。同書簡では **SME（中小企業）** を従業員 250 名未満と定義し、そのうち設立 2 年以内の企業がスタートアップに該当すると説明している。

3. 主な知的財産と根拠法

英国における主な知的財産は以下の通り。

図表 46 主な知的財産と根拠法（英国）

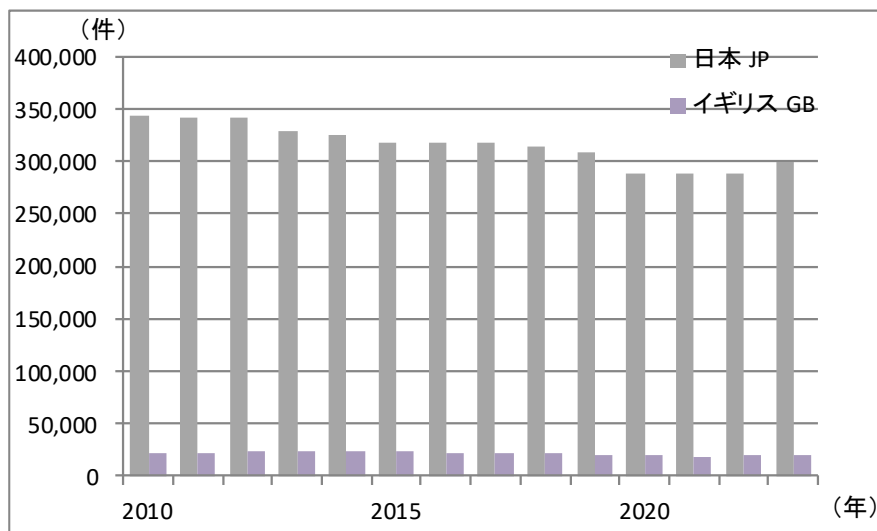
知財種別	概要
特許権	定義等：発明が新規性、進歩性、産業上利用可能性を満たす場合、特許付与される（第 1 条(1)）。 存続期間：出願日から 20 年（第 25 条） 出願公開：出願日又は優先日から 18 月の期間満了後（第 16 条(1)、規則 26(1)） 実体審査の有無：有（第 18 条） 差止請求：可（第 61 条） 損害賠償請求：可（第 61 条）損害賠償または侵害者の利益の請求が可能
実用新案権	制度なし
意匠権	定義等：製品全体又はその一部の外観であって、特に、その製品の線、輪郭、色彩、形状、織り方若しくは素材又は装飾の特徴に起因するもの（第 1 条(2)） 存続期間：登録日から最長 25 年（各 5 年の更新を 4 回可） 実体審査の有無：無 差止請求：可（第 24A 条） 損害賠償請求：可（第 24A 条）
商標権	定義等：語(個人の名称を含む)、図案、文字、数字、色彩、音響又は商品若しくはその包装の形状（第 1 条(1)(b)）。団体商標、証明商標も保護対象（第 1 条(1)(b)）。 存続期間：登録日から 10 年。10 年毎に更新可（第 42 条） 一出願多区分制度：有（商標規則 8） 実体審査の有無：有（第 3 条、第 5 条） 差止請求：可（第 14 条） 損害賠償請求：可（第 14 条）
営業秘密	The Trade Secrets（Enforcement, etc.） Regulation 2018（SI 2018/597）に営業秘密の定義・要件が規定されている。

⁵¹ COUNCIL FOR SCIENCE AND TECHNOLOGY「Innovation finance definitions」
<https://www.gov.uk/government/publications/letter-to-the-prime-minister-on-investment-in-innovative-science-and-technology-companies/innovation-finance-definitions-html> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

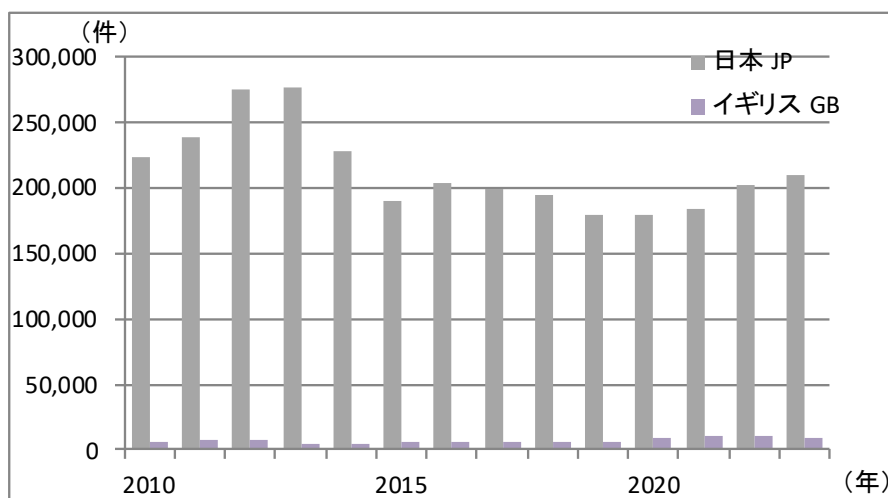
4. 知的財産に関する統計等情報

(1) 出願件数・登録件数の推移（総数）

図表 47 英国における特許出願件数の推移⁵²



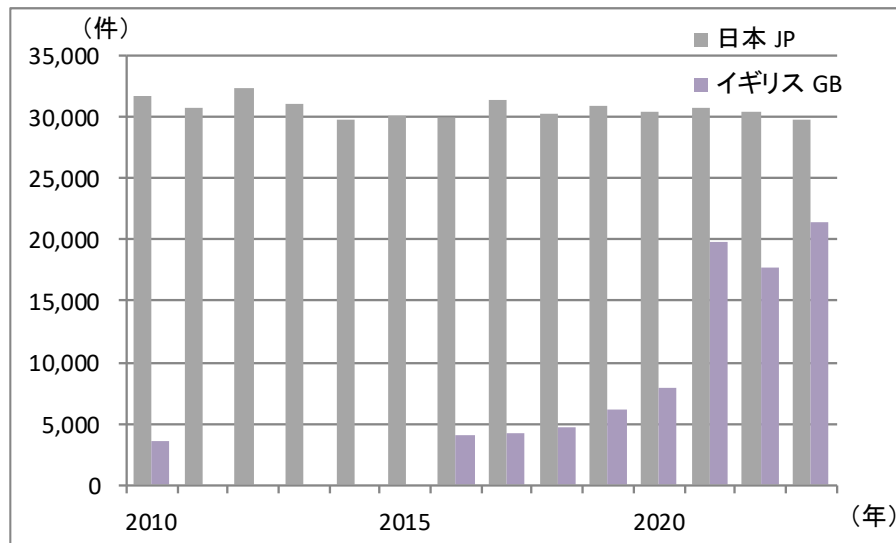
図表 48 英国における特許登録件数の推移⁵³



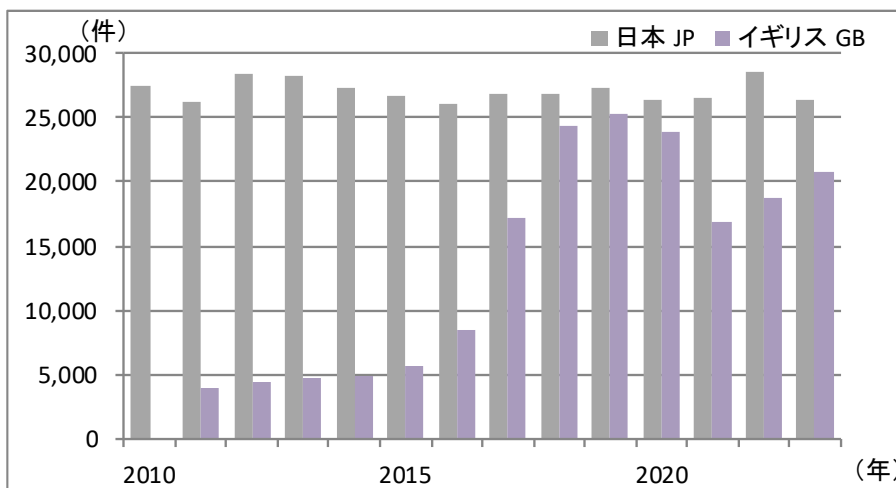
⁵² WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

⁵³ WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 49 英国における意匠出願件数の推移⁵⁴



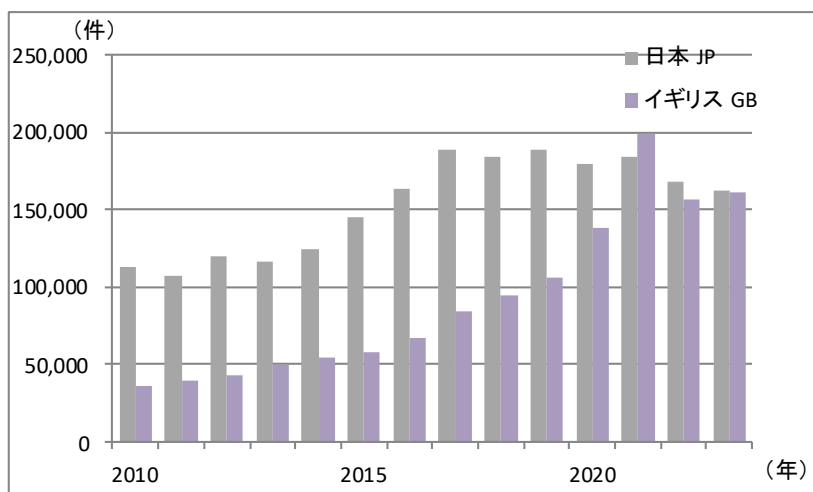
図表 50 英国における意匠登録件数の推移⁵⁵



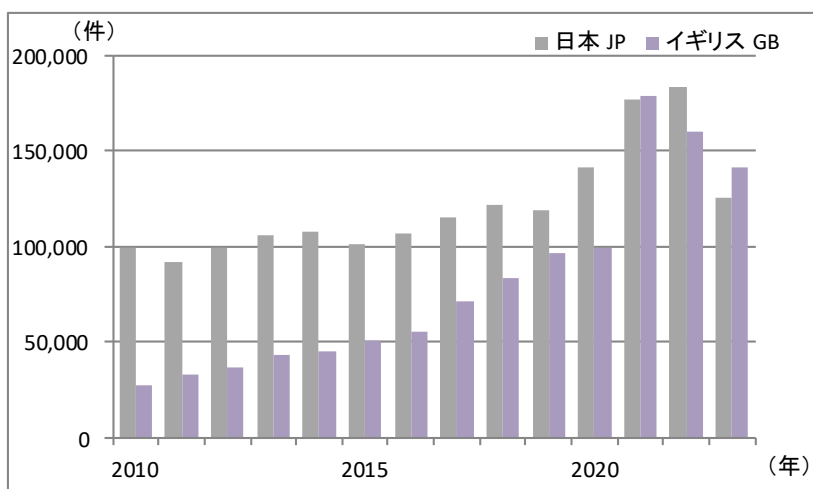
54 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

55 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

図表 51 英国における商標出願件数の推移⁵⁶



図表 52 英国における商標登録件数の推移⁵⁷



(2) 出願件数・登録件数の推移（中小企業）

中小企業の知的財産権に関する出願件数・登録件数の公開情報は特定するに至らなかった。

⁵⁶ WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

⁵⁷ WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制

1. 中小企業等支援に関する主な支援機関

英国における中小企業等を支援する主な機関を下表に示す。英国ではビジネス・貿易省（DBT）が包括的な機能を担い、国内ビジネスの成長機会創出、資金調達環境の改善、中小企業を含む企業への融資支援や規制改革、輸出振興・海外投資誘致と多面的に展開している。中小企業への重点支援については、資金調達を中心に英国事業銀行を通じた支援が行われている他、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各地域の特性に応じた支援が展開されている。

図表 53 中小企業等に関連する主な支援機関（英国）

名称	概要
ビジネス・貿易省 (Department for Business and Trade, DBT) ⁵⁸	- 日本の経済産業省に相当する英国の中央官庁であり、企業政策全般と通商政策を所管する。 2023 年 2 月の政府再編により新設された省庁で、従前のビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）の企業支援機能と国際貿易省（DIT）を統合して発足した。 - 英国経済の成長戦略を担う省として位置づけられ、国内ビジネスの成長機会創出、資金調達環境の改善、中小企業を含む企業への融資支援や規制改革、輸出振興・海外投資誘致など幅広い役割を持つ。 - 中小企業政策も DBT の重要分野であり、中小企業向け融資制度、創業支援、地方企業支援などに関する施策を統括する。
英国事業銀行（British Business Bank） ⁵⁹	- DBT 傘下の政府系開発銀行であり、日本の独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）に類似する機能を担う。 - 中小企業やスタートアップが必要な資金にアクセスしやすくすることを使命とし、政府出資の公的銀行として 2014 年に設立された。 - 融資・信用保証やベンチャー投資の分野で複数のプログラムを展開しており、民間の認定金融機関・基金を通じて中小企業向け資金を供給するのが特徴である。 2024/25 年度には累計 68 億ポンド相当の融資支援を行い、中小企業の資金調達力強化に寄与

58 GOV.UK 「Department for Business and Trade」

<https://www.gov.uk/government/organisations/departments-for-business-and-trade> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

59 British Business Bank 「Who we are」

<https://www.british-business-bank.co.uk/> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

	している⁶⁰。 英国事業銀行は政策上、DBT が全株式を保有する公的機関であるが商業原則に則り独立して運営されており、英国全土の中小企業金融マーケットのギャップ解消と経済成長促進を図っている⁶¹。
中小企業担当委員 (Small Business Commissioner, SBC) ⁶²	- 小規模事業者の権利を擁護するための行政機関であり、Enterprise Act 2016⁶³に基づき創設された。 - 中小企業が直面する大企業からの支払い遅延や不公正な取引慣行への苦情を受け付け、問題解決を仲介・支援する役割を担う。 2025 年には、支払遅延対策に関するパブリックコンサルテーションが公表され、SBC に対する調査権限、制裁金賦課権限及び法的拘束力のある仲裁権限の付与等が提案された⁶⁴。同年に公表された政府の中小企業プラン（Backing Your Business）においても、支払遅延に常習的に関与する大企業への罰金を含む SBC の権限強化が明記されており⁶⁵、中小企業の取引環境改善に向けた中心的機関としての位置づけが一層明確になっている。 - SBC は DBT 所管のもと独立性を保ちながら業務を行っており、英国における中小企業支援エコシステムの一翼を担う存在である。
イノベート UK (Innovate UK) ⁶⁶	英国の国家イノベーション機関であり、企業主導の技術革新プロジェクトに助成金等を通じ支援を行っている。

60 British Business Bank 「British Business Bank supports £6.8bn of finance for smaller business in 2024/25, returning statutory profit before tax of £144m」 <https://www.british-business-bank.co.uk/news-and-events/news/british-business-bank-supports-ps68bn-finance-smaller-business-202425-returning-statutory-profit> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

61 British Business Bank 「Corporate structure」 <https://www.british-business-bank.co.uk/about/who-we-are/corporate-structure> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

62 Small Business Commissioner 「About OSBC」 <https://www.smallbusinesscommissioner.gov.uk/about-osbc/> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

63 legislation.gov.uk 「Enterprise Act 2016」 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/12/part/1/enacted> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

64 Small Business Commissioner 「Government consults on measures to tackle late payments and more powers for the Small Business Commissioner」 <https://www.smallbusinesscommissioner.gov.uk/government-consults-on-measures-to-tackle-late-payments-and-more-powers-for-the-small-business-commissioner/> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

65 Department for Business & Trade 「Backing your business: our plan for small and medium sized businesses (web version)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/backing-your-business-our-plan-for-small-and-medium-sized-businesses/backing-your-business-our-plan-for-small-and-medium-sized-businesses-web-version>) [最終アクセス日：2026 年 3 月 12 日]

66 Innovate UK 「Who we are」 <https://www.ukri.org/who-we-are/> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

	英国リサーチ・イノベーション機構（UKRI）の一部門で、あらゆる産業セクター・技術分野・地域における中小企業のイノベーション促進を担う。
中小企業連盟（Federation of Small Businesses, FSB） ⁶⁷	- 英国最大の中小企業支援組織（非営利の会員制団体）であり、中小企業や自営業者約 16 万社以上が加盟する。 - FSB は政府・議会に対するロビー活動を通じ中小企業の経営環境改善を図る一方、会員向けに法務・税務を含む 24 時間相談ライン、各種ビジネスサービス、金融優遇（無料銀行口座など）を提供している。
英国産業連盟（Confederation of British Industry, CBI） ⁶⁸	- 英国の主要な経済団体で、大企業から中小企業まで約 19 万社にのぼる企業・業界団体を包括して代表する。 - CBI は王室勅許に基づく非営利組織であり、英国最大のビジネスロビー団体として各産業が繁栄できる環境整備を政府に働きかけることを使命とする。 - 具体的には政府への政策助言・提言や他企業とのネットワーキング、経営環境や統計に関する調査研究を通じて企業の利益を代弁する。
英国商工会議所（British Chambers of Commerce, BCC） ⁶⁹	- 全英 51 の認定商工会議所を束ね、数万社（雇用約 600 万人）の企業を代表する全国団体である。 - 国内各地域と 80 超の海外市場のネットワークで、政策提言、貿易・経営支援を行う組織である。
地域企業パートナーシップ（LEPs）および企業特区（Local Enterprise Partnerships (LEPs) and Enterprise Zones） ⁷⁰	地域企業パートナーシップ（LEPs）は、イングランドにおける地方自治体と企業間の任意のパートナーシップであり、2011 年にビジネス・イノベーション・技能省によって設立され、地域の経済的優先事項を決定し、地域内での経済成長と雇用創出を主導することを目的として

⁶⁷ Federation of Small Businesses 「Corporate Information」

<https://www.fsb.org.uk/corporate-information> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁶⁸ Confederation of British Industry 「About the CBI」

<https://www.cbi.org.uk/about-us/> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁶⁹ British Chambers of Commerce British Chambers of Commerce 「JOIN OUR THRIVING BUSINESS NETWORK」

<https://www.britishchambers.org.uk/partner-with-us/> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁷⁰ GOV.UK 「Local Enterprise Partnerships」

<https://www.gov.uk/business/local-enterprise-partnerships-leps-and-enterprise-zones> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

	いた⁷¹。 ・ 2024 年 4 月、保守党政府により LEP への資金援助は打ち切れ、その機能は地方自治体によって引き継がれた。 ・ 企業特区⁷²とは、企業に対し、その区域内での事業設立または拡大を促すインセンティブを提供することで経済成長を促進することを目的とした指定区域である。 ・ 現在、イングランドには 48 の企業特区があり、これらの区域内では、企業は次のような優遇措置の恩恵を受けることができる。 ➤ 5 年間で最大 100% の事業税割引 ➤ 機械・設備購入に対する増額減価償却 ➤ 地方開発命令による簡素化された計画規制 ・ 同様の政策はスコットランド⁷³、ウェールズ⁷⁴、および北アイルランド⁷⁵でも実施されている。
スコットランド・エンタープライズ (Scottish Enterprise) ⁷⁶	・ スコットランド政府傘下の経済開発機関で、現地企業や創業者に対し資金支援、助言、人材育成など包括的支援を提供する。 ・ 知的資産スペシャリスト (Intellectual Assets Specialists) を配置し、企業の知的資産の把握と戦略的活用について一対一の助言サービスを展開している。
ビジネス・ウェールズ (Business Wales) ⁷⁷	・ ウェールズ政府が運営する中小企業向けオンライン情報サービスで、創業、事業拡大、税務、資金調達から基本的な知的財産情報まで、幅広いテーマのガイドを提供している。 ・ ウェールズにおける中小企業のワンストップ支援窓口として、ウェブサイトや地域オフィスを通じた経営相談、各種助成金情報の提供、人

⁷¹ INSTITUTE FOR GOVERNMENTS 「Local enterprise partnerships」

<https://www.instituteforgovernment.org.uk/article/explainer/local-enterprise-partnerships> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁷² GOV.UK 「Enterprise Zones」

<https://www.gov.uk/guidance/enterprise-zones> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁷³ Scottish Government 「Supporting business」

<https://www.gov.scot/policies/supporting-business/enterprise-areas/> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁷⁴ Welsh Government 「Enterprise Zones」

<https://businesswales.gov.wales/topics-and-guidance/business-tax-rates-and-premises/enterprise-zones>
[最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁷⁵ Causeway Coast and Glens Borough Council 「Atlantic Link Enterprise Campus」

<https://atlanticlinkcampus.com/campus/about-the-campus/> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁷⁶ Scottish Enterprise 「Learn about Scottish Enterprise」

<https://www.scottish-enterprise.com/our-organisation> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁷⁷ Business Wales 「Business Wales service」

<https://businesswales.gov.wales/business-wales-service> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

	材育成プログラムの案内等を行っている。
インベスト北アイルランド (Invest Northern Ireland) 78	・ 北アイルランドの主要な企業支援機関で、同地域の経済成長を目的に新規事業の育成、既存企業の国際競争力強化、域外からの投資誘致を行っている。 ・ 北アイルランド経済省傘下であり、製造業や輸出型サービス産業に重点を置く。スタートアップ支援や事業成長支援の一環として知的財産に関する助言も提供し、製品開発に関する技術アドバイスや産業標準への適合支援と合わせて、中小企業のイノベーション支援を包括的に実施している。

78 Invest Northern Ireland 「About Us」
<https://www.investni.com/about-us> [最終アクセス日：2025年12月19日]

2. 知的財産に関連する主な支援機関・支援体制

英国における知的財産に関連する主な支援機関を下表に示す。英国の知財支援体制は、科学・イノベーション・技術省が管轄する英国知的財産庁が中央政府の政策を所管し、業界団体や大学・図書館ネットワークも政府の施策実行を補完しつつ、中小企業への直接的な支援窓口となっている。こうした多面的な支援体制により、英国では中小企業の知的財産権の取得・活用・保護が促進されている。

図表 54 知的財産に関連する主な支援機関（英国）

名称	概要
科学・イノベーション・技術省 (Department for Science, Innovation and Technology, DSIT) ⁷⁹	・ 2023 年に新設された科学技術政策担当の中央省庁で、旧ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) およびデジタル・文化・メディア・スポーツ省から政策責任を引き継ぎ、日本の内閣府イノベーション推進や文部科学省の一部機能に相当する。 ・ DSIT は、英国の科学・研究・技術分野の成果を促進・発展・管理する役割を担う。また、英国経済、英国公共サービス、国家安全保障、および英国政府のより広範な優先事項を支えるために必要な物理的・デジタルインフラと規制の管理も担当している⁸⁰。 ・ 2023 年 2 月の省庁再編により、旧ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) は 3 省に分割され、知的財産行政を所管する知財庁 (IPO) は DSIT の管轄下に移された。これにより、知財政策は科学技術・イノベーション政策の文脈に明確に位置付けられることとなった一方で、中小企業政策はビジネス・貿易省 (DBT) の所管とされており、知財行政と中小企業支援は異なる省にまたがる形となっている。
英国知的財産庁 (Intellectual Property Office, IPO) ⁸¹	・ 日本の特許庁に相当する知的財産権の主管庁であり、特許・意匠・商標など産業財産権の付与・登録審査を行う英国政府機関であ

⁷⁹ GOV.UK 「Department for Science, Innovation and Technology」

<https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-science-innovation-and-technology> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁸⁰ GOV.UK 「Making Government Deliver for the British People」

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1134989/Making_Government_Deliver_for_the_British_People.pdf [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁸¹ GOV.UK 「Intellectual Property Office」

<https://www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

	る。 ・ 現在は DSIT の執行機関として英国の知財制度全般を所管する。 ・ 産業財産権の付与・登録審査を行うとともに、中小企業や発明家向けに知財情報提供・人材育成にも注力している。例えば公式サイト上で「IP for Business」と称する中小企業向けガイダンスや基本知識ガイドを公開し、専門家による研修プログラム等を提供している⁸²。 ・ また、各地で開催されるビジネス関連イベントに職員を派遣し、知財活用について無料相談やセミナーを行うアウトリーチ活動も展開している⁸³。 ・ さらに、国際的には在外公館を通じた知財相談や海外当局との連携を行い、英国企業（含中小企業）の国外における知財保護支援にも取り組んでいる。
特許情報センター（ Patent Libraries, PatLib ） ⁸⁴	・ UKIPO と連携し全国に展開する知財情報拠点網で、各地域の図書館や情報センター内に合計 25 か所設置されている。 ・ 経験豊富なスタッフが常駐し、特許・商標・意匠・著作権に関する情報へのアクセス提供や、知財活用に関する実践的助言を無料または低額で提供する。
ビジネス & IP センター（ Business & IP Centre, BIPC ） ⁸⁵	・ 大英図書館が中心となり運営する起業家支援プログラムで、ロンドンの大英図書館内の「ビジネス&IP センター」を旗艦拠点とし、各地の主要都市図書館にもネットワークを拡大している。 ・ BIPC では起業準備段階から事業立上げ・成長に至るまで、中小企業家・発明者を支援する情報・サービスを提供する。 ・ 市場調査レポートや知財データベースの関

⁸² UKIPO 「IP for business: guidance, tools and case studies」

<https://www.gov.uk/government/collections/ip-for-business-events-guidance-tools-and-case-studies> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁸³ UKIPO 「Seeking intellectual property advice」

<https://www.gov.uk/guidance/seeking-intellectual-property-advice> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁸⁴ GOV.UK 「UK PatLib Network」

<https://www.gov.uk/government/publications/uk-patlib-network> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁸⁵ British Library 「Business & IP Centre」

<https://www.bl.uk/bipc> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

	覧、専門家によるメンタリングやワークショップ、ビジネスプラン策定支援等を利用者は無料または低コストで利用できる。 ・ 特に知財については特許・商標検索の指導や、先述の特許情報センターと連携した知財相談が受けられる。
英国特許弁理士会（CIPA） ⁸⁶	・ 英国特許弁理士会（CIPA）は、特許弁理士の職能団体であり、1882 年設立、1891 年に王室勅許で法人化された団体である。 ・ 会員は約 5,000 人（フェロー約 2,900 人等）を擁し、教育・試験、継続研修、政策提言等で専門職の質と社会的地位の向上を図る。
商標代理人協会（CITMA） ⁸⁷	・ 商標代理人協会（CITMA）は、商標・意匠分野の専門家の職能団体であり、1934 年創設、2016 年に王室勅許を受けた。 ・ 1,900 人超の商標・意匠専門職を代表し、研修・継続教育、会議・情報発信、制度運用への意見反映を通じて実務の高度化を図る。

⁸⁶ CIPA 「About Us」

<https://www.cipa.org.uk/what-we-do/> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

⁸⁷ CITMA 「Who we are」

<https://www.citma.org.uk/> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

3. 知的財産に関連する主なビジョン・戦略・計画

(1) IP for a creative and innovative UK Strategy 2024 to 2027⁸⁸

英国知的財産庁（UKIPO）が策定した 2024 年から 2027 年を対象とする英国の知的財産戦略であり、知財制度を通じて創造性とイノベーションへの投資を促進し英国経済の成長を支えることを目的として策定されたものである。前回戦略策定以降の国内外の急速な環境変化（技術革新、IPO 内部改革等）を踏まえ、IPO の使命（知財制度を通じた英国経済成長の支援）を達成するための重点分野と目標を示している。

本戦略では、IPO の従来からの任務（知財権付与・制度運用）を強化しつつ焦点を絞り直し、今後 3 年間で「高品質で効率的かつ利用しやすいサービス」「イノベーションと経済を支援する政策」「高いパフォーマンスを発揮し、熟練した人材が共通の目的によって結ばれている組織」の 3 つに注力することが戦略の柱となっている。

図表 55 IP for a creative and innovative UK Strategy 2024 to 2027 の主な内容

急速な技術革新や社会変化（AI の台頭や気候変動対応など）を背景として策定された IPO の 3 か年戦略である。IPO のミッションである「知財制度を通じ人々による英国経済成長への貢献を支援する」ことを実現すべく、2024～2027 年に重点的に取り組むべき施策の指針を示している。戦略の柱は三つで、高品質で効率的かつアクセスしやすい知財サービスの提供、イノベーションと経済を支える知財政策の展開、そして有能な人材を擁し共有の目的意識で結ばれた高い業績を上げる組織の構築である。

本文書では、まずイノベーションを取り巻く環境変化や知的財産が人々の生活を豊かにする役割について述べた後、上述の戦略と各柱（サービス、政策、組織）の具体的な施策と目標を詳述している。各柱に関連する施策として、例えばサービス面では手続のデジタル化やサービス品質向上、政策面では中小企業支援や消費者保護策、組織面では人材育成や組織改革等が掲げられている。戦略全体を通じ、知的財産制度による投資促進と革新的な英国の実現を目指す内容となっている。

【3 つ柱と目標】

- ・ 柱 1：サービス「高品質で効率的かつアクセスしやすい知財サービスの提供」
 - 戦略的目標 1：サービス提供方法を変革し、継続的に改善することで、顧客のニーズに応える高品質でタイムリーな、将来を見据えた知的財産保護を実現する
 - 戦略的目標 2：データの潜在力を活用し、知的財産の社会的価値を最大化し、経済成長を支える
 - 戦略的目標 3：革新と創造性を促す適切なツールとサポートを提供する

⁸⁸ UKIPO 「IP for a creative and innovative UK Strategy 2024 to 2027」

<https://www.gov.uk/government/publications/ip-for-a-creative-and-innovative-uk-strategy-2024-to-2027/ip-for-a-creative-and-innovative-uk-strategy-2024-to-2027> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

- ・ 柱 2：ポリシー「イノベーションと経済を支える知財政策の展開」
 - 戦略的目標 1：英国法が社会全体の利益のために革新と創造性を促進するよう確保する
 - 戦略的目標 2：知的財産権が尊重され、国内および国際的に IP の執行が行われることを確保する
 - 戦略的目標 3：英国および世界のイノベーションを支える国際的な IP システムを構築する
- ・ 柱 3：組織「有能な人材を擁し共有の目的意識で結ばれた高い業績を上げる組織の構築」
 - 戦略的目標 1：人材と企業文化を育成する
 - 戦略的目標 2：ガバナンスと計画策定システムを見直し、刷新する
 - 戦略的目標 3：財政的に持続可能である

（2）Intellectual Property Office Corporate Plan 2025 to 2026（年次計画）⁸⁹

2025/26 年度における英国知的財産庁（UKIPO）の事業計画であり、2024～2027 年の知財戦略の第 2 年次として、その年度に実施する主要な活動内容と重点分野を示すものである。UKIPO がそのミッション達成に向け、当該年度に特に注力する施策を明らかにしている。

図表 56 Intellectual Property Office Corporate Plan 2025 to 2026 の主な内容

本事業計画は、前年に策定された 2024～2027 年戦略の下で、その 2 年目に当たる 2025/26 年度に IPO が実施する主要施策と目標を具体的に示したものである。政府の国家的ミッション（科学技術振興や経済成長等）を支えるため、当年度に取り組む重要施策が列挙されている。主な取組には、新統合特許サービス「One IPO」の全顧客への展開、商標・意匠・審判分野への次期システム変革の着手、知財犯罪対策の強化（IP 犯罪エクセレンスセンターの本格稼働と侵害対策の推進）、中小企業（SME）への知財金融支援策（知財資産を活用した資金調達支援）の拡充、国際的な知財制度形成への貢献（各国との協働によるグローバルな制度整備）、文化・メディア・スポーツ省および科学技術省との連携による AI と著作権分野の政策検討、戦略的人材計画の実施による組織能力の強化、そして特許・商標・意匠などの料金見直しによる財政的持続性の確保などが含まれている。これらの施策により、知財サービスの利便性向上、イノベーション促進、知財権の効果的な保護を通じた経済成長の支援を図る計画となっている。

【目次】

1. CEO からの挨拶
2. はじめに
3. 当社の戦略

⁸⁹ UKIPO 「Intellectual Property Office Corporate Plan 2025 to 2026」

<https://www.gov.uk/government/publications/intellectual-property-office-corporate-plan-2025-to-2026> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

4. 戦略の実行
5. サービス：高品質、効率的、そして利用しやすい
6. 当社のポリシー：イノベーションと経済を支援
7. 当社の組織：共通の目標によって結ばれた、熟練した人材による高いパフォーマンス
8. モニタリングと報告
9. 財務資源

(3) The Patent Office annual report and accounts 2024 to 2025（年次報告書）

90

2024/25 年度（2024 年 4 月～2025 年 3 月）の英国知的財産庁（UKIPO）の業績および財務状況を報告する年次報告書であり、議会提出用の公式文書（年次報告書および決算報告書）である。UKIPO の事業実績と財務諸表を含む包括的な報告となっている。

図表 57 The Patent Office annual report and accounts 2024 to 2025 の主な内容

1. イノベーションと創造性を促進する知的財産制度

(4) The Patent Office Innovation and Growth Report 2024/25（年次報告書）⁹¹

2024/25 年度において英国知的財産庁（IPO）の活動がイノベーションと経済成長にどのように寄与したかを示す年次報告書である。IPO の事業が国内の技術革新や創造産業の発展に貢献した成果を年間を通じて振り返り、明らかにしている。

図表 58 The Patent Office Innovation and Growth Report 2024/25 の主な内容

本報告書は、Intellectual Property Act 2014 21 条に基づき毎年議会に提出される法定報告書であり、IPO の活動がその年度のイノベーション促進と経済成長に及ぼした効果を総括したものである。

構成はイントロダクションに続き、IPO の役割説明、そして 2024/25 年度におけるイノベーション・成長への貢献状況の報告という流れになっている。貢献状況の章では、知財サービス提供、知財データの公開・利活用、ビジネス支援策、知財政策・制度改善、国際協力および権利執行といった観点から、IPO が講じた具体的施策とその成果を記載している。

知財サービス面では、特許・商標・意匠の審査・登録業務において高いサービス水準を維持しつつ、最大規模となるデジタル変革計画「One IPO」を推進し、新特許検索ツール「One IPO サーチ」を 2025 年 1 月に一般公開した。ビジネス支援では、中小企業向けに新たな資金支援制度「IP Advance」を開始し約 400 社を支援し

90 UKIPO 「The Patent Office annual report and accounts 2024 to 2025」

<https://www.gov.uk/government/publications/the-patent-office-annual-report-and-accounts-2024-to-2025> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

91 UKIPO 「The Patent Office Innovation and Growth Report 2024/25」

<https://www.gov.uk/government/publications/the-patent-office-innovation-and-growth-report-202425>

[最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

たほか、金融業界との「IP ファイナンス諮問グループ」を設立して知財担保融資の課題解決に取り組んだ。政策面では、AI と著作権の法制度に関する大規模なパブリックコンサルテーション（約 11,500 件の意見提出）を実施し、意匠制度の見直しに着手した。また国際面では、WIPO 主催の外交会議における新意匠条約の採択に貢献し、各国との自由貿易協定交渉や在外公館による知財支援を通じて英国企業の海外展開を支援した。さらに国内の知財侵害対策として、取締機関との協働による模倣品取締りや IP 犯罪調査員のスコットランド・北アイルランドへの配置拡大など、知財犯罪・侵害への対応強化も図られた。以上のように、本報告書では IPO の幅広い取組が英国のイノベーションと成長に寄与した状況を総合的に示している。

【目次】

1. はじめに
2. 知的財産庁の役割
3. 2024/25 年度のイノベーションと成長への貢献
 - 3-1. 革新を推進する知的財産サービス
 - 3-2. 経済成長を支えるデータ価値の解放
 - 3-3. 英国のイノベーションエコシステムにおけるビジネス支援
 - 3-4. イノベーションと創造性を促進する知的財産制度イノベーションと創造性を促進する知的財産制度

第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策

英国における特徴的な支援施策について、英国知的財産庁の施策を中心に特徴的な取組を整理した。

1. 「IP Advance」制度 (IP Audit・IP Access) ⁹²

施策名	「IP Advance」制度 (IP Audit・IP Access)
URL アクセス日	https://www.cipa.org.uk/news/uk-ipo-launches-new-sme-financial-support-scheme-ip-advance/ (アクセス 2025 年 12 月 19 日)
支援主体	英国知的財産庁 (UKIPO) , UK partners (Innovate UK Business Growth, Welsh Government, Scottish Enterprise, Highlands and Islands Enterprise, South of Scotland Enterprise, and Invest Northern Ireland)
施策概要	- 英国知的財産庁 (UKIPO) が 2024 年に開始したパイロット的な財政支援制度「IP Advance」は、中小企業 (SME) が自社の知的財産を有効活用し成長につなげることを支援する目的で設計されている。 - 本制度は過去に IPO が試行した「IP Audits Plus」「IP Access」制度を発展・統合したものであり、専門家による知財戦略の策定から実行まで包括的に支援する。 - IP Advance は段階的な資金助成プログラムで、IP Audit と IP Access の 2 つの支援メニューが存在する。 - IP Audit (知財監査) ➤ 適格な資格を有する IP 専門家による IP 監査の費用に対して£2,250 (付加価値税 (VAT) を含む) の補助を行う。企業側は監査の総費用について£750 (付加価値税 (VAT) を含む) を負担する義務がある。 ➤ 企業は、専門家による提言、費用見通し、実施スケジュール案を盛り込んだオーダーメイドの IP 監査報告書を受け取る。さらに、報告書の提言を IP 専門家と協議するフォローアップ面談が含まれる。 - IP Access ➤ IP Audit の結果に基づく IP 管理戦略の推進や IP 監査の提言の実行に関する IP 専門家の助言に対して、最大£2,250 (付加価値税 (VAT) を含む) を支援する。 ➤ 支援を受けるには、企業は IP Access の下で IP 専門家が提供するサービス費用の最低 50%を自己負担しなければなら

⁹² CIPA 「IPO update on support for SMEs」

<https://www.cipa.org.uk/news/uk-ipo-launches-new-sme-financial-support-scheme-ip-advance/> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

	ない。つまり、この支援により、英国での新たな特許出願、商標出願、意匠出願の準備および提出に係るサービス料金の 50%の補助を受けることができる。 ・ なお、実績に基づく検証および IP Access 支援のレビューの結果、2025 年 4 月 1 日付で IP Access への資金提供を終了した。
対象・要件等	・ 英国内に拠点を置き、上記支援が必要と認められる中小企業（従業員 250 人未満等の SME）が対象 ・ Innovate UK や各地方政府機関による企業成長支援プログラムに参加しており、知財マネジメント面で専門支援の利益を享受できると判断された企業が応募資格を得る
その他（期間、予算、成果等）	・ IP Audit では IP 専門家による監査費用の合計£3,000（税込）に対し、UKIPO が£2,250 を負担し企業側は£750 を負担 ・ IP Access では、監査結果に基づく知財戦略実行や追加の IP 専門家からの助言費用について、最大£2,250（税込）を UKIPO が補助し、企業は少なくとも同額を負担 ・ 両メニューは独立しており、IP Audit を受けずに直接 IP Access の申請も可能
施策分類	■裾野拡大・活用人材育成 □支援人材育成 □特定産業支援 ■特定属性の成長企業支援 ■地域振興支援 □プラットフォーム形成・ネットワーク形成 □その他（ ）
支援手法	■経済的支援（資金補助・減免等） □情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） □情報提供（研修・セミナー等） ■人材派遣（助言等） □その他（ ）

2. One IPO Search（オンライン特許検索ツール）⁹³

施策名	One IPO Search
URL アクセス日	https://www.gov.uk/government/news/new-patent-search-tool-to-boost-uk-innovation （アクセス 2025 年 12 月 19 日）
支援主体	英国知的財産庁（UKIPO）英国知的財産庁（UKIPO）
施策概要	・ 2025 年 1 月に公開された新しいオンライン特許検索ツールである。「One IPO Search」と命名され、2012 年以来使われてきた旧サービス（Ipsum）を置き換えるものとなっている。 ・ 従来は特許分類等の専門知識を要した検索プロセスを大幅に簡易化し、①技術用語ではなく日常的な言葉による平易なキー

⁹³ UKIPO 「New patent search tool to boost UK innovation」

<https://www.gov.uk/government/news/new-patent-search-tool-to-boost-uk-innovation> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

5. International IP Service⁹⁸

施策名	International IP Service
URL アクセス日	https://www.gov.uk/government/collections/international-ip-service （アクセス 2025 年 12 月 19 日）
支援主体	英国知的財産庁（UKIPO）
施策概要	・ 海外で知的財産を保護・活用するための情報を一元提供するオンラインサービス ・ 海外での特許・商標・意匠・著作権保護の方法に関する一般ガイド、主要 25 か国・地域の知財制度概要や出願・執行に関する国別ガイド、現地における模倣品摘発や係争解決の手段に関する情報（エンフォースメントガイド）などを網羅している。 ・ さらに、在外知財アタッシェの連絡先紹介や、海外知財に関する個別相談窓口も案内されており、オンライン上で「知財の海外展開ワンストップ情報源」として機能している。
対象・要件等	・ 海外市場への参入や輸出を計画する英国企業・起業家・クリエイターが主な対象 ・ 利用にあたって登録等は不要で、IPO 公式サイト上で無償公開されており、内容は随時更新されており（最終更新 2025 年 8 月）
その他（期間、予算、成果等）	・ 2021 年 8 月に公開され、2025 年 8 月まで継続的に拡充・更新されている
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

6. UK PatLib ネットワーク／ビジネス&IP センター⁹⁹

施策名	UK PatLib Network
URL アクセス日	https://www.gov.uk/government/publications/uk-patlib-network (アクセス 2025 年 12 月 19 日)
支援主体	英国知的財産庁 (UKIPO)

98 UKIPO 「International IP Service」

<https://www.gov.uk/government/collections/international-ip-service> [最終アクセス日 : 2025 年 12 月 19 日]

99 UKIPO 「UK PatLib Network」

<https://www.gov.uk/government/publications/uk-patlib-network> [最終アクセス日：2025年12月19日]

	公共図書館・大学等と連携（英国図書館主導の Business & IP Centre ネットワークを含む）
施策概要	・ 全国各地に設置された特許図書館（Patent Library, PatLib）¹⁰⁰やビジネス&IP センター（BIPC）を通じ、中小企業や発明家への知財情報支援を提供するネットワークである。 ・ これら拠点には研修を受けたスタッフがおり、特許・商標・意匠・著作権に関する調査や手続の実用的な支援を無料または低廉な料金で提供する。 ・ 具体的なサービスとして、1 時間程度の無料ビジネス・知財個別相談、特許・商標データベースの利用支援、各種ワークショップやセミナーの開催、専門弁理士への紹介などが含まれる。 ・ 英国図書館本館を中心に主要都市図書館に BIPC 拠点が展開されており、起業家が集いネットワークを築く場ともなっており、市場調査レポートや知財データベースの閲覧、専門家によるメンタリングやワークショップ、ビジネスプラン策定支援等を無料または低コストで利用できる。
対象・要件等	・ 創業準備中の起業家、中小企業経営者、個人発明家、学生など広く利用可能である ・ 特に知財に不慣れな中小企業でも気軽にアクセスできる地域窓口として機能 ・ 利用要件はなく、全国 25 箇所の PatLib/BIPC 拠点（2025 年時点）に直接来訪またはオンライン予約すればサービスを利用可能
その他（期間、予算、成果等）	・ BIPC ネットワークは、2015 年までの経済効果分析では約 1,700 社の新ビジネス創出や 4,200 件超の雇用創出に寄与したとの報告もある
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☒ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

100 特許図書館（Patent Library, PatLib）とは、UKIPO の支援の下、英国各地の公共図書館等に設置された知的財産情報センターの全国ネットワークである。各拠点では、IP 関連文献の閲覧、データベース検索の支援・研修、特許弁理士による無料相談、他の助言機関への紹介等のサービスが提供されている。中核拠点である大英図書館の Business & IP Centre（BIPC）London のほか、バーミンガム、マンチェスター、ニューカッスル等の主要都市に設置されており、個人、スタートアップ、中小企業等を対象に IP に関する無料の情報提供・支援を行っている。（<https://www.gov.uk/government/publications/uk-patlib-network/uk-patlib-contact-information>） [最終アクセス日：2026 年 3 月 12 日]

7. SEP リソースハブ（標準必須特許の包括情報拠点） 101

施策名	Standard Essential Patents (SEPs) Resource Hub
URL アクセス日	https://www.gov.uk/government/collections/seps-resource-hub (アクセス 2025 年 12 月 19 日)
支援主体	英国知的財産庁 (UKIPO)
施策概要	・ 通信技術などの標準規格を実装する上で回避できない特許である**標準必須特許(SEP)について、中小企業がその複雑なエコシステムに参加できるよう支援するためのオンライン情報ハブである。 ・ 2024 年 7 月に政府の非規制的支援措置の一環として開設され、技術標準と標準化団体の仕組み、SEP ライセンス交渉とFRAND 条件（公正・合理的・非差別のライセンス供与）の考え方、紛争解決手段（訴訟・調停・仲裁）など、SEP に関する包括的ガイダンス文書を集約公開している。 ・ さらに専門用語集、英国の主要判例リスト、各国の関連情報へのリンク集なども備え、SEP の基礎から応用までをワンストップで学べる構成となっている。
対象・要件等	・ 通信、IoT、自動車等の技術標準に依存する製品・サービスを展開する中小企業（標準技術を実施する側）が主な対象である。 ・ また、自社の特許が標準必須化している可能性のある企業（権利者側）にとっても有用な情報が含まれる。 ・ 誰でも閲覧可能なウェブリソースであり、特定の利用要件はない。
その他（期間、予算、成果等）	・ 2024 年 7 月 22 日に初版公開され、2025 年 7 月に最新アップデートが行われた。 ・ 公開から 2025 年 3 月までに延べ 900 回以上アクセスされ、利用企業から「非常に参考になる」との好評を得ている¹⁰²。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☒ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

101 UKIPO 'Standard Essential Patents (SEPs) Resource Hub'

<https://www.gov.uk/government/publications/the-patent-office-innovation-and-growth-report-202425/the-patent-office-innovation-and-growth-report-202425.html> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

102 UKIPO 「The Patent Office Innovation and Growth Report 2024/25」

<https://www.gov.uk/government/publications/the-patent-office-innovation-and-growth-report-202425/the-patent-office-innovation-and-growth-report-202425.html> [最終アクセス日：2025年12月19日]

8. 国際意匠登録の付与証明 (Statements of Grant 制度) 103

施策名	grant for international designs
URL アクセス日	https://www.gov.uk/government/news/ipo-introduces-statements-of-grant-for-international-designs (アクセス 2025 年 12 月 19 日)
支援主体	英国知的財産庁 (UKIPO)
施策概要	・ ハーグ協定に基づき国際登録された意匠が英国で受理・登録されたことを証明するグラントステートメントを発行する新たな措置である。 ・ 従来、国際意匠登録の各指定国における保護付与は WIPO 公報での公示のみで確認する必要があったが、2024 年 2 月より IPO は試行的に国際意匠について「保護付与証明書(Statement of Grant of Protection)」を発行開始し、その有用性から 2024 年 8 月に正式導入を決定した。 ・ この証明書には当該国際登録意匠が英国で審査承認され効力を生じた旨が明記されており、意匠権者にとって権利成立の公式なエビデンスとなる。 ・ これにより英国で意匠権を行使する際に迅速な証明が可能となり、特に模倣品差止め等の法執行手続で証拠提出が円滑になる効果が期待される。
対象・要件等	・ 国際意匠登録制度 (ハーグシステム) を利用し英国を指定国に含めた出願を行った意匠権者が対象 ・ 英国で受理された国際登録意匠について、UKIPO が自動的に付与証明を発行する。 ・ 証明書発行に特段の手数料は課されず、権利者は IPO にメールで依頼することで入手可能である。
その他 (期間、予算、成果等)	・ 2024 年 2 月より IPO は試行的に開始し、2024 年 8 月に正式導入
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他 (ユーザーの利便性向上)
支援手法	☐ 経済的支援 (資金補助・減免等) ☐ 情報整備・ツール整備 (ウェブサイト・データベース等) ☒ 情報提供 (研修・セミナー等) ☐ 人材派遣 (助言等) ☐ その他 ()

103 UKIPO 「IPO introduces statements of grant for international designs」
<https://www.gov.uk/government/news/ipo-introduces-statements-of-grant-for-international-designs> [最終アクセス
 日：2025 年 12 月 19 日]

9. IP Equip¹⁰⁴

施策名	IP Equip
URL アクセス日	Welcome to IPO's online support tools. These have been designed to help you: Intellectual Property Office (アクセス 2025 年 12 月 19 日)
支援主体	英国知的財産庁（UKIPO）
施策概要	・ 子供から起業家まで幅広い層に知的財産の基礎知識とスキルを身につけてもらうことを目的に、IPO が提供する無料オンライン学習ツール群および教育プログラムの中で、中小企業向けの情報が整理されている。 ・ 中小企業やビジネスアドバイザー向けに、著作権・特許・商標・意匠の各基本を短時間で学べる e ラーニングモジュール、ビジネスのライフサイクルに沿った IP 管理フレームワーク、投資誘致のための知財準備ガイドなどをオンラインで提供している。
対象・要件等	・ 英国の中小企業やビジネスアドバイザー ・ 利用にはサイト上での簡易な登録が必要だが費用はかからない。
その他（期間、予算、成果等）	・ 本オンラインツールも含めて、UKIPO は 2024 年度にオンラインガイドやツールを通じて延べ 45,000 人以上に知財情報を提供したと報告されている。
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

104 UKIPO 「Welcome to IPO' s online support tools. These have been designed to help you:」
Welcome to IPO' s online support tools. These have been designed to help you: | Intellectual Property Office [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

10. Lambert Toolkit (大学・企業間連携研究契約ツールキット) 105

施策名	Lambert Toolkit
URL アクセス日	https://www.gov.uk/guidance/university-and-business-collaboration-agreements-lambert-toolkit (アクセス 2025 年 12 月 19 日)
支援主体	英国知的財産庁（UKIPO）
施策概要	- 大学などの研究機関と企業が共同研究を行う際の知的財産権の取扱いに関する標準契約モデル一式を提供するツールキットである。 - 共同研究契約の交渉を円滑化し、合意形成に要する時間・コスト・労力を削減するとともに、知財の権利帰属や成果利用に関するベストプラクティスを提示することを目的としている。 7 種類の 2 者間研究契約ひな形（知財の帰属・利用条件が異なる複数モデル）と、4 種類のコンソーシアム（多者間）契約ひな形、契約条項の選択ガイド、頭書合意書や追加加入契約書のひな形、解説ノート等から構成される。
対象・要件等	- 英国内において大学や公的研究機関と産業界（企業等）が共同研究プロジェクトを行うケースが主な対象である。 - 利用に際し特段の要件や事前登録等はなく、誰でも英国 IPO サイトから各種資料を入手・カスタマイズして使用できる。
その他（期間、予算、成果等）	- 初版は 2016 年に作成され、その後利用者からのフィードバック等を踏まえ随時改訂が行われている。 - 直近では 2021 年にモデル契約のアップデートが実施され、Brexit 後の法制度変更や国家安全保障投資法(NSI)発効を反映したガイダンスの追記が行われた。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

105 UKIPO 「University and business collaboration agreements: Lambert Toolkit」
<https://www.gov.uk/guidance/university-and-business-collaboration-agreements-lambert-toolkit> [最終アクセス日 :
 2025 年 12 月 19 日]

1 1. Secure Innovation Security Review (知財セキュリティ強化支援) 106

施策名	Secure Innovation Security Reviews
URL アクセス日	https://www.gov.uk/government/news/new-backing-for-small-businesses-to-protect-their-intellectual-property-from-security-threats (アクセス 2025 年 12 月 19 日)
支援主体	科学技術・イノベーション省（DSIT）、Innovate UK（英国革新機構）／国立サイバーセキュリティセンター（NCSC）／国家保安安全局（NPSA）
施策概要	・ 技術系スタートアップ企業等の保有する知的財産や機密技術が、サイバー攻撃や産業スパイなど外部脅威によって盗取・悪用されることを防ぐためのセキュリティ診断・助言プログラムである。 ・ 選抜された中小企業に対して公認のセキュリティ専門家が現地訪問し、人材・物理・サイバー面を統合した包括的な「セキュア・イノベーション診断」を実施する。
対象・要件等	・ 人工知能（AI）、ライフサイエンス、半導体等先端分野から再生可能エネルギーまで、国家経済や安全保障上重要なハイテク産業分野で事業を営む英国の中小企業（最大 500 社程度）が対象 ・ 参加企業は Innovate UK を通じて応募し、自社負担 500 ポンドの拠出が求められる（残額 2,500 ポンドを政府負担）
その他（期間、予算、成果等）	・ 2023 年にパイロット実施され好評（参加企業の 98%が、脅威認識が十分高まったと回答）を得たことから、2025 年 7 月より本格実施が開始された
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☒ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

106 GOV.UK 「New backing for small businesses to protect their intellectual property from security threats」
<https://www.gov.uk/government/news/new-backing-for-small-businesses-to-protect-their-intellectual-property-from-security-threats> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

1 2. IP Masterclass (知財マスタークラス) 107

施策名	IP Masterclass
URL アクセス日	https://www.gov.uk/government/publications/intellectual-property-training-course-ip-master-class/intellectual-property-training-course-ip-master-class (アクセス 2025 年 12 月 19 日)
支援主体	英国知的財産庁 (UKIPO)
施策概要	・ ビジネス現場で知的財産を適切に活用・管理するための実践知識を習得できる 2 日間集中の研修プログラムである。 ・ 特許・商標・意匠・著作権の各分野について、権利の取得・保護方法、他者権利の検索と侵害回避、知財戦略の立案と実行、専門家への相談のタイミング等、事業活動に即した内容を網羅的に扱う。 ・ IPO の審査官や専門アドバイザーが講師を務め、講義だけでなくケーススタディや演習を交えたインタラクティブな形式で理解を深める構成となっている。 ・ 研修終了者には継続専門能力開発(CPD)認定証明が発行される。
対象・要件等	・ 中小企業の経営者・発明者から事業支援機関のビジネスアドバイザー、弁護士・会計士、大学の知財管理担当者まで、知財知識の向上を図りたいあらゆる層が受講対象 ・ 受講自体に資格要件は無いが、有料コース (2 日間で 300 ポンド+VAT) であるため事前申込と受講料支払いが必要
その他(期間、予算、成果等)	・ 年数回程度、各地 (ロンドンほか主要都市) で定期開催されており、毎回定員制限の下で実施される。 ・ 過去の受講者の 98%が、知財理解が深まったと回答しており、地方自治体職員や大学職員の研修にも活用されている。
施策分類	■裾野拡大・活用人材育成 ■支援人材育成 ☐特定産業支援 ☐特定属性の成長企業支援 ☐地域振興支援 ☐プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐その他 ()
支援手法	☐経済的支援 (資金補助・減免等) ☐情報整備・ツール整備 (ウェブサイト・データベース等) ■情報提供 (研修・セミナー等) ☐人材派遣 (助言等) ☐その他 ()

107 XXX「XXX」

XXX [最終アクセス日: 2025 年 12 月 19 日]

13. IP Clinic¹⁰⁸

施策名	IP Clinic
URL アクセス日	https://www.cipa.org.uk/ip-clinics/ (アクセス 2025 年 12 月 19 日)
支援主体	特許弁理士協会（CIPA）
施策概要	・ 発明者、個人、中小企業向けに、弁理士による 45 分間の無料基本的財産相談を提供している。 ・ IP Pro Bono 制度は終了したが、引き続き類似のサービスを CIPA が提供。
対象・要件等	・ 中小企業及び個人
その他（期間、予算、成果等）	・ CIPA 以外にも、英国商標弁理士協会（CITM）、LawWorks、King's Intellectual Property Law Clinic 等が IP Clinic と類似の無料相談を提供している。
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

14. Patent Box¹⁰⁹

施策名	Patent Box
URL アクセス日	https://www.gov.uk/guidance/corporation-tax-the-patent-box （アクセス 2025 年 12 月 19 日）
支援主体	英国政府（歳入関税庁）
施策概要	・ 特許などの知的財産から得られる利益に対する法人税率を 10%に軽減する税制優遇措置である。 ・ 具体的には、特許発明の実施により得た製品売上やサービス収入、ライセンス料等の「特許収益」に対し、通常 25%の法人税率を 10%まで引き下げて課税する。 ・ これにより、企業が特許を取得し活用するインセンティブを高め、研究開発投資とイノベーションの促進を図っている。
対象・要件等	・ 英国法人税の納税義務を負う企業で、自社が権利を保有（または独占的ライセンス許諾を受け）する特許から収益を得ている

108 CIPA 「Advice for Innovators」

<https://www.cipa.org.uk/ip-clinics/> [最終アクセス日：2025年12月19日]

109 HM Revenue & Customs [Use the Patent Box to reduce your Corporation Tax on profit]

<https://www.gov.uk/guidance/corporation-tax-the-patent-box> [最終アクセス日：2025 年 12 月 19 日]

第4節 総括・分析

1. 知財支援施策全体の特徴

英国の中小企業向け知財支援は、情報へのアクセス、手続コスト、国際展開や権利行使リスクといった複合的な障壁を背景に、知財の創出・権利化から活用・執行までライフサイクル全体を視野に入れた施策が整備されている。とりわけ、知財サービスへのアクセシビリティ向上とデジタル化（One IPO、One IPO Search）を軸に、制度の使いやすさとデータ活用・国際展開の実務支援を同時に進める傾向が強い。初期段階支援（IP Advance）も整備されている中で、下流の活用・執行面への配慮が相対的に厚い点が特徴である。

支援手法は、税制・補助と人的・情動的支援の組合せで構成される。経済的措置では、知財が創出した利益への法人税軽減（Patent Box）や少額共同負担型の監査・実行支援（IP Advance）が代表的である一方、図書館ネットワーク

（PatLib/BIPC）や在外知財アタッシェ、IP Masterclass や IP Equip、SEP リソースハブ、Lambert Toolkit など、助言・教育・ツール提供を核とする人的・情動的支援が厚い。

支援対象は特定産業に限定されず、起業家や個人発明家を含む広範な層を想定するが、施策により焦点は異なる。例えば Secure Innovation は AI・半導体等の戦略分野での知財・機密保護に重点を置き、SEP ハブは標準実装企業を主対象とする。また、所得基準よりも Innovate UK 等の成長プログラム参加を入口とするターゲティングがみられ、地理的アクセシビリティは図書館拠点と分権的地域機関（スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）で担保される。

施策の運用面では、DSIT 配下の IPO が三か年戦略（2024–27）と年次計画・報告を通じて進捗と効果を継続的に公表し、デジタル変革、SME 支援、国際協力、侵害対策等の状況を可視化している。併せて料金見直し等により財政的持続性を確保しつつ、統合電子出願・管理基盤「One IPO」の段階的展開でサービス品質と透明性の向上を図っている。

実施体制は、IPO が制度設計・サービス提供を中核で担い、図書館ネットワーク、専門職団体（CIPA/CITMA）、大学・研究機関、在外公館のアタッシェ等が実装段階に広く関与する分散協働型である。IPO は自ら支援を一元的に実施するのではなく、利用者を適切な主体へ案内するナビゲーション機能も担い、外部主体を制度上の実施プレイヤーとして位置づけている。

2. 各施策の特徴

施策	権利化支援・保護支援	
	One IPO Transformation Program	Standard Essential Patents (SEPs) Resource Hub
URL	https://www.gov.uk/government/publications/one-ipo-transformation-programme/one-ipo-transformation-programme	https://www.gov.uk/government/collections/seps-resource-hub
事業概要	・英国知財庁が進める 5 年間のサービス改革プログラムであり、全ての産業財産権（特許・商標・意匠）を統合した単一の電子システム上で管理できるようにする計画である。 ・利用者は一つのオンラインアカウントで全権利の出願・管理・調査が可能となり、デジタル化により手続の効率化と新サービス提供（データ分析ツール等）を目指す	・標準必須特許（SEP）に関するガイダンス提供サイトであり、公正公平なライセンスや紛争解決などに関する各種資料を一括して提供する。 ・2024 年 7 月に開設され、産業界と協働でコンテンツが整備されている。SEP 分野の情報非対称性や透明性の課題に対処する英国 IPO の非規制措置の一環である
特徴	・UKIPO 主導の統合電子手続。 ・単一アカウントで特許・商標・意匠・審判を出願・管理し、ドラフト保存やオンライン紛争処理等を順次実装。 ・利用導線を一本化して初学者の負担を低減。IPO 戦略の中核として継続投資。	・標準必須特許の基礎から FRAND 交渉・紛争解決までを体系化した IPO のオンライン情報拠点。 ・用語集や判例、各国情報を集約し、誰でも無償でアクセス可。 ・通信・IoT 等の実装企業（SME 含む）に特化した非規制の実務ガイド。

施策	助言・アドバイス		
	IP Advance 制度	UK PatLib Network	Secure Innovation Security Reviews
URL	https://www.cipa.org.uk/news/uk-ipo-launches-new-sme-financial-support-scheme-ip-advance/	https://www.gov.uk/government/publications/uk-patlib-network	https://www.gov.uk/government/news/new-backing-for-small-businesses-to-protect-their-intellectual-property-from-security-threats

事業概要	・ 中小企業の知財戦略構築を支援する資金助成制度。知財監査（IP Audit）費用および知財活用支援（IP Access）費用について、それぞれ最大 2,250 ポンドを補助する。 ・ 本制度は地域の提携機関（Innovate UK 等）により提供され、両支援の一方または双方を利用できる。	・ 英国全国の公共図書館等に設置された知財情報センターのネットワークであり、25 か所の Patent Library（PatLib）に知財の有資格スタッフを配置し、特許・商標・意匠・著作権に関する情報提供や相談対応を行っている。 ・ 各センターでは無料の IP 相談（1 対 1 セッション）、特許商標文献の提供、特許庁・EPO データベース検索支援、ワークショップ開催など、中小企業や個人の知財支援拠点として機能している。	・ 2025 年に開始された中小企業向け安全保障支援策であり、最大 500 社の先端技術スタートアップを対象に、政府が認定セキュリティ専門家によるセキュリティレビュー費用を一部補助する制度である。 ・ 企業は 500 ポンドの負担でサイバーセキュリティやサプライチェーンの安全確保に関する専門家レビューと助言を受け、自社の安全保障リスクに備えることができる。
特徴	・ SME の知財活用を段階的に後押しする少額補助＋専門家伴走（IP Audit/Access）。 ・ 監査費と実行支援費を共同負担で支援し、戦略策定から初期実行までをカバー。 ・ Innovate UK 等参加企業を主対象とするゲーティング型のパイロット。	・ 公共図書館・BIPC を核に全国展開する地域拠点。 ・ 無料・低廉の検索支援、初期相談、ワークショップを提供し、弁理士紹介や他施策への橋渡しも担う。 ・ 裾野拡大を狙う恒常的“前線窓口”として IPO と図書館が役割分担。	・ 先端分野 SME の知財・機密保護力を高める現地診断。 ・ NCSC/NPSA 公認の専門家が人・物理・サイバーを横断評価し改善計画を提示。 ・ 選抜制で企業負担は 500 ポンド、政府が残額負担。パイロットを経て 2025 年本格実施。

第4章 ドイツ

第1節 基礎情報

1. 産業に関する統計等情報

ドイツにおける中小企業の割合として、事業者の約99%が中小企業に該当する。その他の概況は以下の通り。

図表 59 中小企業の概況（ドイツ）¹¹¹

・ドイツでは約344万社が中小企業に分類され（※農林漁業・公共部門を除く）、企業の総数の99.2%を占める。（2023年） ・中小企業の年間売上高は約28億ユーロで、ドイツ企業全体（※農林漁業・公共部門を除く）の売上高の28.0%に相当。（2023年） ・ドイツの中小企業で約1,910万人が雇用され、総雇用（※農林漁業・公共部門を除く）の53.1%を占める。（2023年） ・中小企業の（財貨貿易における）輸出売上高は2023年に約2,271億ユーロに達し、ドイツ全体の輸出売上高の20.1%を占めた。（2023年） ・従業員250人未満の企業は、自社内の研究開発（R&D）に102.3億ユーロを支出しており、これは2023年の企業部門全体のR&D支出に占める割合で8.4%に相当。（2023年）

2. 中小企業等の定義

（1）中小企業等の定義・根拠法令

ドイツでは日本の中小企業基本法のような連邦の法律がないことから、中小企業の定義は定められていない。統計にて「中小企業」のデータを表す際には、EU（欧州連合）による中小企業の定義を用いることが多い。

図表 60 ドイツにおける企業規模基準¹¹²

基本的な考え方	従業員数と、年間売上高若しくは年次貸借対照の双方を満たす必要がある。
定義の詳細	・ 零細企業：従業員10人未満且つ、年間売上高又は、年次貸借対照表200万ユーロ以下 ・ 小企業：従業員50人未満且つ、年間売上高又は、年次貸借対照表1,000万ユーロ以下 ・ 中規模企業：従業員250人未満且つ、年間売上高5,000万ユーロ以下又は、年次貸借対照表4,300万ユーロ以下

¹¹¹ ボン中小企業研究所「中小企業のマクロ経済における重要性」
<https://www.ifm-bonn.org/en/statistics/overview-mittelstand/macro-economic-significance-of-smes/deutschland> [最終アクセス日：2025年11月25日]

¹¹² 欧州委員会「中小企業の定義」
https://single-market-economy.ec.europa.eu/smes/sme-fundamentals/sme-definition_en [最終アクセス日：2025年9月19日]

(2) ベンチャー企業等の定義・根拠法令
ベンチャー企業等を定義する公開情報を特定するに至らなかった。

3. 主な知的財産と根拠法

ドイツにおける主な知的財産権等の概要は下表のとおり。

図表 61 主な知的財産と根拠法（ドイツ）

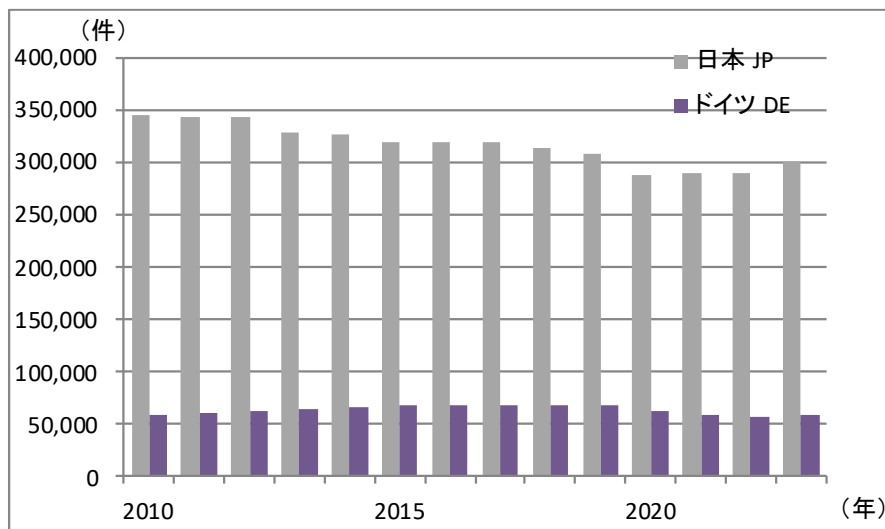
知財種別	概要
特許権	定義等：特許は、如何なる技術分野の発明に対しても、それが新規であり、進歩性を有し、また、産業上利用可能である場合に付与される（第 1 条(1)）。登録除外規定あり（第 1 条(3)）。 存続期間：出願日から 20 年（第 16 条） 出願公開：出願日又は優先日から 18 月の期間満了後（第 32 条(2)） 実体審査の有無：有（第 44 条(1)） 差止請求：可（第 139 条） 損害賠償請求：可（第 139 条）
実用新案権	定義等：実用新案は新規であって、進歩性を具え、かつ、産業上利用できる考案に対して付与される（第 1 条(1)）。登録除外規定あり（第 1 条(2)）。 存続期間：出願日から 10 年（第 23 条(1)） 出願公開：登録による公告（第 8 条(3)） 実体審査の有無：無（第 8 条(1)） 差止請求：可（第 24 条） 損害賠償請求：可（第 24 条）
意匠権	定義等：意匠とは、物品の全部又は一部の平面的又は立体的な外見であって、特に、物品自体又はその装飾の線、輪郭、色彩形状、生地又は原料から成るもののことである（第 1 条第 1 項）。 存続期間：登録日から 25 年（第 27 条(2)） 実体審査の有無：無 差止請求：可（第 42 条） 損害賠償請求：可（第 42 条）
商標権	定義等：如何なる標章も、特に個人名を含む語、図案、文字、数字、音響標章、商品若しくはその包装その他梱包の形状を含む立体形状、色彩及び色彩の組み合わせを含むものであって、ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することができるものは、商標として保護することができる（第 3 条(1)）。団体商標、証明商標も保護対象（第 97 条、第 106a 条）。

	存続期間：出願日から 10 年。10 年毎に更新可（第 47 条） 一出願多区分制度：有（第 32 条(2)4） 実体審査の有無：有（第 37 条） 差止請求：可（第 14 条第 5 項） 損害賠償請求：可（第 14 条第 6 項）
不正競争防止法	（作業中）

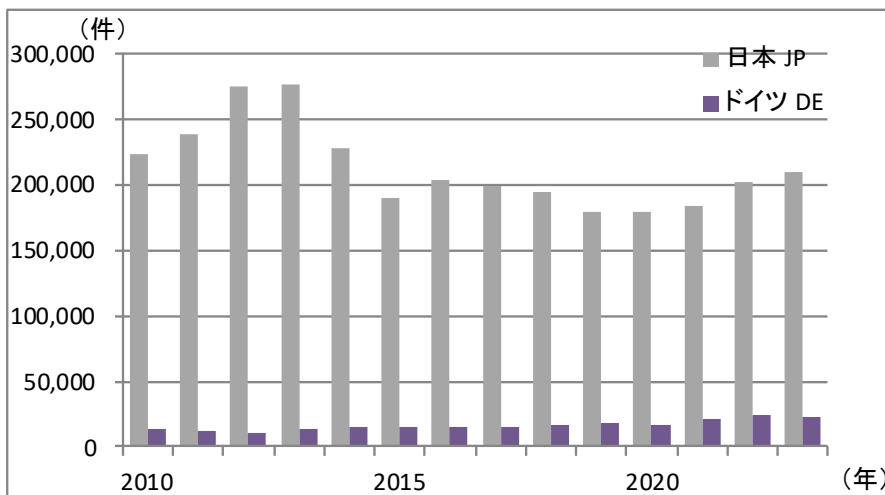
4. 知的財産に関する統計等情報

(1) 出願件数・登録件数の推移（総数）

図表 62 ドイツにおける特許出願件数の推移¹¹³



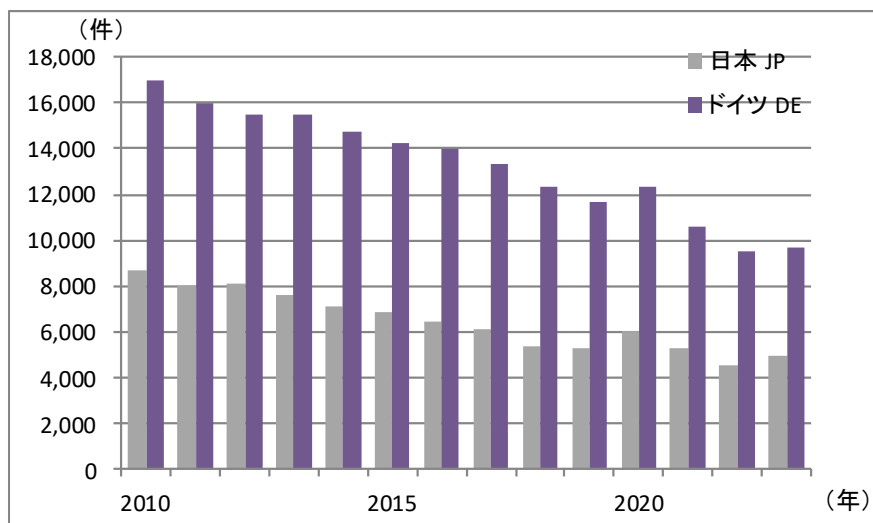
図表 63 ドイツにおける特許登録件数の推移¹¹⁴



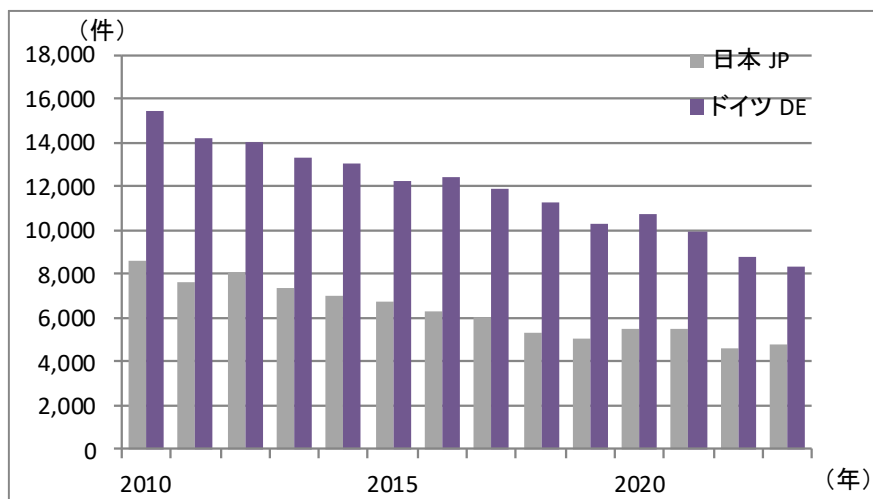
113 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

114 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 64 ドイツにおける実用新案出願件数の推移¹¹⁵



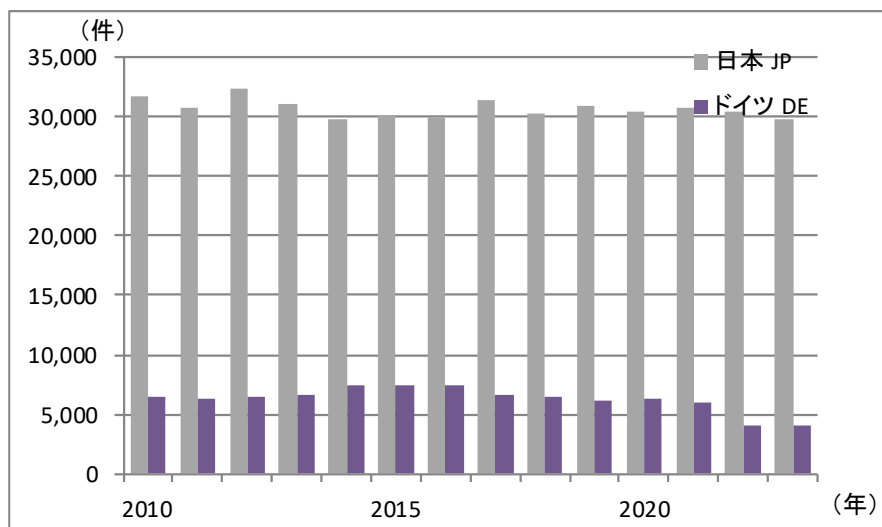
図表 65 ドイツにおける実用新案登録件数の推移¹¹⁶



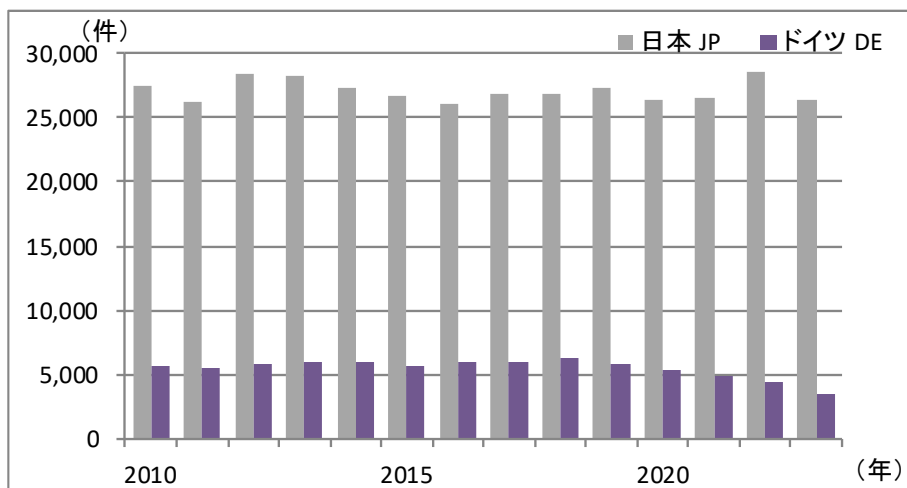
115 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

116 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 66 ドイツにおける意匠出願件数の推移¹¹⁷



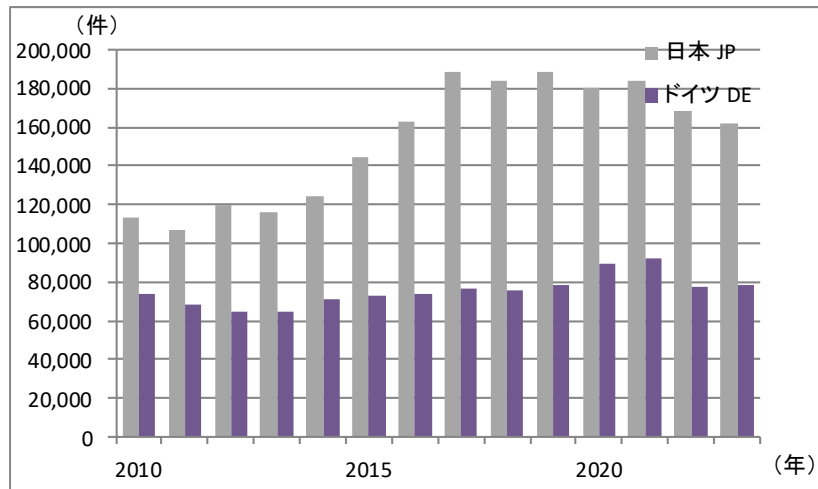
図表 67 ドイツにおける意匠登録件数の推移¹¹⁸



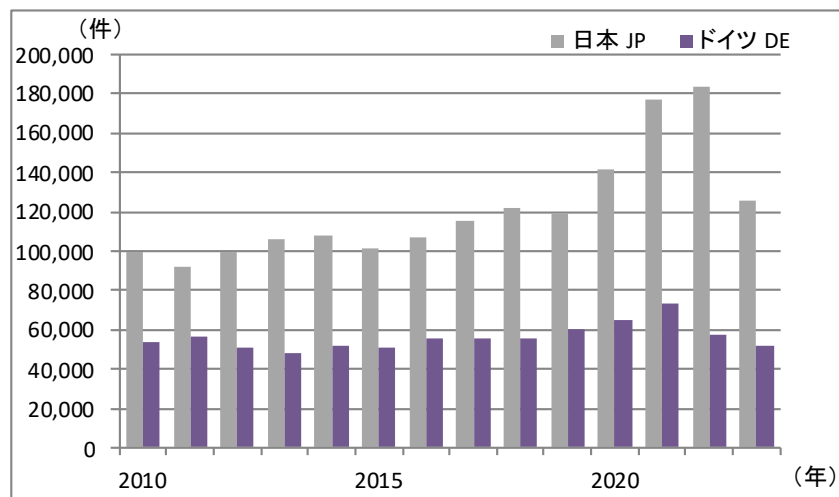
117 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

118 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 68 ドイツにおける商標出願件数の推移¹¹⁹



図表 69 ドイツにおける商標登録件数の推移¹²⁰



(2) 出願件数・登録件数の推移（中小企業）

中小企業の知的財産権に関する出願件数・登録件数の公開情報は特定するに至らなかった。

119 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

120 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制

1. 中小企業等支援に関する主な支援機関

ドイツにおける中小企業等を支援する主な機関を下表に示す。

中心となっている支援機関は、ドイツ連邦政府の連邦行政機関の1つである連邦経済エネルギー省（BMWK）である。またドイツ国内の州政府における経済産業省に相当する複数の各省庁が、州立銀行、経済振興公社、商工会議所、及び手工業会議所等の関係機関と連携して当該州内の中小企業に対して支援を行うことにより、当該州の産業振興を図っている。

図表 70 中小企業等に関連する主な支援機関（ドイツ）

名称	概要
連邦経済エネルギー省（BMWK） ¹²¹	ドイツ連邦政府の最高連邦当局。中小企業向けの政策や各種助成金・補助金プログラム等を実施。
ボン中小企業研究所（IfM Bonn） ¹²²	ドイツ連邦政府が主導して設立した中小企業の研究機関。中小企業の状況、発展、問題を調査し、研究結果を公開。
ドイツ中小企業連盟（BVMW） ¹²³	ドイツの中小企業の業界団体であり、政策提言、ネットワーキング、情報提供等を行う。
ニーダーザクセン州経済・運輸・建築省 ¹²⁴	州政府における経済産業省に相当する省庁は、州立銀行、経済振興公社、商工会議所、及び手工業会議所等の関係機関と連携して当該州内の中小企業に対して支援を行うことにより、産業振興を図っている。
バーデン＝ヴュルテンベルク州経済・労働・環境省 ¹²⁵	
バイエルン州経済・地域開発・エネルギー省 ¹²⁶	
ベルリン投資銀行 ¹²⁷	各州が設立している公的な開発銀行は、中小企業向けの融資、助成金、保証制度などを提供することで支援をしている。
ノ르트ライン＝ヴェストファーレン州開発銀行（NRW.BANK） ¹²⁸	

¹²¹ 連邦経済エネルギー省「中小企業の方針」

<https://www.bundeswirtschaftsministerium.de/Redaktion/EN/Dossier/sme-policy.html> [最終アクセス日：2025年9月28日]

¹²² ボン中小企業研究所「私たちについて」

<https://www.ifm-bonn.org/ueber-uns/ueber-uns> [最終アクセス日：2025年9月28日]

¹²³ ドイツ中小企業連盟「私たちについて」

<https://www.bvmw.de/de/der-verband/%C3%BCber-uns> [最終アクセス日：2025年9月28日]

¹²⁴ ニーダーザクセン州経済・運輸・建築省「中小企業」

<https://www.mw.niedersachsen.de/startseite/wirtschaft/mittelstand/der-mittelstand-unser-wachstumsmotor-nr-1-15244.html> [最終アクセス日：2025年9月28日]

¹²⁵ バーデン＝ヴュルテンベルク州経済・労働・環境省「経済政策」

<https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/wirtschaft/wirtschaftsstandort-bw/wirtschaftspolitik> [最終アクセス日：2025年9月28日]

¹²⁶ バイエルン州経済・地域開発・エネルギー省「中小企業」

<https://www.stmwi.bayern.de/wirtschaft/mittelstand/> [最終アクセス日：2025年9月28日]

¹²⁷ ベルリン投資銀行「ベルリン・イノベーティブ PLUS」

<https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/berlin-innovativ-plus.html> [最終アクセス日：2025年9月30日]

¹²⁸ ノ르트ライン＝ヴェストファーレン州開発銀行「企業」

バイエルン州立銀行 ¹²⁹	
ザクセン州経済振興公社 ¹³⁰	州政府が 100%株式を保有する株式会社である経済振興公社は、創業支援、中小企業に対する海外展開支援、ネットワーキング構築支援などを実施している。
バイエルン州経済振興公社 ¹³¹	
ベルリン州経済振興公社 ¹³²	

2. 知的財産に関連する主な支援機関・支援体制

ドイツにおける知的財産に関連する主な支援機関を下表に示す。

中心となっている支援機関は、連邦政府の知的財産権に関する専門行政機関であるドイツ特許商標庁（DPMA）である。そして、特許商標庁の協力パートナーである特許情報センター（PIZ）が地域連絡窓口としての機能を果たしている。また、連邦経済エネルギー省は中小企業に対して知的財産権に関連した支援を実施しており、州政府における経済産業省に相当する複数の各省庁も、知財出願・調査等に係る費用についての支援を実施している。また、複数の商工会議所が、知的財産に関する情報提供、アドバイス等を実施している。

図表 71 知的財産に関連する主な支援機関（ドイツ）

名称	概要
ドイツ特許商標庁（DPMA） ¹³³	連邦政府の知的財産権に関する専門行政機関。特許・商標・意匠などの産業財産権の審査・登録・保護を行う。
特許情報センター（PIZ） ¹³⁴	特許商標庁（DPMA）の協力パートナーとして認められている。発明者、企業、研究機関の地域連絡窓口として、ドイツ全土の 16 か所で、特に中小企業や創業者向けに知的財産法に関する包括的な情報を提供している。
連邦経済エネルギー省 ¹³⁵	技術振興プログラム「WIPANO - 特許及び規格による知識・技術移転」を通じて、知的財産権を通じて研究開発成果を確保しようとする中小企

<https://www.nrwbank.de/en/companies/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

129 バイエルン州立銀行「開発支援」

<https://www.lfa.de/website/en/business-areas/development-support/index.php> [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

130 ザクセン州経済振興公社「私たちは何者でしょうか」

<https://business-saxony.com/en/who-we-are> [最終アクセス日：2025 年 9 月 28 日]

131 バイエルン州経済振興公社「当社のサービス」

<https://www.invest-in-bavaria.com/en/our-services/how-we-can-help> [最終アクセス日：2025 年 9 月 28 日]

132 ベルリン州経済振興公社「ビジネスサービス」

<https://www.berlin-partner.de/en/business-services> [最終アクセス日：2025 年 9 月 28 日]

133 ドイツ特許商標庁「私たちについて」

https://www.dpma.de/english/our_office/about_us/index.html [最終アクセス日：2025 年 9 月 29 日]

134 特許情報センター「自己紹介」

<https://piznet.de/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 29 日]

135 連邦経済エネルギー省「WIPANO」

<https://www.innovation-beratung-foerderung.de/INNO/Navigation/DE/WIPANO/wipano.html> [最終アクセス日：2025 年 9 月 29 日]

	業や、国内外の標準化を積極的に導入しようとする中小企業に対して費用面の支援を実施。
連邦資金相談サービス（The Federal Funding Advisory Service） ¹³⁶	中小企業に対して、特許や研究活用のオファー、研究型スタートアップに関するアドバイスを無料で提供している。
ザクセン州経済・労働・エネルギー・気候保護省 ¹³⁷	州政府における経済産業省に相当する省庁は、州立銀行と連携して知財出願・調査等に係る費用について資金調達を実施。
バーデン＝ヴュルテンベルク州経済・労働・環境省 ¹³⁸	
ベルリン商工会議所 ¹³⁹	
フランクフルト商工会議所 ¹⁴⁰	各地域の商工会議所は、知的財産に関する情報提供、アドバイス等を実施している。 特にハンブルク商工会議所は知的財産とイノベーション支援の専門機関である Innovations- und Patent-Centrum（IPC）を運営している。
ハンブルグ商工会議所 ¹⁴¹	
ドイツ弁理士会（PAK） ¹⁴²	ドイツ国内の弁理士を統括・代表する団体。
ドイツ知的財産保護協会（GRUR） ¹⁴³	ドイツ、ヨーロッパ、および国際法のレベルでの知的財産権と著作権法の科学的訓練と拡大を目的とした業界団体。
ドイツ知的財産専門家協会（VPP） ¹⁴⁴	産業界の利益に焦点を当てた、知的財産権の分野で働く人々のための業界横断的および専門職横断的な業界団体。
ドイツ特許情報利用者協会（PING） ¹⁴⁵	特許情報を利用・活用する者の業界団体。
欧州特許庁（European Patent Office）	特許手数料減額、スタートアップ支援ガイド、欧州資金プログラムの紹介など ¹⁴⁶ を、欧州各国の

136 ドイツ連邦政府「研究とイノベーションに関する連邦資金諮問サービス」

https://www.foerderinfo.bund.de/foerderinfo/en/service/funding-advisory-service/funding-advisory-service_node.html [最終アクセス日：2025年9月30日]

137 ザクセン州「研究開発資金プログラム」

<https://foerderung-sachsen.de/foerderprogramm-forschung-und-entwicklung/> [最終アクセス日：2025年9月29日]

138 バーデン＝ヴュルテンベルク州立銀行「イノベーションクーポン」

<https://www.l-bank.de/produkte/finanzhilfen/innovationsgutschein.html> [最終アクセス日：2025年9月29日]

139 ベルリン商工会議所「ベルリン商工会議所」

<https://www.ihk.de/berlin/> [最終アクセス日：2025年9月29日]

140 フランクフルト商工会議所「特許と知的財産権」

<https://www.ihk-hessen-innovativ.de/themen/patente-schutzrechte> [最終アクセス日：2025年9月29日]

141 イノベーション・特許センター「サービス」

<https://www.ihk.de/hamburg/produktmarken/beratung-service/innovation/ipc-innovations-patent-centrum/dienstleistungen> [最終アクセス日：2025年9月29日]

142 ドイツ弁理士会「弁理士」

<https://www.patentanwalt.de/en/> [最終アクセス日：2025年9月29日]

143 ドイツ知的財産保護協会「私たちについて」

<https://www.grur.org/ueber-uns/ueber-uns> [最終アクセス日：2025年9月29日]

144 ドイツ知的財産専門家協会「VPP へようこそ」

<https://www.vpp-patent.de/> [最終アクセス日：2025年9月29日]

145 ドイツ特許情報利用者協会「協会」

<http://deping.org/page-3/> [最終アクセス日：2025年9月29日]

146 EPO「Startups and SMEs」

<https://www.epo.org/en/about-us/observatory-patents-and-technology/innovation-actors/startups-and-smes> [最終アクセス日：2026年3月25日]

	中小企業向けに展開している。
欧州連合知的財産庁 (European Union Intellectual Property Office)	SME Fund ¹⁴⁷ という中小企業向け IP (知的財産) 保護費用の補助制度を欧州各国に展開しており、IP Scan (事前診断サービス等) や出願・登録等の費用補助を実施している。

¹⁴⁷ EUIPO SME Fund 総合ページ

<https://www.euipo.europa.eu/en/sme-corner/sme-fund> [最終アクセス日：2026年3月25日]

3. 知的財産に関連する主なビジョン・戦略・計画

(1) 未来戦略¹⁴⁸

連邦政府は、研究・イノベーション政策を新たによりの確に方向付けるための指針として、2023年2月に科学技術イノベーションの分野に関する基本政策となる未来戦略を発表した。当該戦略において、知的財産戦略に特化した記載はないが、主要技術分野（先端技術、デジタル化など）におけるドイツの特許出願件数が国際的に中程度に留まっており、地位の確保が必要な状況である旨が記載されている。また、医療分野における中小企業のスタートアップの研究革新能力向上のためには、特許権による保護が必要である旨も記載されている。

図表 72 未来戦略の主な内容

目標	技術面でのリーダーシップの維持・獲得
	研究から実用への意向強化
	新技術の開放
重点分野	循環型経済に基づく、資源効率的で競争力のある産業と持続可能なモビリティの実現
	気候保護、気候適応、食料安全保障、生物多様性保全の推進
	すべての人の健康の改善
	ドイツと欧州のデジタル・技術的主権を確保し、デジタル化の潜在力を活かす
	宇宙飛行の強化、宇宙と海洋の探査、保護、持続可能な利用
	社会のレジリエンス、多様性、団結力の強化

(2) 研究・イノベーション連邦報告書¹⁴⁹

連邦政府は2年ごとに研究・イノベーションに関する連邦報告書を発行している。当該報告書は、連邦政府と州政府の研究とイノベーション政策に関する包括的な情報を提供し、ドイツの研究とイノベーションシステムのさまざまな要素を提示している。2024年度における当該報告書には知的財産に特化した記載はないが、技術開発へのベンチャー投資を保護するために、革新的な企業が知的財産を保護することが極めて重要である旨が記載されている。また、研究施設や高等教育機関におけるスピナウトのプロセスにおいて、これらの機関からの知的財産権の移転は極めて重要な役割を担っており、スピナウトプロセスの効率化に向け、連邦経済・気候行動省と連邦教育研究省が、起業家、移転機関、法律専門家、ドイツスタートアップ協会、移転同盟を含む「知的財産移転タスクフォース」を設置した旨が記載されている。

148 連邦教育研究省「未来戦略」

https://www.transferwerkstatt.de/lw_resource/datapool/systemfiles/cbox/69/live/lw_datei/730650_zukunftsstrategie_forschung_und_innovation.pdf [最終アクセス日：2025年9月30日]

149 連邦教育研究省「研究・イノベーション連邦報告書2024」

<https://www.bundesbericht-forschung-innovation.de/de/Teil-I-Die-Forschungs-und-innovationspolitischen-Ziele-der-Bundesregierung-1735.html> [最終アクセス日：2025年9月26日]

図表 73 2024 年度研究・イノベーション連邦報告書の主な内容

1. ドイツ連邦政府の研究・イノベーション政策の目標	連邦政府の研究とイノベーションの政策目標とその優先事項を定めている。
2. ドイツの研究・イノベーションシステム	ドイツの研究・イノベーションシステム、その関係者、資金調達手段の概要を説明し、大学、大学以外の機関、及び民間部門における研究開発の資金調達と実施に関する情報を提供している。
3. 科学、研究、移転	研究、イノベーション、移転の枠組み条件の改善と、社会や産業との相互作用の改善を目的とした横断的なトピックにおける連邦政府の研究とイノベーション政策活動に焦点を当てている。
4. 将来の分野と変革プロセス	未来戦略における 6 つの中心的な未来分野または使命に関連して、連邦政府の研究とイノベーションの政策活動をマッピングしている。
5. ドイツ連邦政府と州との協力	科学と研究の促進における連邦政府と州との間の協力を紹介し、連邦政府と州の間の相互作用、連邦と州の協定、および州の研究とイノベーションの政策についての洞察している。
6. 欧州・国際協力	研究とイノベーションにおける国際協力を促進するための連邦政府の活動の概要を提供している。連邦政府の国際化戦略、ヨーロッパにおけるドイツの役割、および世界的な協力を紹介している。

(3) ドイツ特許商標庁の戦略¹⁵⁰

ドイツ特許商標庁は、顧客に一流のサービスを提供し、従業員のパフォーマンスと満足度を確保し、知的財産制度の開発を成功させ続けるために、製品・サービス、顧客、従業員、及び協力事業で構成された DPMA 戦略を策定している。

図表 74 ドイツ特許商標庁戦略の主な内容

製品・サービス	有効な作業プロセスを定義し、その作業プロセスが高品質であることを保証
	製品とサービスの品質に対する顧客様の要求を把握
	デジタルサービスプロバイダーとして、顧客に効率的なサポートを提供
	顧客を重視した高品質な製品とサービスを適切なタイミングで提供
顧客	知的財産の分野において中立的で客観的な専門家としての認識
	あらゆるレベルの顧客と定期的に意見交換を実施
従業員	戦略的な人事管理の実施
	開放性、透明性、敬意、信頼、相互尊重に基づく組織文化
	多様で要求の厳しいタスク、個々のキャリアの機会、魅力的なフレームワーク条

150 ドイツ特許商標庁「DPMA の戦略」

https://www.dpma.de/english/our_office/about_us/strategy/index.html [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

協力事業	件を備えた安全な仕事を提供
	的を絞った効率的な対策でスタッフを認定し、サポート
	他の国内事務所や他の国際的なパートナーとの定期的な情報交換や意見交換を実施
	知的財産の未来を形作る上での積極的な役割を果たすことと、国際レベルでの発展に焦点を当てた活動の実施

(4) ドイツ特許商標庁年次報告書¹⁵¹

ドイツ特許商標庁は、ドイツでの知的財産出願および特許商標庁のその他すべての1年間の活動に関して年次報告書において報告している。2024年度の当該年次報告書では、産業財産権毎の出願数や傾向等に加え、ドイツ特許商標庁の活動内容・注力事項等も記載されている。

図表 75 2024 年度特許商標庁年次報告書に記載された活動内容・注力事項の主な内容

デジタル化推進	「WIPO DAS」(デジタルアクセスサービス)への参加
	IT イノベーションラボの設立
	AI のさらなる活用による業務支援
パートナーとの連携	国内に 16 箇所ある特許情報センター(PIZ)と協力し、現地の中小企業に対して知財サービスを提供
	日本を含む各国特許庁及び世界知的所有権機関(WIPO)等との交流の実施
教育・啓発活動	ウェブサイトへの情報拡充による中小企業への知財に対する意識啓発
	技術移転機関や大学に対する講義を実施することによる教育分野への知財に対する意識啓発

¹⁵¹ ドイツ特許商標庁「2024 年度年次報告書」
https://www.dpma.de/digitaler_jahresbericht/2024/assets24/pdf/jahresbericht2024.pdf [最終アクセス日：2025 年 9 月 26 日]

ドイツにおける特徴的な支援施策について、ドイツ特許商標庁(DPMA)の施策を中心に特徴的な取組を整理した。

施策名	PIZnet アクションウィーク
URL アクセス日	https://www.dpma.de/english/services/public_relations/press_releases/20250826/index.html （アクセス 2025 年 11 月 6 日）
支援主体	ドイツ特許商標庁(DPMA)及びドイツ特許情報センター協会(PIZnet)
施策概要	中小企業の知的財産権を保護するというテーマに沿って、知的財産領域の分析、現在の知的財産の状況と経済的機会に関する専門的なリスク評価、競争上の優位性を高めるための戦略的提言、最適化に向けた具体的な推奨事項を含む詳細な監査レポート、及び侵害リスク等について、無料でアドバイスを受けられる。（但し法的なアドバイスは不可である。）
対象・要件等	・居住する地域で開催される PIZnet アクションウィークの無料相談予約をすることが必要である。 ・中小企業が対象である。
その他（期間、予算、成果等）	・年に約 1 回開催しており、2025 年度は 9 月 22 日から 26 日に開催している。
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

施策名	知的財産に関するイベントのサポート
URL アクセス日	https://www.dpma.de/service/vortragsservice/index.html (アクセス 2025 年 11 月 6 日)
支援主体	ドイツ特許商標庁(DPMA)
施策概要	知的財産権と知的財産の保護に対する意識を高めることを目的としたイベントについて、講義のテーマやイベントの枠組みに基づき、講演者を依頼する際のサポートやイベントのプログラムの設計についてアドバイスを行う。

2. 各施策の特徴

施策	WIPANO プロジェクト
URL	https://www.innovation-beratung-foerderung.de/INNO/Redaktion/DE/Dossiers/wipano-unternehmen-patentierung.html?cms_docId=415202
事業概要	・知的財産出願・先行技術調査・特許または実用新案出願に関するアドバイス、発明の保護、及び発明の活用に関する費用対効果分析等に関して補助金を受けられる。
特徴	・補助金が支給されるものであり、実務代行（出願等）まで制度上想定されていない。 ・申請から3年前までに、特許出願又は実用新案出願を行っておらず、かつ本助成を受けていないことを条件に付している。

施策	知的財産に関するイベントのサポート
URL	https://www.dpma.de/service/vortragsservice/index.html
事業概要	・知的財産権と知的財産の保護に対する意識を高めることを目的としたイベントについて、講義のテーマやイベントの枠組みに基づき、講演者を依頼する際のサポートやイベントのプログラムの設計についてアドバイスを行う。
特徴	・知財に不慣れな中小企業を直接支援するものではなく、間接的に当該中小企業を支援するものである。 ・支援対象を限定していないため、裾野拡大（広くアクセス改善）が目的であると想定される。

施策	分析支援
	PIZnet アクションウィーク
URL	https://www.dpma.de/english/services/public_relations/press_releases/20250826/index.html
事業概要	知的財産領域の分析、現在の知的財産の状況と経済的機会に関する専門的なリスク評価、競争上の優位性を高めるための戦略的提言、最適化に向けた具体的な推奨事項を含む詳細な監査レポート、及び侵害リスク等について無料でアドバイスを受けられる。（但し法的なアドバイスは不可である。）

特徴	・ 無料にすることで利用者の参加ハードルを下げている。また支援対象に細かな制約を付していないことから、裾野拡大を目的としたものであると想定される。 ・ 全国同時開催で、情報戦略の面でも大々的に実施している点が特徴。 ・ 支援は年に約 1 回であり、開催期間は約 1 週間であるため、継続的に関与するものではない。

第5章 中国

第1節 基礎情報

1. 中小企業に関する統計情報

中国における中小企業の割合として、事業者の約98%が中小企業に該当するとされている。その他の概況は以下の通り。

図表 76 中小企業の概況（中国）

- ・中国国内の事業者の約98%が中小企業であり、中小企業はGDPの約60%に寄与し、雇用の約4分の3を占めるとされている¹⁵³
- ・2025年9月時点で、6,350万社の中小企業が存在し、2025年1～9月で600万社増加。特徴的な企業類型に関し、国が重点支援する技術力が高くニッチ市場で強みをもつ「小巨人企業」は1万7,600社、技術力・品質・独自性・研究開発力等で優れる「专精特新（専門化・精密化・特色化・革新化）中小企業」は14万社超、「科学技術・イノベーション型中小企業」は60万社超に達している。¹⁵⁴
- ・工業分野における企業規模別の資産割合は、大型企業45.9%、中型企業21.4%、小型企業32.7%。（2023年時点）¹⁵⁵

153 国連開発計画「"Small Business, Big Change" - The 2024 UN MSME Day held in Beijing and Chengdu」
<https://www.undp.org/china/press-releases/small-business-big-change-2024-un-msme-day-held-beijing-and-chengdu> [最終アクセス日：2025年11月25日]

154 中国インターネット情報センター「インターネットのビッグデータから見る中小企業の発展（2025）」
<https://www.cnnic.cn/n4/2025/1120/c88-11422.html> [最終アクセス日：2025年11月25日]

155 中国統計年鑑2024「1-3 国民経済および社会発展の構造指標」
<https://www.stats.gov.cn/sj/nds/j/2024/indexch.htm> [最終アクセス日：2025年11月25日]

2. 中小企業等の定義

(1) 中小企業等の定義・根拠法令

中国では企業規模を大型企業、中型企業、小型企業、微型企業の4つに分類しており、業種ごとに、営業収入と従業者数を基準とした区分が設けられている。

図表 77 中国における企業規模基準（大・中・小・零細企業区分）¹⁵⁶

業種名	指標	単位	大型	中型	小型	微型
農林牧漁業	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 20000$	$500 \leq Y < 20000$	$50 \leq Y < 500$	$Y < 50$
工業 *	従業者数(X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 40000$	$2000 \leq Y < 40000$	$300 \leq Y < 2000$	$Y < 300$
建築業	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 80000$	$6000 \leq Y < 80000$	$300 \leq Y < 6000$	$Y < 300$
	資産総額(Z)	万元	$Z \geq 80000$	$5000 \leq Z < 80000$	$300 \leq Z < 5000$	$Z < 300$
卸売業	従業者数(X)	人	$X \geq 200$	$20 \leq X < 200$	$5 \leq X < 20$	$X < 5$
	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 40000$	$5000 \leq Y < 40000$	$1000 \leq Y < 5000$	$Y < 1000$
小売業	従業者数(X)	人	$X \geq 300$	$50 \leq X < 300$	$10 \leq X < 50$	$X < 10$
	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 20000$	$500 \leq Y < 20000$	$100 \leq Y < 500$	$Y < 100$
交通運輸業	従業者数(X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 30000$	$3000 \leq Y < 30000$	$200 \leq Y < 3000$	$Y < 200$
倉庫業	従業者数(X)	人	$X \geq 200$	$100 \leq X < 200$	$20 \leq X < 100$	$X < 20$
	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 30000$	$1000 \leq Y < 30000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$
郵便業	従業者数(X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 30000$	$2000 \leq Y < 30000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$
宿泊業	従業者数(X)	人	$X \geq 300$	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 10000$	$2000 \leq Y < 10000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$
飲食業	従業者数(X)	人	$X \geq 300$	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 10000$	$2000 \leq Y < 10000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$
情報通信業	従業者数(X)	人	$X \geq 2000$	$100 \leq X < 2000$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 100000$	$1000 \leq Y < 100000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$
ソフトウェア・ 情報技術サービス業	従業者数(X)	人	$X \geq 300$	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 10000$	$1000 \leq Y < 10000$	$50 \leq Y < 1000$	$Y < 50$
不動産開発・経営	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 200000$	$1000 \leq Y < 200000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$
	資産総額(Z)	万元	$Z \geq 10000$	$5000 \leq Z < 10000$	$2000 \leq Z < 5000$	$Z < 2000$
不動産管理	従業者数(X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$100 \leq X < 300$	$X < 100$
	営業収入(Y)	万元	$Y \geq 5000$	$1000 \leq Y < 5000$	$500 \leq Y < 1000$	$Y < 500$
リース・事業サービス業	従業者数(X)	人	$X \geq 300$	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	資産総額(Z)	万元	$Z \geq 120000$	$8000 \leq Z < 120000$	$100 \leq Z < 8000$	$Z < 100$
その他	従業者数(X)	人	$X \geq 300$	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$

156 中国国家统计局「『大中小零細企業区分統計的措置(2017年)』の発行通知」
https://www.stats.gov.cn/xgk/tjbz/gjtjbz/202008/t20200811_1782335.html [最終アクセス日：2025年9月19日]

(2) ベンチャー企業等の定義・根拠法令

中国におけるベンチャー企業に対応する企業類型として、下表に示すような「科技型中小企業」や「高新技術企業」が、政策支援の要件として設定されている。

図表 78 中国におけるベンチャー企業等の定義

類型	要件
科技型中小企業 ¹⁵⁷	- 中国国内で設立された中小企業（従業員数、売上高、資産規模が中小企業基準に合致） - 研究開発活動を行っている（研究開発費が一定割合以上） - 技術人材（大卒以上の技術者）が一定割合以上在籍 - 主要製品・サービスが技術革新型であること 「科技型中小企业信息管理系统」に登録し、評価番号を取得
高新技術企業 ¹⁵⁸	- 中国国内で設立された企業 - 重点支援分野（「高新技术领域」）に該当する事業を営む - 研究開発費が売上高の一定割合以上（例：売上高 2,000 万元未満の場合 5%以上） - 技術人材が従業員の一定割合以上（例：30%以上） - 主要製品・サービスの収入が総収入の 60%以上 - 知的財産権（特許、ソフトウェア著作権など）を保有 - 近年の成長性・収益性が一定基準を満たす
(参考) 创新型中小企業	- 工信部が推進する「優良中小企業段階的育成体系」における 3 つの育成階層（基礎・中堅・中核のピラミッド構造）のうち、「基礎」に該当する企業。 - 優良中小企業段階的育成管理弁法（工信部〔2022〕63 号）¹⁵⁹にて規定。 - 科学技術部管轄であった「科技型中小企業」は、「创新型中小企業」と統合されて「科技和创新型中小企業」へと再編予定。
(参考) 专精特新中小企業	- 工信部が推進する「優良中小企業段階的育成体系」における 3 つの育成階層（基礎・中堅・中核のピラミッド構造）のうち、「中堅」に該当する、省級（地方政府）の認定企業。 - 優良中小企業段階的育成管理弁法（工信部〔2022〕63 号）にて規定。
(参考) 专精特新「小巨人」企業	工信部が推進する「優良中小企業段階的育成体系」における 3 つの育成階層（基礎・中堅・中核のピラミッド構造）のうち、「中核」に該当する、国家級の認定企業。

157 中国科学技術部「科学技術型中小企業の評価方法」

https://www.most.gov.cn/xxgk/xinxifenlei/fdzdgknr/fgzc/gfxwj/gfxwj2017/201705/t20170510_132709.html [最終アクセス日：2025 年 9 月 19 日]

158 中国 科学技術部・財政部・国家税務総局「ハイテク企業識別管理措置」

https://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5076985.htm [最終アクセス日：2025 年 9 月 19 日]

159 中国 工业和信息化部「優良中小企業段階的育成管理弁法（工信部企业〔2026〕2 号）」

<https://zjtx.miit.gov.cn/zxqySy/tzggView?id=1e7347792cc0490f898a2b7b4a188b5b> [最終アクセス日：2025 年 3 月 23 日]

	・優良中小企業段階的育成管理弁法（工信部〔2022〕63号）にて規定。

3. 主な知的財産と根拠法

中国における主な知的財産権等の概要は下表のとおり。

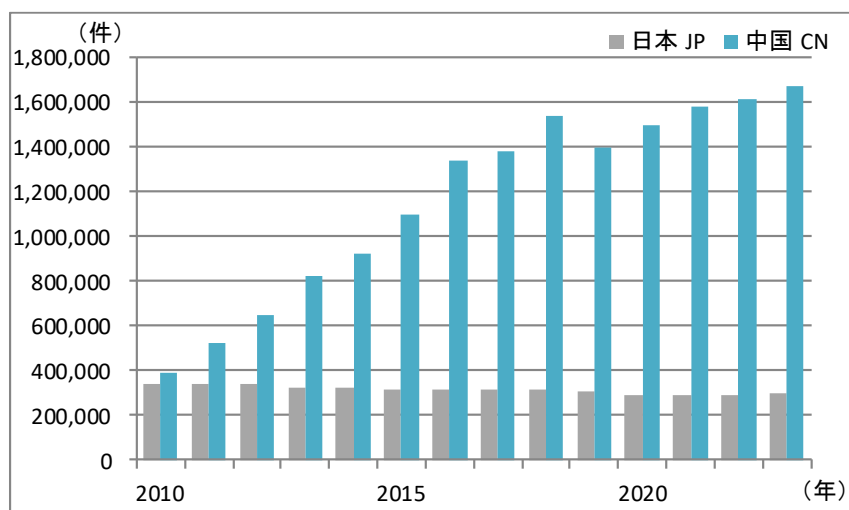
図表 79 主な知的財産と根拠法（中国）

知財種別	概要
特許権	定義等：発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す（第2条第2項）。 存続期間：出願日から20年（第42条第1項） 出願公開：出願日又は優先日から18か月経過後（第34条） 実体審査の有無：有（第35条） 差止請求：可（第65条） 損害賠償請求：可（第71条）
実用新案権	定義等：実用新案とは、製品の形状、構造又はその組合せに対して行われる、実用に適した新たな技術方案を指す（第2条第3項）。 存続期間：出願日から10年（第42条第1項） 出願公開：登録による公告（第40条） 実体審査の有無：無（第40条） 差止請求：可（第65条） 損害賠償請求：可（第71条）
意匠権	定義等：意匠とは、製品の全体又は一部の形状、模様又はその組合わせ並びに色彩と形状、模様の組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す（第2条第4項）。 存続期間：出願日から15年（第42条第1項） 実体審査の有無：無 差止請求：可（第65条） 損害賠償請求：可（第71条）
商標権	定義等：自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる（第8条）。 存続期間：登録日から10年（第39条）。10年毎に更新可（第40条） 一出願多区分制度：有（第22条第2項） 実体審査の有無：有（第30条） 差止請求：可（第60条） 損害賠償請求：可（第63条）
営業秘密	反不正当競争法に営業秘密の定義・要件が規定されている。

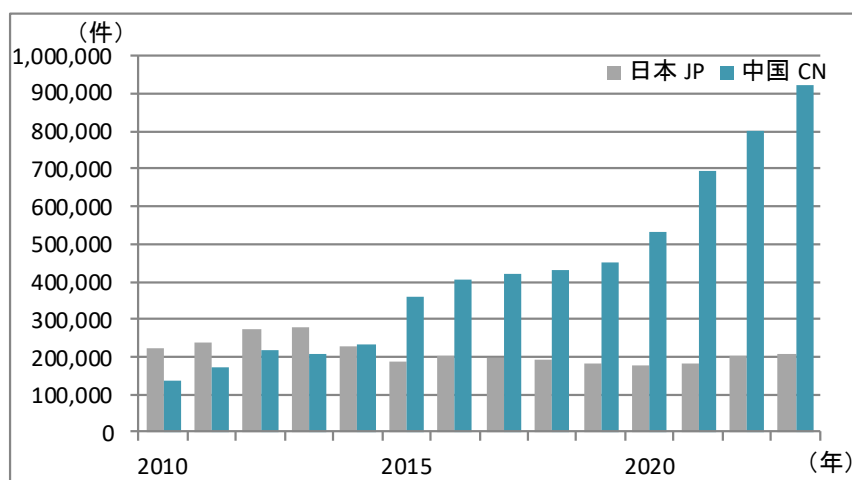
4. 知的財産に関する統計等情報

(1) 出願件数・登録件数の推移（総数）

図表 80 中国における特許出願件数の推移¹⁶⁰



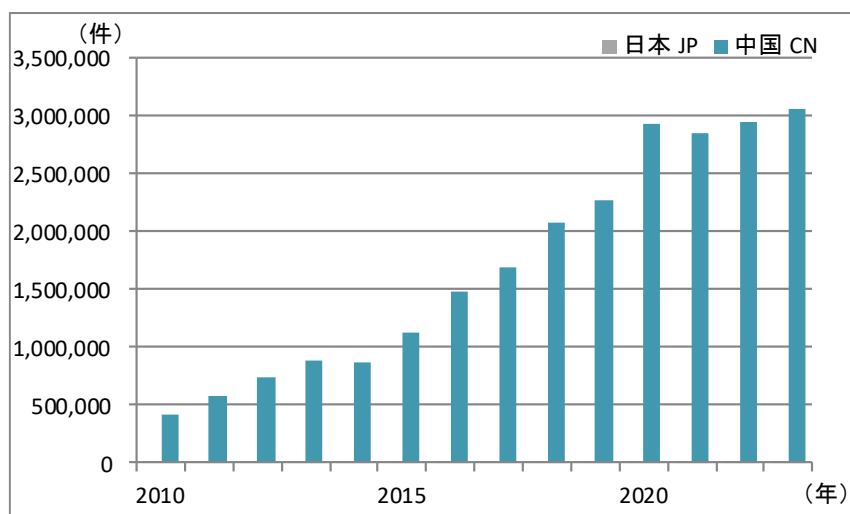
図表 81 中国における特許登録件数の推移¹⁶¹



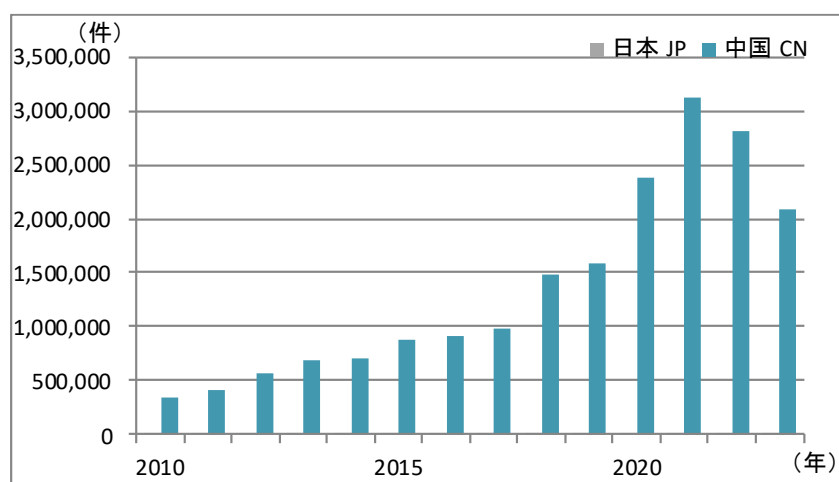
160 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

161 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 82 中国における実用新案出願件数の推移¹⁶²



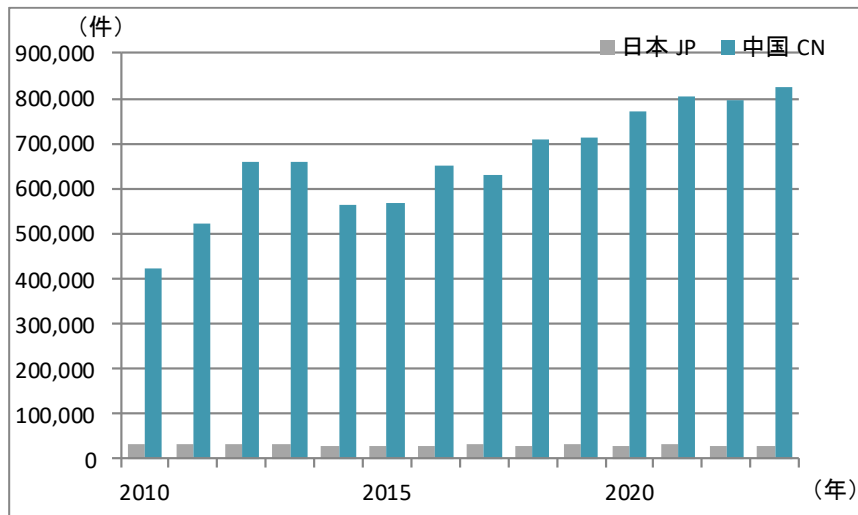
図表 83 中国における実用新案登録件数の推移¹⁶³



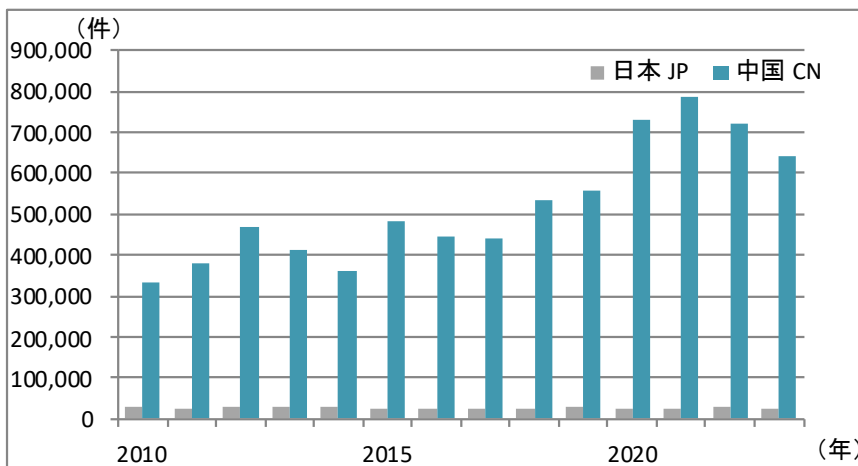
162 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

163 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 84 中国における意匠出願件数の推移¹⁶⁴



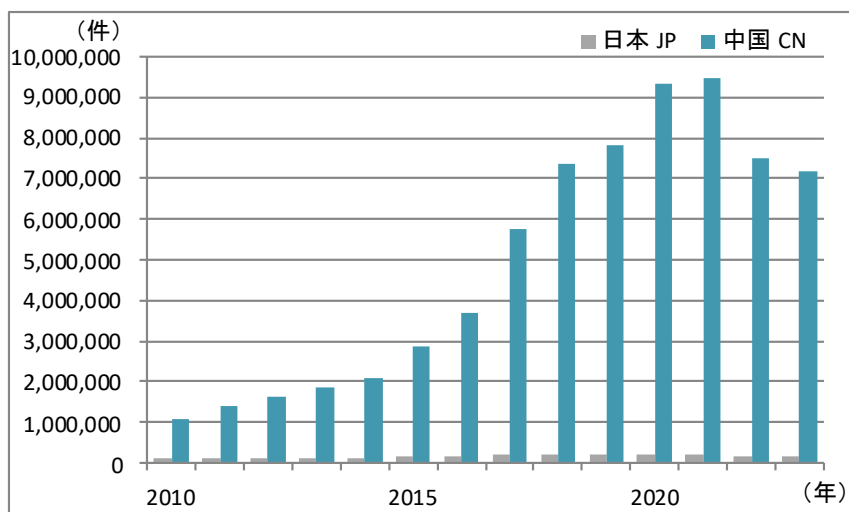
図表 85 中国における意匠登録件数の推移¹⁶⁵



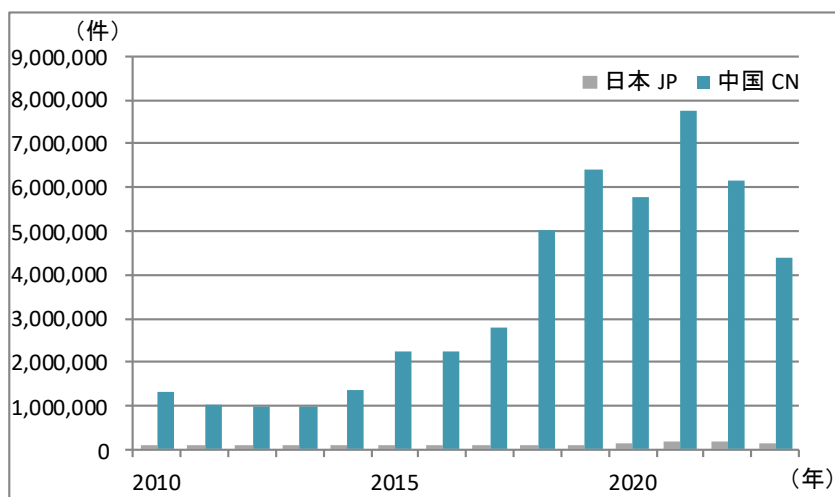
164 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

165 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

図表 86 中国における商標出願件数の推移¹⁶⁶



図表 87 中国における商標登録件数の推移¹⁶⁷



(2) 出願件数・登録件数の推移（中小企業）

2023 年末時点で、国家級ハイテク企業および技術系中小企業が保有する有効特許は 213.4 万件に達した。前年同期比で 24.2%増加し、国内企業が保有する有効特許総数の 73.4%を占める。¹⁶⁸

¹⁶⁶ 2010～2014 年のデータは、WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

2015～2023 年のデータは、CNIPA HP「中国知識産権局統計年報」<https://www.cnipa.gov.cn/tjxx/jianbao/index.htm>

¹⁶⁷ 2010～2014 年のデータは、WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

2015～2023 年のデータは、CNIPA HP「中国知識産権局統計年報」<https://www.cnipa.gov.cn/tjxx/jianbao/index.htm>

¹⁶⁸ IP5「THE ROLE OF IP IN FOSTERING THE GROWTH OF SMES」

https://link.epo.org/ip5_role_of_IP_KIPO [最終アクセス日：2026 年 3 月 25 日]

第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制

1. 中小企業等支援に関する主な支援機関

中国における中小企業等を支援する主な機関を下表に示す。

図表 88 中小企業等に関連する主な支援機関（中国）

名称	概要
中華人民共和国 工業・情報化部 中小企業局 ¹⁶⁹	・工業・情報化部の内部機関。 ・「専門化・精密化・特色化・新規性（専精特新）」の観点で中小企業の育成・支援を行う。中小企業サービス体系の構築・充実を推進するほか、中小企業の困難解消のための調整業務や、中小企業の発展および対外交渉・協力の促進を担う。
中国中小企業発展促進センター ¹⁷⁰	・工業・情報化部の直属機関。 ・中小企業政策の研究やデータ収集、コンサルティングサービスを行う。
中華人民共和国 商務部 ¹⁷¹	・国務院の構成部門。 ・国内外の貿易・投資・経済協力の戦略・法規を立案し、流通・国内市場整備と市場秩序・信用を推進する。 ・重要物資の供給・需給・価格の監視と早期警戒・調整をするほか、輸出入・加工貿易・技術貿易と輸出管理、サービス貿易を所管。 ・反独占・競争政策や、多国間・二国間交渉・WTO 業務も所管する。
中華人民共和国 科学技術部 ¹⁷²	・国務院の構成部門。 ・国家のイノベーション戦略・科技政策を策定・実施し、研究体制改革、資源配分・資金管理を統括する。 ・基礎・応用研究や重大プロジェクトを推進するほか、技術移転・産学官連携、人材育成・国際協力・外国専門家誘致等を実施する。

169 中華人民共和国工業・情報化部 中小企業局
<https://www.miit.gov.cn/jgsj/qyj/index.html> [最終アクセス日：2025年9月30日]

170 中小企業発展促進センター
<https://www.chinasme.org.cn/> [最終アクセス日：2025年9月30日]

171 中華人民共和国 商務部
<https://www.mofcom.gov.cn/> [最終アクセス日：2025年10月30日]

172 中華人民共和国 科学技術部
<https://www.most.gov.cn/> [最終アクセス日：2025年10月30日]

2. 知的財産に関連する主な支援機関・支援体制

中国における知的財産に関連する主な支援機関を下表に示す。知的財産権に関する政策立案などを国家知識産権局（CNIPA）が中心となって政策の立案を行い、地方政府の知識産権局と連動して政策の推進を行う。不正競争防止や標準化に関する管理監督業務は国家市場監督管理総局が担っている。

図表 89 知的財産に関連する主な支援機関（中国）

名称	概要
国家市場監督管理総局 ¹⁷³	・ 国務院直属の正部級（閣僚級）機関。 ・ 市場の総合的な監督管理を担うべく、市場監督管理に関する法律・法規を起草し、関連する規則・政策・基準を制定する。 ・ 品質強国戦略、食品安全戦略、標準化戦略の実行推進や関連計画の策定・実施を担う。 ・ 競争政策の実施を統括的に推進し、公平競争審査制度の実施を指導。事業者の集中行為に対する独占禁止審査を法に基づき行い、独占協定、市場支配的地位の濫用、行政権力の濫用による競争排除・制限などの独占禁止執行業務を担う。企業の海外における独占禁止訴訟対応を指導する。国務院独占禁止委員会の日常業務を担う。 ・ 市場取引、ネット商品取引および関連サービス行為を法に基づき監督する。価格・料金の違法・違規行為、不正競争、違法な訪問販売・マルチ商法、商標・特許知的財産権の侵害、偽造品の製造・販売行為の調査・処理を組織・指導する。 ・ 品質発展のための制度・措置を策定・実施。重大品質事故の調査や欠陥製品のリコール制度の確立や統一的な実施、製品の偽造防止業務を担う。 ・ 国家標準（強制・推奨）の制定を担う。業界標準、地方標準、団体標準の制定業務を調整・指導・監督するほか、標準化の国際協力および国際標準の制定・採用業務を組織する。
国家知識産権局（CNIPA） ¹⁷⁴	・ 国家市場監督管理総局が管轄する副部級（次官級）機関。 ・ 国家知的財産権戦略の策定・実施、知的財産権強国建設を強化するための重要な方針・政策・発展計画の策定、知的財産権の創造、保護、活用を強化する管理政策および制度の策定・実施を担う。 ・ 商標・専利・原産地地理的表示・集積回路配置設計などが保護されるための知財制度の策定や、関連法規の起草や部門規則の策定・監督を担う。

¹⁷³ 国家市場監督管理総局

<https://www.samr.gov.cn/> [最終アクセス日：2025年9月30日]

¹⁷⁴ 国家知識産権局（CNIPA）

<https://www.cnipa.gov.cn/> [最終アクセス日：2025年9月30日]

	・新分野・新業態・新モデルのイノベーションを奨励する知的財産権の保護、管理、サービス政策の研究を行う。 ・商標・特許の執行業務を指導し、地方の知的財産権紛争処理、権利保護支援、紛争調停を指導。 ・商標・専利・集積回路配置設計に関する登録・行政裁決（再審・無効審判等）、原産地地理的表示の統一認定制度の策定・実施を担う。（※2018年4月の組織再編により商標も取り扱う運用へと変更。） ・知的財産権の活用促進を担うべく、知的財産権の活用や規範的取引に関する政策を策定し、知的財産権の移転・転換を促進する。また、知的財産権無形資産の評価業務の規範化、専利の強制実施許諾に関する業務、知的財産権仲介サービスの発展および監督に関する政策措置の策定を担う。 ・知的財産権の公共サービス体系の構築を担う。企業や国民に便利で相互接続可能な全国知的財産権情報公共サービスプラットフォームを構築し、商標・特許など知的財産権情報の普及・活用を推進する。 ・下記の事業を直轄する。 - 機関サービスセンター（机关服务中心） - 中国知識産権保士(中国知识产权报社) - 中国戦利情報センター（中国专利信息中心） - 中国知識産権ベフンセンター（中国知识产权培训中心） - 知識産権発電研究センター（知识产权发展研究中心） - 専利検索諮問センター（专利检索咨询中心） ・傘下企業は以下の通り - 知識産権出版社有限公司（知识产权出版社有限公司） ・傘下団体は以下の通り - 中国知識産権研究会(中国知识产权研究会) - 中華全国専利代理士版協会
海関総局 ¹⁷⁵	・国務院直属の正部級（閣僚級）機関。 ・国の税関業務の管理、港湾における「大通関」体制の推進、税関監督業務、輸出入関税およびその他の税金・料金の徴収管理、出入国時の衛生検疫、動植物およびその製品の出入国検査・検疫、輸出入商品の法定検査等を担う。 ・税関リスク管理、国家の輸出入貨物貿易などの税関統計、全国的な密輸取締りの総合管理、税関科学技術発展計画や実験室建設・技術保障計画の策定と実施、税関分野の国際協力・交流、全国税関の垂直管理、党中央・国務院から委託されたその他の任務の遂行も担う。

175 中華人民共和国海関総署

<http://www.customs.gov.cn/customs/zsgk93/302251/index.html> [最終アクセス日：2025年9月30日]

中華人民共和国 商務部 ¹⁷⁶	・ 国内外貿易と国際経済協力の発展戦略と政策を策定する。 ・ 対外技術貿易、輸出管理、技術および設備一式の輸出入の奨励に関する貿易政策を策定する。 ・ 国際通商交渉（WTO・FTA 等）において、知財関連の事項を取り扱う。
中華人民共和国 ・ 国家版權局 ¹⁷⁷	・ 国家著作権管理局は国务院の著作権管理部門（国家新聞出版署の対外的な機能呼称）であり、著作権・版權の保護・管理に関する業務を担う。

¹⁷⁶ 中華人民共和国商務部
<https://www.mofcom.gov.cn/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

¹⁷⁷ 中華人民共和国文化観光部・国家版權局
<https://www.ncac.gov.cn/> [最終アクセス日：2025 年 11 月 20 日]

3. 知的財産に関連する主なビジョン・戦略・計画

(1) 国務院「知的財産権強国建設綱要（2021－2035 年）」

国務院が 2021 年に発出した、中長期の知的財産政策の基本方針を示す文書で、2035 年までに「世界的影響力を有する知財強国」を実現することを目標にしている。同文書に基づき、分野別の政策・計画や、年度計画等が策定されている。

図表 90 知的財産権強国建設綱要（2021－2035 年）の概要¹⁷⁸

■発展目標

- ・ 2025 年までに、知的財産権強国の建設に係る明らかな成果をあげ、知的財産権保護は一層厳格化され、社会満足度は比較的高いレベルに達し、それを維持し、知的財産権の市場価値はより明確になり、ブランドの競争力は大幅に向上し、専利集約型産業の付加価値の GDP に占める比率は 13%に達し、版權産業の付加価値の GDP に占める比率は 7.5%に達し、知的財産権使用料の年間輸出入総額は 3500 億元に達し、万人当たりの高価値な発明専利の保有件数は 12 件に達する（上記の指標は全て期待指標である）。
- ・ 2035 年までに、我が国における知的財産権の総合的競争力は世界トップレベルとなり、知的財産権制度は整備され、知的財産権はイノベーション、創業が盛んに発展するように促進し、社会全体の知的財産権に関する文化的な自覚の基本が形成され、様々な形で知的財産権のグローバル統治に参加する国際協力構造が全方位的に基本的に形成され、中国の特色ある、世界レベルの知的財産権強国は基本的に完成する。

■主要方針

<社会主義の近代化に向けた知的財産権制度の構築>

- ・ カテゴリが出揃い、構造が緊密で内外に調和のとれた法律体系を構築する。
- ・ 職責統一化、科学的・規範的で、優れたサービスを備えた管理体制を構築する。
- ・ 公平公正で、科学的な評価をする政策体系を構築する。
- ・ 新興分野及び特定分野に速やかに対応し、かつ、合理的な保護を図るための知的財産権規則体系を構築する。

<国際的に一流のビジネス環境を支える知的財産権保護体系の構築>

- ・ 公正的・効率的で、管轄が科学的で、権利の境界が明確で、体系の整った司法保護体制を改善する。
- ・ 便利で効率的、厳格で公正、オープンで透明な行政保護体系を整備する。
- ・ 統一的な指導下における、スムーズな連動、迅速で効率的な協調保護のための構造を整備する。

<新発展を奨励する知的財産権市場運営体制の構築>

- ・ 企業を主体とし、市場を指向とする質の高い創造体制を整備する。
- ・ 効率的かつ順調に実行され、価値が十分に実現される運用体制を整備する。
- ・ 規範的で秩序のある、活力に満ちた市場化運営体制を構築する。

178 JETRO 中国政府発表資料「知的財産権強国建設綱要（2021－2035 年）」日本語仮訳を基に MURC 作成
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/gov.html> [最終アクセス日：2025 年 10 月 30 日]

＜大衆の便宜を図る知的財産権公共サービス体系の構築＞

- ・包括的で、サービスが規範化され、インテリジェントで効率的な公共サービスの提供を強化する。
- ・公共サービスの標準化、規範化、ネットワーク化の建設を強化する。
- ・データが標準化し、資源が統合され、効率的に利用される情報サービスモデルを構築する。

＜知的財産権の質の高い発展を促進する人文社会環境の醸成＞

- ・「知識尊重、革新提唱、誠実順法、公平競争」という知的財産権文化理念を作る。
- ・内容が新規で、形態が多様化し、融合発展する知的財産権文化伝達マトリックスを構築する。
- ・より開放的で、より積極的で、より活力のある知的財産権人材発展環境を醸成する。

＜知的財産権のグローバルガバナンスへの参加の促進＞

- ・知的財産権グローバルガバナンス体系の改革と建設に積極的に参加する。
- ・多国間・二国間の調整・連携された国際協力網を構築する。

＜組織保障＞

- ・組織による指導を強化する。

（２）国家知識産権局「国家知的財産権の保護と適用に関する第 14 次 5 カ年計画」

知的財産権強国建設綱要（2021－2035 年）を受けて策定された、2021 年から 2025 年までの具体的な実行計画・KPI を定めた文書。同計画にも基づき、各地域の知識産権局において個別の政策や施策が講じられる。

計画策定における課題として重要な中核技術分野での高品質な知財創造が不足していることや、行政執行と司法の連携体制が未整備であり侵害が多発していること、成果の移転・実用化（商業化）が不十分であること、知財サービスの供給が不足していること、海外での知財紛争の対応能力が不足していることに言及されている。

図表 91 国家知的財産権の保護と適用に関する第 14 次 5 カ年計画の概要¹⁷⁹

■主要目標・指標

- ・2025 年までに知的財産権強国建設の段階的目標を期限通り完了し、知的財産権分野の統治能力および統治水準を著しく高め、知的財産権事業の高品質な発展を実現し、イノベーション主導による発展および高度な市場体系構築を効果的に支援し、経済社会の高品質な発展を強力に促進する。

179 JETRO 中国政府発表資料「国家知的財産権の保護と適用に関する第 14 次 5 カ年計画」日本語仮訳を基に MURC 作成
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/gov.html> [最終アクセス日：2025 年 10 月 30 日]

指標	2020 年	2025 年	累計付 加価値	性質
1. 人口 1 万人あたりの高価値専利保有数 ^① (件)	6.3	12	5.7	予期性
2. 海外における専利取得数 (万件)	4	9	5	予期性
3. 知的財産権担保融資の登録金額 ^② (億元)	2180	3200	1020	予期性
4. 知的財産権使用料の年間輸出入総額 (億元)	3194.4	3500	305.6	予期性
5. 専利集約型産業の付加価値の GDP 比 (%)	11.6 ^③	13.9	1.4	予期性
6. 著作権産業の付加価値の GDP 比 (%)	7.39 ^④	7.5	0.11	予期性
7. 知的財産権保護に対する社会の満足度 (点)	80.05	82	1.95	予期性
8. 知的財産権民事第一審訴訟服判息訴率 (%)	-	85		予期性

注：①「人口 1 万人あたりの高価値専利保有数」とは中国居住人口 1 万人あたりの国家知識産権局に認定された次に掲げる条件のいずれかに該当する有効専利数をいう。1.戦略的新興産業の専利。2.海外のпатентファミリーの専利。3.10 年以上維持されている専利。4.比較的高い担保融資金額を獲得している専利。5.国家科学技術賞、中国専利賞を受賞した専利。

②「知的財産権担保融資の登録金額」とは国家知識産権局の登録を経た知的財産権の担保融資金額をいう。

③、④は 2019 年の値。

■主要方針

＜知的財産権保護の全面的強化、社会全体のイノベーション活力刺激＞

- ・知的財産権の法律政策体系の整備
- ・知的財産権の司法による保護の強化
- ・知的財産権の行政による保護の強化
- ・知的財産権の共同保護の強化
- ・知的財産権の根源の保護強化

＜知的財産権の移転・実用化効果の向上、実体経済のイノベーションによる発展の支援＞

- ・知的財産権の移転・実用化体制・仕組みの整備
- ・知的財産権の移転および実用化収益の向上

＜人民のための利便性向上に資する知的財産権サービス体系を構築し、イノベーション成果により人民にさらなる恩恵をもたらすことを促進する＞

- ・知的財産権の公共サービス能力の向上
- ・知的財産権サービス業の健全な発展の促進

＜知的財産権の国際協力を推進し、開放型経済発展に寄与する＞

- ・知的財産権のグローバル・ガバナンスに主体的に参加
- ・知的財産権の国際協力レベル向上
- ・知的財産権保護の国際協力の強化

＜知的財産権分野に係る人材と文化の構築を推進し、事業発展の基礎を固める＞

- ・ 知的財産権人材チームの育成強化
- ・ 知的財産権文化の構築強化

＜実施の保障＞

- ・ 組織による指導の強化
- ・ イノベーションの探求の奨励
- ・ 投資活動の強化
- ・ 業務実施に対する全力な指導

（３）工業情報化部・国家知識産権局「産業の革新的発展を促進するための知的財産権に関する行動計画（2023-2027 年）」

中国の産業競争力強化を目的に、知的財産の創造・保護・運用を産業チェーン全体に組み込み、主要産業のイノベーションを加速するための実行計画。重点産業や特許集約型産業を定めた上で計画を策定していることが特徴。

図表 92 産業の革新的発展を促進するための知的財産権に関する行動計画（2023-2027 年）の概要¹⁸⁰

■実施目標

- ・ 2027 年までに、工業および情報化分野における重点産業の知的財産権によるハイレベルな発展の成果をさらに顕著なものとし、知的財産権によるチェーンの強化能力とチェーンの保護能力をさらに向上させる。
- ・ 工業および情報化分野の重点産業における、高付加価値型特許の創出能力を大幅に強化させ、指定規模以上の製造業重点分野の企業利益 1 億元あたりの高付加価値型特許の件数を 4 件近くにし、国内総生産（GDP）に占める特許集約型産業の付加価値の割合を大幅に向上させる。
- ・ 知的財産権の活用メカニズムをより健全なものとし、企業の知的財産権の活用能力を大幅に向上させる。知的財産権の保護レベルを着実に向上させ、保護規則をさらに整備する。
- ・ 知的財産権サービス機関の専門化、市場化、国際化を絶えず向上させ、知的財産権サービス業のハイレベルな発展パターンの大枠を確立して、知的財産権公共サービスの供給を大幅に拡大する。

■主要な課題

＜重点産業における知的財産権の創出の強化＞

180 JETRO 中国政府発表資料「産業の革新的発展を促進するための知的財産権に関する行動計画（2023-2027 年）」日本語仮訳を基に MURC 作成
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/gov.html> [最終アクセス日：2025 年 10 月 30 日]

- ・知的財産権のハイレベルな展開を推進する。
- ・特許ナビゲーションを強化する。

＜重点産業における知的財産権の実用化・活用の深化＞

- ・知的財産権の共同運用のチャンネルを開拓する。
- ・各種工業業界の企業による知的財産権の管理及び活用能力を高める
- ・知的財産権の運用効率を高める。

＜重点産業における知的財産権の保護の強化＞

- ・知的財産権の保護規則を整備する。
- ・知的財産権の協同保護を強化する。

＜重点産業における知的財産権サービス能力の強化＞

- ・産業における科学技術イノベーションプロセス全体への知的財産権サービスの組み込みを推進する。
- ・知的財産権金融サービスの有効性を高める。
- ・重点産業クラスターにおける知的財産権サービスを強化する。

第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策

中国における特徴的な支援施策について、CNIPA（国家知識産権局）と各地域の知識産権局の施策を中心に特徴的な取組を整理した。

1. 特許出願・取得に関する補助金

施策名	国家知識産権局關於進一步嚴格規範專利申請行為的通知 特許出願の「質」を考慮した補助金の段階的な縮小
URL アクセス日	https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/27/content_5583088.htm （アクセス 2025 年 10 月 1 日）
支援主体	CNIPA（国家知識産権局）
施策概要	・地方政府が行ってきた「特許補助金」が、量の水増しや「非正常な特許出願（不当な利益や虚偽の業績づくりのために行う出願・代理・譲渡等）」を誘発したことを背景に、出願への補助金を廃止するもの。 ・権利化後の補助についても「十四五」期間中（～2025 年）に廃止する方針を掲げている。
対象・要件等	・特許補助金を実施してきた地方政府等。
その他（期間、予算、成果等）	・補助金廃止の代わりに、特許を活かした製品化や事業化、ライセンス、権利保護、公共的な知財サービスといった施策の充実化が図られている。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

2. 特許の実用化・産業化能力の向上促進に向けた措置

施策名	北京市專利轉化運用能力提升促進弁法 (北京市特許轉換・活用能力向上促進弁法)
URL アクセス 日	https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/zewj92/743802278/index.html (アクセス 2026 年 1 月 15 日)
支援主体	北京市知識産権局
施策概要	・北京市の大学、研究機関、医療機関および知財サービス機関を対象に、特許の譲渡やライセンス供与を通じた転化・運用（≡事業化）を促進する制度。
対象・要件等	・移転実績等で顕著な成果を上げた機関に毎年度最大 50 万元を助成。 <大学、研究機関、医療機関への支援判断観点> ・特許移転・活用の戦略または計画の策定・実施状況 ・特許移転・活用業務を担う組織体制の設置およびチーム編成状況 ・特許移転・活用に関する管理制度の整備および運用状況 ・特許資源の基盤および高品質特許の育成状況 ・譲渡・ライセンスを完了した国内有効特許の件数 ・国内有効特許の譲渡・ライセンスに係る契約金額、または特許に関わる技術契約で登記済みの取引額 ・特許移転・活用に関する業務実績 <知財サービス機関への支援判断観点> ・特許移転・活用サービスの戦略または計画の策定・実施状況 ・特許移転・活用サービス業務の組織管理体制および業務機関の設置状況 ・特許移転・活用サービスの業務チーム編成および人材育成状況 ・国内有効特許の譲渡・ライセンス、または特許に関わる技術契約（登記済み）の成立に対して、相談、分析、評価、仲介、投融資、法務等の実質的な移転・活用サービスを提供した状況
その他（期間、予算、成果等）	・2025 年では 29 機関（大学等 25 機関、知財サービス機関 4 機関）が交付先に採択¹⁸¹。なお、試行期として 2024 年には 30 機関が交付先に採択。¹⁸² ・1 機関あたりの上限は 50 万元。約 30 機関への交付先に採択されたことを考慮すると、事業規模は概ね 1,500 万元規模と推察される。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☒ 支援人材育成 ☒ 特定産業支援 ☒ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）

181 北京市知識產權局「2025 年北京市專利轉化運用能力提升項目擬支持單位的公示」
<https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgg/tzgg/743874131/index.html>

182 北京市知識產權局「2024 年北京市專利轉化運用能力提升項目擬支持單位的公示」
<https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/jzwgk/tzgg/543471825/index.html>

支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

3. 中小企業知財集積発展区の認定・支援

施策名	北京市中小企業知識産権集積発展区認定・管理弁法 (北京市中小企業知的財産集積発展区認定・管理弁法)
URL アクセス 日	https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/zcwj92/743802278/index.html 1 (アクセス 2026 年 1 月 15 日)
支援主体	北京市知識産権局
施策概要	・北京市内の中小企業集積エリアを「知財集積発展区」として認定し、知財計画の策定、啓発、サービス資源集積等を推進するもの。 <支援内容（同通知「第五章 政策支持」より）> ・優良企業の推薦：集積発展区内の企業が「知的財産権優位単位」の申請や、「国家知的財産権優位・模範企業」の育成プログラム等に参加することを推薦する。 ・支援体系の構築：「国家特許審査官実務基地」などの業務体系を構築し、集積発展区内の企業の知的財産権の申請、権利確定、および権利保護（維権）を行いやすくする環境整備を図る。 ・リソースの最適化：企業を知的財産サービスのリソースと結びつけ、知的財産ポートフォリオの構築（レイアウト）およびナビゲーション分析を展開し、価値の高い特許の効果的な発掘および育成を誘導する。 ・産業アライアンスの指導：企業がサプライチェーンの上流・下流の産業主体と「知的財産連盟（アライアンス）」を設立するよう指導し、産業の協調的イノベーションを推進するとともに、知的財産リスクに共同で対応する。 ・産学研連携の奨励：企業が大学や研究機関と産学研連携（産学連携）を行い、共同研究開発、知的財産および技術成果の移転・実用化などを展開することを奨励する。 ・経費支援と管理：北京市知的財産局は、会計年度予算の承認に基づき、認定された集積発展区に対し、第九条に規定する知的財産サービス関連業務を支援するための適切な経費支援を行う。ただし、既に支援を受けている事項については重複して支援を行わない。北京市知的財産局はプロジェクト実施単位と「プロジェクト任務書」を締結して双方の権利義務を明確にし、プロジェクトの実施内容、目標、経費、および評価・検査（検収）指標を確定させる。プロジェ

	クト実施単位は「プロジェクト任務書」に定められた評価任務を遂行しなければならない。
対象・要件等	<申請要件> ・市内に設立されており、北京市の高精尖産業の発展方向に合致する産業エリア、科学技術エリア、インキュベーター、衆創空間（コワーキング等の創業支援スペース）、創客空間（メイカースペース）など、中小企業が集積するイノベーション・起業支援の拠点、ならびに連盟・協会等の中小企業クラスターであること。 ・集積発展区内の企業数は、原則として 70 社以上であり、そのうち 80%以上が中小企業で、かつ 60%以上が北京市の高精尖産業分野に属すること。産業の集積度が高く、特色ある発展モデルと明確な知的財産業務計画を有する集積発展区については、規模要件を適宜緩和できる。 ・集積発展区内企業が保有する有効特許の総数が 300 件以上、または発明特許の保有総数が 150 件以上であること。
その他（期間、予算、成果等）	・北京知的財産局が、集積開発区毎に年次評価を行うとともに、3 年ごとに見直しを行う。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☒ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

4. 浙江省「浙江知識産権オンライン」によるデジタルガバナンス

施策名	浙江知识产权在线 (浙江知識産権オンライン) デジタル化応用システム
URL アクセス 日	https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/ (アクセス 2026 年 1 月 15 日)
支援主体	浙江省市場監督管理局 (浙江省知識産権局)
施策概要	・知財支援機関・部門・知財種別 (省・市・県、市場監管・版權・法院等の部門、專利・商標・著作権・地理的表示・植物新品種・集成回路布図設計・商業秘密等) を横断する形で情報が集約。 ・デジタルシステムを新規構築・改修し、知財の申請・融資・評価・保護・予警・維権・管理・検索・研修・相談の 10 大機能を実現。知

	識産権保護の「一件事（ワンストップ）」集成改革を軸に、全国初となる「一窓口統弁・一平台交易・一鏈条保護・一站式管理・一体化服務」の5大サービスに対応するデジタルプラットフォーム。 <主要機能> 一窓口統弁：省内専利優先審査・快速審査のオンライン手続、専利・商標・版權・地理的表示・集成回路布図設計の電子申請を一画面で受付。 一平台交易：知財質押融資のオンライン申請・登記、譲渡取引の供需マッチング、権利評価の申請。 一鏈条保護：知財調停・行政裁決・維権援助のオンライン申請・処理。ブロックチェーン全工程固証による行政裁決ネット審理を全国初で導入。 一站式管理：案件情報の集約公示、知財評議のオンライン申請。 一体化服務：専利・商標・地理的表示等の検索、学習動画、オンライン相談、公益研修。
対象・要件等	・浙江省内の企業・個人・研究機関等が主な想定利用者。
その他（期間、予算、成果等）	・一窓口統弁：高価値専利の平均授權周期を24か月→70日に短縮。 ・一平台交易：13銀行が融資商品を掲載し、年間サービス規模は600億元超を見込む。 ・一鏈条保護：（一） ・一站式管理：管理モジュールにて6万件超の案件情報を集成。 ・一体化服務：海外知財リスク予警システム（「涉外知識産権風険予警」大腦）を搭載し、重点涉外案件の対応指導率100%。
施策分類	☐裾野拡大・活用人材育成 ☐支援人材育成 ☐特定産業支援 ☐特定属性の成長企業支援 ☐地域振興支援 ■プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐その他（ ）
支援手法	☐経済的支援（資金補助・減免等） ■情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐情報提供（研修・セミナー等） ☐人材派遣（助言等） ☐その他（ ）

5. 山西省：知財専門機関の「走基層 惠万家」活動

施策名	知識産権專業機構「走基層 惠万家」活動 (知財専門機関による「基層に赴き万家に恩恵を」活動)
URL アクセス 日	https://www.stdaily.com/web/gdxw/2024-11/12/content_257170.html (アクセス 2026 年 1 月 15 日) https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/2/19/art_55_197589.html (アクセス 2026 年 1 月 15 日)
支援主体	山西省市場監督管理局(知識産権局)・山西省知的財産保護センター
施策概要	・巡回連動・把脈問診・現場弁理・追跡サービスを柱に、中小企業等の知財課題(質押融資、快速予審、技術移転等)にワンストップ対応するもの。
対象・要件等	・山西省内の企業全般。特に重点産業チェーン・特色專業鎮の企業を重視。
その他(期間、予算、成果等)	＜サービス実績＞ 企業支援実績：サービス企業 9,300 余家次。 現場での質疑応答：600 余人次に対応。 ＜活動開始後の成果＞ 保護センターの備案主体数＝活動前の 4 倍、コア業務量＝3 倍。 知財質押融資額＝活動前の 2.1 倍。 発明特許授權量＝30.5%増。
施策分類	■裾野拡大・活用人材育成 □支援人材育成 ■特定産業支援 □特定属性の成長企業支援 □地域振興支援 □プラットフォーム形成・ネットワーク形成 □その他 ()
支援手法	□経済的支援(資金補助・減免等) □情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ■情報提供(研修・セミナー等) ■人材派遣(助言等) □その他 ()

6. 特許予審をきっかけにしたイノベーション支援

[illegible]

183 安徽省知識產權保護センター「2024 年安徽省知識產權保護中心專利予審分析報告」
<https://www.ahippc.cn/view/138cff80567c4bc2a95947ae94636c9b.html>

支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☒ その他（専利予審の迅速審査サービスの提供）

7. 特定産業における特許×標準戦略

施策名	黒竜江省「推動専利与標準融合發展」 （黒竜江省「特許と標準の融合發展の推進」）
URL アクセス 日	https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/1/14/art_55_203639.html （アクセス 2026 年 1 月 15 日）
支援主体	黒竜江省知識産権局、黒竜江省知識産権保護センター
施策概要	・ロボット・新材料・乳製品などの重点産業を対象に、特許と標準を連動させて産業競争力を高める「専標融合（专标融合）」を推進。 ・企業が技術開発の成果を特許で固め、標準（国家・業界・団体・企業標準等）の策定・改訂に結び付け、最終的に産業化・市場形成へつなげることを狙い、政策・分析・拠点・人材の 4 つの体系で支援策を構成。 <4 つの体系> ①政策指針：黒竜江省「特許・標準融合イノベーション作業指針」の発出、「標準と特許の実施ガイドライン」の制定により、企業が取り組む際の指針・手順の拠り所を整備。 ②標準による牽引：特許データと標準データを統合し、技術の空白エリアを素早く把握するための「双導航分析（特許配置と標準配置を同時に見通す分析）を実施」し、重点産業について特許・標準の分析報告を作成。 ③拠点整備：重点産業ごとに「特許と標準の協働イノベーションセンター」を整備し、特許と標準の融合を促進。 ④人材育成：「専標融合（特許×標準の融合）」に関するシリーズ研修を実施。
対象・要件等	黒竜江省内の重点産業企業（ロボット・新素材・乳製品等）
その他（期間、予算、成果等）	・累計実績として、特許 965 件、標準制定 147 項を列挙。併せて、標準必要特許（SEP）を複数創出。 ・人材育成では、累計 200 名余の業務人材を育成。 ・乳製品分野（飛鶴乳業）：特許と標準化を一体で進める「特許・標準協同イノベーションセンター」の設立、約 800 件の特許を基盤とした国際標準 1 件・国家標準 17 件・業界標準 19 件・団体標準 42

	～33条）、ブランド構築と保護（第34～39条）、法律責任（第40～44条）、補足（第45条）」となっている。 ・知財政策と関わりの大きい項目は以下の通り。 「品種優選と普及（第14～18条）」 種質資源保護、脱毒育苗技術規程・種苗品質標準整備、新品種育成・植物新品種権申請の奨励、種苗生産経営の許可制・記録義務・検疫証明取得義務等に言及。 「流通と加工（第24～28条）」 品質等級に基づく分級販売（優質優価）の推進、丹東草莓の品質標識冒用・産地偽装・混入販売等の明示的禁止、国内外市場開拓支援等に言及。 「品質安全と監督管理（第29～33条）」 生産段階の標準化・追跡制度推進、模倣品取締り・監督抽検・結果公表、草莓及び製品の全程追跡制度構築（政府部門による追溯プラットフォームへの情報入力、生産者側のデジタル監測設備導入は奨励）、通報・苦情処理メカニズム等に言及。 「ブランド構築と保護（第34～39条）」 GI証明商標・GI保護製品の保護強化、GI登録証保持者の品質保証義務、農業農村・市場監管・公安連携による地理的表示・商標権・植物新品種権・特許等の知財保護・取締り・跨区域執法協作、檢察機関による知財侵害に対する公益訴訟、草莓文化・観光・文創の推進、全産業チェーン信用体系の構築等に言及。
その他（期間、予算、成果等）	・2026年3月1日施行
施策分類	☐裾野拡大・活用人材育成 ☐支援人材育成 ☒特定産業支援 ☐特定属性の成長企業支援 ☒地域振興支援 ☒プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐その他（ ）
支援手法	☒経済的支援（資金補助・減免等） ☒情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒情報提供（研修・セミナー等） ☐人材派遣（助言等） ☒その他（条例制定による包括的な制度整備推進、偽造品取締）

9. 江西省・景德鎮市陶磁器の地域ブランド

施策名	山東省「構建『三位一体』全鏈条知識産権公共服務生態 助力産業企業高質量發展」 (山東省「『三位一体』全チェーン知財公共サービス生態の構築」)
URL アクセス 日	https://kycrawlerfile.oss-cn-beijing.aliyuncs.com/2025/10/28/01a1f16db5194f30b8abb25efba3b93b.pdf (アクセス 2026 年 1 月 15 日) http://amr.shandong.gov.cn/art/2025/10/28/art_76477_10315094.html (アクセス 2026 年 1 月 15 日) https://finance.sina.com.cn/jjxw/2025-12-16/doc-inhaysif3166031.shtml (アクセス 2026 年 1 月 15 日)
支援主体	山東省知識産権局
施策概要	・知財公共サービスを「基礎支撐（基盤整備）」「普惠服务（普及的サービス）」「重点服务（重点サービス）」の三層で設計。 ＜基盤整備（政策・プラットフォーム・人材の三本柱）＞ ・政策面：誰もが広く利用できる知財公共サービスの基本方針を策定。 ・基盤面：①省レベルの知財公共サービス基盤、②知財運営センター、③黄河流域ビッグデータセンターの三大プラットフォームを整備。 ・人材面：関係部門が連携し、知財サービスを担う専門人材の育成・体制構築を推進。 ＜基本サービス（誰もが利用しやすい標準的サービスの底上げ）＞ ・サービス基準の改訂、提供メニュー一覧・利用ガイドラインの整備を通じ、標準化・ルール化・利便性向上を徹底。 ・窓口への案内スタッフの配置や相談ホットラインの開設等により、対応品質とサービスの浸透度を底上げ。 ＜重点サービス（企業の成長段階に応じた高度支援）＞ ・企業のフェーズ別支援プログラムを展開：「成長支援」（創業・成長期）／「飛躍支援」（競争力強化）／「海外展開支援」（グローバル進出）。 ・特許情報を活用した事業戦略立案支援（特許ナビゲーション、IP ランドスケープに近い手法）や、コア特許ポートフォリオの構築を支援。 ・審査官等の専門家を企業現場へ派遣し、直接的な技術・知財指導を実施。 ・海外知財紛争に関する情報収集および対応支援を提供。
対象・要件等	・山東省内の企業等
その他（期間、予算、成果等）	・成長支援（助企成長）：「山東・新質生産力 高価値特許転換・活用コンテスト」を通じた優良プロジェクト 314 件の育成（累計実施率 85%、調達・融資額 100 億元超）。省レベルの特許ナビゲーション

	170 件の実施による企業の研究開発方向の提示と、コア特許約 2,400 件の戦略的配置（ポートフォリオ整備）の支援。 ・飛躍支援（助企攀登）：国の特許審査官約 400 名の 186 社への派遣による合同診断（「会診」）の実施と、技術的課題 1,500 件超の解決。 ・海外展開支援（助企遠航）：海外知財紛争情報約 8,500 件の常時モニタリング。105 社の海外紛争対応支援を通じた経済損失 6,000 万元超の回復（回避・削減）と、企業の海外進出の後押し。
施策分類	■裾野拡大・活用人材育成 ■支援人材育成 ■特定産業支援 ■特定属性の成長企業支援 ■地域振興支援 ■プラットフォーム形成・ネットワーク形成 □その他（ ）
支援手法	□経済的支援（資金補助・減免等） ■情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ■情報提供（研修・セミナー等） ■人材派遣（助言等） □その他（ ）

1 1. ニッチトップの中小企業への特許活用・イノベーション支援

施策名	山東省「開展『專精特新』中小企業專利賦能創新發展行動」（山東省「『專精特新』中小企業に対する特許賦能・イノベーション發展行動」）
URL アクセス 日	https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/19/art_2743_191543.html （アクセス 2026 年 1 月 15 日） https://niita.cn/news/view?id=22994 （アクセス 2026 年 1 月 15 日） https://sdxw.iqilu.com/share/YS0yMS0xNTEwODY4OA==.html （アクセス 2026 年 1 月 15 日）
支援主体	山東省知識産権事業發展センター、山東省市場監督管理局（知識産権局）・山東省工業和信息化庁
施策概要	・「專精特新」中小企業の特許活用力・イノベーション力の底上げを図る取り組み ・企業ごとの知財状況を徹底的に把握する詳細実態調査を出発点とした、課題の抽出と支援策の設計。 ・企業のニーズを起点とした「8 つの重点施策（八大措施）」の策定。特許ナビゲーション（特許情報に基づく研究開発方向の提示≒IP ランドスケープ）、高価値特許コンテスト、融資促進、人材育成、権利保護支援などの事業化支援を組み合わせたパッケージ型支援を提供。 ・「専属マネージャー型の運営管理（管家式）」や「手取り足取りの

	https://www.wuxing.gov.cn/art/2023/6/8/art_1229210841_59014488.html （アクセス 2026 年 1 月 15 日）
支援主体	湖州市呉興区人民政府、呉興区市場監督管理局（知識産権局）、湖州市知識産権産業園（市区一体拠点）
施策概要	・市区一体で設立した「湖州市知識産権産業園」を基盤とし、行政の 15 部門のデータをデジタル統合し、各企業の特許全体状況、出願・授權トレンド等を含む 9 つの観点から自動でスコア化・可視化（ポートレート化）して提供する公共サービス。 ・審査中データ等を分析し、企業の中核技術と高い類似性をもつ出願を抽出して警報（予兆）を発し、侵害リスクや競合リスクを事前に回避できるよう支援。また、ポートレート（企業プロフィール）の結果に基づいて代理機関を AI によるレコメンド（智能推薦）し、産業共通の課題を集計して科学的な形で予警を行い、企業支援策を網羅的に整理したうえで、自動マッチングによりピンポイントな情報提供を実施。 ・ポートレートスコアを活用して、知財担保融資のホワイトリストを整備するなど、金融・政策・産学連携へ橋渡しする役割も担う。
対象・要件等	・呉興区内の重点企業（疑上市企業、専精特新企業、中小微企業等） ・原則無料での提供
その他（期間、予算、成果等）	・これまでに 736 社（90%以上が中小零細）にポートレートを提供 ・侵害警告 533 回を発出し、知財紛争 197 件を未然解決。政策マッチングにより 41 社が計 960 万元の補助金を獲得。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☒ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

17. 科学技術プロジェクトの特許に関する公開促進制度

施策名	浙江省专利公开实施制度 (浙江省「特許公開実施制度」)
URL アクセス 日	https://www.ccpit.org/a/20230814/20230814k3vr.html (アクセス 2026 年 1 月 15 日) http://zjamr.zj.gov.cn/art/2023/6/30/art_1229565162_2482030.html (アクセス 2026 年 1 月 15 日)

	https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/ (アクセス 2026 年 1 月 15 日)
支援主体	浙江省市場監督管理局 (知識産権局) 等
施策概要	・ 公的資金による科研プロジェクトで生まれた特許が、権利化公告から満 3 年、正当理由なく未実施の場合、公開実施リストに納入し、公開の場で実施 (転化) を促す制度。 ・ 公開実施の情報公開プラットフォームを通じてマッチングを行う。
対象・要件等	・ 大学／研究機関のうち、財政性資金プロジェクト特許で 3 年未実施の特許が対象。
その他 (期間、予算、成果等)	・ 公開実施特許リストの規模としては約 2,600 件。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他 (法制化)
支援手法	☐ 経済的支援 (資金補助・減免等) ☒ 情報整備・ツール整備 (ウェブサイト・データベース等) ☐ 情報提供 (研修・セミナー等) ☐ 人材派遣 (助言等) ☐ その他 ()

1 8. 休眠特許の無料オープンライセンス

施策名	首批免费开放许可专利发布 (专利免费开放许可) 「第 1 陣・無料オープンライセンス特許の公表 (特許の無料オープンライセンス)」
URL ア ク セ ス 日	https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/tzggDetail/2/77cd8e1906aa468f81fd767aa581dac2.html (アクセス 2026 年 1 月 15 日) http://finance.people.com.cn/n1/2021/1021/c1004-32259920.html (アクセス 2026 年 1 月 15 日)
支援主体	浙江省 市場監督管理局 (知識産権局)
施策概要	・ 大学・研究機関由来の特許を「免费开放许可 (無料オープンライセンス)」として公表し、中小・零細企業が費用負担なく利用できるようにする取り組み。 ・ 「大数据精准匹配 (ビッグデータによる精密マッチング)」を通じて、適合し得る企業へ「推送 (プッシュ配信)」する運用を行う。 ・ 初回公表分は 379 件で、14 の省内大学・研究機関に由来。
対象・要件等	・ 企業は費用納付不要 (無料)。 ・ 許諾期間は 1 年～最長 5 年。

その他（期間、予算、成果等）	・379件が公表され、第1回では6,365社へプッシュ配信を実施。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☒ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☒ その他（マッチング）

19. 特許オープンライセンス制度の実装

施策名	「專利开放許可（重慶）／專利开放許可办理指南」（「特許オープンライセンス（重慶）／手続ガイド」）
URL アクセス 日	http://zscqj.cq.gov.cn/ztzl_232/zlkfxk/zlkfxkblzn/202407/t20240708_13355773.html （アクセス 2026 年 1 月 15 日） https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/17/art_55_193781.html （アクセス 2026 年 1 月 15 日）
支援主体	重慶市知識産権局
施策概要	・一対多でのオープンライセンスを、重点産業等で推進し、需供のマッチングと取引コスト低減を狙う。 ・専門研修や、公式サイトでの特設コーナー整備等で制度周知と手続利便性の向上を図る。
対象・要件等	・オープンライセンス声明（条件を明示して公告する手続）が必要。
その他（期間、予算、成果等）	・開放許可の実績として、受理 249 件、公告声明 120 件。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☒ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

20. 特許のカード化による技術価値の可視化

施策名	中科院深圳先進技術研究院「科技成果超市」 (中科院深圳先進技術研究院「科学技術成果スーパーマーケット」)
URL アクセス 日	https://www.siat.ac.cn/cgzh/cgcs/ (アクセス 2026 年 1 月 15 日) https://www.cas.cn/cm/202502/t20250219_5047513.shtml (アクセス 2026 年 1 月 15 日) https://static.nfnews.com/content/202602/02/c12132495.html?enterColumnId=86 (アクセス 2026 年 2 月 27 日)
支援主体	中国科学院深圳先進技術研究院
施策概要	・ 深圳先進院が保有する特許・技術成果を、色分けされたカード（橙色＝先進電子・エネルギー材料、緑色＝AI・ロボット、青色＝医療機器・ハイエンド装備等）として物理的な「超市（スーパー）」に陳列。来訪企業がセンサーでカードのバーコードをスキャンすると、大画面に技術詳細・応用場景・研究者情報等が即時表示される ・ 企業はカードを持ち帰り、研究者と直接コンタクトして R&D や共同開発に進める仕組み。 ・ オンライン版も展開を予定。
対象・要件等	・ 深圳先進院の研究成果に関心のある企業全般
その他（期間、予算、成果等）	・ 2025 年 2 月 13 日に試運営開始。初週で契約額 580 万元を達成。 ・ 2026 年 2 月時点で企業との協力契約額は累計 1.2 億元超、專利轉化率（特許移轉率）約 30%。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☒ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

21. 福建省漳州市「益企維」知財協同保護メカニズム

施策名	福建省漳州市「益企維」知識産権協同保護機制

	☐ 人材派遣（助言等） ☒ その他（行政・司法の連携）

22. 「三必」メカニズムによる知財犯罪の一体的取締り

施策名	京津冀检察机关建立「三必」跨区域全链条打击知识产权犯罪机制 (京津冀检察机关「三必(サンビ)」地域横断・全チェーン知財犯罪取締りメカニズム)
URL アクセス 日	https://www.spp.gov.cn/spp/zdgz/202501/t20250102_678354.shtml (アクセス 2026 年 1 月 15 日)
支援主体	北京市人民検察院、天津市人民検察院、河北省人民検察院
施策概要	・京津冀（京＝北京、津＝天津、冀＝河北）3 地域の検察機関が、知財犯罪の地域横断化・チェーン化・隠蔽化に対応するため構築した、検察機関間の手掛かり審査・移送・確認フィードバックの運用ルール。 <「三必」の具体内容> ①必審（必ず審査） 知財犯罪案件の処理時に、京津冀の上流・下流における犯罪手掛かりを必ず審査し、審査報告に記載。 ②必報（必ず報告） 異地への移送が必要な手掛かりは、必ず省級察院に報告し法に基づき移送。 ③必査（必ず核査＝確認・検証・フィードバック） 手掛かりを受領した検察院は必ず真摯に核査（確認調査）し、速やかに結果を返す。 ・併せて、跨区域知識産権ビッグデータ法律監督モデルの構築、刑事犯罪・民事侵害・行政違法・公益訴訟の同時審査等を通じ、手掛かりの発見能力を向上
対象・要件等	・京津冀にまたがる知財犯罪（商標偽造、著作権侵害、営業秘密窃取等）
その他（期間、予算、成果等）	・3 年間の実績として、協同処理案件 322 件、354 人起訴、51 名の流動犯を追訴・有罪判決。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等）

	(データ知的財産権登記・試行事業)
URL アクセス 日	国家知識産権局・試点拡大通知（2023 年 12 月）： https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/29/art_75_189406.html （アクセス 2026 年 2 月 27 日） 《北京市数据知識産権登記管理弁法（試行）》（2023 年 5 月） https://www.ccpit.org/a/20230608/20230608ccr7.html （アクセス 2026 年 2 月 27 日） 《浙江省数据知識産権登記弁法（試行）》（2023 年 7 月施行） https://zjamr.zj.gov.cn/art/2023/5/31/art_1229565162_2478832.html （アクセス 2026 年 2 月 27 日） 《上海市数据産品知識産権登記存証暫行弁法》（2024 年 12 月施行） https://www.shanghai.gov.cn/gwk/affairs/content/0005@628f6a97d7ef4b8c9bbcf4a0408ab909 （アクセス 2026 年 2 月 27 日）
支援主体	国家知識産権局（統括指導）、各地方知識産権局（実施主体）
施策概要	・データセット（一定のルールやアルゴリズムで整理・加工され、ビジネス上の価値と「知的創作物」としての性質をもつ非公開データの集まり）に、新しいタイプの知的財産権として登記する制度。（データセットの例：航空ナビゲーションデータ、気象データ、通話音声データ 等）¹⁸⁴ ・各地方が専用の登記システムを構築し「申請受理→形式審査（＋上海は実質審査）→公示→登記証書発行」のプロセスを実施。 ・知財登記によって、担保融資・取引流通・バランスシート計上等の活用メリットが生まれる。
対象・要件等	・中国における企業・研究機関・個人等（利用者の制限に関する記述は見つけるに至らず）
その他（期間、予算、成果等）	北京市 ・登記実績（直近）501 件申請・355 件登記（2025 年 6 月時点） ・質押融資等活用質押 3 件・1,281 万元（2024 年末） 上海市 ・1,203 件受理・802 件発証（2025 年 12 月時点） ・許可取引等で 195 億元超の価値実現（2025 年 12 月時点） 浙江省 ・10,971 件受理・6,004 件発証（2024 年 4 月時点、全国シェア 70% 超） ・質押融資・証券化・取引等で 23.4 億元（2024 年 4 月時点）
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☒ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援

184 京市知的財産権局「データ知的財産保護に関する典型的な 10 ケース」
<https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/tzgg/743686430/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 23 日]

	☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☒ その他（権利登記・存証制度の構築）

第4節 総括・分析

1. 知財支援施策全体の特徴

中国の中小企業向け知財支援では、特許の「数」に対する直接補助ではなく、「高価値特許の育成」や、取得した知財の事業化・ライセンスを促す「転化運用（成果移転・活用）」、知財担保融資など活用支援へとシフトしてきている。

支援手法は次のとおり全方位的に展開されており、例えば、第一に、知財担保融資を促進するための利子補給・リスク補償、知財証券化プロジェクトへの補助、知財保険の導入など、知財を資金調達手段として活用する金融的支援が普及しつつある。

第二に、公的資金に由来して創出された特許の公開実施を促す制度や、無料のオープンライセンス等を通じ、未活用の特許を中小企業へ流通させる仕組みも注目事例の1つとされている。

第三に、デジタルプラットフォームの整備やデータ駆動型の公共サービスについて構築が進み、知財情報等の統合データ提供や紛争予防の機能提供など、デジタルガバナンスが進展している。

支援対象は中小企業全般に開かれているものの、「専精特新」（専門化・精細化・特色化・新規性）企業や、重点産業のチェーン上の企業、あるいは特定の地域産品に対して、産業・地域特化型の支援施策が各地で制度化されており、知財施策が産業政策・地域振興政策と深く統合されている。

支援の実施体制については、国家知識産権局（CNIPA）が全国方針や制度の枠組みを設計する。そして、省・市・区の各級地方政府がそれぞれの地域の産業特性に合わせて個別施策を策定・実行しており、中央・地方の階層的運用が基本構造となっている。地方政府には裁量が与えられ、施策のバリエーションは極めて多様である。

2. 各施策の特徴

施策	権利化支援・保護支援		
	特許出願の「質」を考慮した補助金の段階的な縮小（CNIPA）	特許転換・活用能力向上促進弁法（北京市）	中小企業知的財産集積発展区認定・管理弁法（北京市）
URL	https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/27/content_5583088.htm	https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/zcwj92/743802278/index.html	https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/zcwj92/743802278/index.html
事業概要	地方政府が行ってきた「特許補助金」が、量の水増しや「異常特許出願」を誘発したことを背景に、出願への補助金を禁止するもの。	北京市の大学、研究機関、医療機関および知財サービス機関を対象に、特許の譲渡やライセンス供与を通じた転化・運用（≡事業化）を促進する制度。	北京市内の中小企業集積エリアを「知財集積発展区」として認定し、知財計画の策定、啓発、サービス資源集積等を推進するもの。
特徴	補助金廃止の代わりに、特許を活かした製品化や事業化、ライセンス、権利保護、公共的な知財サービスといった施策の充実化が図られている。	移転実績等で顕著な成果を上げた機関に毎年度最大 50 万元を助成。	集積発展区内企業が保有する有効特許の総数が 300 件以上、または発明特許の保有総数が 150 件以上であることを主な条件に、「知財集積発展区」として認定・支援を受けられる。

施策	助言・アドバイス		
	「三位一体」全チェーン知財公共サービス生態の構築（山東省）	「專精特新」中小企業に対する特許賦能・イノベーション発展行動（山東省）	種子産業の知財「五合一」綜合管理体制改革（三亜崖州湾科技城管理局）
URL	https://kycrawlerfile.oss-cn-beijing.aliyuncs.com/2025/10/28/01a1f16db5194f30b8abb25efba3b93b.pdf	https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/19/art_2743_191543.html	https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/5/15/art_55_192462.html

事業概要	知財公共サービスを「基盤整備」「基本サービス」「重点サービス」の三層で設計。	「専精特新」中小企業の特許活用力・イノベーション力の底上げを図る取り組み。企業ごとの知財状況を徹底的に把握する詳細実態調査を出発点とした、伴走型支援を実施。	大規模なハイテク産業パークである、三亜崖州湾科技城において、特許・商標・著作権・地理的表示・植物新品種権の五種類の知的財産を一体的に扱う「五合一」総合管理体制を構築し、従来は分散していた種子産業関連 IP の行政管理・執行・サービスを集約化
特徴	「重点サービス」では、企業のフェーズ別支援プログラムを展開（例：「成長支援」（創業・成長期）／「飛躍支援」（競争力強化）／「海外展開支援」（グローバル進出））	「特許活用」、「飛躍支援」、「海外展開支援等の施策群の体系的整理による、政策資源の集約と切れ目のない支援を設計している。	種子産業分野に特化した知財公共サービス窓口や司法保障プラットフォーム（巡回裁判所、司法研究基地など）を整備し、民事・行政・刑事の「三合一」知財審判や海外権利保護支援等を通じて、種子企業の権利保護と紛争対応を強化。

施策	知財金融		
	知財質押融資サービス 高品質発展・専用資金 （北京市）	知財金融の金融商品メニュー整備（広東省）	知財証券化プロジェクトへの財政支援（広州市 黄埔区）
URL	https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/zcwj92/743593212/index.html	https://ecnia.com.cn/policy/1888	https://www.gz.gov.cn/gzzcwjk/gzdata/content/post_9342175.html

事業概要	北京市内企業の専利権・商標権・著作権・データ知識産権等を主要質押物とする「知識産権質押融資」の普及・拡大に向けた、制度（实施方案）＋年度執行（専項資金）による財政支援枠組み。	省内の銀行・保険等金融機関が提供する知財質押融資・保険等の金融商品を、行政が横断的に整理し「清单（カタログ）」として社会に公開する情報整備型の施策。	黄浦区（広州開発区）における知財金融施策の一環として、①証券化商品の発行主体には発行規模に連動した補助を、②証券化で資金調達した企業には利息負担の軽減（利子補給に相当）を行うもの。
特徴	年度ごとに募集・執行し、①融資利子負担の軽減（利子補給）、②評価費・担保費等の総合コスト軽減（諸費用補助）、③不良化時の金融機関等の損失補填（リスク補償）の三本柱をパッケージ運用。	商品名、融資限度額、期間、金利、返済方法、商品の特徴、申請手続きの流れなどの要素を明示することで、企業や大学・研究機関などが、ニーズに合った金融商品を自主的に選びやすくしている。	法令を定めた上で、知財証券化プロジェクトへの公的な財政支援を実施。

施策	データ提供		
	企業「知識産権ポートレート」公共サービス（湖州市呉興区）	特許公開実施制度（浙江省）	特許の無料オープンライセンス（浙江省）
URL	https://zjnews.zjol.com.cn/zjnews/202307/t20230703_25926254.shtml	https://www.ccpit.org/a/20230814/20230814k3vr.html	https://zscqyjs.zjamr.zj.gov.cn/api/othing/cms/tzggDetail/2/77cd8e1906aa468f81fd767aa581dac2.html
事業概要	市区一体で設立した「湖州市知識産権産業園」を基盤とし、行政の15部門のデータをデジタル統合し、各企業の特許全体状況、出願・授權トレンド等を含む9つの観点から自動でスコア化・可視化（ポートレート化）して提供する公共サービス。	公的資金による科研プロジェクトで生まれた特許が、権利化公告から満3年、正当理由なく未実施の場合、公開実施リストに納入し、公開の場で実施（転化）を促す制度。	大学・研究機関由来の特許を「免费开放许可（無料オープンライセンス）」として公表し、中小・零細企業が費用負担なく利用できるようなる取り組み

特徴	審査中データ等を分析し、企業の中核技術と高い類似性をもつ出願を抽出して警報（予兆）を発し、侵害リスクや競合リスクを事前に回避できるよう支援。企業支援策を網羅的に整理したうえで、自動マッチングによりピンポイントな情報提供を実施。	大学／研究機関のうち、財政性資金プロジェクト特許で 3 年未実施の特許が対象。公開実施特許リストの規模としては約 2,600 件。	「大数データ精准匹配（ビッグデータによる精密マッチング）」を通じて、適合し得る企業へ「推送（プッシュ配信）」する運用を行う。

施策	紛争予防・対応	
	「益企維」知財協同保護メカニズム	京津冀檢察機関「三必」地域横断・全チェーン知財犯罪取締りメカニズム
URL	http://www.xinhuanet.com/finance/20250917/f74d753b8ea44c65b3088e34cb3c3a62/c.html	https://www.spp.gov.cn/spp/zd gz/202501/t20250102_678354.shtml
事業概要	漳州市市場監管局が 2024 年 5 月に発起した、地域横断・部門横断の知財保護協力アライアンスおよびプラットフォーム。協力範囲は 19 省 56 地級市に拡大し、52 の地級市市場監管局、7 つの中級人民法院（中級裁判所）、4 つの国家級知識産権保護センターが参画。全国最大規模の知財保護協力メカニズム。	京津冀（京＝北京、津＝天津、冀＝河北）3 地域の檢察機関が、知財犯罪の地域横断化・チェーン化・隠蔽化に対応するため構築した、檢察機関間の手掛かり審査・移送・確認フィードバックの運用ルール。
特徴	主要サービスとして、①ブロックチェーン技術を活用した 24 時間「ワンクリック」証拠収集・保存の機能を無料提供するほか、②「スマート監視・電子証拠収集・地域横断・部門横断」の総合知財保護プラットフォームも運用	京津冀にまたがる知財犯罪（商標偽造、著作権侵害、営業秘密窃取等）への対応策として、仕組みを構築。

施策	海外展開支援	
	企業海外知財予警プロジェクト（北	海外知財紛争リスク解消コストの多

	京市)	主体分担メカニズム (義烏市)
URL	https://www.beijing.gov.cn/zhengce/gfxwj/sj/201905/t20190522_60971.html	https://www.yw.gov.cn/art/2025/7/14/art_1229129542_59536522.html
事業概要	北京市内企業が海外展開（輸出・技術輸出・海外展示会等）を行う際に、知財サービス機関へ委託して実施する海外知財リスクの予警分析（予警分析＝早期警戒分析）を資金面で支援。	企業の海外展開（品牌出海）を支えるため、早期発見（監視）→注意喚起（予警）→個別支援（助言）→費用負担の軽減（保険等）を組み合わせた体制を整備。
特徴	予警分析の内容例としては、海外知財情報検索、データ収集・追跡、知財布局分析（布局＝配置/ポートフォリオ配置）、侵害リスク分析、技術状況分析、リスク対応策の提案等が行われる。	海外知財紛争関連情報を継続的に追跡・把握し、リスク情報をレポートとして発信するほか、企業に対して対応の考え方等を示す助言文書の交付も行う。加えて、保険機関と連携した保険開発、権利行使支援プロジェクトの促進等により、海外対応コストの負担を軽減することにも取り組む。

施策	その他
	データ知的財産権登記・試行事業
URL	https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/29/art_75_189406.html
事業概要	データセット（一定のルールやアルゴリズムで整理・加工され、ビジネス上の価値と「知的創作物」としての性質をもつ非公開データの集まり）に、新しいタイプの知的財産権として登記する制度。
特徴	各地方が専用の登記システムを構築し「申請受理→形式審査（＋上海は実質審査）→公示→登記証書発行」のプロセスを実施。知財登記によって、担保融資・取引流通・バランスシート計上等の活用メリットが生まれる。

第6章 韓国

第1節 基礎情報

1. 産業に関する統計等情報

韓国における中小企業の割合として、事業者の約99%が中小企業に該当するとされている。その他の概況は以下の通り。

図表 93 中小企業の概況（韓国）¹⁸⁵

・韓国の企業数は約830万社となっており、中小企業が企業の約99.9%を占める。うち、スタートアップ企業数は中小企業全体の59%となっている。（2023年）
・中小企業における雇用（従業者数）が約81%を占める。うち、スタートアップによる雇用は中小企業全体の44%となっている。（2023年）
・中小企業が韓国企業の売上高の47%を占める。うち、スタートアップによる売上高は中小企業全体の34%となっている。（2023年）

2. 中小企業等の定義

（1）中小企業の定義・根拠法令

韓国において中小企業とされるのは中小企業基本法第2条及び同法施行令第3条の範囲の企業とされている。

図表 94 韓国における企業規模基準¹⁸⁶

基本的な考え方	規模基準と独立基準の双方を満たす必要がある。
規模基準	・ 主な業種の3年平均売上高基準を満たすこと <主な業種別平均売上高基準(中小企業基本法施行令別表1、3)> ・ 業種を問わず総資産が5,000億ウォン未満でなければならない ・ 産業別の基準は次表を参照
独立基準	・ 次の3つの条件に該当していないこと 1. 開示対象企業グループに属する企業 2. 総資産が5,000億ウォン以上の法人(外国法人含む、非営利法人などを除く)が株式等の30%以上を直接的または間接的に保有し、最大出資者である。

¹⁸⁵ 台湾 中小ベンチャー企業部（Ministry of SMEs and Startups）「基礎中小企業統計」
<https://www.mss.go.kr/site/eng/contents/view.do?menuCd=20204000000002019110624&siteCd=eng> [最終アクセス日：2026年2月10日]

¹⁸⁶ 韓国 中小ベンチャー企業部「中小企業の範囲基準」
<https://www.mss.go.kr/site/smba/contents/view.do?menuCd=20103040000002024122824&siteCd=smba> [最終アクセス日：2025年9月19日]

	3. 関連会社に所属する企業の場合、出資比率に該当する平均売上高を合算して、産業別規模基準を満たさない企業。 ※ 関連会社:外部監査の対象となり、企業間の株式その他の投資について支配関係または劣後関係にある企業グループを指す。 ※ ただし、非営利社会的企業及び協同組合(連合会)は系列企業制度の対象ではない。
2015 年からの 変更点	- 業種別規模基準:(従来)正社員数、資本・売上高のうちの 1 つを満たす⇒ (改正)売上のみ - 対象の拡大 ➤ 中小企業の範囲に社会協同組合と社会協同組合連合会を追加(中小企業基本法第 2 条第 1 項第 3 号) ➤ 総資産 5,000 億ウォン以上の非営利法人が最大借入者である会社であっても、要件を満たせば中小企業に含まれる(中小企業基本法施行令第 3 条第 1 項第 2 号) - 猶予除外条項から削除(猶予可能に変更) ➤ 資産総額が 5 千億ウォン以上の法人が最大出資者として中小企業の株式などの 100 分の 30 以上を買収した場合でも、3 年間被買収企業を中小企業に含める(中小企業基本法施行令第 9 条第 2 号) ➤ 中小企業が猶予期間にある中小企業を吸収合併した場合、残余猶予期間の認定(中小企業基本法施行令第 9 条第 1 号) - 関連会社の判断時点 ➤ 関係企業により中小企業から除外された企業のうち、直前事業年度末日以降に株式等の所有現況の変更により中小企業に該当することとなった場合には、株式等の所有現況の変更日を基準として関係企業であるかどうかの判断 (中小企業基本法施行令第 3 条の 2 第 2 項第 2 号) - 主要産業別平均売上高など中小企業規模基準の改定 ➤ 中小企業の規模による主要産業の区分は、統計法に基づく韓国標準産業分類に準拠しており、'17.7.1.1 に改正された第 10 次韓国標準産業分類は中小企業の基準を反映している(中小企業基本法施行令別紙 1 及び別紙 3)

当該企業の主な業種		中小企業 (平均売上高)
製造業(6 業種)	衣料品、衣料品アクセサリ、毛皮製品の製造	1,500 億ウォン以下
	革、バッグ、履物製造	

当該企業の主な業種		中小企業 (平均売上高)
	パルプ、紙、紙製品製造業	
	一次金属製造業	
	電気機器製造	
	家具製造	
農林水産業		1,000 億ウォン以下
採掘		
製造業(12 業種)	食品製造	
	たばこ製造	
	繊維製品製造(衣料品製造を除く)	
	木材・木製品製造業(家具製造業を除く)	
	コークス・練炭・石油精製製品製造	
	化学・化学品製造業(医薬品製造業を除く)	
	ゴム・プラスチック製品製造業	
	金属加工製品製造業(機械・家具製造業を除く)	
	電子部品、コンピュータ、映像、音響、通信機器製造業	
	その他機械設備製造	
	自動車およびトレーラー製造	
	その他輸送機器製造業	
電気、ガス、蒸気、水道事業		
水産業		
建設		
卸売・小売		
製造業(6 業種)	飲料製造	800 億ウォン以下
	印刷・記録媒体の複製	
	医薬品・医薬品製造	
	非金属鉱物製品製造業	
	医療、精密、光学、時計製造	

当該企業の主な業種		中小企業 (平均売上高)
	その他の製品製造	
上下水処理、廃棄物処理、原材料リサイクル(水産業を除く)		
輸送・倉庫業		
情報通信産業		
産業機械・装置修理業		
専門的、科学的、技術的サービス		600 億ウォン以下
事業施設管理、事業支援、賃貸サービス(賃貸事業を除く)		
保健・社会福祉サービス		
芸術・スポーツ・レジャー関連サービス		
修理およびその他のパーソナルサービス事業		
宿泊施設とレストラン		400 億ウォン以下
金融・保険		
不動産業者		
レンタル事業		
教育サービス業		
自動車用新型チェア製造		平均売上高など 1,500 億ウォン以下
鉄道車両部品及び関連機器の製造鉄道車両用椅子製造業		
航空機部品製造のうち航空機用椅子製造業		

(2) ベンチャー企業等の定義・根拠法令

ベンチャー事業開発に関する特別法（略称ベンチャー事業法）において、ベンチャー企業を定義している。ベンチャー投資型、研究開発型、革新的成長型の大きく分けて3種類に分けられる。

図表 95 韓国におけるベンチャー企業の定義¹⁸⁷

187 韓国 国家法令情報センター「ベンチャー事業開発特別法」

基本的な考え方	・ 中小企業の条件を満たすこと ・ ①もしくは②の企業であること ① 下記のいずれかに該当する者の投資総額及び会社の資本金に占める総投資額に占める割合が大統領令で定められた基準を上回っており、指定されたベンチャー企業確認機関から要件を満たすと認められた会社。 ② 年間研究開発費及び年間研究開発費総額が年間総売上高の合計に占める割合が大統領令で定める基準を超え、ベンチャー企業確認機構から成長性が優れていると評価された次の各号のいずれかに該当する企業。ただし、年間総売上高に占める研究開発費総額の割合の基準は、設立 3 年以上経過していない企業には適用されない。
大統領令で定められた基準	出資総額が 5,000 万ウォン以上であり、出資総額の比率が会社の資本金に対する 10/100 以上である場合である。
①の詳細	・ ベンチャー投資促進法（第 2 条第 10 号）に定められたベンチャー投資会社 ・ ベンチャー投資促進法（第 2 条第 11 号）に定められたベンチャー投資組合 ・ 信用専門金融業法に基づく新技術事業金融業者 ・ 信用専門金融業法に基づく新技術事業投資組合 ・ ベンチャー投資促進法第 66 条による韓国ベンチャー投資 ・ 中小企業の技術評価及び投資を行っており、大統領令で指定される者 ・ 投資実績、実務経歴、資格など大統領令で定めた基準に該当する者。
②の詳細	・ 「基礎研究推進及び技術開発支援に関する法律」（第 14 条の 2 第 1 項）により認められた企業付設研究機関又は研究開発部門 ・ 文化産業振興基本法（第 17 条の 3 第 1 項）により認められる企業付設創意研究機関又は企業創成担当部署

3. 主な知的財産と根拠法

韓国における主な知的財産権等の概要は下表のとおり。

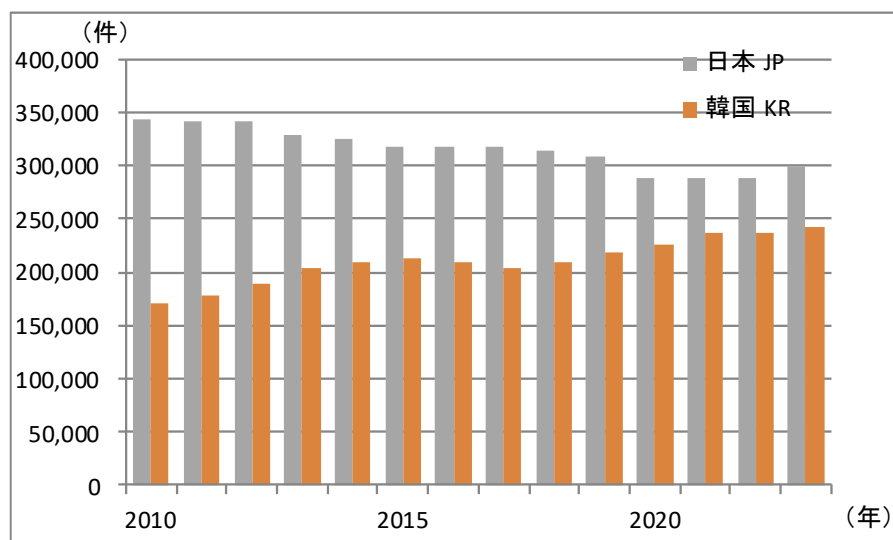
図表 96 主な知的財産と根拠法（韓国）

知財種別	概要
特許権	定義等：“発明”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう（第2条第1項）。 存続期間：出願日から20年（第88条） 出願公開：出願日又は優先日から18か月経過後（第64条） 実体審査の有無：有（第59条） 差止請求：可（第126条） 損害賠償請求：可（第126条）
実用新案権	定義等：“考案”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう（第2条第1項）。 存続期間：出願日から10年（第22条第1項） 出願公開：出願日又は優先日から18か月経過後（実用新案法第15条で準用する特許法第64条） 実体審査の有無：有（第12条） 差止請求：可（特許法第126条準用（実用新案法第30条）） 損害賠償請求：可（特許法第128条準用（実用新案法第30条））
意匠権	定義等：“デザイン”とは、物品[物品の部分、字体及び画像を含む。以下同じ]の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう（第2条第1項）。 存続期間：出願日から20年（第91条第1項） 実体審査の有無：有（第58条） 差止請求：可（第113条） 損害賠償請求：可（第115条）
商標権	定義等：“標章”とは、記号、文字、図形、音、におい、立体的形状、ホログラム・動作または色彩等であって、その構成若しくは表現方式に関係なく商品の出所を現すために使用する全ての表示をいう（第2条第2項）。 存続期間：登録日から10年。10年毎に更新可（第83条） 一出願多区分制度：有（第38条） 実体審査の有無：有（第54条） 差止請求：可（第107条） 損害賠償請求：可（第109条）
営業秘密	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に営業秘密の定義・要件が規定されている。

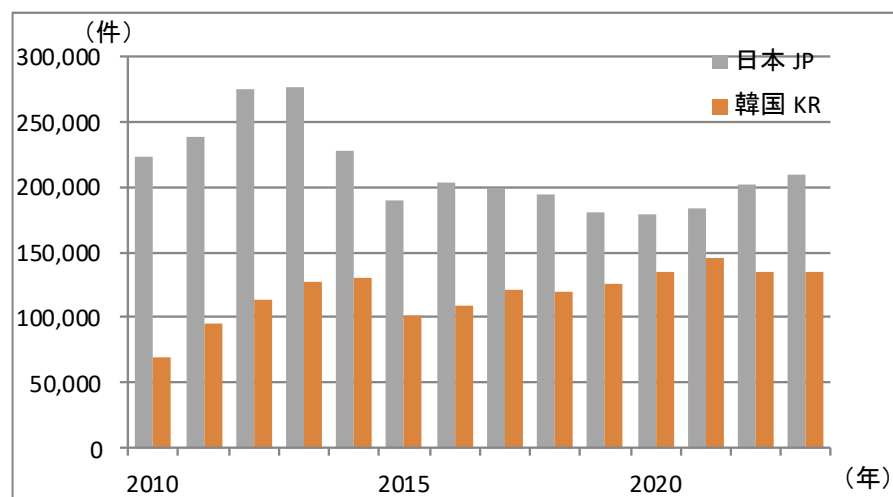
4. 知的財産に関する統計等情報

(1) 出願件数・登録件数の推移（総数）

図表 97 韓国における特許出願件数の推移¹⁸⁸



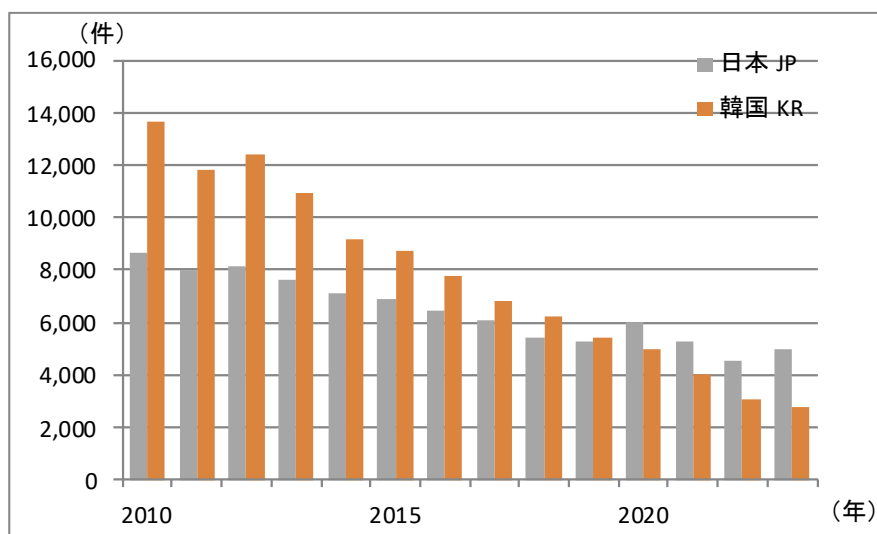
図表 98 韓国における特許登録件数の推移¹⁸⁹



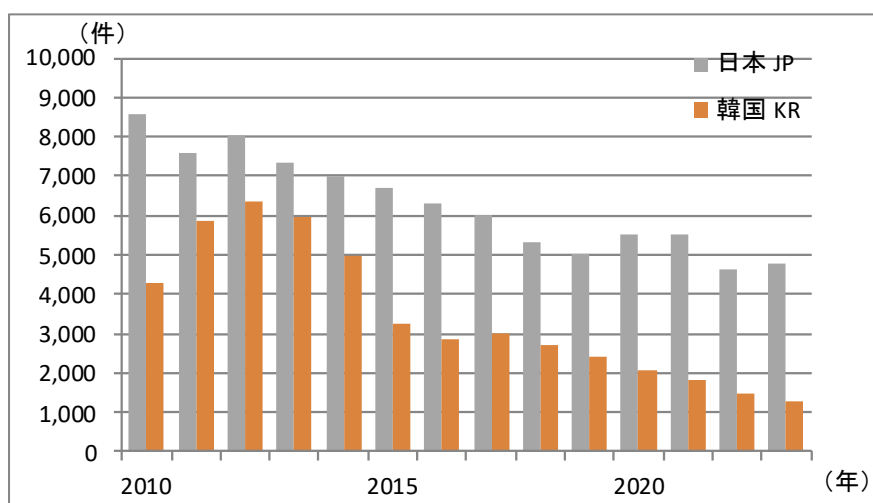
188 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

189 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 99 韓国における実用新案出願件数の推移¹⁹⁰



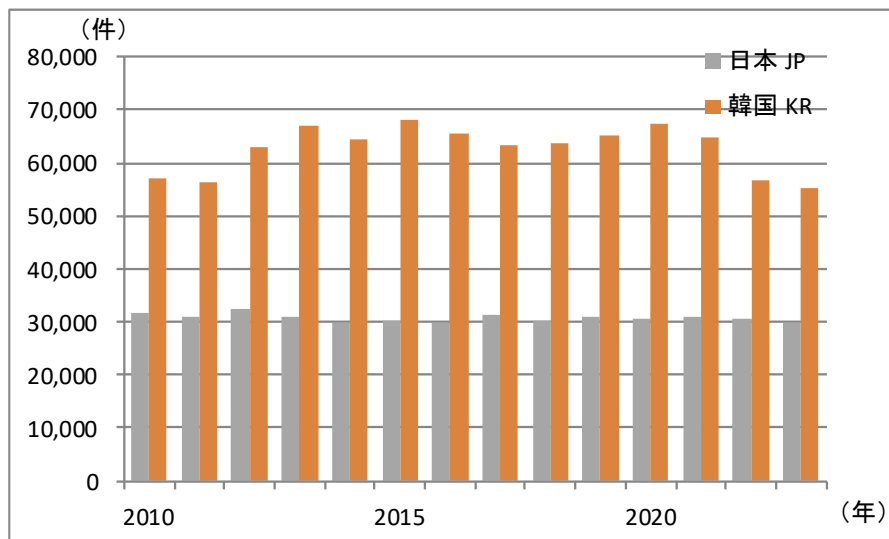
図表 100 韓国における実用新案登録件数の推移¹⁹¹



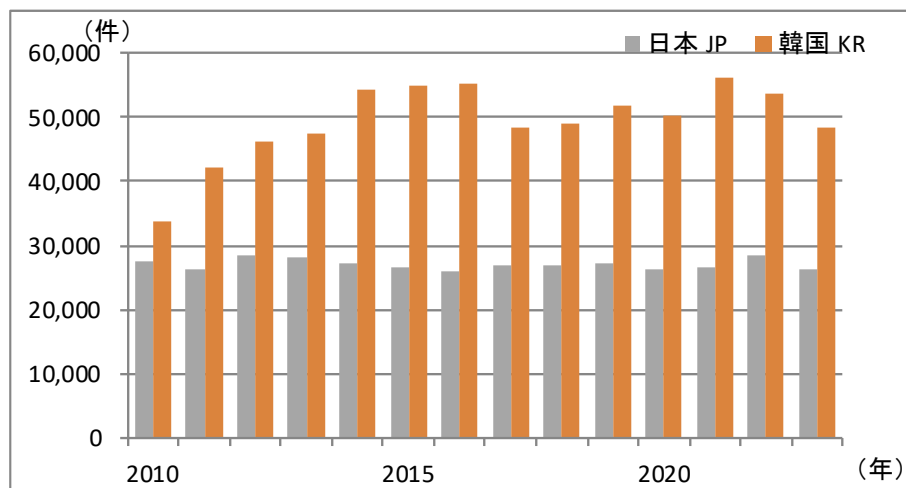
190 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

191 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 101 韓国における意匠出願件数の推移¹⁹²



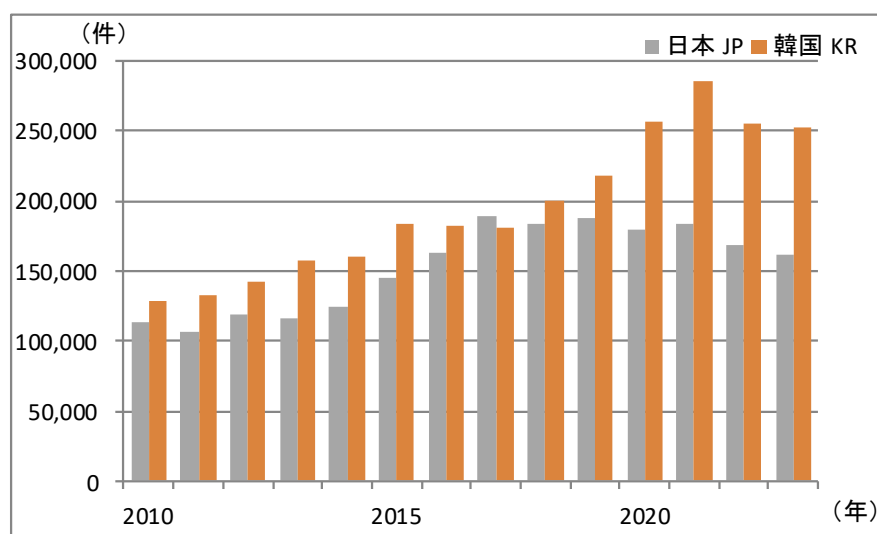
図表 102 韓国における意匠登録件数の推移¹⁹³



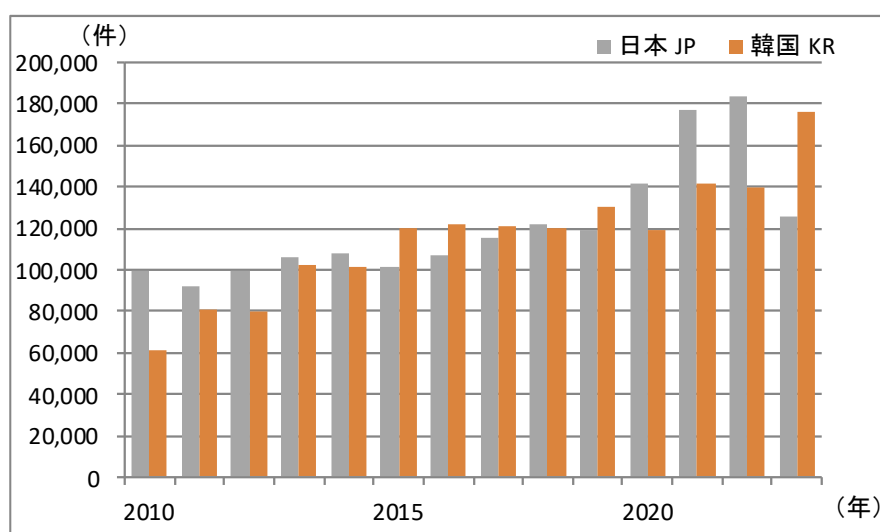
192 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

193 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 103 韓国における商標出願件数の推移¹⁹⁴



図表 104 韓国における商標登録件数の推移¹⁹⁵



194 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

195 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

(2) 出願件数・登録件数の推移（中小企業）

図表 105 韓国 企業規模別の特許出願件数¹⁹⁶

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	年成長率
Large	39,085	39,745	37,317	44,116	48,392	9.7%
Mid	9,747	9,445	13,372	10,843	10,842	0.0%
SMEs	50,891	57,891	62,884	63,238	65,422	3.5%

196 IP5 「THE ROLE OF IP IN FOSTERING THE GROWTH OF SMES」 P11 (Table 6) を基に作成
https://link.epo.org/ip5_role_of_IP_KIPO [最終アクセス日：2026 年 3 月 25 日]

第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制

1. 中小企業等支援に関する主な支援機関

韓国における中小企業等を支援する主な機関を下表に示す。
中心となっている支援機関は、中小ベンチャー企業部（MSS）である。傘下にスタートアップ推進機関（KISED）や中小企業技術情報振興院（TIPA）などがあり、多様な形である中小企業がそれぞれ求める支援を提供している。

図表 106 中小企業等に関連する主な支援機関（韓国）

名称	概要
韓国政府中小ベンチャー企業部（MSS） ¹⁹⁷	韓国政府の中央行政機関。中小企業やベンチャー企業の支援・育成・政策企画を担う省庁。
韓国中小ベンチャー企業振興公団（KOSME） ¹⁹⁸	韓国政府が設立した準政府機関。中小企業やスタートアップの成長と競争力強化を支援。
大韓貿易投資振興公社（KOTRA） ¹⁹⁹	韓国政府が設立した公的機関。貿易振興と外国投資誘致を目的とし、日本にも拠点がある。
スタートアップ推進機関（KISED） ²⁰⁰	中小ベンチャー企業部傘下の準政府機関。創業して間もない企業を対象に、事業化資金、創業教育、メンタリングなどの支援を担う。
中小企業技術情報振興院（TIPA） ²⁰¹	中小ベンチャー企業部（中企部）傘下の公的機関。中小企業の技術開発（R&D）と情報化事業を支援。
京畿地方中小ベンチャー企業庁 ²⁰²	エリア内の中小企業に対し、その地域に根差した支援策を行うことにより、産業振興を図る。最先端のITや半導体だけでなく、伝統市場など幅広い層をターゲットにしている
ソウル地方中小ベンチャー企業庁 ²⁰³	
プサン地方中小ベンチャー企業庁 ²⁰⁴	

2. 知的財産に関連する主な支援機関・支援体制

¹⁹⁷韓国政府中小ベンチャー企業部

<https://www.mss.go.kr/site/smba/ex/bbs/View.do?cbIdx=86&bcIdx=1058887&parentSeq=1058887> [最終アクセス日：2025年8月13日]

¹⁹⁸韓国中小ベンチャー企業振興公団

<https://hp.kosmes.or.kr/sbc/SH/EHP/SHEHP007M0.do#> [最終アクセス日：2025年8月13日]

¹⁹⁹大韓貿易投資振興公社

<https://www.kotra.or.kr/index.do> [最終アクセス日：2025年8月13日]

²⁰⁰スタートアップ推進機関（KISED）

<https://www.kised.or.kr/> [最終アクセス日：2025年8月13日]

²⁰¹中小企業技術情報振興院（TIPA）

<https://www.tipa.or.kr/> [最終アクセス日：2025年8月13日]

²⁰²京畿地方中小ベンチャー企業庁

<https://www.mss.go.kr/site/gyeonggi/main.do> [最終アクセス日：2025年8月13日]

²⁰³ソウル地方中小ベンチャー企業庁

<https://www.mss.go.kr/site/seoul/main.do> [最終アクセス日：2025年8月13日]

²⁰⁴プサン地方中小ベンチャー企業庁

<https://www.mss.go.kr/site/busan/main.do> [最終アクセス日：2025年8月13日]

韓国における知的財産に関連する主な支援機関を下表に示す。まず、2025 年 10 月 1 日、政府組織法改正の施行により韓国特許庁（KIPO）は国務総理室傘下の「韓国知識財産処（MOIP）」へ格上げされた。MOIP は「国家知識財産政策のコントロールタワー」として省庁横断の政策総括・調整機能を新たに担うことが公式発表にて確認できる。また、知的財産紛争対応局が新設され、国家レベルで知財紛争に体系的に対応するための中核組織として位置づけられている。

韓国知識財産処（MOIP）の傘下には、韓国国際知識財産研修院（IIPTI）や韓国発明振興協会（KIPA）、韓国知的財産研究院（KIIP）、韓国知的財産保護院（KOIPA）、韓国特許情報院（KIPI）などの様々な機関があり、それぞれ専門性をもってソリューション提供調査研究を行っている。

図表 107 知的財産に関連する主な支援機関（韓国）

名称	概要
韓国知識財産処（MOIP） ²⁰⁵	韓国政府の知的財産に関する専門行政機関。特許・商標・意匠などの産業財産権の審査・登録・保護を行うことに加え、著作権・データ・取引・事業化・国際紛争まで含む「広義の知財」を扱う省庁へ役割が拡大された。各省庁に分散していた知財政策を MOIP が一本化して総括・調整する役割を担う。
韓国国際知識財産研修院（IIPTI） ²⁰⁶	韓国知識財産処（MOIP）に所属する知的財産専門の教育・研修機関。
韓国発明振興協会（KIPA） ²⁰⁷	韓国知識財産処（MOIP）傘下の知的財産振興専門機関。発明・知的財産の普及、教育、評価、事業化支援などを行う。
韓国弁理士会（KPAA） ²⁰⁸	弁理士（特許・知的財産専門家）を代表する職能団体。知的財産権制度の発展と弁理士の専門性向上を目的とする。
韓国知的財産研究院（KIIP） ²⁰⁹	韓国知識財産処（MOIP）傘下の知的財産専門研究機関。国内外の知的財産に関する政策研究、情報分析、国際協力などを行う。
韓国知的財産保護院（KOIPA） ²¹⁰	韓国知識財産処（MOIP）傘下の知的財産権の保護専門機関。国内外での知財権侵害への対応、模

205 韓国知識財産処（MOIP）

<https://moip.go.kr/ko/> [最終アクセス日：2025 年 11 月 11 日]

206 韓国国際知識財産研修院（IIPTI）

<https://iipti.kipo.go.kr/main.do> [最終アクセス日：2025 年 8 月 13 日]

207 韓国発明振興協会（KIPA）

<https://www.kipa.org/kipa/> [最終アクセス日：2025 年 8 月 13 日]

208 韓国弁理士会（KPAA）

<https://www.kpaa.or.kr/> [最終アクセス日：2025 年 8 月 13 日]

209 韓国知的財産研究院（KIIP）

<https://www.kiip.re.kr/index.do> [最終アクセス日：2025 年 8 月 13 日]

210 韓国知的財産保護院（KOIPA）

<https://www.koipa.re.kr/home/main.do?screenTp=USER> [最終アクセス日：2025 年 8 月 13 日]

	倣品対策、企業支援を行う。
韓国特許情報院（KIPI） ²¹¹	韓国知識財産処（MOIP）傘下の知的財産情報専門機関。知的財産に関する情報収集や電子システムの開発運営を行う。
韓国知的財産情報サービス（KIPRIS） ²¹²	韓国知識財産処（MOIP）および韓国特許情報院（KIPI）が運営する無料の知的財産情報検索サービス。
国家知識財産委員会（PCIP） ²¹³	韓国政府が知的財産政策を統括・推進するために設立した国家組織。
韓国知的財産サービス協会（KAIPS） ²¹⁴	韓国国内の知的財産サービス企業を中心に構成された業界団体。知的財産の普及・教育・情報提供・海外進出支援などを行う。
韓国弁理士会（KPAA） ²¹⁵	弁理士（特許・知的財産専門家）を代表する職能団体。知的財産権制度の発展と弁理士の専門性向上を目的とする。
韓国知的財産保護協議会（KINPA） ²¹⁶	韓国の主要企業が加盟する非政府・民間の知的財産専門協会。企業間の知財協力を促し、知的財産競争力を高めることを目的とする。

211 韓国特許情報院（KIPI）

<https://www.kipi.or.kr/cmm/main/mainPage.do> [最終アクセス日：2025年8月13日]

212 韓国知的財産情報サービス（KIPRIS）

<https://www.kipris.or.kr/khome/main.do> [最終アクセス日：2025年8月13日]

213 国家知識財産委員会（PCIP）

<https://ipkorea.go.kr/main.do> [最終アクセス日：2025年8月13日]

214 韓国知的財産サービス協会（KAIPS）

http://www.kaips.or.kr/main#_197079__item0 [最終アクセス日：2025年8月13日]

215 韓国弁理士会（KPAA）

<https://www.kpaa.or.kr/> [最終アクセス日：2025年8月13日]

216 韓国知的財産保護協議会（KINPA）

<https://www.kinpa.or.kr/> [最終アクセス日：2025年8月13日]

3. 知的財産に関連する主なビジョン・戦略・計画

(1) 実施計画の目標体系について²¹⁷

韓国知識財産処（MOIP）は「知識財産の創造・活用を促進し、保護を強化して技術革新と産業発展に貢献する」ことを目標として策定されており、ビジョンとして「特許行政の革新を通じた知的財産を先導する国家の跳躍」を掲げている。また目標については4つの戦略目標と、それぞれの戦略目標に2ずつ付随する8つの成果目標で構成されている。また成果目標の下には管理課題がある。

図表 108 韓国知識財産処による実施計画の主な内容

産業革新を牽引する強力な知的財産の創出を支援	①需要者指向の R&D イノベーション支援	政府の R&D 効率性向上および事業化強化 先端産業および技術安全保障分野の特許戦略支援拡大
	②公正で正確な審査・審判サービスの提供	高品質な審査・審判サービスの実現 将来の環境変化に対応する合理的な審査・審判制度の構築・運営
	①国内外の知的財産保護体制の確立	技術安全保障・公正秩序体制の確立に向けた国内知的財産保護基盤の強化 海外知的財産紛争対応能力の強化
	②国際協力を強化し、友好的な知的財産国際環境の整備	知的財産先進 5 カ国協議体および国家間協力を通じた国際秩序の変化を先導する 多国間協力および交渉を通じたグローバルな知的財産競争力の強化
知的財産の活用を促進し、イノベーション成長を支援	①大学・公共研究機関および中小企業における特許技術の事業化・取引の促進	知財金融連携などを通じた中小企業の事業化および取引促進 職務発明の報酬制度の定着と国有特許の民間活用
	②知的財産を基盤とした起業・事業化を促進	地域の中小企業・小規模事業者・中小企業の成長促進 知的財産基盤を活用した起業促進
	①創造的な知的財産人材の育成	知的財産創造・活用能力を備えた未来の人材を育成する 知的財産人材の能力強化のための教育支援
	②デジタルプラットフォーム政府の実現に向けた特許行政サ	データ基盤特許行政サービスの活用・普及 AI など新技術を活用した特許行政システムの高度化
未来をリードする 知的財産基盤の確立	①創造的な知的財産人材の育成	知的財産創造・活用能力を備えた未来の人材を育成する 知的財産人材の能力強化のための教育支援
	②デジタルプラットフォーム政府の実現に向けた特許行政サ	データ基盤特許行政サービスの活用・普及 AI など新技術を活用した特許行政システムの高度化

217 韓国知識財産処「2024 年 KIPO 業績管理実施計画」

<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoBultnDetail.do?menuCd=SCD0200643&ntatcSeq=1429&sysCd=SCD02&aprchId=BUT000005> [最終アクセス日：2025 年 11 月 11 日]

	ービス の革新	特許データ活用促進のための品質管理および公開拡大

(2) 国家知的財産委員会（PCIP）による年次報告書²¹⁸
 年次報告書では戦略目標や重点課題に合わせて各省庁が行った取り組みについて具体的な報告がなされている。

図表 109 国家知的財産委員会（PCIP）の年次報告書

第3次知識財産基本計画（2022～2026）の目標達成に向け、2024年の国家知的財産委員会の実施計画の5大戦略16重点課題に対して、各省庁や自治体の政策成果を評価したものである。		
デジタル転換時代における知財創出・活用の促進	（特許庁）	R&D ロードマップの企画及び課題を選定し技術革新支援
	（産業部）	産業全般のDX化
		先端技術分野についてのR&D
	（文化体育観光部）	AI学習に利用される著作物の正当な利用権限の確保など人工知能と著作権関連についての問題への取り組み
戦略的な知財保護システムの強化	（法務部）	国家核心技術の海外流出防止
	（外交部）	在外公館から海外知財権侵害対策支援を活発化
	（公正取引委員会）	大・中小企業間のIP公正取引促進
知財ベースのグローバル中小企業育成	（科学技術情報通信部）	大学発技術ベンチャーへの支援
	（福祉部）	保健医療インフラを連携した創業支援を推進
	（特許庁）	知財直接投資ファインドの強化
	（中小ベンチャー企業部）	特許分析情報を特許評価システム(KPAS)に連携
新韓流（K-コンテンツ）の拡散主導	（文化体育観光部）	「K-コンテンツファンド出資」
		放送映像コンテンツの輸出と海外進出用の再制作
	（科学技術情報通信部）	放送コンテンツの海外流通を

218 国家知的財産委員会（PCIP）[2024年国家知的財産委員会年次報告書]
https://ipkorea.go.kr/board/articleDetail.do?bbsId=BBSMSTR_0000000000009&nttId=20736&pageIndex=1&searchCnd=0&category=ANUAL_REPORT [最終アクセス日：2025年8月13日]

		支援
	(公正取引委員会)	文化・コンテンツクリエイターの正当な権利保護のための不正取引行為を削減
グローバル知財先導国家基盤造成	(特許庁)	小中高生向けの知財教育
	(文化体育観光部)	需要者中心のオーダーメイド型の著作権教育
	(産業部)	技術融合分野での修士、博士の専門人材養成
	(外交部)	IPO、WTO、APEC などグローバルでの知的財産権問題に対する積極的関与
	(農林畜産食品部)	バイオ産業の原料資源を体系的に確保・管理するための情報発信需要
	(環境部)	志向的な生物素材を確保に向けた素材活用の強化

第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策

韓国における特徴的な支援施策について、韓国知識財産処（MOIP）の施策を中心に特徴的な取組を整理した。

1. ステップアップストーンプログラム

施策名	IP ステップアップストーンプログラム
URL アクセス日	https://moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200313 (アクセス 2025 年 10 月 28 日)
支援主体	韓国知識財産処（MOIP） - 知的財産局地域工業所有権課(042-481-8622) - 韓国発明振興協会地域知的財産庁(02-3459-2803) - 地域知的財産センター(1661-1900) - ウェブサイト: http://www.ripc.org、http://biz.ripc.org
施策概要	創業希望者の優れたアイデアを知的財産ベースの事業アイテムに具現化し、起業家精神につなげられるよう、カスタマイズされた知財コンサルティングを支援するプログラム。 知財を基盤としたスタートアップを成功させるためのステップ(足がかり)のサポートを行うもの。 アイデアカウンセリング→アイデア創出教育→アイデア推進→アイデア権利→3D モデル設計→スタートアップコンサルティングなどの基本的な支援を一連で行っている。 - アイデアの基本相談:アイデアと起業家精神の知的財産権に関する基本的な相談 - 知財に基づく起業家精神教育:事業項目調査、事業計画書作成、先行技術研究実務などの研修 - アイデアの進歩:選ばれたアイデアの特許技術分析によるアイデアの洗練とアップグレード - アイデア権:特許明細書の作成、特許出願、事業項目の登録 3D プリントモデル設計(必要な場合):アイデア形成コンサルティング、事業項目モデル制作など - スタートアップコンサルティング:スタートアップ資金の確保、保育所への入居などに関するコンサルティング、スタートアップと外部専門家のネットワークによるメンタリング支援 - 知財事後支援:知財足場受益者のうち優秀創業者選定支援(事業項目 PCT 海外出願支援、新規ブランド開発、製品デザイン開発、特許技術広報映像制作など)

対象・要件等	創造的なアイデアを持つ将来の創業者 アイデアコンサルティングの結果、派生した事業項目の特許出願費用(170 万ウォン以内) 政府補助金 80%+個人負担 20%(IP 創業区研修修了時に免除可能) ※手数料などの追加費用が発生する場合がある。
その他（期間、予算、成果等）	通年受付(1 月~11 月) ※先着順
施策分類	☐裾野拡大・活用人材育成 ☐支援人材育成 ■特定産業支援 ☐地域振興支援 ☐プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐その他（ ）
支援手法	■経済的支援（資金補助・減免等） ☐情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐情報提供（研修・セミナー等） ■人材派遣（助言等） ☐その他（ ）

2. IP リターンプログラム

施策名	IP リターンプログラム
URL アクセス日	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200314 （アクセス 2025 年 10 月 28 日）
支援主体	韓国知識財産処（MOIP） ・ 知的財産局地域工業所有権課(042-481-8622) ・ 韓国発明振興会地域知的財産庁(02-3459-2834) ・ 地域知的財産センター(1661-1900) ・ ウェブサイト： http://www.ripc.org , http://pms.ripc.org
施策概要	スタートアップ企業の知的財産(IP)力強化による市場競争力の向上と持続的成長が可能な企業となるための知財専門コンサルティング支援を行うもの。 スタートアップ企業の知財能力強化のための知財技術管理融合と複合コンサルティングの提供を行う。 ・ (知財技術戦略)有望な技術の導出、知財紛争防止戦略の提案、強力な特許権の確保、特許ポートフォリオ戦略の提示など、保有技術をもとにカスタマイズされた技術コンサルティングを提供 ・ (知財経営戦略)企業ニーズの結果と詳細な診断をもとに、知財管理の不足を対象に、知財資産構築、知財事業化戦略提

	案、知財ブランド・デザイン経営戦略など、カスタマイズされた経営コンサルティングを行う ・ 支援企業を基礎診断→詳細診断→徹底的なコンサルティングの順に支援し、技術→経営融合→プロジェクト成果を支援
対象・要件等	技術力のある中小企業で、経営経験が 7 年未満(新業種で創業 10 年以内)の場合 ・ 総事業費 2,500 万ウォン、国庫補助金 1,750 万ウォン以内 (総事業費=国庫補助金 70%+企業負担金 30%(現物 15%、現金 15%)) ※ただし、営業や公的企業の場合、企業出資比率は現物 20%、現金 10%
その他（期間、予算、成果等）	年 2 回(2 月、6 月) 経営管理システムホームページ(pms.ripc.org)から支援を申し込む
施策分類	☐裾野拡大・活用人材育成 ☐支援人材育成 ☒特定産業支援 ☐地域振興支援 ☐プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐その他（ ）
支援手法	☒経済的支援（資金補助・減免等） ☐情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐情報提供（研修・セミナー等） ☒人材派遣（助言等） ☐その他（ ）

3. グローバル IP スター企業育成

施策名	グローバル IP スター企業育成
URL アクセス日	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200315 (アクセス 2025 年 10 月 28 日)
支援主体	韓国知識財産処 (MOIP) ・ 知的財産庁地方工業所有権課(042-481-8498) ・ 韓国発明振興協会地域知的知識産権庁(02-3459-2827) ・ 地域知的財産センター(1661-1900) ・ ウェブサイト: http://www.ripc.org
施策概要	輸出有望中小企業が強力な知的財産権を基盤にグローバル中小企業に成長できるよう、知的財産を総合的に支援するもの。 ・ グローバル IP スター企業に選定された後、予算内で 3 年間の総合的な知的財産支援を行う。事前コンサルティングと企業ニーズの結果を支援内容に反映する。

	・ 支援額は内容に応じ上限が別表の通り想定されている。
対象・要件等	中小企業基本法第2条に基づく輸出(計画を含む)中小企業
その他(期間、予算、成果等)	1月~2月(各地域知財サイト採用公告参照) 各地域知財センターホームページから申請する (選考方法) ・ 方法(文書)審査、現場審査、発表審査による最終選考 (年次評価) ・ 支援企業を選定した後、毎年年次評価を通じて支援を継続するかどうかを決定し、2~3年目の支援内容はその年度の支援基準によって変更される場合がある。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☒ 特定産業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他()
支援手法	☒ 経済的支援(資金補助・減免等) ☐ 情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ☐ 情報提供(研修・セミナー等) ☒ 人材派遣(助言等) ☐ その他()

別表 グローバル IP スター企業育成「支援額」

分類	詳細なプロジェクト名		支援額(拠出金を除く)
海外出願 費用支援	特許(PCT)		2,200,000 ウォン以内
	特許(個人事務所)	欧州	5,700,000 ウォン以内
		日本	4,000,000 ウォン以内
		米国	3,900,000 ウォン以内
		中国	3,500 千ウォン以内
		東南アジア/その他	2,800,000 ウォン以内
	商標		2,100,000 ウォン以内
海外出願 OA、登録支援	意匠・デザイン		2,400,000 ウォン以内
	OA コスト	アメリカ、中国、ヨーロッパ	1,900,000 ウォン以内
		日本	1,400,000 ウォン以内
		東南アジア/その他	1,000 千ウォン以内
	登録費用	欧州	3,000 千ウォン以内
		米国	2,100,000 ウォン以内
		中国、日本、東南アジア/その他	1,600,000 ウォン以内
特許	海外進出特許戦略		18,000 千ウォン以内
	特許技術プロモーションビデオ制作		9,000 千ウォン以内
設計	海外進出設計戦略		18,000 千ウォン以内
	製品設計開発		16,000 千ウォン以内

	製品デザインモックアップ	6,000 千ウォン以内
	画像デザイン開発(集中)	9,000 千ウォン以内
	イメージデザイン開発(一般)	6,000 千ウォン以内
	パッケージデザイン開発	9,000 千ウォン以内
ブランド	英語圏以外のブランド開発	27,000 千ウォン以内
	新ブランド開発	14,000 千ウォン以内
	リニューアルブランド開発	6,000 千ウォン以内
その他	特許と意匠の融合	33,000 千ウォン以内
	ブランド&デザインの融合	24,000 千ウォン以内
	企業知財管理診断の確立	13,000 千ウォン以内

4. 知的財産権連動型研究開発戦略支援

施策名	知的財産権連動型研究開発戦略支援(特許を伴う研究開発)
URL アクセス日	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200316 (アクセス 2025 年 10 月 28 日)
支援主体	韓国知識財産処 (MOIP) ・ 知的財産部工業所有権創造戦略チーム ・ 韓国特許戦略開発院特許戦略事業チーム ウェブサイト: http://www.kista.re.kr
施策概要	中小企業、大学、公的研究機関が知的財産ビッグデータ(IP)を活用した効率的な研究開発を行えるよう、知的財産分析に基づく研究開発戦略の策定支援を行うもの。 ・ (支援方法)韓国特許戦略開発院所属の知的財産戦略専門家(PM)と知的財産分析機関からなる専任チームを構成し、カスタマイズされ、遵守した知的財産戦略の樹立を支援する。 ・ (申請手続き)方向性設定、知的財産権分析、戦略策定などの手続きによる支援を行う。 ①プロジェクト推進の方向性の設定 ・ 支援団体の現状把握:ニーズと能力の把握 ・ 戦略分析目標の設定:分析する技術分野の選定、課題の焦点分析範囲の決定、特許・論文の事前調査 ②環境・特許分析 ・ 環境分析:市場・業界動向の分析、特許紛争、業界・環境規制などの分析 ・ 特許・論文分析:特許・論文の調査、特許・論文 ③特許による R&D 戦略策定 ・ 中核特許対応戦略:特許無力化、対応設計/ライセンス戦略など ・ 知的財産創出戦略:既出願補強戦略、新規 IP 創出戦略 ・ 研究開発の方向性の提示:事業化方向の設定、新規 R&D 課題

施策概要	国際標準化を目指す韓国企業・機関に標準特許取得戦略を提供し、高付加価値標準特許創出を促進する。支援金額等は別表の通り。 ・ (一般現状分析)参加機関の保有特許分析、技術動向分析 ・ (標準分析)標準化機関ごとの標準動向分析、対象標準化機関の標準化技術ツリー構築、標準文書分析 ・ (特許分析)標準化団体の主要メンバーが保有する特許の分析、宣言された標準特許の分析、各国が寄稿した規格案に関する特許の分析 ・ (標準特許取得戦略)国際標準化と標準特許を確保できる研究開発方向、標準特許を確保するための特許設計、出願、修正戦略、特許と標準化動向を反映した標準案の補完戦略を提供
対象・要件等	早期スタートアップ ・ 国際標準関連技術を開発しており、標準特許能力を一気に確保し、中小企業に飛躍したい中小企業 一般企業・機関 ・ (R&D)国際標準取得を目的に政府及び民間の研究開発事業を進めている中小企業、大学、研究機関 ・ (標準化)政府標準化事業を実施する中小企業・大学・研究機関 専門機関 ・ 国際標準化能力を持つ有望な標準特許有する中小企業・大学・公共機関
その他（期間、予算、成果等）	支援規模：74 億 8,200 万ウォン 事業期間： 1 月 事業公募 2 月 申請内容の評価 3 月～11 月 実施 12 月 事業完了
施策分類	☐裾野拡大・活用人材育成 ☐支援人材育成 ■特定産業支援 ☐地域振興支援 ☐プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐その他（ ）
支援手法	■経済的支援（資金補助・減免等） ☐情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐情報提供（研修・セミナー等） ☐人材派遣（助言等） ☐その他（ ）

別表 標準特許創出支援「支援内容」

分類		サポート 期間(月)	政府 助成金*	支援団体からの拠出 (30%)	
				資金*	スポット **
(1) アーリーステージの企業		9 ヶ月	7,700 万 ウォン	1,100 万 ウォン	2,200 万 ウォン
(2) 一般企業・ 機関	研究開発		5,600 万 ウォン	800 万 ウォン	1,600 万 ウォン
	標準化		3,500 万 ウォン	500 万 ウォン	1,000 万 ウォン
(3) 専門機関	1 年目***	9 ヶ月	3,500 万 ウォン	500 万 ウォン	1,000 万 ウォン
	2 年次****	11 ヶ月	4,200 万 ウォン	600 万 ウォン	1,200 万 ウォン

*譲渡に対して直接支援されるのではなく、標準特許の戦略を支援するためのコンサルティング費用に充てられる

**現物とは、戦略会議に出席する支援組織や参加研究者に専用のスペースを提供することを意味する

***初年度のプロジェクトは、省庁共同選定プロジェクト受領後(25 年 4 月中)に別途発表

****2 年目からは、'24 年に採択されたプロジェクトを'25 年連続で支援する予定

6. ライフ・インベンション・コリア

施策名	ライフ・インベンション・コリア
URL アクセス日	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200322 (アクセス 2025 年 10 月 28 日)
支援主体	韓国知識財産処 (MOIP) ・ 知的財産部アイデアエコノミーイノベーションチーム ・ 韓国女性発明協会事務局 ウェブサイト : http://www.womanidea.net
施策概要	女性のクリエイティブなアイデアで事業化しやすいライフスタイルイノベーションに資する発明を発掘し、応用・デザイン・試作支援を行うことで、知的財産を基盤とした女性の起業促進を行うもの。 女性のクリエイティブなアイデアで商品化しやすいライフスタイル発明を発掘し、応用デザインのプロトタイプ制作の商品化をサポートする。 2つのカテゴリーを支援対象としている。 カテゴリー1：未提出のクリエイティブなアイデア

	カテゴリー2: 知的財産に出願したが、事業化されていないアイデア (カテゴリー1) 専門家メンタリングの提供、アイデアの研究開発支援、アイデアの設計、デザイン、試作品製作費用の支援、知的財産出願費用の支援(特許料を含む)、公験順位による政府賞(大統領賞、国会議長賞、国務総理賞、科学技術情報通信部その他省庁級賞、知的財産局長賞など) - 支援フロー: 知的財産の基礎教育→専門家によるメンタリング→デザインとプロトタイプ制作→製品プロモーションビデオ制作→応用 (カテゴリー2) 設計開発・試作費用の支援、立ち上げ・マーケティング・マーケティングに関するコンサルティング(ただし、試作制作費用が最大支援範囲を超えた場合、提案者の自己負担費用が発生する場合があります) - 支援フロー: 知的財産活用研修→設計・試作→事業化コンサルティング
対象・要件等	韓国在住の女性限定、年齢制限なし
その他(期間、予算、成果等)	最終支援事業 50 件(カテゴリー1・カテゴリー2 を合わせたもの)を選定(2024 年現在) 1 月～3 月 アイデアの募集 4 月～5 月 専門家レビューや先行技術研究などのアイデアの選定 6 月～11 月 プログラム運用 支援(試作製作、知的財産出願、事業化コンサルティングなど) 12 月 最終審査・表彰式
施策分類	■裾野拡大・活用人材育成 □支援人材育成 ■特定産業支援 □地域振興支援 □プラットフォーム形成・ネットワーク形成 □その他()
支援手法	■経済的支援(資金補助・減免等) □情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) □情報提供(研修・セミナー等) □人材派遣(助言等) □その他()

7. 知的財産データ提供プログラム

9. 営業秘密及び技術保護相談に関するコンサルティング

施策名	営業秘密及び技術保護相談に関するコンサルティング (営業秘密保護センターの運営)
URL アクセス日	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200341 (アクセス 2026 年 3 月 13 日)
支援主体	営業秘密保護センター ・ ウェブサイト: https://www.tradesecret.or.kr
施策概要	営業秘密保護に対する国民の意識向上と企業営業秘密管理体制の構築支援による営業秘密・技術盗用による被害防止を目指している。 営業秘密保護について、4 種類のコンサルティングメニューが用意されており、保有する技術・営業秘密の特性に応じて選択できる。 ① 営業秘密管理システム基礎コンサルティング ② 営業秘密管理体制深化コンサルティング ③ 技術保護(IP-MIX)戦略コンサルティング ④ 産業重要技術知的財産権保護戦略コンサルティング この他、企業による営業秘密データ管理システムの普及・利用を支援する「営業秘密管理システム事業」、営業秘密の人間管理能力強化のため、消費者に合わせたオンライン研修を運営し、企業営業秘密管理者、大学、研究機関向けに営業秘密保護制度や保護対策に関する研修を実施する「営業秘密保護研修事業」、営業秘密漏洩の影響を受けた企業が関与する紛争に対する初期の法的対応に関する助言を行う「営業秘密漏洩紛争に関するアドバイス事業」を提供している。
対象・要件等	中小企業、中堅企業、起業準備者（個人）、大学、公共研究機関が対象。 ※④産業重要技術知的財産保護戦略コンサルティングでは技術と特許の一部が国家戦略技術(半導体、ディスプレイ、二次電池など 12 分野)や国家核心技術(電気電子、機械、バイオテクノロジーなど 13 分野)に該当する場合にのみサービスを受けられる
その他（期間、予算、成果等）	①②③：隔月(3 月・5 月・7 月・9 月)での募集発表後予算上限まで ④：募集発表後予算上限まで ②営業秘密管理体制深化コンサルティング： ・ 中小企業、大学、公的研究機関は支援日数 3 日間、料金は政府支出 90%、企業負担 10%(現物) ・ 中堅企業は支援日数は 4 日間、政府支出 75%、企業負担 25%(現金)

	☐ その他 ()

1 1. IP Academy (国家知識財産教育ポータル)

施策名	IP Academy (国家知識財産教育ポータル)
URL アクセス日	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200354 https://www.ipacademy.net/ (アクセス 2026 年 2 月 26 日)
支援主体	韓国発明振興協会 (KIPA)
施策概要	政府が運営する国家レベルの知的財産 (IP) 教育ポータルであり、一般人、学生、企業、公務員、教員など幅広い対象に対し、オンライン・オフラインの知財教育課程を提供する。 知財教育のプラットフォームとして、学習者向けの e ラーニング、団体教育、知財関連資格・学位連動教育、YouTube コンテンツまで多様な形の教育機会を提供している。 2025 年の知財教育計画では、IP Academy を通じて 421 の E ラーニング教材 を提供するなど、国家的な知財教育のインフラとして主要な役割を果たしている。
対象・要件等	一般市民 青少年 (小・中・高校生) 大学生・大学院生 公務員 教員 企業従業員 (中小企業やスタートアップ含む) 団体 (学校・企業・研究機関)
その他 (期間、予算、成果等)	IP Academy サイトに会員登録すれば、誰でも受講可能。 団体教育プログラムは、学校・企業・公共機関などの要請により実施。 e ラーニングコースはオンライン登録で随時利用可能。
施策分類	■裾野拡大・活用人材育成 ■支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 地域振興支援 ■プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他 ()
支援手法	☐ 経済的支援 (資金補助・減免等) ■情報整備・ツール整備 (ウェブサイト・データベース等) ■情報提供 (研修・セミナー等) ☐ 人材派遣 (助言等) ☐ その他 ()

1 2. IP 担保融資回収支援

施策名	IP 金融連携評価支援
URL アクセス日	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200353 (アクセス 2026 年 2 月 26 日)
支援主体	韓国知識財産処 (MOIP) 韓国発明振興協会 (KIPA)
施策概要	企業が保有する特許等の知的財産 (IP) を対象に価値評価を実施し、その評価結果をもとに知的財産を担保とした資金調達(保証・担保融資・投資) を可能にするための評価費用を支援する制度。
対象・要件等	中小企業(個人事業主を含む)または個人(韓国人)が対象。保有する特許及び実用新案の権利者であること。 支援内容の上限： 作成される 「知的財産評価報告書」 (IP 価値評価) の費用を一部支援。 区分別の支援規模： 保証：評価費用 500 万ウォンの一部支援 担保融資：評価費用 500 万ウォンの一部支援 投資：見積額の一部支援 (最大 1,200 万ウォン以内)
その他 (期間、予算、成果等)	評価は韓国知識財産処指定の評価機関が実施 申請者は金融機関または投資機関へ相談し、金融機関等が予備選定を行い、評価機関へ評価依頼書を送付。評価機関が価値評価を実施し、KIPA が支援適格性審査を行い費用支援。 評価結果をもとに金融機関・投資機関が投融資を判断。
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他 ()
支援手法	☒ 経済的支援 (資金補助・減免等) ☐ 情報整備・ツール整備 (ウェブサイト・データベース等) ☐ 情報提供 (研修・セミナー等) ☐ 人材派遣 (助言等) ☐ その他 ()

1 4. 知的財産控除 (共済) 制度

施策名	知的財産控除 (共済) 制度
URL アクセス日	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200351 https://ipmas.or.kr/common/mainPage.do (アクセス 2026 年 2 月 26 日)
支援主体	韓国知識財産処 (MOIP)

第4節 総括・分析

1. 知財支援施策全体の特徴

韓国の中小企業向け知財支援は、制度アクセスの拡大・権利取得の促進に加え、知財活用の促進と権利保護の確保を一体で進める設計がなされている。特に輸出・グローバル展開を見据えた活用と、海外侵害対応まで含む保護の強化が重心で、R&D と標準化、知財金融を結節点に据える点が特徴的である。

支援フェーズについて、創出-権利化-活用-権利行使を連続的にカバーしている。創出は「足がかり」等でアイデア発掘から出願までを伴走、権利化は国内外出願費用を支援、活用は取引・評価・金融連携を手厚く配置、行使は紛争調停・特別司法警察・海外知財センターで対応している。相対的に活用・行使に関する支援が厚いと理解できる。

対象は中小企業全般とスタートアップを広く取り込みつつ、輸出有望企業（グローバル IP スター）、女性起業家（ライフ・インベンション・コリア）、伝統市場・小規模事業者の共同ブランド、国際標準化志向の企業・大学・公的研究機関などセグメント別に深掘りする内容となっている。国家戦略・核心技術を意識した営業秘密支援も用意されている。

支援手法は資金補助・手数料減免・税制、海外出願費用、知財ファンドや担保・評価等の経済的支援が充実している。RIPC 等の専門家派遣、国家 IP アカデミーの e ラーニング、取引プラットフォーム等を組み合わせることも想定されている。標準必須特許の戦略策定や特許×R&D の一体運用は韓国の強みと理解できる。

知財金融について、対象を中小企業やスタートアップとするもの、金融機関とするものと多様性が確保されており、それぞれの主体における事業性を判断する場面において知的財産情報（知的財産評価報告書）が有効に活用されることを念頭に制度設計がなされている。

これらを踏まえると、韓国における支援施策において、対象としてスタートアップを意識したものが目立つと理解できる。中小企業に包含されてきた従来の整理とは一線を画し、明確なスタートアップ支援の拡充が実施されてきた同国の変遷を理解することは今後の日本における施策検討の参考になると考えられる。

運用・評価の仕組みについて国家知的財産委員会が年次に横断評価を行い、所管プログラムも公募から年次評価、継続判定の PDCA を内蔵している（例：グローバル IP スター）。伝統市場共同商標開発は毎年 20 市場超・出願約 500 件の目標を明示し進捗を公表している。

実地主体・連携について、KIPO をハブに、KIPA・KOIPA・KIPI・KISTA 等の専門機関、地域知的財産センター（RIPC）の地域ネットワーク、海外知財センターの現地体制が役割を分担している。弁理士会の公益相談や中小ベンチャー企業部系機関との連携も活用し、中央-地域-海外の多層分散型で到達性と専門性を両立させている。総じて、創出から国際展開・権利行使まで切れ目なく支えるとともに、標準化・安全保障技術・知財金融を軸に実装力を高めた点に韓国の特徴となっている。

図表 110 （参考）韓国におけるスタートアップを対象とした知財支援施策

スタートアップを支援対象とすることが明示されている施策の一例（本報告書掲載分より抜粋）

- 知財の足がかりプログラム
- 知財リターンプログラム
- 標準特許の作成支援
- ライフ・インベンション・コリア
- 知的財産データ提供プログラム
- IP Academy（国家知識財産教育ポータル）
- IP 事業化連携・知的財産評価支援

2. 各施策の特徴

施策	権利化支援・保護支援	
	IP ステップアップストーンプログラム	標準特許創出支援
URL	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200313	http://seoul.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200318
事業概要	・カスタマイズされた知的財産コンサルティングを支援し、創業希望者の優れたアイデアが知的財産に基づくビジネス項目に結びつき、起業家精神と結びつけられるようにするプログラム	・国際標準化を目指す韓国企業や機関に対し、標準的な特許取得戦略を提供することで、高付加価値標準特許の創出を促進する ・標準特許確保が有望な技術を導出し、標準特許の創出まで繋がる R&D 課題の発掘を支援する。標準特許の戦略を支援するためのコンサルティング費用や専用スペース利用料が対象
特徴	アイデアのブラッシュアップやその事業実現に伴走する形式は参考となる。メンタリング支援を通じ企業の多様な悩みや課題に寄り添い解決を促す体制となっている	海外市場を想定した事業展開を支える標準特許取得を後押しするものであり各種分析サービスを提供するなど経済面に留まらない支援が準備されている

施策	助言・アドバイス		
	特許サポート相談窓口運営	職務発明制度コンサルティング	特許弁護士相談センター運営
URL	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200362	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200360 https://www.kipa.org/ip-job/	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200363 https://www.pcc.or.kr/home/main.do?screenTp=USER
事業概要	・知的財産の全体的な創造、保護、利用において困難を抱える中小企業や個人の知的財産問題の解決を図る	・従業員の発明に対する報酬規制の導入を計画している企業に専門家を派遣するもの	・知的財産権の確保から紛争対応まで、社会的弱者のグループに特許弁護士サービスを提供

特徴	知的財産専門家を知的財産センターに派遣する形式は共通。コンサルティングの質を高める意図から相談テーマの設定がなされている	複数企業向けのグループコンサルティングと、個社コンサルティングに区分して職務発明に特化した相談対応を実施している	知財紛争に特化した相談窓口であることや侵害事件における訴訟費用の支援を含めていることなど、経済的に弱い立場にある小規模事業者等を支援している

施策	知財金融		
	知的財産取引支援	IP 金融連携評価支援	IP 担保融資回収支援
URL	https://www.kipa.org/kipa/ip001/kw_business_0101.jsp	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200352	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200352
事業概要	知的財産取引所が知的財産取引センターを通じて専門的な知的財産取引コンサルティング、仲介交渉、契約助言を提供し、国家知的財産取引プラットフォーム(IP-Market)を通じて知的財産取引や商業化に必要な様々な情報を提供	企業の知財評価を支援して、金融機関の投資、資金調達の意思決定に活用できるように評価結果を提供する	・ 中小企業の IP 担保ローンのデフォルトが発生した場合、回収機関が担保 IP を購入し、銀行の回収負担を軽減するもの ・ 知財金融規模 12 兆ウオンの達成を目指す
特徴	知的財産取引スペシャリストについて、技術テーマに応じリストを作成し提供している	企業が所有する知的財産の評価費用の支援が行われ、保証、担保ローン、投資などの資金が知的財産に基づいて調達されやすくするスキームは日本の知財金融の制度設計の参考となる	金融機関と評価機関と回収機関が連携した体制構築がなされており、同様の制度設計を進める場合に参考となる

施策	分析支援
	IP 事業化連携・知的財産評価支援

URL	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200331
事業概要	特許等の技術取引について、中小企業等に対して知的財産評価報告書の作成費用の一部補助を行う
特徴	特許、登録特許、実用新案の技術取引における事業実現可能性分析および評価のコストを支援するもの。特許技術の商業化と活用を促進する客観的な評価結果を提供していく。知財ビジネス提案書に類する評価報告書が作成され、投資データとして活用されることを前提としている。

第7章 スイス

第1節 基礎情報

1. 産業に関する統計等情報

(1) 中小企業数の割合

スイスにおける中小企業の割合として、事業者の約99%が中小企業に該当するとされている。その他の概況は以下の通り。

図表 111 中小企業の概況（スイス）²²³

- ・ 中小企業（SMEs）は従業員数が250人未満の企業と定義されており、中小企業の割合は99.7%を占める。（2023年）

<2023年の従業員規模別企業数>

分類	細分類	従業員数	企業数	割合	
中小企業	零細企業（Micro）	1～9 人	561,952	89.8%	99.7%
	小規模企業（Small）	10～49 人	52,476	8.4%	
	中規模企業（Medium）	50～249 人	9,791	1.6%	
大企業		250 人以上	1,814	0.3%	

出典:企業構造統計 STATENT

²²³ <https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/industrie-dienstleistungen/unternehmen-beschaefigte/wirtschaftsstruktur-unternehmen/kmu.html>

2. 中小企業等の定義

(1) 中小企業等の定義・根拠法令

スイスでは日本の中小企業基本法のような法律は無く、中小企業に関する国の明確な定義は存在している訳ではないが、スイスでは EU の定義（欧州委員会勧告 2003/361/EC）に準じて、従業員数 249 人以下の企業を中小企業とすることが多いとされている。例えば、スイス連邦統計局「Industry and services」では以下の従業員規模区分で企業数を示している。

図表 112 スイスにおける企業規模基準²²⁴

分類	従業員数
零細企業 (Micro)	1～9 人
小規模企業 (Small)	10～49 人
中規模企業 (Medium)	50～249 人

(2) ベンチャー企業等の定義・根拠法令

スイスでは、ベンチャー、スタートアップに特化した法令は存在しない。

スタートアップ支援は、Innosuisse（スイスイノベーション庁）が中心となり実施している。Innosuisse のスタートアップ支援策²²⁵であるスタートアップコーチングでは以下の要件を満たす企業を対象としている。

□スタートアップコーチングの申請要件

スタートアップ企業が過去 5 年以内、または特定条件において過去 10 年以内にスイスで会社を設立しているか(例：時間のかかるライフサイエンスのスタートアップ企業)、または設立中であるかが申請要件となっている。

²²⁴ <https://www.bfs.admin.ch/bfs/en/home/statistics/industry-services.html>

²²⁵ <https://www.innosuisse.admin.ch/de/initial-coaching-fur-start-up>

3. 主な知的財産と根拠法

スイスにおける主な知的財産権等の概要は下表のとおり。

図表 113 主な知的財産と根拠法（スイス）

知財種別	概要
特許権	定義等：発明特許は産業上利用することができる新規な発明に付与される。技術水準に鑑みて明白な何物も発明として特許されない（第 1 条）。 存続期間：出願日から 20 年（第 14 条） 出願公開：出願日又は優先日から 18 か月経過後（第 58a 条） 実体審査の有無：無（第 59 条） 差止請求：可（特許法第 72 条） 損害賠償請求：可（特許法第 73 条）
実用新案権	制度無し
意匠権	定義等：線、面、輪郭若しくは色彩の配置により又は用いられている材料により特徴付けられる製品又は製品の部分の創作を意匠として保護する（第 1 条）。 存続期間：出願日から最長 25 年（第 5 条） 実体審査の有無：無 差止請求：可（意匠法第 35 条） 損害賠償請求：可（意匠法第 35 条）
商標権	定義等：商標は、特に、語、文字、数字、視覚的表現、立体形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合から構成されることができる（第 1 条第 2 項）。 存続期間：出願日から 10 年。10 年毎に更新可（第 10 条） 一出願多区分制度：有 実体審査の有無：無 差止請求：可（商標法第 55 条） 損害賠償請求：可（商標法第 55 条）
営業秘密	不正競争防止法に営業秘密の定義・要件が規定されている。

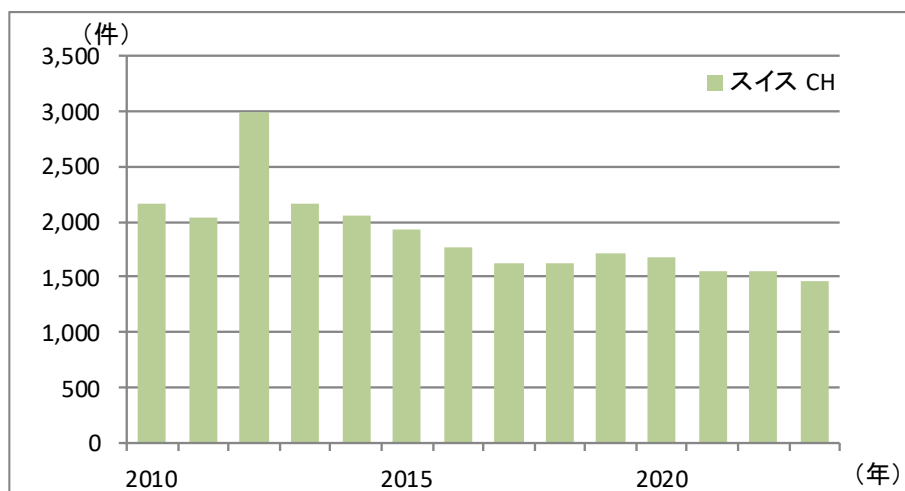
注）IPI では実体審査がないことについて利点を維持しつつ、国際的な特許制度に近づけるよう、IPI による先行技術調査の実施、完全審査の請求、英語での特許文書の提出などを検討している。²²⁶

²²⁶ <https://www.ige.ch/en/law-and-policy/national-ip-law/patent-law/revision-strengthening-the-swiss-patent/objectives-of-the-revision/strengthening-the-swiss-patent>

4. 知的財産に関する統計等情報

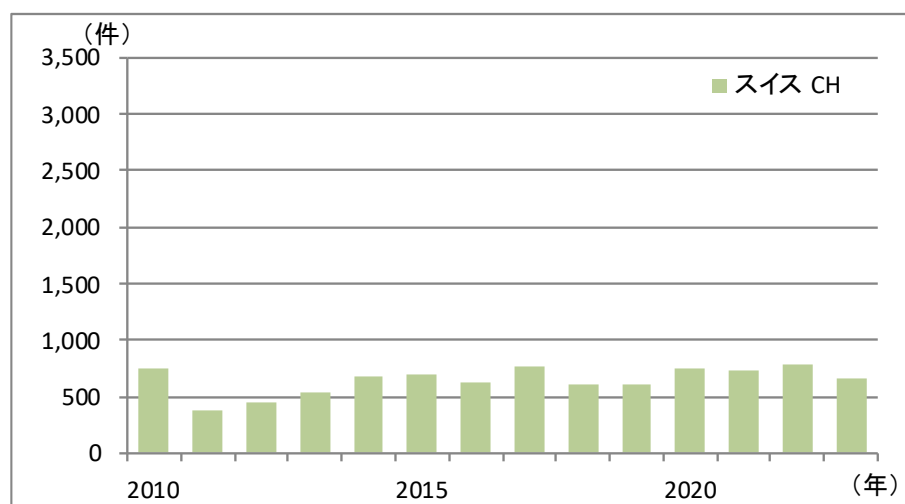
(1) 出願件数・登録件数の推移（総数）

図表 114 スイスにおける特許出願件数の推移²²⁷



※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

図表 115 スイスにおける特許登録件数の推移²²⁸

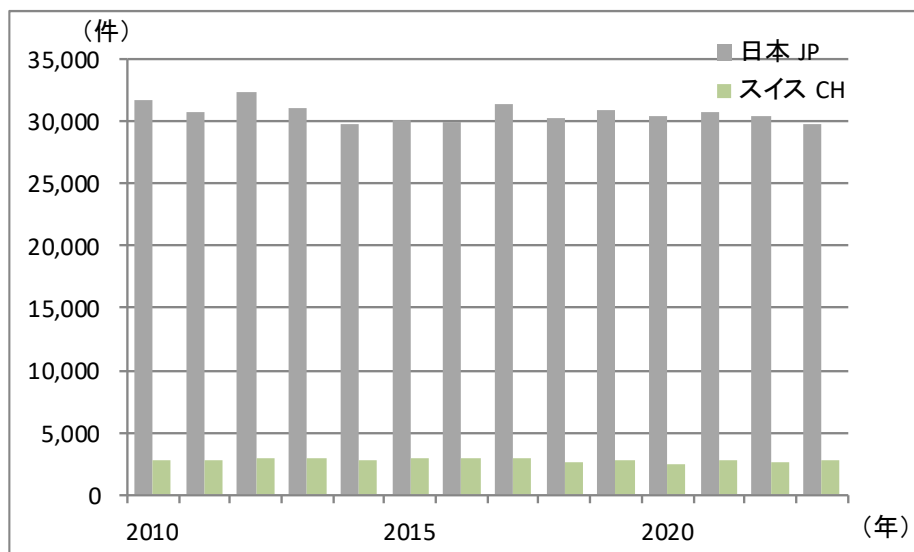


※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

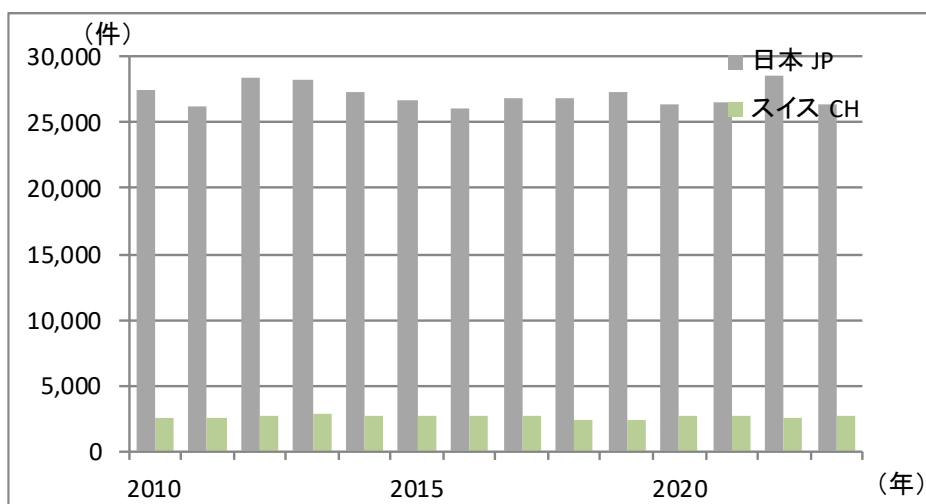
227 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

228 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 116 スイスにおける意匠出願件数の推移²²⁹



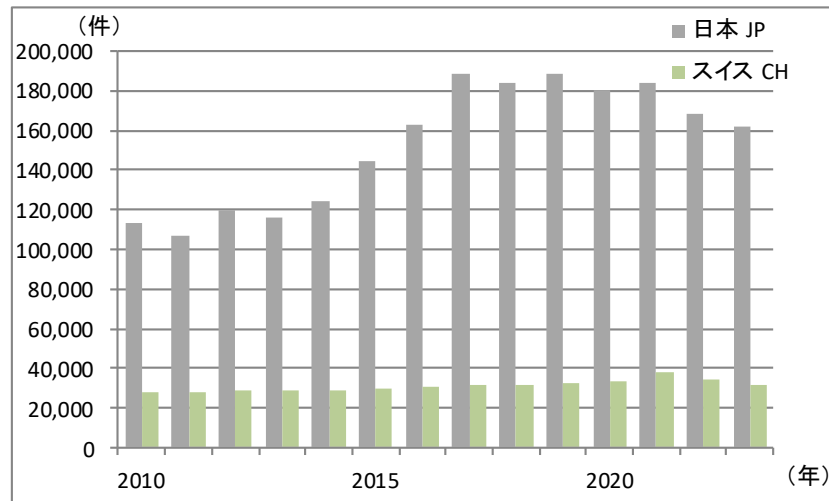
図表 117 スイスにおける意匠登録件数の推移²³⁰



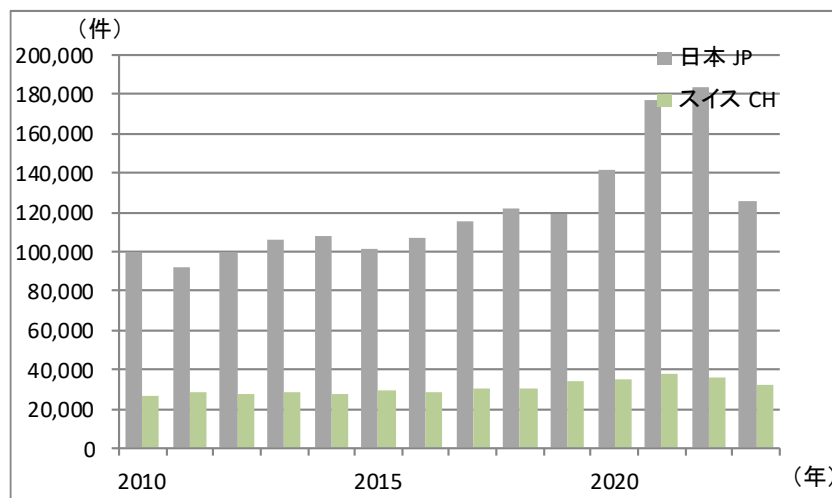
229 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

230 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

図表 118 スイスにおける商標出願件数の推移²³¹



図表 119 スイスにおける商標登録件数の推移²³²



(2) 出願件数・登録件数の推移（中小企業）

中小企業の知的財産権に関する出願件数・登録件数の公開情報は特定するに至らなかった。

²³¹ WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

²³² WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制

1. 中小企業等支援に関する主な支援機関

スイスでは **SECO**（スイス対外経済庁）が中小企業政策、**Innosuisse**（スイスイノベーション庁）がイノベーションや技術開発を行う中小企業・スタートアップ支援を所管している。スイスにおける中小企業等を支援する主な機関を下表に示す。

図表 120 中小企業等に関連する主な支援機関（スイス）

名称	概要
SECO （State Secretariat for Economic Affairs／スイス対外経済庁） ²³³	スイス連邦政府の経済政策を担当する機関で、中小企業の競争力強化、資金調達、起業支援、国際化支援など幅広い施策を実施。 主な支援内容は、中小企業向けの情報提供・相談窓口、融資・保証、起業・事業承継支援、海外展開支援等を実施。 連邦経済教育研究省（EAER/WBF）に属する連邦局（Federal Offices）。
Innosuisse （スイスイノベーション庁） ²³⁴	主にイノベーションや技術開発を行う中小企業・スタートアップを支援する国の機関。 主な支援内容:研究機関との共同プロジェクト助成、スタートアップ支援（コーチング、トレーニング、資金助成）等を実施。 連邦経済教育研究省（EAER/WBF）に属する附属機関（Agencies）。
Switzerland Global Enterprise (S-GE) ²³⁵	スイス政府公認の輸出・投資促進機関。SECO 及び各カントンの委託で運営されている。 スイス企業の海外展開支援、外国企業のスイス進出支援、国際ビジネス情報の提供などを実施。 世界各国のスイス大使館・領事館内に Swiss Business Hub を設置してスイス企業の輸出・進出支援、現地企業のスイス投資支援を実施。
Switzerland Innovation （スイス・イノベーション） ²³⁶	スイス全土のイノベーション・パークのネットワーク。連邦経済教育研究省（EAER/WBF）が補完的に支援を行っている。研究と産業の間の架け橋として機能し、スイス全土の 16 拠点とその周辺では世界中から企業、中小企業、スタートアップ、研究者が集まっている。

²³³ [https:// www.seco.admin.ch/seco/en/home.html](https://www.seco.admin.ch/seco/en/home.html) [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

²³⁴ <https://www.innosuisse.admin.ch/de> [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

²³⁵ <https://www.s-ge.com/en/sbh> [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

²³⁶ <https://www.switzerland-innovation.com/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

2. 知的財産に関連する主な支援機関・支援体制

知財政策は IPI（スイス連邦知的財産庁）が実施しており、特許、商標、意匠に加えて、地理的表示、著作権、模倣品・海賊版対策等も所管している。

図表 121 知的財産に関連する主な支援機関（スイス）

名称	概要
Swiss Federal Institute of Intellectual Property (IPI スイス連邦知的財産庁) ²³⁷	スイス連邦政府の機関であり、知的財産権に関するスイスの中央行政機関。 特許、商標、意匠、地理的表示、著作権などの知的財産権の登録・管理・審査、知的財産権の保護・執行に関する政策立案、法改正の提案、知的財産に関する情報提供・啓発活動、国際協力・条約交渉、模倣品・海賊版対策の推進等を実施。
Federal Office for Customs and Border Security (FOCBS スイス連邦税関庁) ²³⁸	国境での知的財産権侵害品（模倣品・海賊版）の差止め・押収を担当。
STOP PIRACY（スイス模倣品・海賊版対策プラットフォーム） ²³⁹	消費者に対して模倣品対策の普及啓発を行う官民連携団体。IPI、税関庁、経済団体、消費者団体、民間企業、公共機関、消費者代表など 37 組織が参加。
Innosuisse（スイスイノベーション庁）	技術移転政策の実務的な推進役。大学や研究機関の技術を企業に移転するためのプロジェクト助成やコーチングを実施。
ETH Zurich（チューリッヒ工科大学） ²⁴⁰	ETH 移転-IP およびライセンスグループは、知的財産を保護し、ETH チューリッヒテクノロジーのライセンス契約(ライセンスアウト)を交渉している。2024 年は 141 件の発明、107 件の特許、49 件のライセンスを実施した。 ※他大学の TLO でも同様の技術移転活動を実施している。

²³⁷ <https://www.ige.ch/en> [最終アクセス日：2025 年 10 月 1 日]

²³⁸ <https://www.bazg.admin.ch/bazg/en/home.html> [最終アクセス日：2025 年 10 月 1 日]

²³⁹ <https://www.stop-piracy.ch/en/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 1 日]

²⁴⁰ <https://transfer.ethz.ch/about.html> [最終アクセス日：2025 年 10 月 1 日]

3. 知的財産に関連する主なビジョン・戦略・計画

(1) 年次報告書 2023/24 (年次計画、年次報告書) ²⁴¹

IPI は年次報告書 2023/24 を作成して、知財庁の年間の主要な活動、特許・商標・意匠などの統計情報、企業による知財活動の実例、著作権法の改正等について報告されている。主な成果と取り組みとして、以下の内容が記載されている。

図表 122 主な成果と取り組み

□情報サービスの刷新

- ・ 基礎知識の普及を目的とした新しい情報フォーマットや講座を導入。
- ・ 「IP Academy」などを通じて、企業や個人への教育活動を強化。

□法改正と制度整備

- ・ 著作権法の改正（特に「隣接権」に関する議論）に注力。
- ・ 特許制度の近代化に向けた準備も進行中。

□国際連携

- ・ 中国国家知識産権局（CNIPA）との交流を継続。
- ・ 国際的な知財制度の調和と協力を推進。

□中小企業・スタートアップ支援

- ・ WIPO との共同研究により、知的財産を活用した資金調達の可能性を提示。
- ・ スタートアップ向けメディア「Founded.ch」と連携し、IP 情報を発信。
- ・ 「Startup Days 2024」での教育・啓発活動を実施。

(2) IPI 戦略目標²⁴²

連邦評議会から示された戦略的目標（2022 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで有効）は以下のとおり。

図表 123 IPI 戦略目標

- ・ スイスが知的財産を適切かつ経済的に賢明に保護することに貢献する。それにより、イノベーション、競争力、文化的多様性、社会の進歩を促進する。
- ・ 知的財産権を効率的に管理し、デジタル化とそのネットワークを使用して、手続きと登録管理が利用者本位で高品質であることを保証する。
- ・ 変化するニーズを考慮し、知的財産の理解を深めるために産業界や学界とより緊密に連携する、効率的でユーザー指向の情報サービスを提供する。

²⁴¹

https://www.ige.ch/fileadmin/user_upload/ueber_uns/dokumentation/d/jahresbericht_rechnung/Jahresbericht_2023_24.pdf [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

²⁴² <https://www.ige.ch/de/ueber-uns/ueber-uns/strategische-ziele> [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

- ・ スイスに関連する知的財産の国際的な発展に積極的な役割を果たす。
- ・ 利用者に可能な限り最大の付加価値を生み出すために、国内外のネットワークを構築する。
- ・ 公正で透明性のある人事方針により、十分な資格と意欲のある職員に魅力的な雇用を保証します。
- ・ 倫理原則にコミットした持続可能な戦略を追求する。

第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策

スイスにおける特徴的な支援施策について、スイス連邦知的財産庁の施策を中心に特徴的な取組を整理した。

1. Contact Centre

施策名	Contact Centre
URL アクセス日	https://www.ige.ch/index.php?id=7628&L=3 (アクセス 2025 年 9 月 30 日)
支援主体	IPI (スイス連邦知的財産庁)
施策概要	中小企業からのイノベーションや知財保護に関する質問に答えたり、必要に応じて専門家に案内するもの。 ベルンにオフィスがあり、電話やメール等での対応が行われている。
対象・要件等	中小企業
その他(期間、 予算、成果等)	5 言語対応 (スイス語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、英語) 年間 10,400 メールに回答、電話対応 27,720 件 ²⁴³ (2023-2024 年)
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ■その他 (相談対応)
支援手法	☐ 経済的支援 (資金補助・減免等) ☐ 情報整備・ツール整備 (ウェブサイト・データベース等) ☐ 情報提供 (研修・セミナー等) ☐ 人材派遣 (助言等) ■その他 (助言)

2. IP Academy

施策名	IP Academy
URL アクセス日	https://www.ige.ch/en/services/ip-academy (アクセス 2025 年 9 月 30 日)
支援主体	IPI (スイス連邦知的財産庁)
施策概要	中小企業等が知的財産に関する知識習得等を目的に、トレーニングを提供するもの。 初学者向け知財ベーシックワークショップでは、商標、特許、意匠、著作権の基本的な理解を得ることができる。知識を深めたい場合は、さまざまな特定のワークショップ (無料) や上級コース (有料) が用意されている。専門家や弁理士向けのコースも用意されてい

243 IGE/IPI Annual_Report_2023_24

https://www.ige.ch/fileadmin/user_upload/ueber_uns/dokumentation/e/annual_report/Annual_Report_2023_24.pdf

	☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他（相談対応）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☒ その他（専門家による助言）

4. ip-search

施策名	ip-search
URL アクセス日	https://www.ige.ch/en/ip-search （アクセス 2025 年 9 月 30 日）
支援主体	IPI（スイス連邦知的財産庁）
施策概要	IPI が提供する特許検索サービス。 65 人以上の調査専門家が、FTO、有効性検索、主題検索、戦略的特許分析、書誌検索などの検索サービスを提供。 FTO 調査は、検索に費やした時間とデータベース料金に基づいて料金が発生する。 技術監視は当該中小企業の技術分野や競合他社を監視して、新たに公開された特許や関連情報を定期的に届ける有料サービス。 法的ステータス監視は、特定の特許出願や特許を監視して、法的なステータスの変更を定期的にお知らせする有料サービス。（特定国で付与された特許、特許付与に対する異議申し立て、特許権者の変更など。）
対象・要件等	－
その他（期間、予算、成果等）	年間約 2,000 件を実施。30 年前からサービスを提供している。
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

5. オンライン・サービス

施策名	オンライン・サービス

URL アクセス日	https://www.ige.ch/en/services/digital-resources/online-services (アクセス 2025 年 9 月 30 日)
支援主体	IPI (スイス連邦知的財産庁)
施策概要	IPI のウェブサイトにて、知的財産権を安全かつ効率的に管理するためのオンライン・サービスを提供している。 ・ e-trademark (商標出願手続きの案内) ・ International registration of trade marks (国際商標登録申請の案内) ・ Register changes (知財権の住所変更等の登録変更) ・ Current account debit order (当座預金デビットオーダーオンラインサービスを通じた手数料の支払い) ・ Submissions on detained small consignments (関税で差し止められた小包の手続きのオンラインサービス) ・ User account (オンラインサービスを利用する際のユーザーアカウント) ・ Classification tool for trade marks (商標出願に役立つ分類ツール) ・ Trade mark examination support tool (商標審査をサポートするデータベース)
対象・要件等	—
その他(期間、予算、成果等)	—
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他 ()
支援手法	☐ 経済的支援(資金補助・減免等) ☒ 情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ☐ 情報提供(研修・セミナー等) ☐ 人材派遣(助言等) ☐ その他 ()

6. Strategic patent analysis

施策名	Strategic patent analysis
URL アクセス日	https://www.ige.ch/fileadmin/user_upload/ip-search/e/Strategic_Patent_Analysis_Product_E.pdf (アクセス 2025 年 9 月 30 日)
支援主体	IPI (スイス連邦知的財産庁)
施策概要	技術戦略の立案や投資判断に役立つ情報を提供する特許ランドスケープ分析サービス(有料)。

	特定の技術分野や市場における特許の分布・傾向・競合状況を可視化。 技術の進化、企業のポジショニング、IP 戦略の比較などを分析。 特許ポートフォリオの価値評価にも活用可能。
対象・要件等	—
その他(期間、予算、成果等)	—
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他(特許分析)
支援手法	☐ 経済的支援(資金補助・減免等) ☐ 情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ☒ 情報提供(研修・セミナー等) ☐ 人材派遣(助言等) ☐ その他()

7. パテント・ボックス税制

施策名	パテント・ボックス税制
URL アクセス日	https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2019/699/de (アクセス 2025 年 9 月 30 日)
支援主体	スイス税務庁(ESTV)
施策概要	企業が保有する特許などの知的財産から得られる利益に対して、優遇税率を適用することで、研究開発活動を促進し、国際競争力を維持することを目的として、2019 年から企業税改革(STAF)の一環として導入。 各州が具体的な税率や適用条件を定めている。州ごとにより異なるが最大で通常の法人税率の 90%まで控除可能。 パテントボックスの対象利益は、特許等の知的財産権から生じる税引き前利益を対象として、特許を含む製品販売での特許由来利益、ライセンス料、特許売却益などが対象。その利益にネクスス比を掛けて減税額を計算する。自社研究開発費の自己創出比率に応じて課税優遇する OECD の modified nexus approach を採用している。
対象・要件等	登録された特許、同等の保護を受ける知的財産
その他(期間、予算、成果等)	—
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他(研究開発促進)

支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☒ その他（税制）

8. 知財戦略、紛争に関する助言

施策名	知財戦略、紛争に関する助言
URL アクセス日	https://www.ige.ch/index.php?id=7628&L=3 （アクセス 2025 年 9 月 30 日）
支援主体	商標コンサルタント、弁理士
施策概要	どの保護が最適か、商標の選択や特許出願の保護範囲、競合他社との紛争に対処などについて、商標コンサルタント、弁理士がアドバイスを提供する。
対象・要件等	—
その他（期間、予算、成果等）	—
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他（相談対応）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☒ その他（専門家による助言）

9. 中小企業のためのイノベーション資金

施策名	中小企業のためのイノベーション資金
URL アクセス日	https://www.ige.ch/index.php?id=7628&L=3 （アクセス 2025 年 9 月 30 日）
支援主体	Innosuisse（スイスイノベーション庁）
施策概要	企業と研究パートナーが共同で運営する科学に基づくイノベーション・プロジェクトを支援する資金を提供している。さらに、国内および国際レベルで研究と産業の間で知識を移転するためのさまざまな機会を提供している。
対象・要件等	—
その他（期間、予算、成果等）	—
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成

	☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（相談対応）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☒ その他（技術移転）

10. スタートアップコーチング

施策名	スタートアップコーチング
URL アクセス日	https://www.innosuisse.admin.ch/de/start-up-coaching-fur-start-up （アクセス 2026 年 3 月 5 日）
支援主体	Innosuisse（スイスイノベーション庁）
施策概要	スタートアップの成長フェーズに応じて個別にカスタマイズされた 3 つのプログラム（イニシャル、コア、スケールアップ）を提供している。コーチングは Innosuisse 認定コーチにより行われ、コーチが提供するサービスに利用できるバウチャー予算が支給される。
対象・要件等	対象はスタートアップ及び創業者。スタートアップ企業は過去 5 年以内、またはライフサイエンスなど正当なケースとして認められた場合は 10 年以内にスイスで会社を設立しているもの。 期間及び金額はイニシャルコーチングは最大 12 か月、最大 10,000 スイスフラン、コアコーチングは最大 36 か月、最大 50,000 スイスフラン、スケールアップコーチングは最大 24 か月、最大 75,000 スイスフラン
その他（期間、予算、成果等）	知的財産、財務計画、法的側面、資金調達などの専門家から助言を受けることができる。 2025 年に Innosuisse 認証を取得したスタートアップとして 4K-MEMS SA など 19 社が紹介されている。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☒ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（相談対応）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☐ その他（）

1 1. 知的財産オリエンテーション・サポート

施策名	知的財産オリエンテーション・サポート
URL アクセス日	https://agire.ch/en/sme (アクセス 2025 年 9 月 30 日)
支援主体	Fondazione Agire (南スイスイノベーション庁が、スタートアップ、既存企業のイノベーションと技術開発を促進、普及するために設立した機関)
施策概要	知財レファレンスパークのサポートにより、アイデアやプロジェクトを知財保護することの実現可能性について初期評価を受けることができる。また IPI のサービスを案内しており、専門家から支援を受けることができる。
対象・要件等	Innosuisse (スイスイノベーション庁) が支援対象としている中小企業
その他(期間、予算、成果等)	-
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他(相談対応)
支援手法	☒ 経済的支援(資金補助・減免等) ☐ 情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ☐ 情報提供(研修・セミナー等) ☐ 人材派遣(助言等) ☒ その他(技術移転)

1 2. 知的財産権の取得支援(ヴォー州)

施策名	知的財産権の取得支援
URL アクセス日	https://www.vd.ch/economie/soutien-aux-entreprises/aides-financieres/propriete-intellectuelle/ (アクセス 2025 年 9 月 30 日)
支援主体	ヴォー州
施策概要	ビジネス戦略の一環として、特許を取得したい企業を助成。 特許性調査、自由な運営研究、仮特許出願の提出、スイス特許出願 国際特許出願(PCT)、特許の国内段階への参入に係る費用の 50%、 特許ごとに最大 5,000 スイスフランを助成。 審査および付与手続き中に支払われる公的手数料、データベースの 検索費用、特許代理人または知的財産専門家の手数料も対象。
対象・要件等	ヴォー州に所在する中小企業で、経済イノベーション促進省

	(SPEI) が支援対象としている企業
その他(期間、 予算、成果等)	申請書を経済イノベーション促進省 (SPEI) に提出する
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他 ()
支援手法	☒ 経済的支援(資金補助・減免等) ☐ 情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ☐ 情報提供(研修・セミナー等) ☐ 人材派遣(助言等) ☐ その他 ()

第4節 総括・分析

1. 知財支援施策全体の特徴

IPI（スイス連邦知的財産庁）は戦略目標を設定した取り組みを実施しており、年次報告書にて施策、効果などを報告している。

「政府が知的財産保護に貢献することによりイノベーション、競争力、文化的多様性、社会の進歩を促進する」ことを戦略目標の一つとして掲げており、制度アクセスの拡大、権利取得の促進、権利保護の確保に関する施策に加えて、**Strategic patent analysis** など知財活用に関する施策を講じている。また、年次報告書では、基礎知識の普及を目的とした新しい情報フォーマットや講座の導入、**IP Academy** などを通じた企業や個人への教育活動など情報サービスの刷新に注力している。

支援フェーズは、中小企業からのイノベーションや知財保護に関する質問に答えたり、必要に応じて専門家に案内する **Contact Centre** をはじめとする権利化及び活用に関する施策メニューが多くなっている。また、権利行使についても、商標コンサルタント、弁理士が知財戦略、紛争に関する助言を行う施策を講じている。

支援対象は、中小企業、スタートアップ、個人、知財に関する知識をもたない者から知財戦略を実行するものまで幅広い対象に対して施策を提供している。特に、スタートアップを対象として明記した施策が多くみられる。また、**IP Academy** では、専門家や弁理士向けのコースを用意しており、知財サービスを提供する側についても対象としている。

支援手法は、研修、専門家による助言など様々な施策を講じているが、オンライン・サービス、**ip-search** など情報システムを活用した支援が充実している。

実施体制面では、IPI が中心となっているが、IPI と 3 つの弁理士協会が共同プロジェクトとして「**The IP Advisory Network**」を実施している。また、スイス税務庁（**ESTV**）は研究開発活動を促進し、国際競争力を維持することを目的としてパテント・ボックス税制を導入している。さらに州政府では経済イノベーション促進省（**SPEI**）が支援対象としている中小企業に対して特許出願費用を助成する施策も実施されている。

2. 各施策の特徴

施策	権利化支援・保護支援	
	IP Academy	知的財産権の取得支援（ヴォー州）
URL	https://www.ige.ch/en/services/ip-academy	https://www.vd.ch/economie/soutien-aux-entreprises/aides-financieres/propriete-intellectuelle/
事業概要	中小企業等が知的財産に関する知識習得等を目的に、トレーニングを提供するもの。	ビジネス戦略の一環として、特許を取得する企業の費用を助成。経済イノベーション促進省 (SPEI) が支援対象としている州の企業が対象。
特徴	初学者向けに留まらず、上級コース、専門家、弁理士向けコースなど様々なレベルに対するトレーニングが設けられている。	特許出願等費用の 50%、特許ごとに最大 5,000 スイスフランを助成。審査および付与手続き中に支払われる公的手数料、データベースの検索費用、特許代理人または知的財産専門家の手数料も対象としている。

施策	助言・アドバイス		
	Contact Centre	The IP Advisory Network	知財戦略、紛争に関する助言
URL	https://www.ige.ch/index.php?id=7628&L=3	https://www.ige.ch/en/protecting-your-ip/patents/before-you-apply/patent-attorneys/the-ip-advisory-network	https://www.ige.ch/index.php?id=7628&L=3
事業概要	中小企業からのイノベーションや知財保護に関する質問に回答し、必要に応じて専門家に案内する。	プロジェクトに参加している弁理士が中小企業や個人に対して、最大 45 分間無料でアドバイスをを行う。さらに相談する場合は有償で相談できる。	商標の選択、特許出願の保護範囲、競合他社との紛争への対処などについて、商標コンサルタント、弁理士がアドバイスする。

特徴	2023-2024 年の利用実績は、メール回答 10,400 件、電話対応 27,720 件。	IPI と弁理士会の共同プロジェクト。初回相談は参加弁護士の事務所において、資格を有する弁理士がアドバイスをを行う。	専門家が個別企業の知財戦略、紛争に関して助言している。

施策	分析支援	
	ip-search	Strategic patent analysis
URL	https://www.ige.ch/en/ip-search	https://www.ige.ch/fileadmin/user_upload/ip-search/e/Strategic Patent Analysis Product E.pdf
事業概要	IPI が提供する特許検索サービス。FTO、有効性検索、主題検索、戦略的特許分析、書誌検索、技術監視、法的ステータス監視などの検索サービスを提供。	特許ランドスケープ分析サービスを有料で提供。
特徴	65 人以上の調査専門家が専門サービスを提供している。	技術戦略の立案や投資判断に役立つ情報を提供する。

第8章 スウェーデン

第1節 基礎情報

1. 産業に関する統計等情報

スウェーデンにおける中小企業の割合として、事業者の約 99%が中小企業に該当するとされている。その他の概況は以下の通り。

図表 124 中小企業の概況（スウェーデン）²⁴⁵

・SME が企業の 99.9%・雇用の約 60% を占め、付加価値シェアは約 6 割を占める。

2. 中小企業等の定義

（1）中小企業等の定義・根拠法令

スウェーデンの中小企業等の定義は EU（欧州委員会）の共通定義（欧州委員会勧告 2003/361/EC）に準拠している。²⁴⁶

スウェーデン経済・地域成長庁では、同国内の統計や政策で用いられる中小企業を下記のように定義している。

区分	従業員数	年間売上高	年間総資産
中企業 (Medium)	250 人未満	5,000 万ユーロ 以下	4,300 万ユーロ 以下
小企業 (Small)	50 人未満	1,000 万ユーロ 以下	1,000 万ユーロ 以下
零細企業 (Micro)	10 人未満	200 万ユーロ 以下	200 万ユーロ 以下

（2）ベンチャー企業等の定義・根拠法令

スウェーデンにおけるベンチャー企業等を定義する特定の法律は、本調査では確認できなかった。補助制度や許可制度などに応じて要件を設け、その要件を満たす企業をベンチャー企業等とみなしているとみられる。

【Innovativa Startups（スウェーデンイノベーション庁）】

- ・ 有限責任会社で設立後 10 年以内、従業員 10 名以下、純売上高または貸借対照表総額が 1000 万スウェーデンクローネ以下で、利益を分配していないことを要件として、新製品・サービスの市場確認などの初期検証費用の助成を行っている。²⁴⁷

²⁴⁵ 国連開発計画「"Small Business, Big Change" - The 2024 UN MSME Day held in Beijing and Chengdu」
<https://www.undp.org/china/press-releases/small-business-big-change-2024-un-msme-day-held-beijing-and-chengdu> [最終アクセス日：2025 年 11 月 25 日]

²⁴⁶ European Commission「User guide to the SME Definition」
https://finnpartnership.fi/wp-content/uploads/2023/11/sme_definition_user_guide_en.pdf [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

²⁴⁷ VINNOVA「Innovative Startups 2025」

3. 主な知的財産と根拠法

スウェーデンにおける主な知的財産権等の概要は下表のとおり。

図表 125 主な知的財産と根拠法（スウェーデン）

知財種別	概要
特許権	定義等：発明が産業上利用可能性、新規性、進歩性を満たす場合、特許付与される（第 1 条、第 2 条）。 存続期間：出願日から 20 年（第 40 条） 出願公開：出願日又は優先日から 18 か月経過後（第 22 条） 実体審査の有無：有（第 15 条） 差止請求：可（第 57b 条） 損害賠償請求：可（第 58 条）
実用新案権	制度無し
意匠権	定義等：意匠とは、物品の細部又は物品の装飾の細部の特徴からもたらされる物品の全部又は一部の外観であって、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材料に関するものをいう（第 1 条第 1 項）。 存続期間：出願日から最長 25 年（第 24 条） 実体審査の有無：無 差止請求：可（第 36 条） 損害賠償請求：可（第 35b 条）
商標権	定義等：商標は、視覚的に表示することができる標識、特に個人名、図形要素、文字、数字を含む語句及び商品又はその包装の形状で構成することができる（第 4 条）。 存続期間：登録日から 10 年。10 年毎に更新可（第 32 条、第 33 条） 一出願多区分制度：有 実体審査の有無：有（第 17 条） 差止請求：可（第 8 章第 3 条） 損害賠償請求：可（第 8 章第 4 条）
営業秘密	営業秘密法に営業秘密の定義・要件が規定されている。

4. 知的財産に関する統計等情報

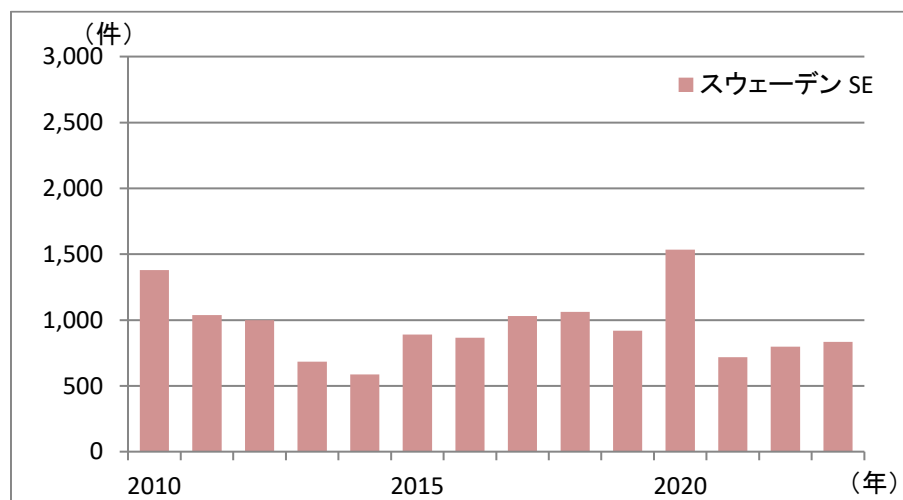
(1) 出願件数・登録件数の推移（総数）

図表 126 スウェーデンにおける特許出願件数の推移²⁴⁸



※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

図表 127 スウェーデンにおける特許登録件数の推移²⁴⁹



※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

248 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

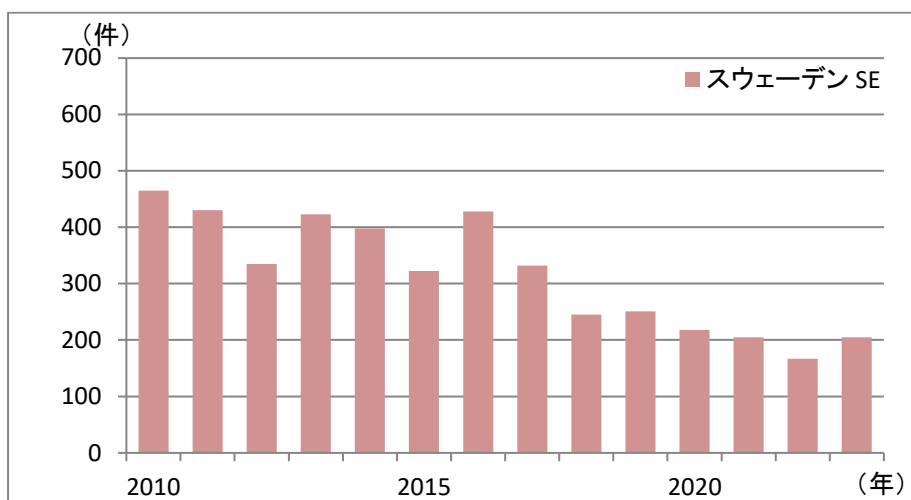
249 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 128 スウェーデンにおける意匠出願件数の推移²⁵⁰



※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

図表 129 スウェーデンにおける意匠登録件数の推移²⁵¹

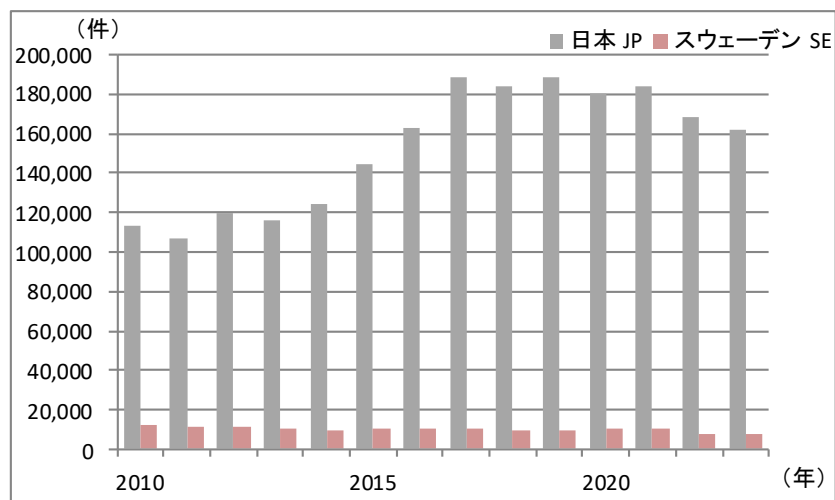


※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

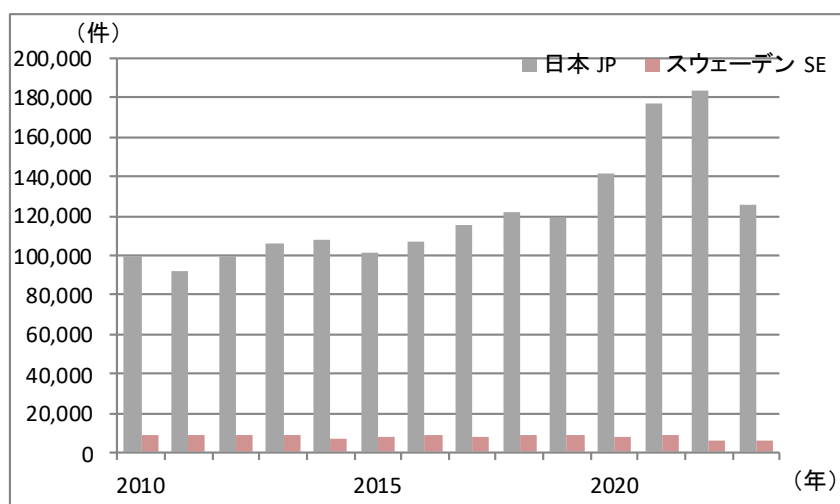
250 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

251 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

図表 130 スウェーデンにおける商標出願件数の推移²⁵²



図表 131 スウェーデンにおける商標登録件数の推移²⁵³



252 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

253 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

(2) 出願件数・登録件数の推移（中小企業）

スウェーデン知的財産庁の 2017 年統計年鑑における重点テーマが、特許と企業データであり、その中で中小企業の特許出願についても掲載されている。

2017 年におけるスウェーデン知的財産庁へ提出された特許出願の件数は 2,297 件であり、区分別の出願割合は以下の通りである。出願の約 46%が中小企業からの出願となっている²⁵⁴。

図表 132 2017 年にスウェーデン知的財産庁に提出された特許出願の割合

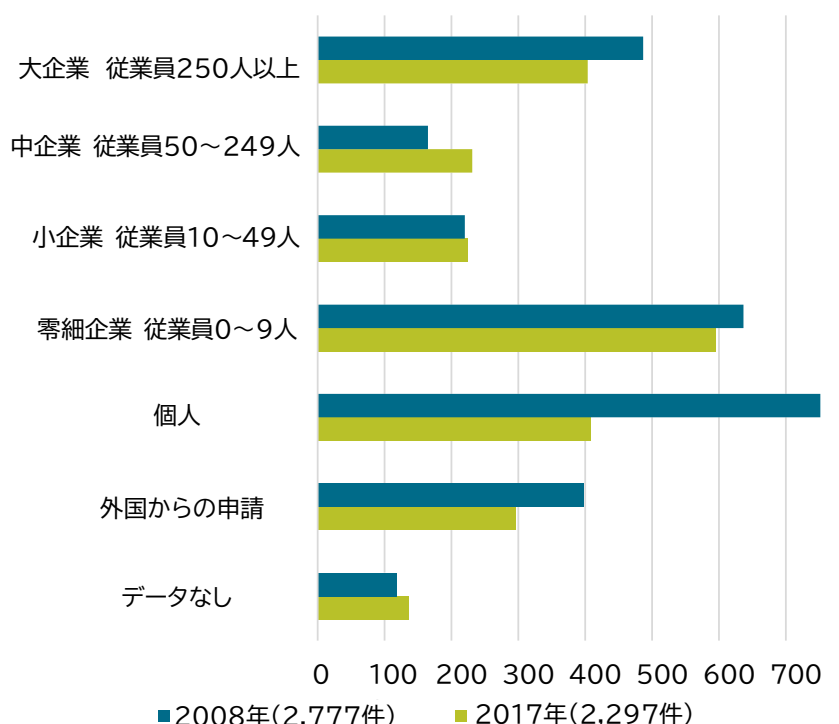
区分	従業員数	特許出願割合
大企業	250 人以上	17%
中企業	250 人未満	10%
小企業	50 人未満	10%
零細企業	10 人未満	26%
個人	—	18%
外国からの申請	—	6%
データなし	—	13%

254 The Swedish Patent and Registration Office 「Statistikårsbok 2017」
<https://www.prv.se/globalassets/dokument/statistik/statistikarsbok-2017.pdf> [最終アクセス日：2025 年 10 月 17 日]

その他、2008 年と 2017 年のスウェーデン知的財産庁に提出された国内特許出願数を比較したデータも公表されている。

2008 年から 2017 年にかけて国内特許出願数は全体で 17%減少している。個人の出願数が 46%減少したことが大きな要因となっている一方で、中企業からの出願は 40%増加している。

図表 133 2008 年および 2017 年の国内特許出願数



また、スウェーデン知的財産庁の 2024 年統計年鑑における重点テーマは、企業データに関連する商標出願調査であり、その中で中小企業の商標出願についても掲載されている。

2024 年におけるスウェーデン知的財産庁へ提出された商標出願の件数は 6,423 件であり、区分別の出願割合は以下の通りである。出願の約 71%が中小企業からの出願となっている²⁵⁵。

図表 134 2024 年にスウェーデン知的財産庁に提出された商標出願の割合

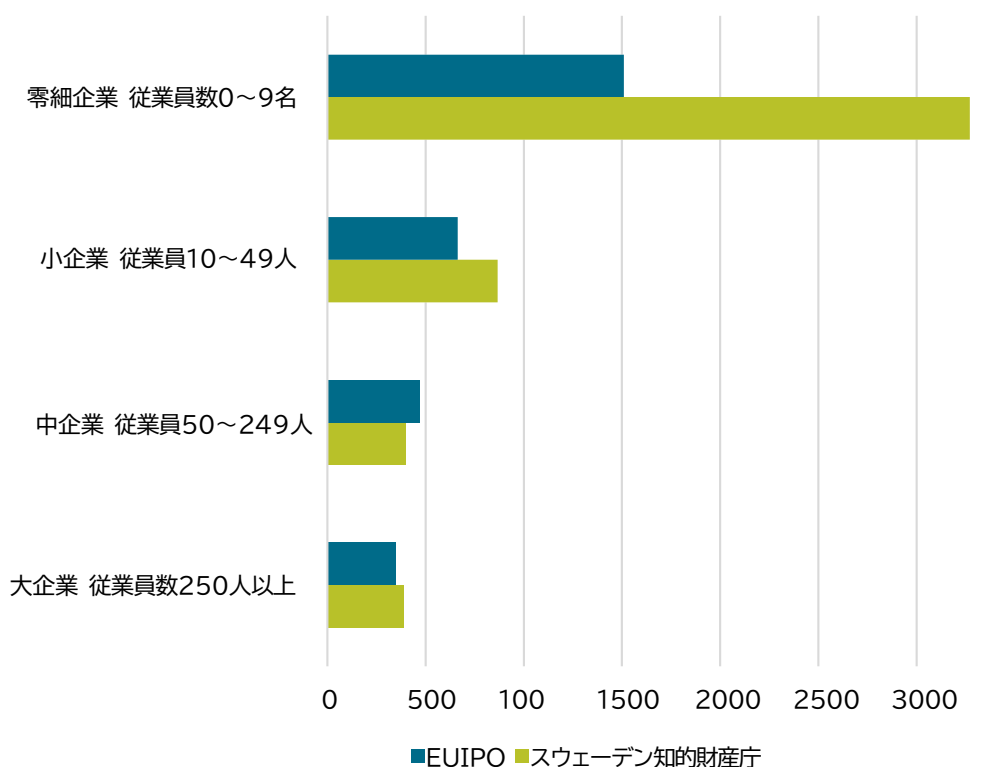
区分	従業員数	商標出願割合
大企業	250 人以上	4%
中企業	250 人未満	7%
小企業	50 人未満	14%
零細企業	10 人未満	50%
個人	—	18%

255 The Swedish Patent and Registration Office 「Statistikårsbok 2024」
<https://www.prv.se/globalassets/dokument/statistik/statistikarsbok-2024.pdf> [最終アクセス日：2025 年 10 月 17 日]

外国からの申請	—	6%
データなし	—	1%

同様に 2024 年の統計年鑑で整理されている 2023 年におけるスウェーデン知的財産庁および EUIPO へのスウェーデン国内の出願数は以下の通りである。零細企業以外の企業規模ではスウェーデン知的財産庁と EUIPO で出願数に大きな違いは見られないが、零細企業によるスウェーデン知的財産庁への出願数は EUIPO への出願者数の倍以上となっている。

図表 135 2023 年のスウェーデン知的財産庁および EUIPO への国内出願数



第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制

1. 中小企業等支援に関する主な支援機関

スウェーデンにおける中小企業等を支援する主な機関を下表に示す。

日本の経済産業省に相当する官庁はスウェーデン王国気候・産業省（Ministry of Climate and Enterprise）であり、政策立案を担っている。スウェーデン王国気候・産業省の下に設置されている政府機関によって役割分担がなされており、実務実施はスウェーデン経済・地域成長庁(The Swedish Agency for Economic and Regional Growth)、資金提供は almi（国営企業）、技術・イノベーション支援はスウェーデンイノベーション庁（VINNOVA）が担っている。

スウェーデンの中小企業支援では、地域振興や地方の中小企業活性化に強く、都市部だけでなく地方企業も対象にしたプログラムが多いことが特徴と考えられる。

図表 136 中小企業等に対する主な支援機関（スウェーデン）

名称	概要
スウェーデン王国気候・産業省（Ministry of Climate and Enterprise） ²⁵⁶	中小企業政策・産業政策・イノベーション政策の総合的な企画・立案を行う政府機関。法律や政策の制定を行い、スウェーデン経済・地域成長庁やスウェーデンイノベーション庁などの実務実施機関に委ねている。
スウェーデン経済・地域成長庁(The Swedish Agency for Economic and Regional Growth) ²⁵⁷	中小企業や地域開発政策を実務的に実施する政府機関。企業支援、補助金・助成プログラム運営、地域振興、デジタル化支援などを実施している。
スウェーデンイノベーション庁（VINNOVA） ²⁵⁸	研究開発やイノベーション促進を通じて中小企業やスタートアップ企業等の成長を支援する政府機関。助成金・補助金制度を運営している。
スウェーデン成長政策分析庁(Swedish Agency for Growth Policy Analysis) ²⁵⁹	中小企業・成長政策の効果分析や統計作成を行う政府機関。政策評価や提言、統計公表を通じて政策立案を支援している。
almi ²⁶⁰	政府系中小企業支援機関。中小企業への融資やベンチャーキャピタルとしての融資に加え、事業開発の

²⁵⁶ Ministry of Climate and Enterprise 「スタートページ」

<https://www.government.se/government-of-sweden/ministry-of-climate-and-enterprise/> [最終アクセス日：2025年10月1日]

²⁵⁷ The Swedish Agency for Economic and Regional Growth 「スタートページ」

<https://tillvaxtverket.se/> [最終アクセス日：2025年10月1日]

²⁵⁸ VINNOVA 「スタートページ」

<https://www.vinnova.se/en> [最終アクセス日：2025年10月1日]

²⁵⁹ Swedish Agency for Growth Policy Analysis 「スタートページ」

<https://www.tillvaxtanalys.se/index.html> [最終アクセス日：2025年10月1日]

²⁶⁰ Almi Invest 「スタートページ」

<https://www.almi.se/> [最終アクセス日：2025年10月1日]

	支援とアドバイスを提供している。
スウェーデン公共職業安定所 (Arbetsförmedlingen) ²⁶¹	中小企業の雇用創出や人材確保支援を実施している公共職業安定所。雇用助成金や研修、求職者とのマッチングを提供している。
スウェーデン輸出信用債権庁 (The Swedish Export Credit Agency) ²⁶²	スウェーデン企業の輸出・国際展開を支援する政府機関。輸出信用保証の提供で中小企業の国際取引リスクを軽減している。
BUSINESS SWEDEN ²⁶³	スウェーデン政府（外務省）とスウェーデンの民間部門（スウェーデン外国貿易協会）が均等に所有している企業支援機関。国内企業が世界的な売上を伸ばし、グローバル企業がスウェーデンに投資し、拡大するのを支援している。中小企業向けプログラムも提供している。 ²⁶⁴

²⁶¹ Arbetsförmedlingen 「スタートページ」

<https://arbetsformedlingen.se/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 1 日]

²⁶² The Swedish Export Credit Agency 「スタートページ」

<https://www.ekn.se/en/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 1 日]

²⁶³ Business Sweden 「スタートページ」

<https://www.business-sweden.com/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 1 日]

²⁶⁴ Business Sweden 「中小企業向けプログラム」

<https://www.business-sweden.com/expand-globally/sme/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 1 日]

2. 知的財産に関連する主な支援機関・支援体制

スウェーデンにおける知的財産に関連する主な支援機関を下表に示す。

日本の特許庁に相当するのがスウェーデン知的財産庁（The Swedish Patent and Registration Office）である。スウェーデン知的財産庁はスウェーデン王国気候・産業省の傘下にあり、特許、意匠、および商標の出願の受理・審査・登録などの業務を所管している。

知的財産権の直接的な所管はスウェーデン知的財産庁が担い、知的財産戦略策定や知的財産マネジメントの支援等はスウェーデンイノベーション庁が担う体制であることが特徴である。

また、WIPO、PCT、マドリッド協定、欧州特許条約(EPC)などの国際機関や国際条約に加盟している。EPC 加盟国のため、EPO 経由での特許取得が可能であるが、コストや手続きの負担など、二重構造による課題があげられる。一方で、国内と欧州との知的財産権の要件・内容等を調和させる試みが行われてきており、調和が進みつつある状況であることがうかがえる。

図表 137 知的財産に関連する主な支援機関（スウェーデン）

名称	概要
スウェーデン知的財産庁（The Swedish Patent and Registration Office） ²⁶⁵	スウェーデン王国気候・産業省の傘下にある政府機関。特許、意匠、および商標の出願の審査など、スウェーデンにおける知的財産保護に関する制度を管理する。著作権も管轄している。
スウェーデンイノベーション庁（VINNOVA） ²⁶⁶	研究開発助成、IP 活用を含む企業支援を行っており、特に中小企業の知的財産関連費用補助や知的財産戦略支援を行っている。
欧州特許庁（European Patent Office）	特許手数料減額、スタートアップ支援ガイド、欧州資金プログラムの紹介など ²⁶⁷ を、欧州各国の中小企業向けに展開している。
欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office）	SME Fund ²⁶⁸ という中小企業向け IP（知的財産）保護費用の補助制度を欧州各国に展開しており、IP Scan（事前診断サービス等）や出願・登録等の費用補助を実施している。

²⁶⁵ The Swedish Patent and Registration Office 「スタートページ」

<https://www.prv.se/en/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 1 日]

²⁶⁶ VINNOVA 「スタートページ」

<https://www.vinnova.se/en> [最終アクセス日：2025 年 10 月 1 日]

²⁶⁷ EPO 「Startups and SMEs」

<https://www.epo.org/en/about-us/observatory-patents-and-technology/innovation-actors/startups-and-smes> [最終アクセス日：2026 年 3 月 25 日]

²⁶⁸ EUIPO SME Fund 総合ページ

<https://www.euipo.europa.eu/en/sme-corner/sme-fund> [最終アクセス日：2026 年 3 月 25 日]

3. 知的財産に関連する主なビジョン・戦略・計画

(1) Årsredovisningar (年次計画、年次報告書)²⁶⁹

スウェーデンでは知的財産に関連する中長期的なビジョンや戦略は公開されていない一方で、スウェーデン知的財産庁では毎年、年次報告書を発行し、特許・意匠・商標・著作権など幅広い知財行政の実績と課題を示している。2024 年における当該報告書では特許、商標の新規出願件数は減少傾向にあり、特に PCT 出願や国際商標申請の落ち込みが目立ったとの記載がある。一方で、審査処理の効率は改善し、サービス目標（初回通知期限や処理期限等）はおおむね達成。新検索システム「AbS」やオンライン申請システム（2025 年稼働予定）の導入などデジタル化を推進している。財務面ではコスト圧力が続き中、収支均衡化に努め、赤字を抑制、審査ツールへの AI 活用など新技術導入にも着手したとの記載が見られた。

スウェーデン知的財産庁は引き続き知的財産制度の品質確保とデジタル基盤強化、国際協力を通じてスウェーデンのイノベーションを支える方針であることがうかがえる。

なお、定期刊行物業務は 2025 年からメディア庁へ移管予定で、その準備が進められている。

²⁶⁹ The Swedish Patent and Registration Office 「Årsredovisning」
<https://www.prv.se/sv/om-oss/var-verksamhet/arsredovisningar/> [最終アクセス日：2025 年 10 月 1 日]

第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策

スウェーデンにおける特徴的な支援施策について、スウェーデン知的財産庁の施策を中心に特徴的な取組を整理した。

1. The PRV School online

施策名	The PRV School online
URL アクセス日	https://www.prv.se/en/knowledge-and-support/events/the-prv-school/ (アクセス 2025 年 12 月 19 日)
支援主体	スウェーデン知的財産庁 (The Swedish Patent and Registration Office)
施策概要	・ 知的財産権の基礎的な理解を深めたいすべての人を対象として、約 2 時間で知的財産権に関する基本的な知識を学べるオンライン学習プログラム。 ・ 特許、意匠、商標、著作権に加え、独占権や会社名法などについて基本的な理解ができる内容となっている。
対象・要件等	・ 利用条件は特に設定されておらず、アカウントを作成することで誰でも利用できる。 ・ 小規模事業主や大学生を基準にレベルが設定されている。起業、経済学、技術、デザインなどを学ぶうえで役に立つ内容となっている。
その他(期間、予算、成果等)	・ 費用は無料。
施策分類	■裾野拡大・活用人材育成 ■支援人材育成 □特定産業支援 □特定属性の成長企業支援 □地域振興支援 □プラットフォーム形成・ネットワーク形成 □その他 ()
支援手法	□経済的支援(資金補助・減免等) □情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ■情報提供(研修・セミナー等) □人材派遣(助言等) □その他 ()

2. PRV Consulting

施策名	PRV Consulting
URL アクセス日	https://www.prv.se/en/prv-consulting/ (アクセス 2025 年 12 月 19 日)
支援主体	スウェーデン知的財産庁 (The Swedish Patent and Registration Office)
施策概要	・ 企業等の知的財産に関する戦略的な意思決定を支援すること等

	☐ スウェーデンの特許 ☐ スウェーデンの公開特許出願 ☐ スウェーデンで効力を有する欧州特許（EP 特許） ☐ 欧州単一特許（UP）
対象・要件等	・ ログイン不要で利用可能。
その他（期間、予算、成果等）	・ 費用は無料。
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

4. （参考）知的財産を織り込んだ資金支援

施策名	Almi による経営・資金支援
URL アクセス日	https://www.almi.se/riskkapital/ (アクセス 2026 年 2 月 5 日)
支援主体	Almi
施策概要	・ 融資・ベンチャーファイナンス・事業開発支援を行う。 ・ 提供過程で、アイデア保護・ブランド・デザイン等の無形資産活用を織り込むものがある。 ➤ 融資等を行う企業に対して、必要に応じ専門家を紹介する。
対象・要件等	・ スウェーデンで事業を行う起業家や中小企業
その他（期間、予算、成果等）	・ Almi の資金支援は融資・出資という一般枠組みによる間接支援。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

5. (参考) 競争的資金の公募

施策名	Innovation projects
URL アクセス日	https://www.vinnova.se/en/apply-for-funding/find-the-right-funding/ (アクセス 2026 年 2 月 5 日)
支援主体	
施策概要	・ 競争的資金の公募において、協業時の IP 合意・データ管理の方針を求め、案件によっては IP 関連費用を適格経費として認めている。実際の内容は各公募要項に依存する。
対象・要件等	・ 研究開発から事業化段階での競争的資金の公募であり、資金の使用用途は要綱の範囲内で応募者側の提案によって決定される。
その他（期間、予算、成果等）	・ 随時複数の競争的資金の公募が公開されている状況である。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☒ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	■経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

第4節 総括・分析

1. 知財支援施策全体の特徴

スウェーデンの中小企業向け知財支援は、制度アクセスの拡大と知財活用の促進に重点を置きつつ、権利取得の質を高める支援を組み合わせた設計が特徴である。出願件数の単純な拡大よりも、無形資産の棚卸や事業戦略への統合を促すことを目指していると推察される。費用面の直接補助は EUIPO の SME Fund などを活用し、国内はガイダンス・診断・教育・デジタル基盤の支援を充実させている。地域振興・地方中小企業への到達性を重視する支援体制（スウェーデン経済・地域成長庁、Almi 等）と結び付くことで、都市部に限らない全国的な実装力に繋がっている。

支援フェーズについては、創出-権利化-活用-権利行使を連続的にカバーしているが、相対的に知的財産の創出と権利化への支援に独自性がある。創出では、PRV の入門教材・ウェビナー（PRV School online）やポータルサイトで知的財産への早期の気づきと入口を整備している。権利化では、先行技術調査・FTO・類否検索等を PRV Consulting や検索データベースで支援している。

支援対象は中小企業全般を広く想定しつつ、初回出願人・スタートアップ・学生など初期参入層に配慮した入口・基礎教育が充実している。産業分野の限定は強くなく、地域エコシステムの中で分野別のニーズにも柔軟に対応しており、全国ネットワークを通じて地方企業にも等しく機会が届く設計である。

支援手法は、情報提供・人材育成、情報・ツール整備、助言・診断、EUIPO 等を含めた経済的支援の組み合わせが中核となる。情報提供・手続案内面での整合・連携を強化しており、迅速・予見可能な手続を志向していることがうかがえる。

実地主体・連携体制は、スウェーデン王国気候・産業省が政策企画、PRV が制度運用と入口（情報・相談等）を担う中核に、スウェーデン経済・地域成長庁が地域実装、Almi が資金・経営助言と IP 戦略の統合、VINNOVA が提供する助成では IP 戦略も適格経費に含め得るなどの役割分担がなされている。総じて、無形資産を経営の中心に据え、創出から活用までを公的助言・教育・デジタル基盤で支え、EU 支援策も活用することで、効率性と到達性に優れたエコシステムがスウェーデンの特徴である。

2. 各施策の特徴

施策	権利化支援・保護支援	
	The PRV School online	Search databases
URL	https://www.prv.se/en/knowledge-and-support/events/the-prv-school/ https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200331	https://www.prv.se/en/knowledge-and-support/search-databases/ https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200331
事業概要	・ 知的財産権の基礎的な理解を深めたいすべての人を対象として、約2時間で知的財産権に関する基本的な知識を学べるオンライン学習プログラム。 ・ 特許、意匠、商標、著作権に加え、独占権や会社名法などについて基本的な理解ができる内容となっている。	・ 特許、意匠、商標ごとにデータベースが提供されている。 (特許関連) ○スウェーデンの特許 ○スウェーデンの公開特許出願 ○スウェーデンで効力を有する欧州特許 (EP 特許) ・ ○欧州単一特許 (UP)
特徴	・ PRV が直接提供しており、中核的な恒常施策である。 ・ 利用条件は特に設定されておらず、アカウントを作成することで誰でも利用できる。 ・ 小規模事業主や大学生を基準にレベルが設定されており、基礎教育に特化している。無料・短時間で学習できるものとなっており、知的財産への入口のハードルを下げている。	・ スウェーデン知的財産庁が提供する知的財産検索サービスであり、基盤インフラとして恒常提供されている。 ・ ログイン不要かつ無料で利用できる。

施策	助言・アドバイス
	PRV Consulting
URL	https://www.prv.se/en/prv-consulting/ https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200331
事業概要	・ 企業等の知的財産に関する戦略的な意思決定を支援すること等を目的に、特許、意匠、商標に関する調査・検索・分析をスウェーデン知的財産庁 (PRV) の専門家 (特許審査官等) が行うコンサルティングサービス。 ・ サービスの内容例は以下の通りである。 ・ (特許関連) ○新規性検索

	○技術調査 ○有効性調査 ○Freedom to Operate (FOT) 検索 ・（意匠・商標関連） ○事前検索・同一/類似検索 ○モニタリングサービス
特徴	・ PRV が直接実施する継続的なサービスである。 ・ 利用者は料金を支払って依頼する必要がある。 ・ 国籍の制限はない。 ・ 英語、ドイツ語、フランス語での対応となる。 ・ 一般的な助言を超えた実務レベルの調査・分析が提供されることが特徴。 ・ 先行技術調査をしたいスタートアップや新規事業分野での競合権利の分析等を行いたい企業が対象と推察される。

施策	知財金融
	Almi による経営・資金支援
URL	https://www.almi.se/riskkapital/
事業概要	・ 融資・ベンチャーファイナンス・事業開発支援を行う。 ・ 提供過程で、アイデア保護・ブランド・デザイン等の無形資産活用を組み込むものがある。 ・ 融資等を行う企業に対して、必要に応じ専門家を紹介する。
特徴	・ 政府系中小企業支援機関であり、恒常的にサービスを展開している。 ・ 知的財産を評価・担保の中核に据えた専用の金融商品や、知的財産の価値に連動した与信・金利設計ではないものの、事業審査や伴走の中で知的財産・無形資産を重視し、知的財産関連費用を資金使途に含める。 ・ スウェーデン全土の中小企業の持続可能な発展と成長を支援しており、投資するだけでなく、助言による伴走支援も実施している。

施策	その他
	Innovation projects
URL	https://www.vinnova.se/en/apply-for-funding/find-the-right-funding/https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200331
事業概要	・ 競争的資金の公募において、協業時の IP 合意・データ管理の方針を求め、案件によっては IP 関連費用を適格経費として認めている。実際の内容は各公募要項に依存する。
特徴	・ 研究開発から事業化段階での競争的資金の公募であり、資金の使用用途は要綱の範囲内で応募者側の提案によって決定される。 ・ 随時複数の競争的資金の公募が公開されている状況である。

第9章 シンガポール

第1節 基礎情報

1. 産業に関する統計等情報

シンガポールにおける中小企業の割合として、事業者の約99%が中小企業に該当するとされている。その他の概況は以下の通り。

図表 138 中小企業の概況（シンガポール）²⁷⁰

- ・企業数の99%を中小企業が占める。
- ・雇用の約70%前後を中小企業が占める。
- ・名目GDP（付加価値）の約45～50%をSMEが生み出すとされる。

2. 中小企業等の定義

（1）中小企業等の定義・根拠法令

シンガポールにおいて、中小企業（Small and Medium-Sized Enterprises, SME）の定義は法令で規定されていないが、シンガポール企業庁（Enterprise Singapore）のホームページでは、「年間売上高が1億シンガポールドル以下、または従業員数が200人以下」と定義されている²⁷¹。

（2）ベンチャー企業等の定義・根拠法令

シンガポールにおいて、ベンチャー・スタートアップの定義は法令で規定されておらず、シンガポール企業庁のホームページにおいても明記されていない。

3. 主な知的財産と根拠法

シンガポールにおける主な知的財産権等の概要は下表のとおり。

図表 139 主な知的財産と根拠法（シンガポール）

知財種別	概要
特許権	定義等：発明が新規性、進歩性、産業上利用可能性を満たす場合、特許付与される（第13条）。 存続期間：出願日から20年（第36条） 出願公開：出願日又は優先日から18か月経過後（第27条、特許法施行規則29） 実体審査の有無：有（第29条） 差止請求：可（第67条） 損害賠償請求：可（第67条）損害賠償または侵害者の利益の請求

²⁷⁰ 世界銀行「World Bank Enterprise Survey 2023, Singapore, 2023」

<https://microdata.worldbank.org/index.php/catalog/6472> [最終アクセス日：2025年11月25日]

²⁷¹ Enterprise Singapore「Enterprise Financing Scheme」

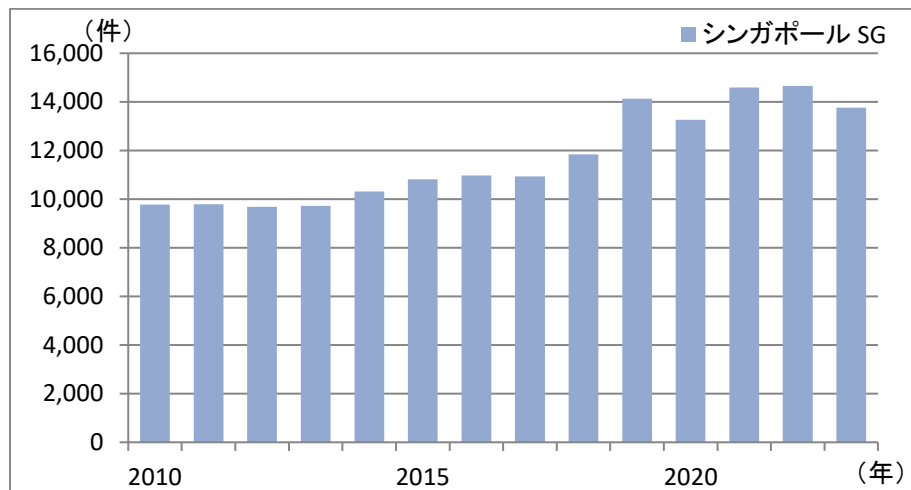
<https://www.enterprisesg.gov.sg/financial-support/enterprise-financing-scheme> [最終アクセス日：2025年9月30日]

	が可能
実用新案権	制度無し
意匠権	定義等：「意匠」とは、物品又は非物理的製品に適用される形状、輪郭、色彩、模様又は装飾であつて、当該物品又は非物理的製品の外観をなすものをいう（第 2 条）。 存続期間：登録日から最長 15 年（第 21 条） 実体審査の有無：無 差止請求：可（第 36 条） 損害賠償請求：可（第 36 条）損害賠償または侵害者の利益の請求が可能
商標権	定義等：「標章」とは、文字、単語、名称、署名、数字、図形、ブランド、標題、ラベル、チケット、形状、色、包装の外観又はこれらの組合せを含む（第 2 条）。 存続期間：登録日から 10 年。10 年毎に更新可（第 18 条） 一出願多区分制度：有 実体審査の有無：有（第 12 条） 差止請求：可（第 31 条） 損害賠償請求：可（第 31 条）損害賠償または侵害者の利益の請求が可能。ただし、損害賠償とともに、当該賠償に算入されていなかった侵害に起因する利益の請求は可能
営業秘密	営業秘密保護に特化した明文規定はなく、判例法によって保護される。

4. 知的財産に関する統計等情報

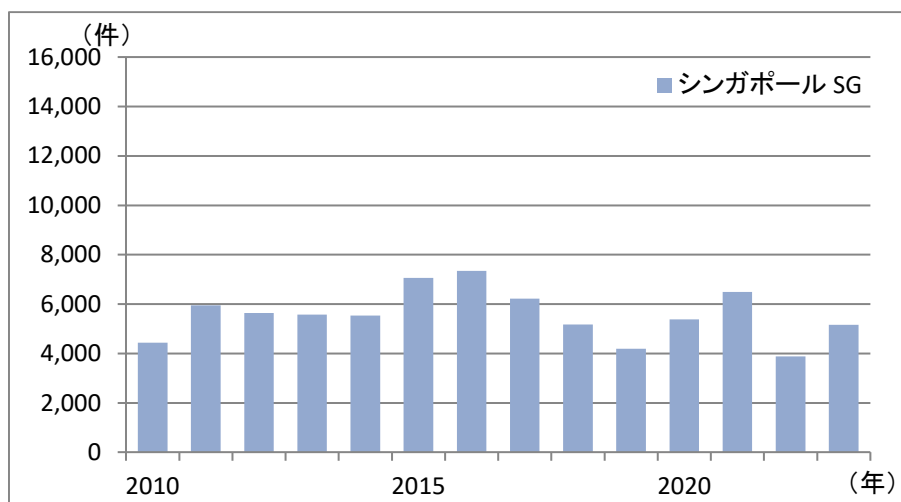
(1) 出願件数・登録件数の推移（総数）

図表 140 シンガポールにおける特許出願件数の推移²⁷²



※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

図表 141 シンガポールにおける特許登録件数の推移²⁷³

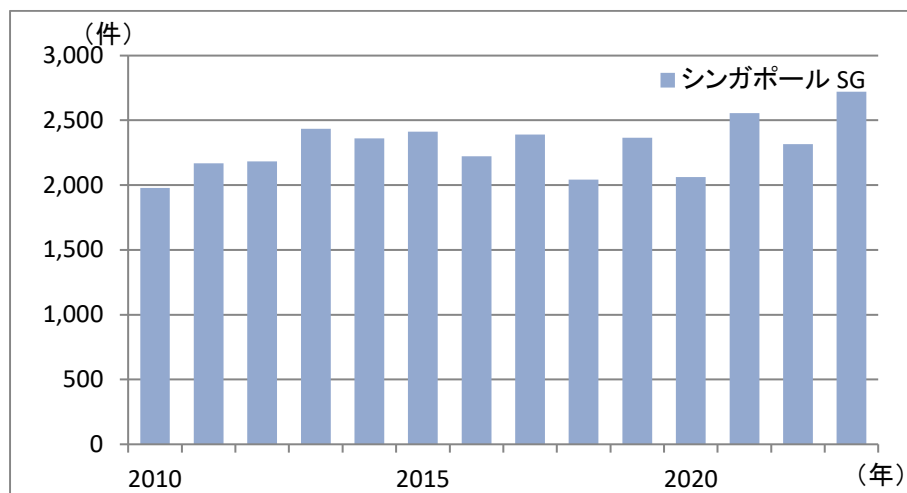


※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

²⁷² WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

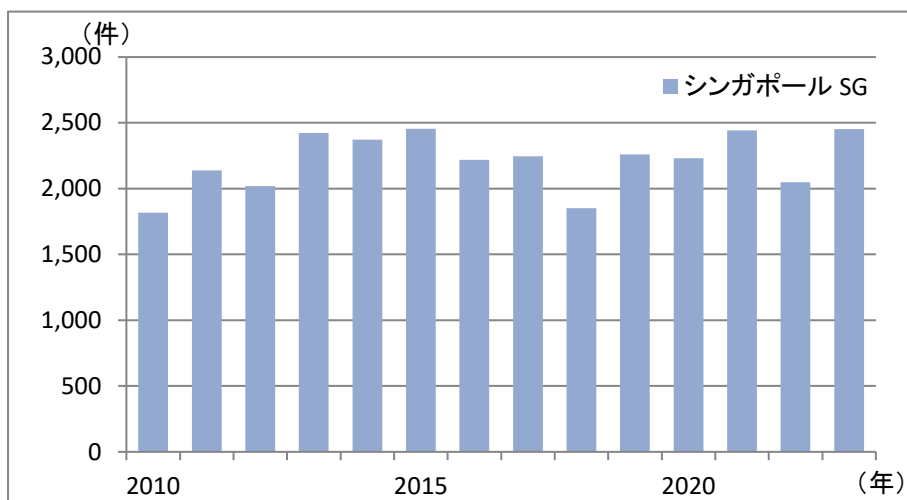
²⁷³ WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 142 シンガポールにおける意匠出願件数の推移²⁷⁴



※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

図表 143 シンガポールにおける意匠登録件数の推移²⁷⁵

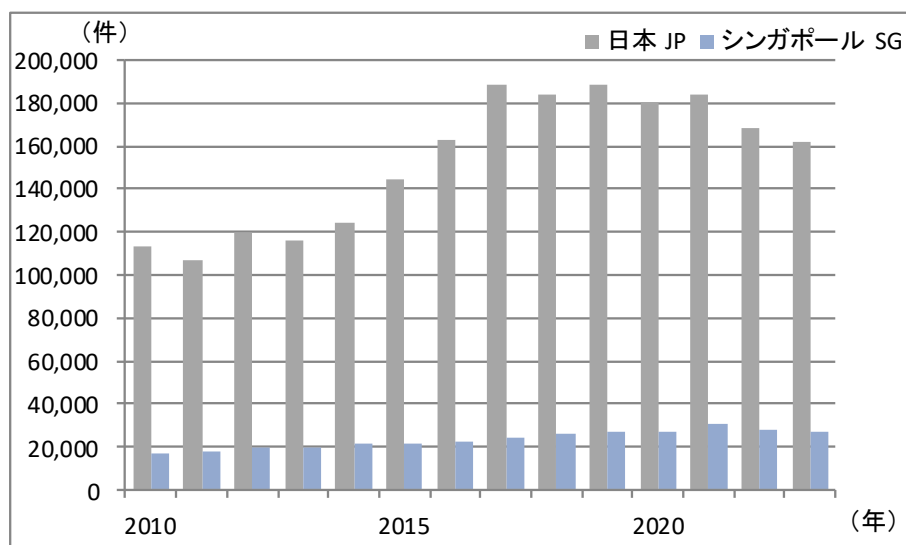


※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

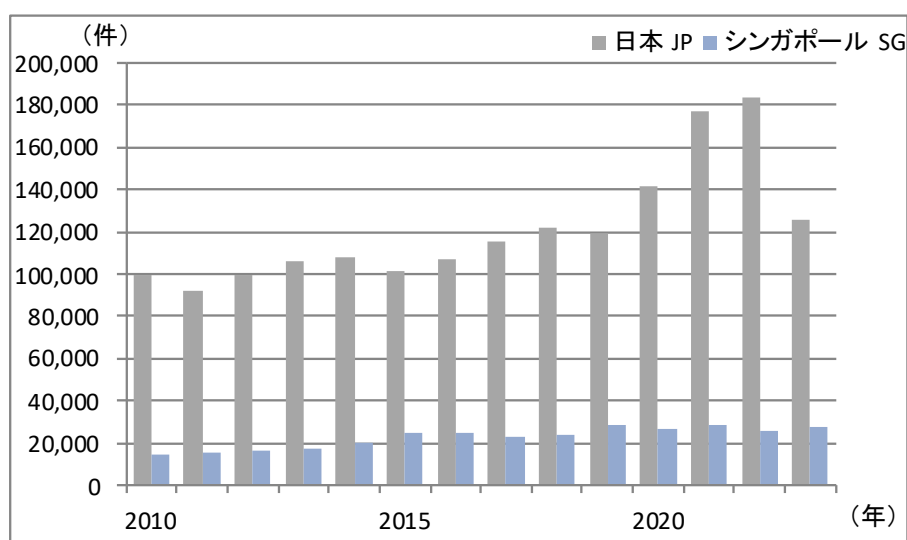
274 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

275 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

図表 144 シンガポールにおける商標出願件数の推移²⁷⁶



図表 145 シンガポールにおける商標登録件数の推移²⁷⁷



(2) 出願件数・登録件数の推移（中小企業）

中小企業の知的財産権に関する出願件数・登録件数の公開情報は特定するに至らなかった。

²⁷⁶ WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

²⁷⁷ WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制

1. 中小企業等支援に関する主な支援機関

シンガポールにおける中小企業等を支援する主な機関を下表に示す。

中心となっている支援機関は、貿易産業省（Ministry of Trade and Industry, MTI）傘下のシンガポール企業庁（Enterprise Singapore）である。シンガポール企業庁に設置された中小企業センター（SME Centres）では、業界団体や商工会議所と提携してシンガポール全土に10か所の窓口を設置し、ビジネスアドバイザーが中小企業の海外進出、資金調達、生産性向上、人材育成等の相談対応を行っている。

その他、デジタル開発・情報省（Ministry of Digital Development and Information, MDDI）傘下の情報通信メディア開発庁（Infocomm Media Development Authority, IMDA）では、中小企業のデジタル化支援等を行っている。

図表 146 中小企業等に対する主な支援機関（シンガポール）

名称	概要
シンガポール企業庁 (Enterprise Singapore)	貿易産業省（MTI）傘下の政府機関。スタートアップを含む中小から大手までの地場企業の支援を行う。地場企業の労働生産性向上や海外展開を支援しており、広域なネットワークを有する。 スタートアップ・VC・アクセラレーター等のエコシステムビルダー向けの政府支援策施策の統一ブランドである「Startup SG」、シンガポールのスタートアップを支援するイニシアティブである「Global Innovation Alliance」を所管している ²⁷⁸ 。
中小企業センター (SME Centres)	シンガポール企業庁が、業界団体や商工会議所と提携して設置している相談窓口である。ビジネスアドバイザーが中小企業の海外進出、資金調達、生産性向上、人材育成等の相談対応を行っている ²⁷⁹ 。
情報通信メディア開発庁 (IMDA)	デジタル開発・情報省（MDDI）傘下の政府機関。中小企業がデジタル化を進め、デジタル技術を活用し、デジタル経済における成長機会を捉えるための能力強化を支援することを目的とした「SMEs Go Digital プログラム」を提供している ²⁸⁰ 。

278 JETRO「ジェトロ・グローバル・アクセラレーション・ハブ シンガポール」

<https://www.jetro.go.jp/theme/innovation/gahub/singapore.html> [最終アクセス日：2025年9月30日]

279 Enterprise Singapore「SME Centres」

<https://www.enterprisesg.gov.sg/about-us/contact-us/sme-centres> [最終アクセス日：2025年9月30日]

280 IMDA「SMEs Go Digital」

<https://www.imda.gov.sg/how-we-can-help/smes-go-digital> [最終アクセス日：2025年9月30日]

2. 知的財産に関連する主な支援機関・支援体制

シンガポールにおける知的財産に関連する主な支援機関を下表に示す。

中心となっている支援機関は、知的財産制度を所管するシンガポール知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore, IPOS）である。IPOS の子会社である IPOS International では、企業の知財戦略等に関する相談対応や、研修プログラムの提供等を行っている。

図表 147 知的財産に関連する主な支援機関（シンガポール）

名称	概要
シンガポール知的財産庁 (IPOS)	法務省の傘下にある政府機関。特許、意匠および商標の出願の審査など、シンガポールにおける知的財産保護に関する制度を管理する。また、庁が管理する知的財産に関する文書等への公衆によるアクセスの提供、知的財産制度の啓発と効果的な利用の促進、知的財産に関連する事項に関する政府の代表、および当該事項に関する政府への助言などの役割を担う ²⁸¹ 。
IPOS International	2019 年に、従来の子会社である IPOS International、IPOS Academy、IPOS ValueLab を統合し、子会社として新たな IPOS International が創設された。100 名超の審査官を擁し、知的財産権戦略・管理のアドバイス、特許検索・分析、知的財産権関連の教育やトレーニングを提供し、企業が有している知的財産権等の商業化をサポートすることを目的としている ²⁸² 。

281 INPIT 新興国等知財情報データベース「シンガポールにおける知的財産関連機関・サイト」

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/link/18625/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

282 JETRO「【シンガポール】新たな IPOS International の創設について」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/asia/2019/sg/20190904_05.pdf [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

3. 知的財産に関連する主なビジョン・戦略・計画

(1) シンガポール IP 戦略 (Singapore IP Strategy, SIPS) 2030²⁸³

2021 年に公表された SIPS は、2013 年に策定され、2017 年に改定された「IP Hub Master Plan」の後継となる知的財産の国家戦略である²⁸⁴。

SIPS 2030 は、企業と幅広いイノベーションコミュニティを支援する国家戦略である。この戦略は、シンガポールが技術、イノベーション及び企業のグローバルとアジアの接点としての地位を確立することに貢献し、より広範な研究、イノベーション及び企業 (RIE) の目標をサポートする。無形資産 (Intangible assets, IA) 及び IP はまた、未来経済評議会と新興強化タスクフォースが策定したシンガポールの経済及び産業変革計画でも重要な役割を果たしている。

2013 年の IP ハブマスター計画以降、シンガポールはイノベーション活動をサポートし、グローバル市場と密接に連携した IP エコシステムの構築で大きな進歩を遂げてきた。同時に、世界経済は大きく進化し、IA/IP は経済成長の原動力として重要性を増している。その結果、企業は成長のために IA/IP を効果的に管理するためのツールとノウハウを備える必要がある。

これらの発展は、シンガポールが法律、金融及び現代サービスのハブとしての確固たる基盤を築き、IA/IP を活用して価値創造と成長の次の段階を推進する機会をもたらすものである。

SIPS 2030 は 3 つの主な重点分野で構成されており、それぞれがシンガポール経済の異なる側面、すなわち国際活動の支援、地元企業の成長、優秀な人材の育成に取り組んでいる。

283 IPPOS 「Singapore IP Strategy (SIPS) 2030」

<https://www.ipos.gov.sg/global-ip-hub/singapore-ip-strategy-2030> [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

284 JETRO 「【シンガポール】シンガポール知財戦略 2030 について」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/asia/2021/sg/20210506.pdf [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

図表 148 SIPS2030 の全体像



(2) IPOS 年次報告書²⁸⁵

IPOS は年次報告書をウェブページで公表しており、最新の年次報告書 2024/2025 は 2025 年 9 月 15 日に公表された。

同報告書では、近年のシンガポールにおけるイノベーションシステムと知的財産保護インフラの構築の成果を述べた上で、今後もイノベーションと知的財産のグローバルハブとして発展し続ける展望を述べており、組織概要や出願件数のほか、IPOS が実施したイベント、WIPO や他国知的財産庁との協力、ASEAN 域内連携の強化等について報告している。

285 IPOS 「Annual Reports」

<https://www.ipos.gov.sg/about-us/annual-reports> [最終アクセス日：2025 年 9 月 30 日]

第3節 中小企業等に関する知財分野の支援施策

シンガポールにおいて中小企業等のみを対象とした知財分野の支援施策はほとんど見当たらないため、中小企業等を含む企業全般を対象とした知財分野の支援施策を以下のとおり整理した。

1. IP Ready プログラム

施策名	IP Ready プログラム
URL アクセス日	https://iposinternational.com/en/ip-strategy/build-ip-capabilities (アクセス 2025 年 11 月 13 日)
支援主体	IPOS International
施策概要	・企業が知的財産（IP）を管理するための内部能力を構築するための支援を行う。 ・参加企業は知的財産戦略家とペアを組み、知的資産（IA）戦略の策定、知的財産管理プロセスの制度化、そして長期的な知的資産／知的財産と事業成長のためのスキル構築を行う。
対象・要件等	・中小企業を含む企業を対象とする。
その他（期間、予算、成果等）	・無料
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

2. IP Start プログラム

施策名	IP Start プログラム
URL	https://iposinternational.com/en/ip-strategy/ip-start
アクセス日	(アクセス 2025 年 11 月 13 日)
支援主体	IPOS International
施策概要	・シンガポールを拠点とするインキュベーターやアクセラレーターと連携し、スタートアップや中小企業に対して知的財産（IP）／知的資産（IA）の活用に関する助言を提供する。 ・インキュベーターやアクセラレーターに対する知財研修や、企業向けの教材の提供も行っている。 ・また、IP Start コミュニティが構築されており、インキュベーターやアクセラレーター等が登録されている。

	☐ その他 ()

第4節 総括・分析

1. 知財支援施策全体の特徴

シンガポールでは、知的財産（IP）／無形資産（IA）を企業成長とイノベーション推進の原動力と位置づけ、国家戦略「SIPS2030」をはじめとする政策のもと知的財産に関する支援施策を展開し、知的財産の積極的な活用を推進して、経済成長を図っている。シンガポールにおいて中小企業のみを対象とした知財分野の支援施策はほとんど見当たらないが、シンガポールの企業のうち99%が中小企業であるため、各施策の利用企業はほとんどが中小企業であると推察される。

支援施策の多くはIPOSの子会社であるIPOS Internationalによって提供されており、企業の知財管理能力の強化（IP Ready）、スタートアップや中小企業への知財活用に関する助言（IP Start）、オンラインでの知財サービス提供（GoBusiness IP Grow）、専門家による法律相談（IP Clinics）など、知財の裾野拡大や人材育成、プラットフォームやネットワーク形成に重点を置いたプログラムが展開されている。

また、税制優遇（企業イノベーションスキーム、知的財産開発優遇制度）を通じて、知的財産権の取得・活用・商業化を促進し、研究開発やイノベーション活動に対する知的財産面からのバックアップを後押ししている。

さらに、若手発明者向けの支援（IAP）や、インキュベーター・アクセラレーターとの連携によるスタートアップ支援（IP Start）など、次世代のイノベーター育成にも力を入れている。

2. 各施策の特徴

施策	権利化支援・保護支援	
	企業イノベーションスキーム (Enterprise Innovation Scheme, EIS)	知的財産開発優遇制度 (Intellectual Property Development Incentive, IDI)
URL	https://www.iras.gov.sg/schemes/disbursement-schemes/enterprise-innovation-scheme-(eis)	https://www.edb.gov.sg/content/dam/edb-en/how-we-help/incentive-and-schemes/factsheets/IDI%20Factsheet.pdf
事業概要	シンガポールで実施される研究開発や知的財産関連活動等に対し、最大 40 万ドルの適格支出について 400% の税額控除、または最大 10 万ドルについて 20% の非課税現金給付を提供。	シンガポールにおける研究開発から生じた知的財産権を活用し商業化する企業を支援する制度
特徴	- 個人事業主、パートナーシップ、会社（登録事業信託含む）、外国の親会社や持株会社の登録支店・子会社が対象となる。 - 税額控除はシンガポールで積極的な事業活動を継続し、適格経費を計上した場合に適用する。現金給付は常勤現地従業員 3 名以上など追加条件がある。	知的財産権に基づく収入に応じて、5%、10%又は 15%の減税を受けることができる。

施策	助言・アドバイス	
	IP Ready プログラム	IP Start プログラム
URL	https://iposinternational.com/en/ip-strategy/build-ip-capabilities	https://iposinternational.com/en/ip-strategy/ip-start
事業概要	- 企業が知的財産 (IP) を管理するための内部能力構築を支援するプログラム。 - 中小企業を含む企業を対象に無料で提供する。	インキュベーターやアクセラレーターと連携し、スタートアップや中小企業に知的財産 (IP) / 知的資産 (IA) の活用に関する助言を無料で提供する。

特徴	・参加企業は知的財産戦略家とペアを組み、知的資産戦略の策定や管理プロセスの制度化を行う。 ・長期的な知的資産／知的財産と事業成長のためのスキル構築を行う。	・インキュベーターやアクセラレーター向けの知財研修や企業向け教材を提供する。 ・IP Start コミュニティの構築しており、インキュベーターやアクセラレーター等の交流の場を提供している。

施策	助言・アドバイス	
	GoBusiness IP Grow プログラム	発明者支援プログラム (Inventor Assistance Programme, IAP)
URL	https://iposinternational.com/en/resources/gobusiness-ip-grow	https://www.ipos.gov.sg/about-ip/patents/how-to-register-overview/wipo-inventor-assistance-programme/
事業概要	・企業が IA/IP を活用して成長することを支援する、オンラインの IA/IP サービス・マーケットプレイス。 ・中小企業を含む企業を対象に無料で提供	・シンガポールの若手発明者（18～35 歳）がイノベーションを商業的資産へ転換できるよう、特許取得プロセス等について専門家による無償指導を提供
特徴	・e-Advisers が企業の IA/IP ニーズを把握し、適切なサービスプロバイダーを推薦する。	・技術分野に最適なボランティア特許弁護士がマッチングされる。 ・特許制度の基礎知識修了など申請条件が設けられている。

施策	紛争予防・対応	
	IP Clinics プログラム	
URL	https://www.ipos.gov.sg/eservices/ip-clinics/	
事業概要	・知的財産権に関する問題に対し、専門家との 45 分の初回相談を 1 回に限り無料で提供する。	
特徴	・2025 年 2 月 24 日より GoBusiness IP Grow を通じて利用可能となった。 ・国外の企業も対象となっている。	

第10章 フィンランド

第1節 基礎情報

1. 産業に関する統計等情報

フィンランドにおける中小企業の割合として、事業者の約99%が中小企業に該当するとされている。その他の概況は以下の通り。

図表 149 中小企業の概況（フィンランド）²⁸⁶

- ・中小企業が企業約99%を占める（2023年）
- ・中小企業における雇用が約6割を占める（2023年）
- ・中小企業がフィンランドの企業売上高の約54%に寄与（2023年）

2. 中小企業等の定義

（1）中小企業等の定義・根拠法令

フィンランドの中小企業等の定義はEU（欧州委員会）の共通定義（欧州委員会勧告2003/361/EC）に準拠している。²⁸⁷

フィンランド統計局では、同国内の統計や政策で用いられる中小企業を下記のように定義している。

区分	従業員数	年間売上高	年間総資産
中企業 (Medium)	250 人未満	5,000 万ユーロ 以下	4,300 万ユーロ 以下
小企業 (Small)	50 人未満	1,000 万ユーロ 以下	1,000 万ユーロ 以下
零細企業 (Micro)	10 人未満	200 万ユーロ 以下	200 万ユーロ 以下

（2）ベンチャー企業等の定義・根拠法令

フィンランドにおけるベンチャー企業等を定義する特定の法律は、本調査では確認できなかった。補助制度や許可制度などに応じて要件を設け、その要件を満たす企業をベンチャー企業等とみなしているとみられる。

²⁸⁶ Statistics Finland 2023

<https://www.yrittajat.fi/app/uploads/public/2025/03/Suomen-Yrittajat-Entrepreneurship-statistics-2023.pdf> [最終アクセス日：2026年2月25日]

²⁸⁷ European Commission 「User guide to the SME Definition」

https://finnpartnership.fi/wp-content/uploads/2023/11/sme_definition_user_guide_en.pdf [最終アクセス日：2025年9月27日]

【Business Finland】

- ・ 急速に国際的な成長を目指す若い中小企業をスタートアップとし、事業開始から 5 年未満の成長企業を対象にサービスを展開。²⁸⁸

【Startup Permit】²⁸⁹

- ・ EU 圏外の起業家で革新的なビジネスアイデアを持ち、国際的な成長を目指すチームに対して最長 2 年間のスタートアップ許可証を発行
＜要件＞
チームに少なくとも 2 名の創業者が含まれ、60%以上の株式を保有、フィンランドで革新的なビジネスモデルの事業をフルタイムで展開する。

【Start-up Grant】²⁹⁰

- ・ 雇用・経済省（Ministry of Economic Affairs and Employment）による新規起業家の生活費を支援する制度。
＜要件＞
フルタイムの起業家であり、予定する事業に必要な十分なスキルを有し、生活維持に助成金が必要であること、事業活動に継続的な収益性の可能性があること

288 Business Finland ホームページ(企業規模の定義)

<https://www.businessfinland.fi/en/for-finnish-customers/services/startup-companies/startup-companies#companysize>
[最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

289 Business Finland ホームページ(Finnish Startup Permit)

<https://www.businessfinland.com/establish-your-business/finnish-startup-permit/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

290 Ministry of Economic Affairs and Employment of Finland ホームページ(Start-up grant - support for new entrepreneurs) <https://tem.fi/en/start-up-grants> [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

3. 主な知的財産と根拠法

フィンランドにおける主な知的財産権等の概要は下表のとおり。

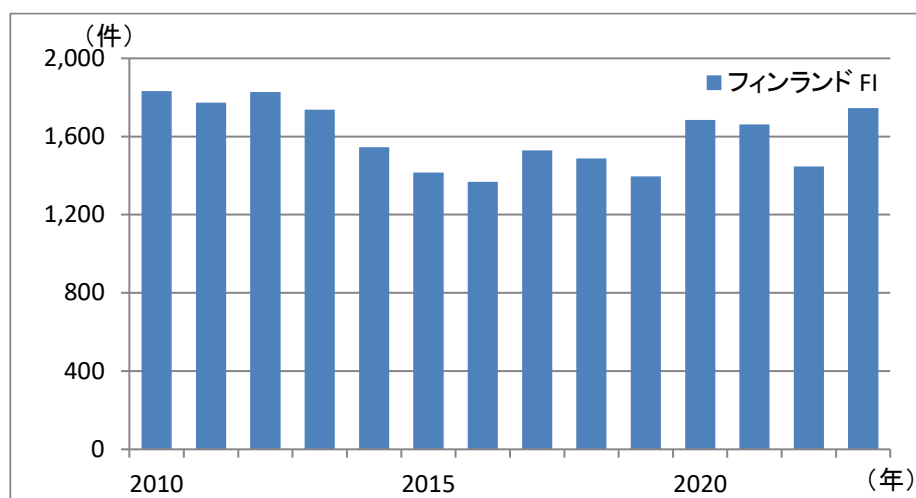
図表 150 主な知的財産と根拠法（フィンランド）

知財種別	概要
特許権	定義等：発明が産業上利用可能性、新規性、進歩性を満たす場合、特許付与される（第 1 条、第 2 条）。 存続期間：出願日から 20 年（第 40 条） 出願公開：出願日又は優先日から 18 か月経過後（第 22 条） 実体審査の有無：無（第 59 条） 差止請求：可（第 57 条） 損害賠償請求：可（第 58 条）
実用新案権	定義等：「考案」とは、産業上利用することができる技術的解決をいう（第 1 条）。 存続期間：出願日から最長 10 年（第 25 条） 出願公開：出願日又は優先日から 15 か月経過後（第 18 条） 実体審査の有無：無 差止請求：可（第 36 条） 損害賠償請求：可（第 37 条）
意匠権	定義等：「意匠」とは、製品の全部又は一部の外観であって、当該製品自体又はその装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方若しくは素材の特徴に由来するものをいう（第 1a 条）。 存続期間：出願日から最長 25 年（第 24 条） 実体審査の有無：無 差止請求：可（第 35 条） 損害賠償請求：可（第 36 条）
商標権	定義等：取引において使用され、かつ、視覚的に表示することができる識別的標章は、商標とすることができる（第 2 条）。 存続期間：登録日から 10 年。更新可（第 22 条） 一出願多区分制度：有 実体審査の有無：有 差止請求：可（第 38 条） 損害賠償請求：可（第 38 条）
営業秘密	営業秘密法に営業秘密の定義・要件が規定されている。

4. 知的財産に関する統計等情報

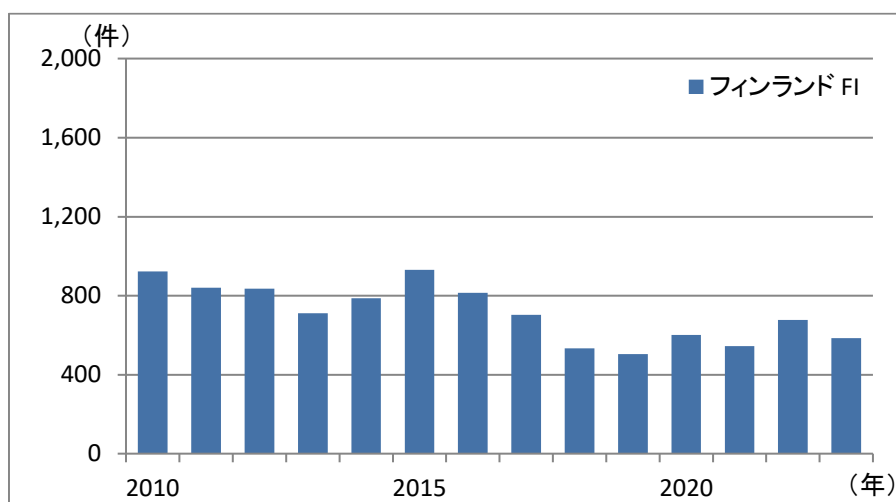
(1) 出願件数・登録件数の推移（総数）

図表 151 フィンランドにおける特許出願件数の推移²⁹¹



※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

図表 152 フィンランドにおける特許登録件数の推移²⁹²

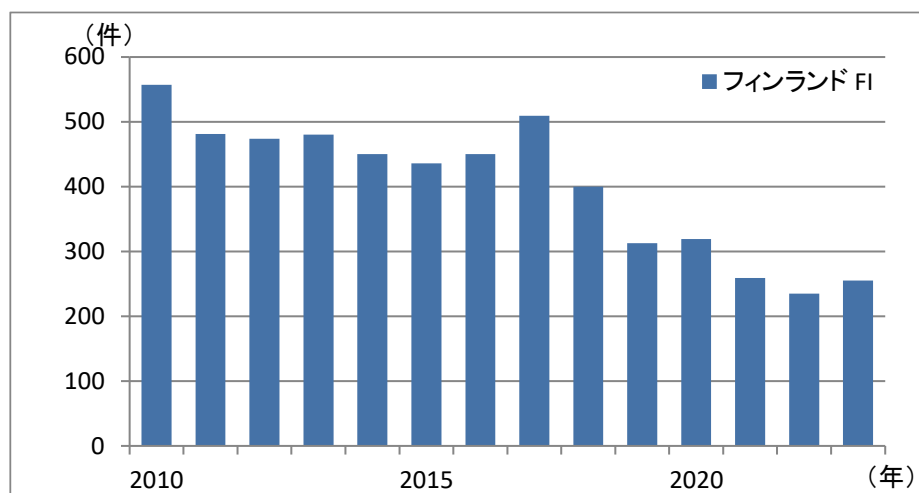


※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

291 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

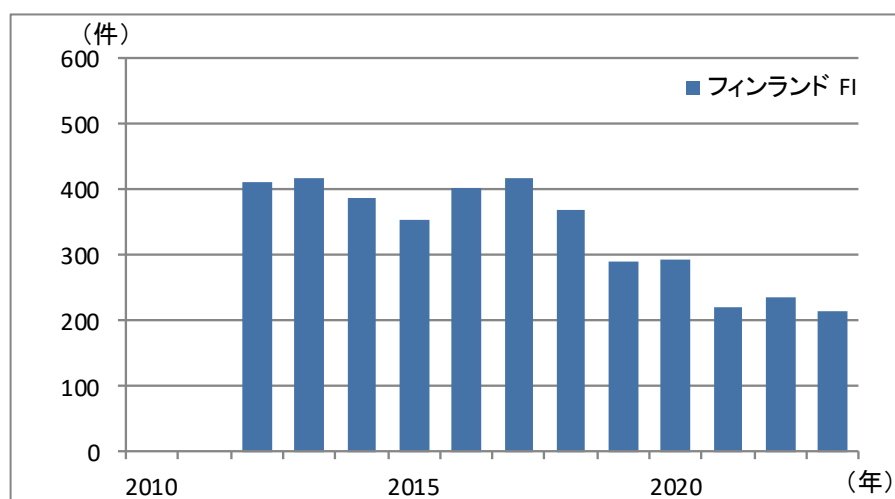
292 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 153 フィンランドにおける実用新案出願件数の推移²⁹³



※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

図表 154 フィンランドにおける実用新案登録件数の推移²⁹⁴



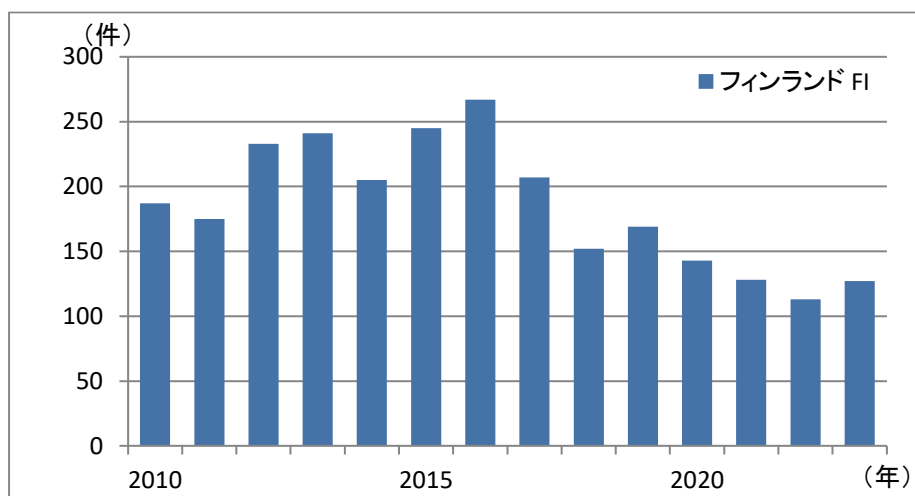
※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

※2010～2011 年のデータは掲載なし

293 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

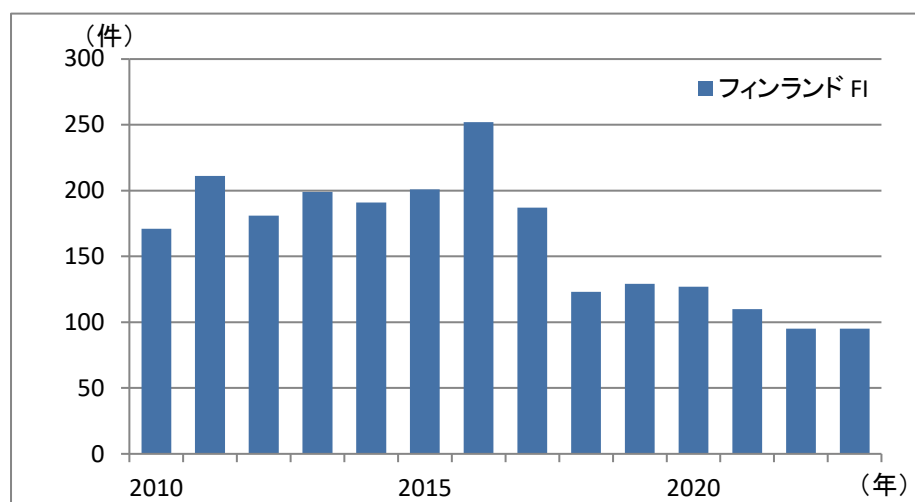
294 WIPO HP 「WIPO IP Statistics Data Center」 直接出願および PCT 国内段階移行出願の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025 年 9 月 4 日]

図表 155 フィンランドにおける意匠出願件数の推移²⁹⁵



※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

図表 156 フィンランドにおける意匠登録件数の推移²⁹⁶

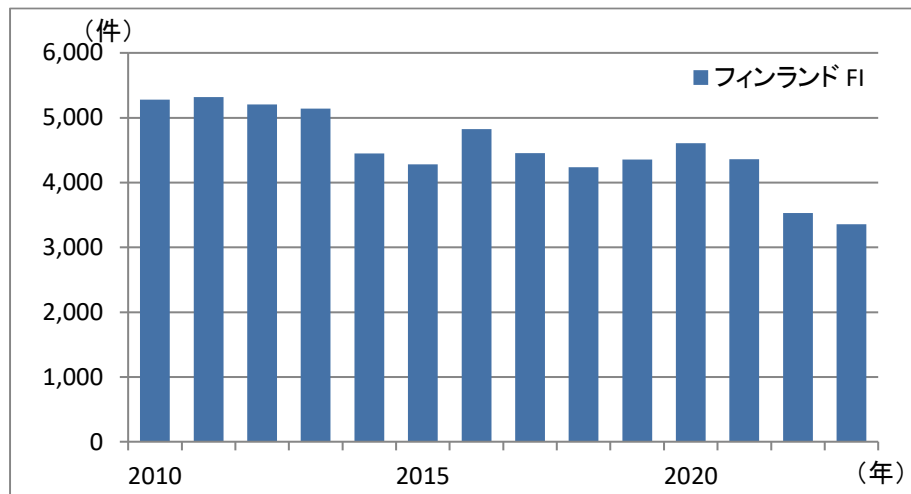


※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

295 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

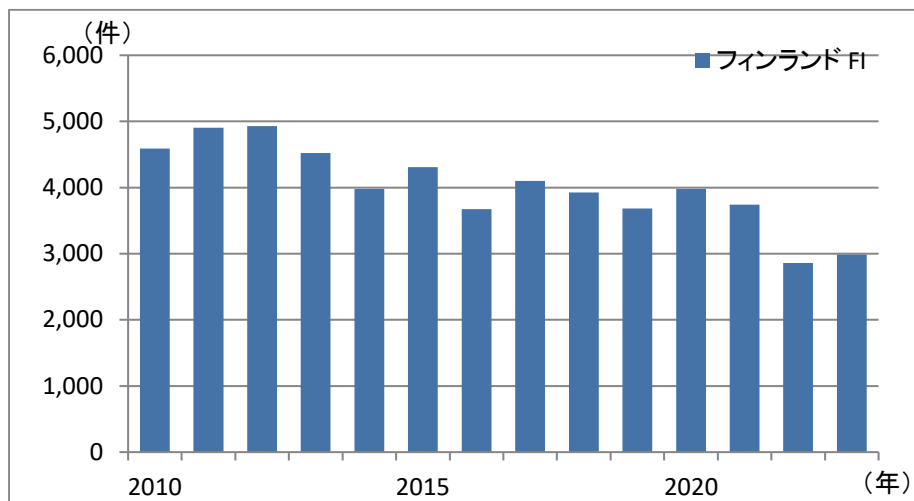
296 WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびハーグ制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

図表 157 フィンランドにおける商標出願件数の推移²⁹⁷



※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

図表 158 フィンランドにおける商標登録件数の推移²⁹⁸



※日本との件数の差が大きいため、日本の件数は非表示

(2) 出願件数・登録件数の推移（中小企業）

中小企業の知的財産権に関する出願件数・登録件数の公開情報は特定するに至らなかった。

²⁹⁷ WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

²⁹⁸ WIPO HP「WIPO IP Statistics Data Center」直接出願およびマドリッド制度経由の件数
<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> [最終アクセス日：2025年9月4日]

第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制

1. 中小企業等支援に関する主な支援機関

フィンランドにおける中小企業等を支援する主な機関を下表に示す。

日本の経済産業省に相当する官庁は雇用・経済省（Ministry of Economic Affairs and Employment, TEM）である。経済・産業政策、企業支援、エネルギー政策に加え、雇用・労働政策も所管している点が特徴である。フィンランド特許登録庁は同省の管轄となっている。

また、同省管轄の経済開発・運輸・環境センター(ELY センター)は、わが国の経済産業局に最も近い役割を担う。所掌分野として、産業振興、雇用・労働の他、交通・インフラ、環境・天然資源の3分野があり、15の ELY センターのうち、9の ELY センターが3分野全てを扱っている。雇用・経済省の所掌分野の他、運輸・通信省、環境省など他の官庁の所掌分野も包括して扱っている点が特徴である。

雇用・経済省の所管にある中小企業等支援に関する機関として、イノベーション資金等の提供を行う Business Finland、中小企業等への融資を行う国有金融機関の Finnvera、スタートアップ投資等を担う国有投資機関 TESI（Finnish Industry Investment）などがあげられる。Business Finland は観光投資の誘致、Finnvera は輸出信用保証提供など幅広く支援をおこなっていることが特徴である。

なお、フィンランドの多くの自治体は、経済機関を市の内部部局へ設置するのではなく、経済推進組織として別途設立している。例えば、ヘルシンキ市では市が100%出資する Helsinki Business Hub が市の PR、投資誘致等、幅広い事業を展開している。²⁹⁹

図表 159 中小企業等に関連する主な支援機関（フィンランド）³⁰⁰

名称	概要
雇用・経済省（Ministry of Economic Affairs and Employment, TEM）	経済・産業政策、企業支援、エネルギー政策、雇用・労働政策を所管。行政部門は 23 の政府機関と 5 つの国有企業などで構成されている。 ³⁰¹
経済開発・運輸・環境センター（The Centres for Economic Development, Transport and the Environment, ELY Centres） ³⁰²	中央政府の政策を地域で実施するための地方行政機関であり、全国に 15 カ所設置されている。雇用・経済省を中心に、環境省、運輸通信省、農林省、教育文化省、内務省など複数省庁の業務を担っている。

²⁹⁹ Helsinki Business Hub ホームページ

<https://www.myhelsinki.fi/business/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

³⁰⁰ 在フィンランド日本国大使館経済班「フィンランド経済の概要」

<https://www.fi.emb-japan.go.jp/files/100783734.pdf> [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

³⁰¹ 雇用・経済省ホームページ(管理と組織)

<https://tem.fi/en/government-agencies-and-companies-of-mee-group> [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

³⁰² 経済開発・運輸・環境センター ホームページ

<https://www.ely-keskus.fi/web/ely-en/frontpage> [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

Business Finland ³⁰³	イノベーションの資金調達、貿易、旅行、投資促進のための政府機関。経済・雇用省が所管。企業の国際化を支援しており、世界 40 か国に事務所を持つ。 JETRO や日本政策投資銀行と協定等を結んでいる。
Finnvera ³⁰⁴	国有の金融機関であり、公式の輸出信用機関。融資、国内保証、輸出信用保証、および輸出金融に関連するその他のサービスを提供。
TESI(Finnish Industr Investment) ³⁰⁵	国有の投資機関であり、ベンチャーキャピタル等と共同でスタートアップ企業等に投資を行うとともに、専門知識、ネットワークの提供を行う。

303 Business Finland ホームページ <https://www.businessfinland.fi/en/for-finnish-customers/about-us/in-brief> [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

304 Finnvera ホームページ <https://www.finnvera.fi/eng/finnvera/about-finnvera/strategy-and-values> [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

305 TESI ホームページ <https://tesi.fi/en/about-tesi/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

2. 知的財産に関連する主な支援機関・支援体制

フィンランドにおける知的財産に関連する主な支援機関を下表に示す。

日本の特許庁に相当するのがフィンランド特許登録庁(Finnish Patent and Registration Office, PRH)である。特許登録庁は雇用・経済省の管轄であり、特許、実用新案、意匠、商標、著作権など知的財産権に関する審査・登録などの業務を所管する。WIPO、PCT、マドリッド協定、欧州特許条約(EPC)などの国際機関や国際条約に加盟している。EPC 加盟国のため、EPO 経由での特許取得が可能であるが、コストや手続きの負担など、二重構造による課題があげられる。なお、PRH は企業登記や監査人承認などの業務を兼務することが日本特許庁との大きな違いである。

わが国の INPIT(知財総合支援窓口)に相当するのが欧州 IP ヘルプデスク(European IP Helpdesk)の地域窓口である。欧州 IP ヘルプデスクは EU 域内の中小企業、研究機関などを対象に知的財産の活用、保護、活用、侵害対応などの相談に対して無料で助言など行うものであり、フィンランドでは、ヘルシンキ地域商工会議所などが地域窓口となっている。IP 診断ツールなどを提供するが、INPIT のような専門家派遣や各種制度の案内などの機能は有していない。

図表 160 知的財産に関連する主な支援機関（フィンランド）

名称	概要
フィンランド特許登録庁 (Finnish Patent and Registration Office, PRH) ³⁰⁶	雇用・経済省が管轄する知的財産権に関する審査・登録等の業務を所管する機関。企業登記や監査人承認などの業務を兼務する。
欧州 IP ヘルプデスク (European IP Helpdesk) ³⁰⁷	EU 域内の中小企業、研究機関などを対象に知的財産の活用、保護、活用、侵害対応などの相談に対応、フィンランドではヘルシンキ地域商工会議所などが地域窓口となっている。
欧州特許庁 (European Patent Office)	特許手数料減額、スタートアップ支援ガイド、欧州資金プログラムの紹介など ³⁰⁸ を、欧州各国の中小企業向けに展開している。
欧州連合知的財産庁 (European Union Intellectual Property Office)	SME Fund ³⁰⁹ という中小企業向け IP (知的財産)保護費用の補助制度を欧州各国に展開しており、IP Scan (事前診断サービス等) や出願・登録等の費用補助を実施している。

306 フィンランド特許登録庁ホームページ

<https://www.prh.fi/en/index.html> [最終アクセス日：2025年9月27日]

307 enterprise europe network ホームページ (フィンランド IP SME ヘルプデスク)

<https://www.een.fi/ip-sme-helpdesks-in-your-service/> [最終アクセス日：2025年9月27日]

308 EPO 「Startups and SMEs」

<https://www.epo.org/en/about-us/observatory-patents-and-technology/innovation-actors/startups-and-smes> [最終アクセス日：2026年3月25日]

309 EUIPO SME Fund 総合ページ

<https://www.euipo.europa.eu/en/sme-corner/sme-fund> [最終アクセス日：2026年3月25日]

3. 知的財産に関連する主なビジョン・戦略・計画

(1) 「国家知的財産権戦略（National Intellectual Property Rights Strategy, 2022-2030）」³¹⁰

2030 年を目標とした戦略で、2022 年に政府により決議された。³¹¹

2030 年までに、フィンランドの知的財産権(IPR)に関する事業環境が、イノベーション活動と創造的な活動を効果的に支援し、基本的人権と様々な社会的利益の実現を考慮しつつ、経済的な豊かさと競争力を高めることを目指している。

主管は雇用・経済省であるが、その推進にあたり、教育文化省、外務省、財務省とも連携を図っていくものである。

なお、戦略で掲げる目標達成に向け、2030 年までに実施される 15 の施策が選定されている。

図表 161 国家知的財産権戦略の主な内容

【目標】

2030 年にフィンランドが、革新と創造的活動を支える効果的な知的財産権 (IPR) の運用環境を備え、基本的権利の実現や多様な社会的利害を考慮しつつ、経済的な豊かさと競争力を高めていることを目標としている。

【期間】

2022 年～2030 年

【対象者】

学術界／研究機関、産業界／中小企業、公共機関／政策立案者。

【基本方針】

フィンランドの関係者が強力な IPR 専門知識を有すること

世界水準のイノベーションがフィンランドで創出され、商業化されること

知的財産が政治的意思決定の不可欠な要素となること

フィンランドが機能的かつ競争力のある IPR 制度を有すること

フィンランドが EU および国際的に IPR 制度や規制の発展を推進すること

【達成に向けた 15 の施策】

1. 中小企業向け IP 助言・情報提供の拡充

2. IPR University Center の研修提供機能の強化

3. 企業が生み出すデータを“無形資産”として理解・活用するための教育

4. 国・自治体を含む公的部門の IP リテラシー強化（内外の教育機会整備）

5. 中央政府内“IPR タスクグループ”設置の可能性検討（現状把握、提案形成）

6. 各種政府戦略や計画策定過程での IP 論点の早期認識・透明化

310 国家知的財産戦略

https://julkaisut.valtioneuvosto.fi/bitstream/handle/10024/164520/VN_2023_79.pdf?sequence=1&isAllowed=y [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

311 国家知的財産権戦略に関する政府決議

<https://julkaisut.valtioneuvosto.fi/handle/10024/164520> [最終アクセス日：2025 年 9 月 27 日]

- 7.RDI（研究・開発・イノベーション）ロードマップに沿った研究成果の事業化支援
- 8.無形資産の評価・統計の改善（既存データのアクセス性・利用性の向上）
- 9.特許法の全面的見直し（総合的改正）
- 10.契約法・営業秘密等、関連 IPR 法制の整合性・実効性の点検（EU 動向も踏まえる）
- 11.権利行使のアクセス性改善（とくに市場濫用的な費用負担の是正可能性検討）
- 12.著作権情報の円滑管理に向けたデータ共有・相互運用の促進（ボーダレスな仕組み）
- 13 クリエイティブ産業の投資・人材育成（データ駆動型技術の導入を可能にする教育）
- 14 貿易障壁の実態調査と、IPR 不正への対処行動計画（国際市場を念頭）
- 15.対内直接投資（FDI）が“重要な無形資産”に与える影響の把握と政策対応

第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策

フィンランドにおける特徴的な支援施策について、フィンランド特許登録庁の施策を中心に特徴的な取組を整理した。

1. IP Scan

施策名	IP Scan
URL アクセス日	https://www.prh.fi/en/presentation_and_duties/information_and_services/ipr_information_for_smes/ip_pre-diagnostic_service_ip_scan.html （アクセス 2025 年 11 月 28 日）
支援主体	フィンランド特許登録庁(PRH)、欧州知的財産庁(EUIPO)
施策概要	・ 欧州知的財産庁(EUIPO)が提供する「Ideas Powered for Business SME Fund」の助成金制度の一環であり、フィンランドでは PRH が認定した知財専門家によりサービスが提供される。 ・ 知財専門家が中小企業のビジネスモデル、製品、サービスをもとに、知的財産戦略をどのように展開していくかの助言等を行うサービスであり、平均 1.5 営業日を要する。 ・ 料金は 1,500 ユーロ＋付加価値税(VAT)25.5%であり、VAT を除く料金の 90%が EUIPO より払い戻される。 ・ 利用にあたっては、事前申請し、交付決定を受ける必要がある。
対象・要件等	・ 従業員 250 人未満、年間売上高 5,000 万ユーロ以下、または貸借対照表総額 4,300 万ユーロ以下の中小企業 ・ 付加価値税(VAT)登録番号を有していること
その他(期間、予算、成果等)	・ 2025 年は年間 1 回の利用が認められている
施策分類	■裾野拡大・活用人材育成 □支援人材育成 □特定産業支援 □特定属性の成長企業支援 □地域振興支援 □プラットフォーム形成・ネットワーク形成 □その他（ ）
支援手法	■経済的支援（資金補助・減免等） □情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） □情報提供（研修・セミナー等） ■人材派遣（助言等） □その他（ ）

2. Innovation voucher

施策名	Innovation voucher
URL アクセス日	https://www.businessfinland.fi/en/services/funding/funding-services/research-and-development-funding/innovation-voucher/ (アクセス 2025 年 11 月 28 日)

第4節 総括・分析

1. 知財支援施策全体の特徴

フィンランドの知財支援施策は、国家知的財産戦略に「革新と創造的活動を支える効果的な知的財産権（IPR）の運用環境」を備えると示されているように、知財の件数を増やすことよりも、イノベーション政策などの中に知財支援施策を組み込み、中小企業やスタートアップの競争力強化を図ることを目指していることが特徴である。2025年に国家知的財産戦略の見直しにあわせ、**Innovation Vaucher**をはじめとしたいくつかの補助制度の募集が停止された。これは、イノベーションを生み出すための研究開発プロジェクトに対して、より重点的に資金を配分するための措置であり、このことから、フィンランドでは、知財の権利化・活用や権利行使などのフェーズよりも、創出フェーズに注力していることが伺える。なお、欧州知的財産庁（EUIPO）が提供する **IP Scan** のような支援制度は、ローカライズされ、提供されている。

一方、フィンランドにおけるイノベーション・エコシステムを担う主要機関として **Business Finland** があげられる。2018年1月、海外投資・輸出促進を担っていた「**Finpro**」とイノベーション資金提供機関「**Tekes**」が統合し設立された政府が100%出資する機関であり、知財創出に向けたイノベーションを促す資金供給や支援プログラムの提供などをはじめ、国際化や観光推進など幅広い役割を担っている。

2. 各施策の特徴

施策	権利化支援・保護		
	Innovation voucher	Tempo Funding	Sprint Grant
URL	https://www.businessfinland.fi/en/services/funding/funding-services/research-and-development-funding/innovation-voucher/	https://www.businessfinland.fi/en/services/funding/funding-services/Tempo-Funding/	https://www.businessfinland.fi/en/services/funding/calls/2026/sprint-grant-funding-call/
事業概要	・設立 5 年未満の小規模事業者が、グローバル展開を計画する新規製品・サービスの工業所有権（特許、実用新案、意匠、商標）の保護可能性の審査とこれらの最初の申請の申請手続き等に関して、企業、大学、研究機関等からサービスを購入した際の付加価値税非課税額の 75%、最大 4,500 ユーロを補助 ・申請受付は 2024 年 10 月で終了	・自設立 5 年未満のスタートアップが実施するグローバル展開にむけて必要な市場調査等のプロジェクト資金を補助。 ・プロジェクトには IP の分析などをバランスよく組み込む必要がある。 ・申請受付は 2024 年 10 月で終了	・フィンランドの小企業が、国際市場向けの新規・革新的ソリューションを開発し、その技術的実現可能性・顧客ニーズ・市場可能性を検証するための助成制度。
特徴	・スタートアップ、ベンチャーのグローバル展開を前提としている	・国内に 2 名以上勤務していれば対象となるため、外国資本のスタートアップであっても、支援対象となる。 ・知財分析を組み込ませることで、スタートアップの権利化や保護など知財活用や意識向上に資する可能性が示唆される。	・大規模 R&D 投資の前段階で、技術と市場の両面を検証するための「最初の一步」として制度設計されていることが特徴。 ・R&D 活動が 3 分の 2 以上である条件設定も特徴的。

施策	助言・アドバイス	
	Into Funding	IP Scan
URL	https://www.businessfinland.fi/en/services/funding/funding-services/research-and-development-funding/eagerness/	https://www.prh.fi/en/presentation_and_duties/information_and_services/ip_information_for_smes/ip_pre-diagnostic_service_ip_scan.html
事業概要	・世界市場を目指すスタートアップ、中小企業への支援を目的に、開発プロジェクトにおける専門家活用に係る費用を遡及的に補助。 ・開発プロジェクトの例として、知財戦略の策定・知財権取得とライセンス供与などがあげられている。 ・申請受付は 2024 年 10 月で終了	・EUIPO の助成金制度の一環で、フィンランドでは PRH が認定した知財専門家が中小企業の知的財産戦略に対して助言等を行うサービス。
特徴	・専門家支援により権利化など知財経営に対するスタートアップ、中小企業の理解を促す可能性が示唆される。	・利用回数は限られるが、毎年利用できる(2025 年は 1 回のみ)。

第 1 1 章 台湾

第 1 節 基礎情報

1. 産業に関する統計等情報

台湾における中小企業の割合として、事業者の約 98%が中小企業に該当するとされている。その他の概況は以下の通り。

図表 162 中小企業の概況（台湾）³¹²

- ・中小企業が企業の 約 98%を占める。（2022 年）
- ・中小企業における雇用が約 80%を占める。（2022 年）
- ・中小企業が台湾 GDP の 6 割超 に寄与。

2. 中小企業等の定義

（1）中小企業等の定義・根拠法令

台湾の「中小企業発展条例（中国語：中小企業發展條例）³¹³ 第 2 条に基づき定められた中小企業認定標準（中国語：中小企業認定標準³¹⁴）の第 2 条」に基づき、以下のいずれかの条件を満たす事業が「中小企業」として認定される。業種による区別はなく、製造業・サービス業などすべて同じ基準が適用される。

図表 163 台湾における中小企業基準

資本金	1 億新台幣ドル（約 4 億 5500 万円）以下
常時雇用する従業員数	200 人未満（従業員数の判定は、労働部労働保険局が受理した直近 12 か月の平均保険加入者数を基準とする）
小規模企業の定義	中小企業認定基準第 3 条に規定されており、常時雇用する従業員数が 5 人未満の中小企業を指す

³¹² 台湾 經濟部 中小及新創企業署「2024 年中小企業白皮書」

<https://www.sme.gov.tw/article-tw-2853-13097> [最終アクセス日：2025 年 11 月 18 日]

³¹³ 中小企業發展條例 <https://law.moea.gov.tw/LawContent.aspx?id=FL011857> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

³¹⁴ 中小企業認定標準 <https://law.moea.gov.tw/LawContent.aspx?id=FL011859> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

(2) ベンチャー企業等の定義・根拠法令

台湾では「ベンチャー企業（新創企業）」に関する明確な法的定義は中小企業認定標準等にも存在しないものの、以下のような特徴を持つ企業がベンチャー企業とみなされると考えられる³¹⁵。

主に技術革新やビジネスモデルの革新を通じて、短期間で急成長を目指し、外部資金（ベンチャーキャピタル等）を活用するスタートアップ企業を指す

- ・ 技術革新性：独自の技術や製品を開発している企業
- ・ 高成長志向：短期間で急成長を目指すビジネスモデル
- ・ 外部資金調達：ベンチャーキャピタルやエンジェル投資家からの資金調達を行っている
- ・ 加速機関・インキュベーターとの連携：創業支援機関との関係性が強い

また、スタートアップ企業の定義については、「革新的な能力を持つスタートアップを特定するための原則（中国語：具創新能力之新創事業認定原則）³¹⁶」に規定がある。この定義は、台湾政府や支援機関がスタートアップ支援対象企業を選定する際の基準として用いられている。

- ・ 設立期間が8年未満の中小企業（台湾で登記された企業もしくは、外国の法律に基づいて登録され設立期間8年未満の企業）かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合、「イノベーション能力を有する」と認定される
 - ・ 200万新台湾ドル以上の以下の投資(資金調達)を受けている
 - ・ 証券取引所の創櫃板（TPEx イノベーションボード）に登録されている
 - ・ 台湾の特許・意匠を取得、または特許権者から譲渡・ライセンスを受けている
 - ・ 台湾の植物品種権または命名登録を取得（譲渡・ライセンスは除く）
 - ・ イノベーション施設に入居し、推薦を受けている（政府認定の施設への入居や政府直営もしくは認定インキュベーター、海外のインキュベーター）
 - ・ 国内外の代表的な起業・デザインコンペで受賞歴がある
 - ・ 国際的なファッションウィーク、映画祭、デザイン賞などで入選・受賞歴がある
 - ・ その他、主管機関が認定する場合
- なお、海外企業も、上記の国内企業の基準のうち一部（投資・証券登録を除く）を満たすことで認定されることがある。

3. 主な知的財産と根拠法

台湾における主な知的財産権等の概要は下表のとおり。

³¹⁵ 2024年新創企業白皮書 <https://www.sme.gov.tw/article-tw-2854-12906> [最終アクセス日：2025年9月22日]

³¹⁶ 具創新能力之新創事業認定原則 <https://law.moea.gov.tw/LawContent.aspx?id=GL001136> [最終アクセス日：2025年9月22日]

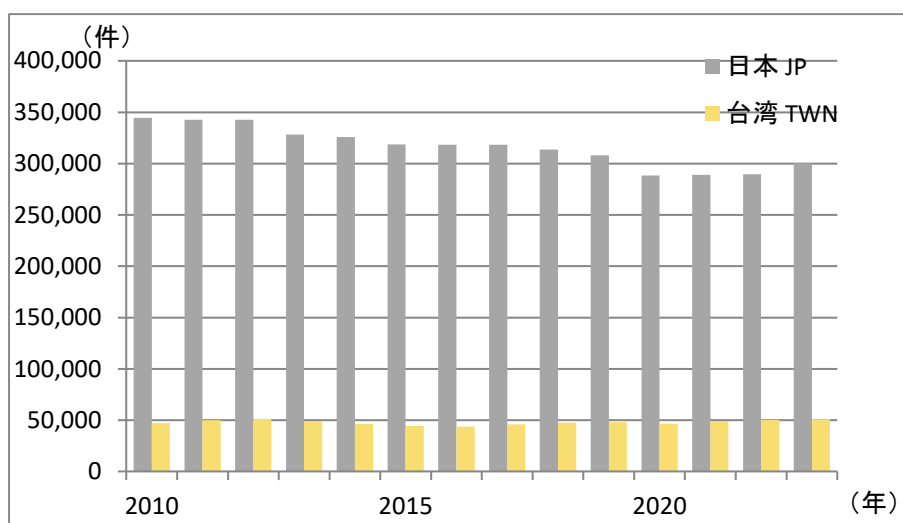
図表 164 主な知的財産と根拠法（台湾）

知財種別	概要
特許権	定義等：発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す（第 21 条）。 存続期間：出願日から 20 年（第 52 条） 出願公開：出願日又は優先日から 18 か月経過後（第 37 条） 実体審査の有無：有（第 38 条） 差止請求：可（第 96 条） 損害賠償請求：可（第 96 条）
実用新案権	定義等：実用新案とは、自然法則を利用した技術的思想のうち、物品の形状、構造又は組合せに係る創作を指す（第 104 条）。 存続期間：出願日から 10 年（第 114 条） 出願公開：無 実体審査の有無：無 差止請求：可（専利法第 120 条で準用する専利法第 96 条） 損害賠償請求：可（専利法第 120 条で準用する専利法第 96 条）
意匠権	定義等：意匠とは、物品の全部又は一部の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作を指す（第 121 条）。 存続期間：出願日から 15 年（第 135 条） 実体審査の有無：有 差止請求：可（専利法第 142 条で準用する専利法第 96 条） 損害賠償請求：可（専利法第 142 条で準用する専利法第 96 条）
商標権	定義等：商標とは、識別性を具えた標識で、文字や図形、記号、色彩、立体形状、動態、ホログラム、音など、又はその結合によって構成するものをいう（第 18 条）。 存続期間：登録日から 10 年。更新可（第 33 条） 一出願多区分制度：有（第 19 条） 実体審査の有無：有（第 29 条、第 30 条） 差止請求：可（第 69 条） 損害賠償請求：可（第 69 条）
営業秘密	営業秘密法に営業秘密の定義・要件が規定されている。

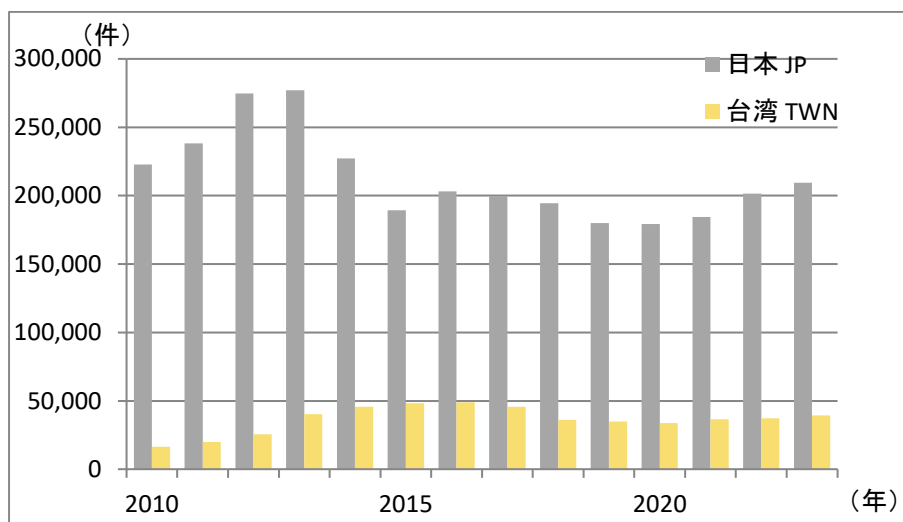
4. 知的財産に関する統計等情報

(1) 出願件数・登録件数の推移（総数）

図表 165 台湾における特許出願件数の推移³¹⁷



図表 166 台湾における特許登録件数の推移³¹⁸



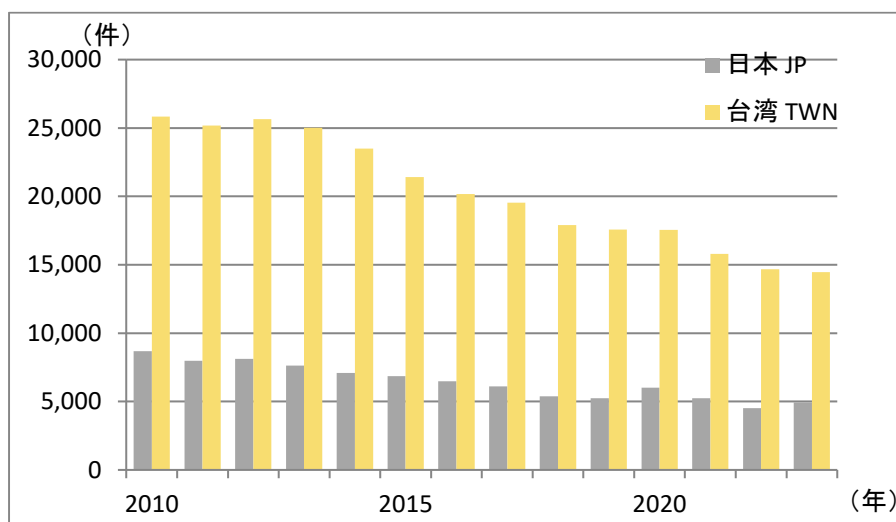
317 TIPO HP「専利年度統計」

<https://www.tipo.gov.tw/tw/patents/543.html> [最終アクセス日：2025年11月25日]

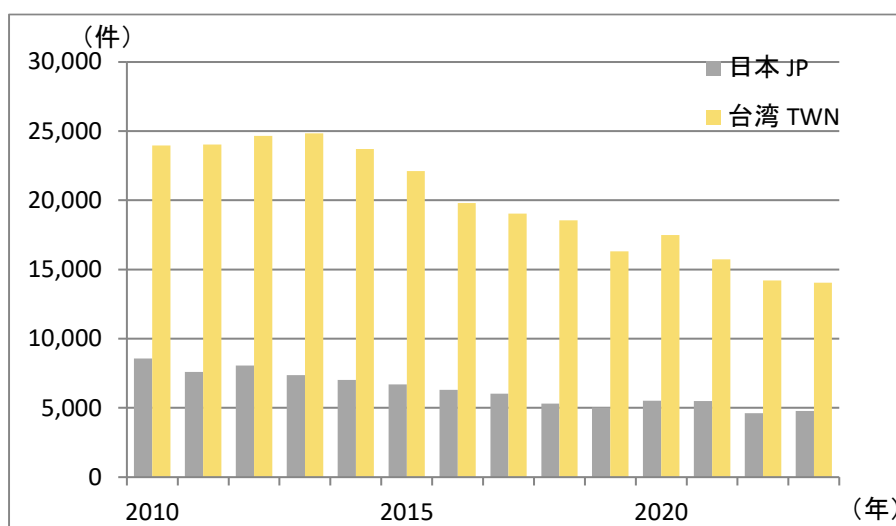
318 TIPO HP「専利年度統計」

<https://www.tipo.gov.tw/tw/patents/543.html> [最終アクセス日：2025年11月25日]

図表 167 台湾における実用新案出願件数の推移³¹⁹



図表 168 台湾における実用新案登録件数の推移³²⁰



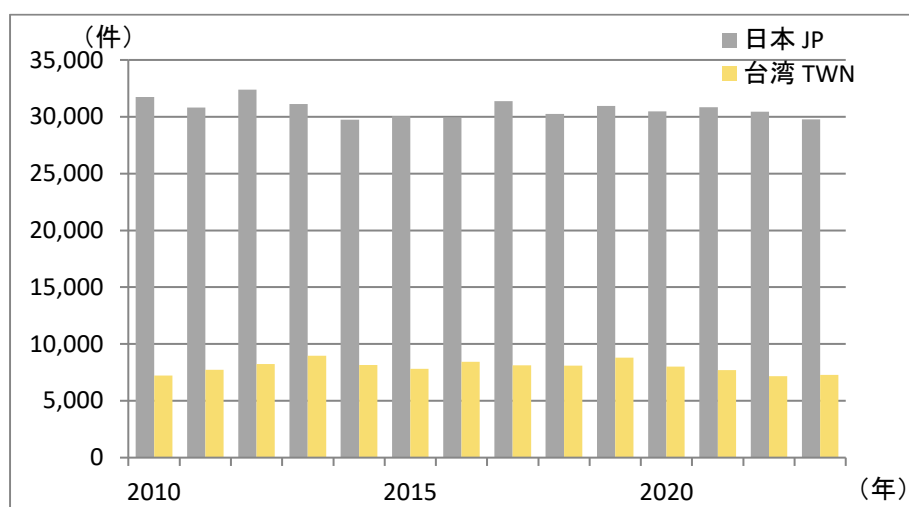
319 TIPO HP「専利年度統計」

<https://www.tipo.gov.tw/tw/patents/543.html> [最終アクセス日：2025年11月25日]

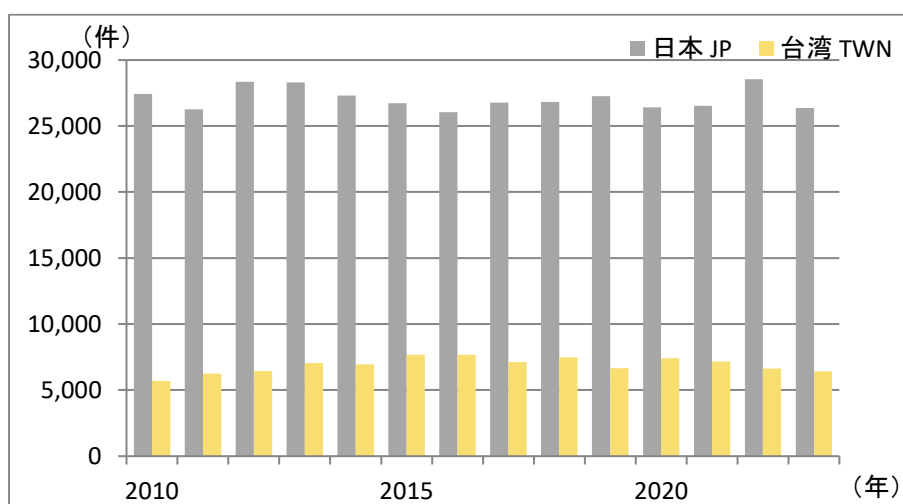
320 TIPO HP「専利年度統計」

<https://www.tipo.gov.tw/tw/patents/543.html> [最終アクセス日：2025年11月25日]

図表 169 台湾における意匠出願件数の推移³²¹



図表 170 台湾における意匠登録件数の推移³²²



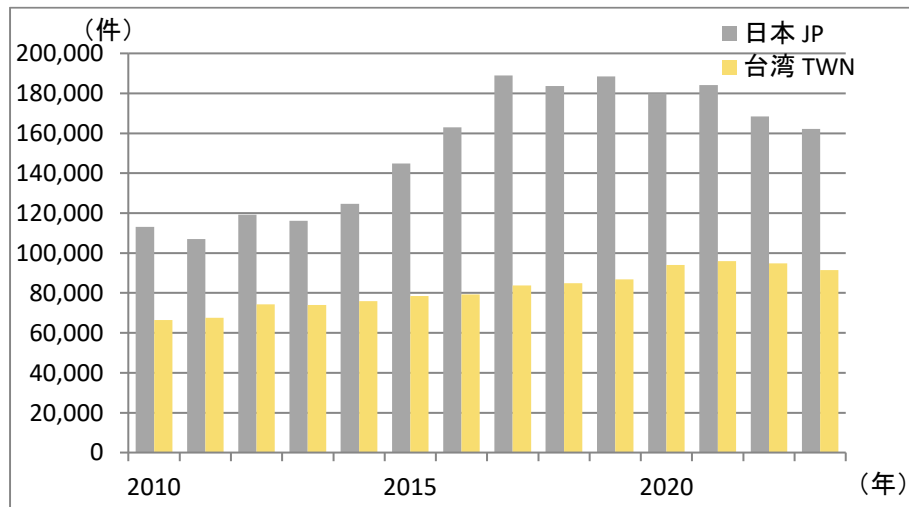
321 TIPO HP「専利年度統計」

<https://www.tipo.gov.tw/tw/patents/543.html> [最終アクセス日：2025年11月25日]

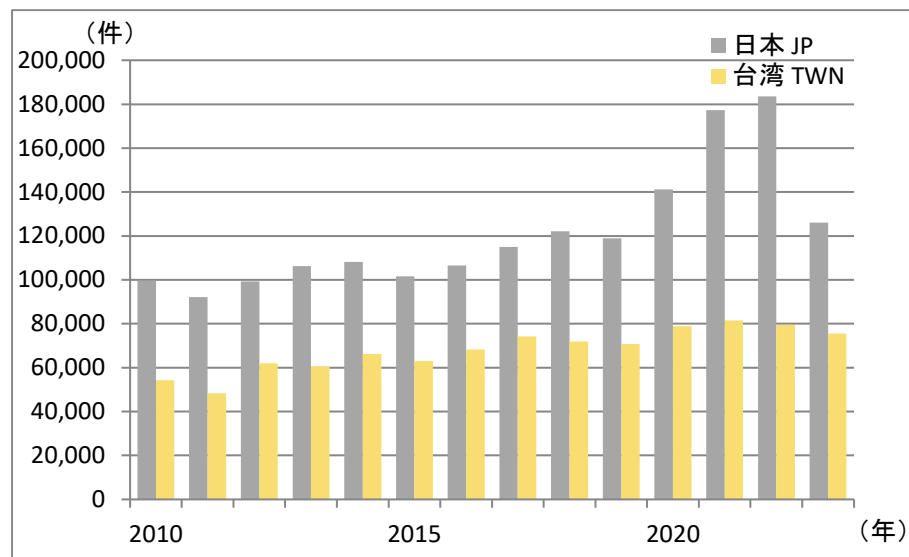
322 TIPO HP「専利年度統計」

<https://www.tipo.gov.tw/tw/patents/543.html> [最終アクセス日：2025年11月25日]

図表 171 台湾における商標出願件数の推移³²³



図表 172 台湾における商標登録件数の推移³²⁴



（２）出願件数・登録件数の推移（中小企業）

中小企業の知的財産権に関する出願件数・登録件数の公開情報は特定するに至らなかった。

323 TIPO HP「商標年度統計」

<https://www.tipo.gov.tw/tw/trademarks/654.html> [最終アクセス日：2025年11月25日]

324 TIPO HP「商標年度統計」

<https://www.tipo.gov.tw/tw/trademarks/654.html> [最終アクセス日：2025年11月25日]

第2節 中小企業等に関連する支援機関・支援体制

1. 中小企業等支援に関する主な支援機関

台湾における中小企業等を支援する主な機関を下表に示す。

経済部中小及新創企業署は同国における中小企業政策の中心的な役割を担う政府機関となっている。例えば、小型企業創新研究開発計画：台湾版 SBIR（Small Business Innovation Research 中小企業イノベーション研究開発プログラム）や中小・スタートアップ企業インキュベーター発展計画を推進し、実務面でも重要な役割を担っていることが理解できる。

また、関係機関との役割分担や協働を行い、同国における中小企業施策を推進している点が特徴と考えられる。

図表 173 中小企業等に関連する主な支援機関（台湾）

名称	概要
経済部中小及新創企業署 ³²⁵	経済部の下部機関で、台湾の中小企業政策の企画・実施を担っている。主に中小企業の発展プログラム及び法規草案、中小企業のメンタリング・査定・調査・研究、生産技術向上・訓練・経営管理の改善・融資カウンセリングを担当する。主な事業は以下の通り。 ・ 小型企業創新研究開発計画：台湾版 SBIR（Small Business Innovation Research 中小企業イノベーション研究開発プログラム）³²⁶を運用しており、知財取得・活用を含む研究開発活動を支援している（2025 年度も運用中）。 ・ 2025 年度より、中小・スタートアップ企業インキュベーター発展計画³²⁷を推進し、イノベーションと教育機関に対する支援を通じて、中小・スタートアップ企業が多様な産業リソースと連携して産業のアップグレードと革新的な発展を促進する支援を実施している。5 つの主要な産業分野(人工知能とスマートアプリケーション、精密健康と高齢者生活、ネットゼロ変革と持続可能な開発、デジタル技術とイノベーション経済、民生戦備・軍事産業)に焦点を当てている。
財団法人中衛発展センター (CSD : Corporate Synergy Development Center) ³²⁸	1986 年に経済部と企業が設立した中小企業支援のための公的機関。中小企業の競争力強化と産業発展を目的とし、経営コンサルティング、技術指導、デジタル化推進、人材育成など、多岐にわたるサービスを提供している。知的財産に関する支援も含まれる。

325 経済部中小及新創企業署 <https://www.sme.gov.tw/masterpage-tw> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

326 小型企業創新研究開発計画 <https://www.sbir.org.tw/sbir/info> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

327 中小與新創企業創育機構發展計畫 <https://www.sme.gov.tw/article-tw-2729-13177> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

328 財団法人中衛発展センター

工業技術研究院 (ITRI : Industrial Technology Research Institute.) ³²⁹	1973 年に設立、約 6 千人の研究員を擁する国際的な応用研究機関。自ら研究開発した専利（特許及び実用新案）が累計 3 万件を超えるほか、研究開発が進んだ技術とメンバーを民間企業に移転させる取組を実施している。 「知財価値アップグレードプログラム」を実施して、企業にオールラウンドな研究開発協力と知財コンサルティング等のサービスを提供している。その中には、専門コンサルタントを派遣するハンズオン支援や、専利技術と市場潜在性の評価、専利商品化の提案、商品化運営指導、専利分析等を含む。 「台湾技術取引情報サイト」を運営し、取引潜在力をもつ専利技術をインターネットで露出させてマーケティングルートを確立し、将来的に無形資産として流通することを促進している。
台湾貿易センター (TAITRA) ³³⁰	1970 年に台湾の対外貿易促進を目的に、台湾政府と業界団体の支援により設立された海外展開支援を行う政府系機関。展示会支援、貿易マッチング、海外市場調査などを提供。日本においては東京、大阪、福岡の 3 カ所に事務所を開設している。
台北市政府産業 發展局 ³³¹	台北市産業發展奨励補助計画 (SITI) を策定し、中小企業・スタートアップ向けの総合的な補助制度を実施している。知的財産権取得や活用（ブランド構築など）も補助対象に含まれている。

2. 知的財産に関連する主な支援機関・支援体制

台湾における知的財産に関連する主な支援機関を下表に示す。

經濟部智慧財産局 (TIPO) では知的財産全般の施策を実施しており、中小企業やスタートアップに向けた施策についても展開している。なお、法務面のトラブル対応については経済法制司が担い、台湾知的財産アカデミー (智慧財産培訓學院)

(TIPA) と連携した支援体制が確立されている。わが国の知的財産に関連する支援体制に類似している点が多くうかがえる。

図表 174 知的財産に関連する主な支援機関（台湾）

名称	概要
經濟部智慧財産局 (TIPO) ³³²	新規の発明を奨励し、知的財産権の尊重、活用、保護を職責とし、専利（特許、意匠および実用新案を含む）審査、商標登録、営業秘密の保護、集積回路配置の登録、模倣の取締りを行っている。 6 組（専利審査一組、専利審査二組、専利紛争審査組、専利行政企画組、商標権組、著作権組）、6 室（国際および法律事務室、

<https://www.csd.org.tw/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

³²⁹ 工業技術研究院 <https://www.itri.org.tw/english/index.aspx> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

³³⁰ 台湾貿易センター <https://www.taitra.org.tw/en/Default.aspx> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

³³¹ 台北市政府産業發展局 <https://industry-incentive.taipei/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

³³² 經濟部智慧財産局

<https://www.tipo.gov.tw/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

	秘書室、情報室、人事室、会計室、政府倫理室）と、經濟部 CD 共同調査検査照合組で組織されている。
經濟部經濟法制司 ³³³	經濟法務の企画と調整等の事項等を担当するほか、經濟部智慧財産局含め經濟部所属機関の行政処分が違法あるいは不当であるとして提起された行政不服申立（中国語「訴願」）案件、各県（市）政府、直轄市政府、經濟部所轄監督範囲に属する事項に関する行政処分が違法あるいは不当であるとして提起された行政不服申立案件等も処理する。ウェブサイトで、經濟部智慧財産局の専利または商標に対する査定の行政不服の決定書を検索できる。
經濟部産業發展署 ³³⁴	2023 年 9 月 26 日より、經濟部工業局から「經濟部産業發展署」に組織名を変更。全国の工業発展のための業務を担当し、産業の包括的なサービスを提供する。また、台湾工業の改良・転換や、企業の事業構造強化のための指導に努め、生産力および国際競争力の向上を目指す。 知財管理制度（TIPS）推進、企業支援、補助金制度などを所管する。
法務部 ³³⁵	法務政策の総合研究・刑事捜査・公訴及び刑事執行等の檢察行政を担当。営業秘密保護を推進しており、営業秘密保護の法制度整備のほか普及啓発に向けたガイドライン提供等を実施している。
知的財産・商業裁判所 ³³⁶	知的財産関連の民事・刑事・行政訴訟を専門的に扱う裁判所。2008 年 7 月に知的財産裁判所が設立され、刑事訴訟の遅滞を回避して紛争解決を促進し、また裁判官に知的財産案件の経験を積ませて専門家を育成すること等を目指した。また、迅速で適切かつ専門的で重大な民事商業紛争の審理手続を確立するため商業法廷を設けることとし、2021 年 7 月に「知的財産・商業裁判所」に名称変更された。それとともに、知的財産法廷が設置され、知的財産に関する民事訴訟、刑事訴訟および行政訴訟の審議実務について、その管轄において迅速かつ積極的に正確な審理を行い、統一の見解を出すことを目指している。
知的財産イノベーション公社（IPIC） ³³⁷	2011 年に工業技術研究院（ITRI）によって設立され、企業の国際市場進出を支援する非営利民間 IP 支援機関。特許プールの構築や IP 戦略支援を目的として活動している。台湾における創業支援や国際化対応を支援しており、IP 資産の価値最大化や訴訟リスクの軽減を図っている。
台湾知的財産ア	經濟部智慧財産局指導のもとで 2005 年に設立された機関。「知

333 經濟部經濟法制司

<https://www.moea.gov.tw/Mns/colr/home/Home.aspx> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

334 經濟部産業發展署

<https://www.ida.gov.tw/ctrl?PRO=idx2015&lang=0> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

335 法務部 <https://www.moj.gov.tw/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

336 知的財産・商業裁判所

<https://ipc.judicial.gov.tw/tw/mp-091.html> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

337 知的財産イノベーション公社 <https://www.ipic.tw/> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

カデミー（智慧財産培訓學院） （TIPA） ³³⁸	的財産専門人員育成訓練計画」の執行を国立台湾大学に委託し設立され、台湾全国の育成訓練機関を通じて知的財産の専門人材を育成、訓練を実施している。体系的かつ階層的な研修内容を通じて、知識経済の発展に必要な知的財産専門家を養成し、知的財産の管理と応用能力を強化し、知的財産専門家の質を総合的に向上させることを目指している。
經濟部智慧財産局 知的財産コンサルティングサービスセンター ³³⁹	新竹・台中・台南・高雄に設置されている知財支援サービス拠点。コンサルティングサービス、公開閲覧室（国内外の特許、意匠、商標データベース検索システムを無料で公開し、特許および知的財産情報を検索およびダウンロードすることが可能）、各種サービス（特許・商標出願・手数料の処理ほか、知財法律事務所の利用促進（面談スケジュールの調整、検索方法の紹介等））を提供している。 オンライン会議による相談会も開催しており、地域住民や代理人が最寄りのセンターに相談できる環境を確保している。
台北市政府産業發展局 ³⁴⁰	台北市産業發展奨励補助計画（SITI）のメニューにおいて自社ブランドの確立や磨き上げ活動に対する支援が実施されている。新ブランドの確立、既存のブランドのアップグレードまたはリエンジニアリング、新顧客開発、新市場または新チャネルの確立、国際市場でのブランド価値と知名度と競争優位性の向上に対する支援となっている。

338 台湾知的財産アカデミー（智慧財産培訓學院）

<https://www.tipa.org.tw/tc/index.php> [最終アクセス日：2025年9月22日]

339 經濟部智慧財産局 地方コンサルティングセンター

<https://www.tipo.gov.tw/en/tipo2/369.html> [最終アクセス日：2025年9月22日]

340 台北市ブランド構築補助金 <https://industry-incentive.taipei/about/9> [最終アクセス日：2025年9月22日]

3. 知的財産に関連する主なビジョン・戦略・計画

(1) 中長期計画「知的財産権保護行動計画」³⁴¹

經濟部智慧財産局（TIPO）は、2024 年から 3 か年の中長期発展計画「知的財産権保護行動計画」を策定し、知的財産権の保護が長期的な取り組みであるという事実を認識し、優れた知的財産保護環境の維持を図っている。この計画は、2003 年に策定した「知的財産権保護徹底行動計画」及び「知的財産権保護行動方案」に基づき、省庁横断的な調整会議を設置して、各種知的財産権保護業務の推進を統括・調整のなかで策定されてきたものである。

「産業発展に有利な知的財産保護・活用環境の構築」をビジョンに掲げ、計画のポイントを以下の 8 つに整理している。

図表 175 經濟部智慧財産局 知的財産権発展計画のポイント

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 産業の研究開発能力と知的財産権管理を強化する② 産業のイノベーション成果を保護するため、知的財産権の法的枠組みを最適化する③ 偽造品・海賊版商品の取り締まりを効果的に実施すると同時に、営業秘密の保護を強化する④ 越境管理を効果的に実施する⑤ オンライン上での著作権保護のメカニズムを強化し、合法的な利用を促進する⑥ 教育機関や一般市民における知的財産保護意識の向上に向け、教育・啓発活動を強化する⑦ 法執行担当者の専門能力を向上させ、効率的な法執行チームを構築する⑧ 国際交流・協力を強化するとともに、海外における知的財産権の保護を強化する |
|---|

知財制度の高度化や競争力強化を目指し、ICT 投資によるデジタル化の推進、「スタートアップ向け積極型特許審査制度」の導入による審査効率化、「特許審査ハイウェイ（PPH）」制度に対応した国際審査協力の充実、中小企業向けに「台湾知財管理制度（TIPS）」を普及させ社内体制整備を促進、「知財価値アップグレードプログラム」による知財価値の最大化などをこれまでも重点化してきた。

なお、台湾では、行政院が中長期経済ビジョンである「国家発展計画（2025～2028 年）」を策定し 8 つの目標の実現を目指している。また、台湾国家発展委員会が新たな産業政策「5 大信頼産業推進政策」を掲げ、半導体、人工知能（AI）、軍事産業、セキュリティ産業、次世代通信に対する集中的に強化がなされている。これらの計画等のなかで知的財産に関する具体的な記述は見られないが、知的財産を活用することが前提となっていることは容易に推測できるものと考えられる。

³⁴¹ 經濟部智慧財産局「知的財産権行動計画」

<https://www.tipo.gov.tw/en/tipo2/353.html> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

(2) 經濟部智慧財產局 2025 年度施政目標及び重点 (年次計画) ³⁴²

智慧財産局では、知的財産権保護環境の強化を政策目標とし、知的財産権法制の整備、特許商標審査の品質・効率向上、知的財産権に関するデジタル環境の整備、知的財産権保護の徹底、研究開発成果の活用促進を重点施策としている。

2025 年度の年次計画は、經濟部が掲げる施政方針（半導体、AI、軍事産業、セキュリティ・制御、通信の五大信頼産業を発展させ、台湾への投資を通じてグローバル展開を図り、「経済日没なき国」を構築し、安定した電力・水供給を確保するとともに、中小企業の低炭素化とデジタル化という二つの軸での変革を支援する）に呼応することを目的に策定されている。

図表 176 經濟部智慧財産局 施政計画の主な内容

① 産業ニーズと国際的優位性に合致した知的財産権法制の研鑽を図る
② 特許・商標審査の品質と効率の向上によるイノベーション産業の発展を促進する
③ 著作権の集団管理及び許諾制度の効果的な運用を推進し、文化産業の普及と発展を支援する
④ 知的財産専門人材を育成し、知的財産人的資本の一層の拡充を図る
⑤ 知的財産権のデジタル環境を整備し、質の高い便利なスマートサービスを提供し、国民サービス効率を向上させる
⑥ グローバル特許検索サービスを強化し、研究開発と知的財産サービスの基盤環境を整備する
⑦ 国際及び兩岸間の知的財産権保護協力を拡大し、我が国の知的財産国際的地位を向上させ、我が国産業のグローバル展開における利益保護を徹底する
⑧ 模倣品取締り業務を調整し、知的財産権の保護を強化する

事業計画名称	重要計画項目	計画カテゴリー	実施内容
知的財産権技術の発展	知的財産サービス及び産業界における応用効果向上計画	技術開発	① 特許検索・審査の電子化基盤環境を整備し、審査品質と効率を向上させ、産業の革新的発展を促進する。 ② 知的財産権検索資源と産業応用サービスを最適化し、産業配置（レイアウト）分析能力を向上させる。 ③ 特許と産業の連携・マッチングを推進し、知的財産専門人材を育成する。

342 經濟部智慧財産局「經濟部智慧財産局 114 年度施政計画」
<https://www.tipo.gov.tw/tw/tipol/156-20289.html> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

スタートアップ産業審査加速化計画	技術発展	① スタートアップ企業の特許出願審査効率を加速し、早期に審査結果を得る。 ② 新興産業の特許戦略を強化し、重点市場への展開を支援する。 ③ スタートアップパーク及び拠点間の横断的連携を強化し、カスタマイズされた知的財産コンサルティングを提供。スタートアップ企業の知的財産基盤及び競争力を構築する。
サービス型スマートガバナメント2.0推進計画－経済政策支援及びスマートガバナンス計画－知的財産デジタル基盤計画	技術発展	① デジタルデータ交換と知的財産ビッグデータの構築を推進し、ビッグデータ基盤の整備を強化する。 ② 「新興技術革新における知的財産活用」の推進、知的財産サービスのスマート化を図る。 ③ 「知的財産保護クラウド行動サービス」を構築し、企業向けサービスを携帯しやすく、使いやすくする。 ④ 「政府デジタルサービス基盤」を統合し、ガバナンスネットワークを機関横断的に連携する。

（３）知的財産権保護行動計画（智慧財産権保護行動方案）³⁴³

智慧財産局では、2003年度より「知的財産権保護徹底行動計画」及び「知的財産権保護行動方案」を策定してきた。知的財産保護業務は国家の産業・経済発展と歩調を合わせるべきであり、国際社会における知的財産権保護への関心が高まる中、我が国は国際社会と協力し、特に新興技術産業の発展に対応し、産業の研究開発及び知的財産管理運用能力を強化すべきとの考えに基づくものとなっている。

AIやメタバースなど新興技術の広範な応用から生じる知的財産権関連課題を調査・収集し、適時に知的財産法制を最適化しデジタル時代の潮流に追随するとともに、新技術と革新的な手法を活用して取締効率を向上させ、違法なネット侵害や営業秘密窃取を効果的に抑止し、自国のハイテク産業発展と多様な経済貿易協力のために、強固で弾力性のある知的財産権保護の防火壁（ファイアウォール）を築くことを目指している。

343 經濟部智慧財産局「貫徹保護智慧財産權行動方案」
<https://www.tipo.gov.tw/tw/tipol/79.html> [最終アクセス日：2025年9月22日]

毎年定期的に知的財産権保護に関する省庁横断的な調整会議を開催し、各機関の業務実施状況を点検し、また「知的財産権保護行動計画専用ページ」を管理・更新し、当該年度における知的財産権保護行動計画の実施成果を報告している³⁴⁴。

各機関の模倣品取締り実施成果や司法判断に関する資料・データ、知的財産権保護の具体的な成果、国際的な主要な交流活動などが含まれ、関係各方面が各機関の知的財産権保護に関する業務成果を把握できるように情報発信がなされている。

（４）新創産業積極型專利審査方案（スタートアップ積極型審査プログラム）³⁴⁵³⁴⁶³⁴⁷

研究開発能力を備えているスタートアップ企業ができるだけ早期に特許取得の可能性を確認して権利が取得できるようにスタートアップ企業（台湾の会社法又は外国人の本国の法律に基づき設立された５年未満の事業者）のための積極型特許審査試行作業方案を制定し 2021 年より運用してきた。

その後も方案の適宜改正がなされ運用は継続され、2024 年 12 月 31 日で一旦終了の予定ではあったが、2025 年度は本方案の内容をさらに改正し、適格申請者を従来の設立 8 年未満の企業（第一種申請者）に加え、新たに「2 年以内に国家賞を受賞した」革新的研究開発能力を有する企業（第二種申請者）及び「本局委託実施機関の指導を受ける企業」（第三種申請者）を追加し継続実施されている。



344 經濟部智慧財產局「貫徹保護智慧財產權行動方案各季(年度)執行成效」

<https://www.tipo.gov.tw/tw/tipol/80.html> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

345 經濟部智慧財產局「新創産業積極型審査方案」 <https://www.tipo.gov.tw/tw/tipol/84-33424.html> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

346 Saint Island International Patent & Law Offices「台湾知的財産局による 2021 年「スタートアップ積極型審査プログラム」の試行」 https://www.saint-island.com.tw/JP/News/News_Info.aspx?IT=News_4&CID=496&ID=1839 [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

347 Lee and Li, Attorneys-at-Law「お知らせ：（台湾特許実務）スタートアップ企業に対する積極型特許審査制度の施行、及び全ての特許審査促進方法の紹介について」 <https://www.leeandli.com/JP/Newsletters/6555.htm> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

第3節 中小企業等に関連する知財分野の支援施策

台湾における特徴的な支援施策について、最新のアニュアルレポート等に記載されている施策を中心に特徴的な取組を整理した。

1. 知的財産権ビジネスシンポジウム

施策名	知的財産権ビジネスシンポジウム
URL アクセス日	https://www.tipo.gov.tw/tw/tipo1/799-57534.html (アクセス 2025 年 11 月 12 日)
支援主体	經濟部智慧財産局 (TIPO) 智慧局 smart 學苑
施策概要	シンポジウムテーマ ① 将来の特許意匠共同出願実務の運用 ② 発明及び特許意匠出願における実体審査延期申請の要点 ③ 「コンピュータソフトウェア関連発明」出願上の注意事項 ④ 商標出願上の注意事項 ⑤ 女性発明特許出願加速審査試行方案 ⑥ 特許業務の小ネタ ⑦ 商標業務の小ネタ
対象・要件等	・中小企業・スタートアップ企業等
その他(期間、予算、成果等)	「デジタル教材」としてコース内容を制作し、生涯学習プラットフォーム「e 等公務園+學習平臺」(人事行政総局公務員人材開発学院提供)などの学習プラットフォームで公開 ³⁴⁸
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他 ()
支援手法	☐ 経済的支援(資金補助・減免等) ☐ 情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ☒ 情報提供(研修・セミナー等) ☐ 人材派遣(助言等) ☐ その他 ()

2. 台湾イノベーション技術博覧会

施策名	TAIWAN INNOTECH EXPO (台湾イノベーション技術博覧会)
URL アクセス日	https://www.tipo.gov.tw/tw/tipo1/75.html https://www.inventaipai.com.tw/zh-tw/index.html (アクセス 2025 年 11 月 12 日)
支援主体	經濟部智慧財産局 (TIPO) ほか関係省庁等が主催 (11 の政府省庁が共催)

348 e 等公務園+學習平臺 <https://elearn.hrd.gov.tw/info/10041851> [最終アクセス日: 2025 年 11 月 12 日]

	☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

3. 知財価値アップグレード計画

施策名	智慧財産価値躍升計画（知財価値アップグレード計画/（Value Advancement for Intellectual Property）
URL アクセス日	https://www.tipo.gov.tw/tw/tipo1/821.html （アクセス 2026 年 3 月 2 日）
支援主体	台湾經濟部 智慧財産局（TIPO）：総括業務 工業技術研究院（ITRI）／台湾技術交易資訊網（TWTM）：運営（コンサルティング・技術媒合など実務） 産業発展署（IDA）：連携支援（技術マッチング・産業推進）
施策概要	本計画は、台湾企業が保有する特許や技術の価値を高め、商業化・技術移転・技術媒合を促進することで、国内産業の競争力強化と無形資産の活用を推進する支援制度である。
対象・要件等	対象：中小企業（SMEs）、スタートアップ企業、技術の商業化を目指す企業、特許を活用したい事業者 要件等： ・ 台湾企業・組織であること（TWTM の相談窓口を利用していること） ・ 特許・技術を保有し、その価値化・商業化を希望する企業 ・ 技術媒合・特許価値評価など、計画の支援領域に適合する案件であること
その他（期間、予算、成果等）	計画自体は 継続実施中（2025 年も有効）
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☒ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☒ その他（ 技術マッチング支援、無形資産の評価ほか ）

4. 無形資産評価・資金調達プログラム

施策名	知財価値アップグレードプログラム（Value Advancement for Intellectual Property）内の無形資産評価・資金調達プログラム（Intangible Asset Valuation and Financing Program）

URL	https://www.tipo.gov.tw/tw/tipo1/821.html
アクセス日	https://keid.nat.gov.tw/twtm/ （アクセス 2026 年 3 月 2 日）
支援主体	産業発展署（IDA）、經濟部智慧財産局（TIPO）、工業技術研究院（ITRI）による連携 ※実務は ITRI が対応
施策概要	本プロジェクトは、企業が知的財産の応用を通じて経済的利益を創出することを支援することを目的としている。知的財産サービス提供者の経験と専門性を活用し、産業界・学术界・研究機関に対し知的財産の商業化・流通サービスを提供することで、各主体間の知的財産共有と協業を促進する。さらに、活発で繁栄した技術取引市場を確立するため、無形資産評価・融資システムの整備を加速することに注力している。 本プロジェクトは産業転換・高度化の推進、並びに技術マッチングプラットフォームの構築・技術取引の促進メカニズムの整備、無形資産の価値評価・資金調達システムの確立という、三つの側面で実施されている。 ①産業転換・高度化の推進 知的財産（IP）を単なる権利保護の対象ではなく、ビジネスの「エンジン」として活用する仕組みを構築している。 ・専門家・サービス事業者の活用：知財サービス事業者の専門知識や経験を導入し、企業が知的財産（IP）を通じて経済的利益を生み出せるよう支援している。 ・産業・学術・研究の連携：産業界、学界、研究機関の間での IP 共有とコラボレーションを促進し、技術サービス産業全体の質を向上させるスキームとなっている。 ②技術マッチングプラットフォームの構築・技術取引の促進メカニズムの整備 知的財産（IP）の流通を活発にし、商業化（マネタイズ）を加速させるためのプラットフォームと仕組みを整備している。 ・IP 商業化・流通サービス：産学研が保有する知的財産（IP）を市場へ流通させるための仲介・支援サービスを提供している。 ・技術取引市場の活性化：活発で豊かな技術取引市場の確立を目指し、知的財産（IP）のライセンスングや譲渡が円滑に行われるよう仕組みを整えている。 ・個別サイト TAIWAN Technology Marketplace（台湾技術交易資訊網 / TWTM）参照 URL https://keid.nat.gov.tw/twtm/ ③無形資産の価値評価・資金調達システムの確立 知的財産（IP）を担保にした融資や投資を可能にするため、信頼性

5. スタートアップ積極型審査プログラム

施策名	新創産業積極型専利審査方案（スタートアップ積極型審査プログラム）
URL アクセス日	https://www.tipo.gov.tw/tw/tipo1/799-8683.html （アクセス 2025 年 9 月 2 日）
支援主体	經濟部智慧財産局（TIPO）
施策概要	スタートアップ産業が迅速に特許ポートフォリオを構築し、特許取得の可能性を評価できるよう支援するため、2021 年 1 月に「スタートアップ向け積極的特許審査パイロットプログラム」を開始した。 2024 年には計 42 社のスタートアップから 66 件の適格性申請が寄せられ申請の平均処理期間は 70.3 日であった。
対象・要件等	第一類：我が国の会社法または外国の法律に基づき組織登記され、設立から 8 年未満の会社。 （第二類：過去 2 年以内に国家イノベーション賞を受賞した会社。 第三類：本局が政府科学技術発展計画に基づき委託執行機関の指導を受けた会社。） 第一類の新規創業会社が外国企業である場合、外国企業設立日証明書類を添付し、中国語訳を提供すること。当該証明書類が原本でない場合は、誓約書を提出すること。 第二類にいう国家革新賞とは、NEXT BIG 賞、新創事業賞、国家産業革新賞、国家発明創作賞を指す。申請者は受賞証明書を添付すること。
その他（期間、予算、成果等）	本局が毎月受理可能な第一類及び第二類企業の本制度申請件数上限は各 6 件とする。当月の受付件数が上限に達した場合、翌月に改めて申請する必要がある、関連情報は電子申請システムに表示される。 第一類または第二類企業が同一年度に本制度を申請できる件数はそれぞれ 5 件を上限とするが、第一類及び第二類会社の両方に該当する申請者の場合、本制度への年間申請件数は合計 5 件を超えてはならない。
施策分類	■裾野拡大・活用人材育成 □支援人材育成 □特定産業支援 ■特定属性の成長企業支援 □地域振興支援 □プラットフォーム形成・ネットワーク形成 □その他（ ）
支援手法	□経済的支援（資金補助・減免等） □情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） □情報提供（研修・セミナー等） □人材派遣（助言等）

	■その他（ 早期審査 ）

6. 特許ポートフォリオ分析コンペティション

施策名	特許ポートフォリオ分析コンペティション (Competition for Patent Portfolio Analysis)
URL アクセス日	https://tiponet.tipo.gov.tw/gpss3/gpsskm/competition2025/index.html (アクセス 2026 年 3 月 2 日)
支援主体	台湾經濟部 智慧財産局 (TIPO)
施策概要	公募型の特許ポートフォリオ分析コンペ。 企業が実務課題 (Corporate Challenges) を提示し、参加チームが特許分析・特許ポートフォリオ戦略を提案 (Talent Solutions)。技術動向調査、特許地図、ポートフォリオ戦略の構築など、実務的な特許分析力の育成を目的とする。
対象・要件等	対象：学生、研究者、企業の知財専門人材など、特許分析に関心のある者 出題者（企業）：産業界の企業・法人。内容は TIPO が審査
その他（期間、予算、成果等）	2025 年コンペの賞金総額：30 万台湾ドル。 2025 年は 30 企業が 53 テーマを出題（電子、ICT、バイオ、機械、光学、スマートヘルスケア、グリーンエネルギー等）。
施策分類	■裾野拡大・活用人材育成 □支援人材育成 ■特定産業支援 □特定属性の成長企業支援 □地域振興支援 ■プラットフォーム形成・ネットワーク形成 □その他（ ）
支援手法	■経済的支援（資金補助・減免等） □情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） □情報提供（研修・セミナー等） □人材派遣（助言等） ■その他（ 知財活用人材の育成ほか ）

7. 営業秘密保護実務研修マニュアル 3.0

施策名	営業秘密保護実務研修マニュアル 3.0
URL アクセス日	https://www.tipo.gov.tw/tw/tradesecrets/872.html (アクセス 2025 年 11 月 12 日)
支援主体	經濟部智慧財産局 (TIPO)
施策概要	知的財産局は 2013 年に企業の営業秘密保護体制構築を支援するためのマニュアルを編纂。2019 年に 2.0 版を更新して以来、企業の成功事例を学習しつつ、台湾の営業秘密に関する司法実務の動向を追跡してきた。2022 年の 3.0 版への改訂では、企業がパンデミックに対応するための保護戦略や営業秘密保護実務 Q&A を更新した

9. 台湾知的財産管理制度

施策名	台湾知的財産管理制度 (TIPS : Taiwan Intellectual Property Management System)
URL アクセス日	https://www.tips.org.tw (アクセス 2025 年 9 月 2 日)
支援主体	經濟部智慧財産局 (TIPO) (実施) 財団法人科技法律研究所 ³⁵⁰
施策概要	2005 年より、知財先進国である欧米諸国への追従のため、企業が体系的な知財管理制度を構築できるよう支援するプログラムを提供している。プログラム内容は経年で発展させており、国内産業を国際基準に合わせ、国際競争力を高めることを目指している。TIPS 規範に基づき、企業の知財制度の不足を見直し、内部知財の有効管理と利益創出を目指す会員制のプログラムである。 【項目内容】 ・ 制度構築支援 TIPS 認証取得に向けた制度設計・文書整備の支援 ・ コンサルティング 資策會科技法律研究所による専門指導 ・ 教育・研修 知財管理に関するセミナー・教材提供 ・ ブランド・技術保護 商標・特許・営業秘密の戦略的活用支援 ・ 政府資源活用 展示会補助、創業資金、技術マッチングなどとの連携 ○制度普及（新規導入企業向け） 1. 産業における知財管理の認知向上 各種知財講座の提供（無料講座もあり） 各種イベントの開催、専門家の招待 2. 不要なコストの回避 知財診断サービスの提供 侵害による訴訟・損害賠償などのコストを未然に防止 3. 知財の創出と保護体制の構築支援 特許検索・分析サービスの提供 技術動向や競合の把握を支援 ○運用深化（導入済み企業向け） 1. 知財成果の活用強化 交流機会の提供 (知財に関する最新動向、導入企業間の経験共有)

350 資策會 科技法律研究所 <https://stli.iii.org.tw/en/index.aspx> [最終アクセス日：2025 年 9 月 22 日]

	2. 実務的な知財管理・運営のアドバイス 顧問サービスの提供 (現状のニーズ把握 → 問題の明確化 → 解決策の提示 → 効果のフィードバック) ○支援ツール・制度 知財管理入門システム⇒TIPS ネットワーク会員登録⇒オンライン行政システム⇒診断・評価ツール⇒制度実施に向けた深掘り支援⇒TIPS 等級認証の申請 分級標準-對應輔導資源 <pre> graph LR subgraph "制度普及(新接觸企業)" B1[1.增加產業智財管理的認知] --> B2[2.避免企業不必要的成本] B2 --> B3[3.協助產出智財建構保護措施] end subgraph "深化運用(已導入企業)" B4[1.協助強化智財成果運用] --> B5[2.提供完善智財管理落實建議] end B3 --> B4 B1 --- C1["配合對象需求辦理案例分享及推廣說明，增加企業接觸面"] B1 --- C2["舉辦研習會、培養智財人才"] C1 --- D1((權宜中心)) C1 --- D2((專家團隊)) C1 --- D3((證交所)) C1 --- D4((公協會)) D1 --- D2 D2 --- D3 D3 --- D4 D1 --- E1[合作對象] B2 --- F1((線上檢視)) B2 --- F2((教材釋出)) B2 --- F3((諮詢)) B2 --- F4((線上驗證)) B3 --- G1((診斷輔導)) B3 --- G2((驗證)) B3 --- G3((訪視)) B4 --- H1[辦理交流座談] H1 --- I1[最新智財議題] I1 --- J1[已導入企業經驗交流] J1 --- K1[持續執行分級驗證] B5 --- L1[提供顧問訪視資源] L1 --- M1[了解企業現況] M1 --> N1[問題釐清] N1 --> O1[顧問輔導] O1 --> P1[驗證檢視成效] Q1[智財管理入門系統] --> R1[成為TIPS網站會員] R1 --> S1[線上自行檢視系統] S1 --> T1[診斷檢視] T1 --> U1[制度輔導深入輔導] U1 --> V1[申請TIPS分級驗證] R1 --- W1[運用TIPS網站] R1 --- W2[透過問題檢視，提供免費諮詢建議] R1 --- W3[舉辦說明會或座談會] T1 --- X1[由專業輔導顧問到場檢視並提供輔導、訓練等服務] V1 --- Y1[由公正、專業之智財專家進行驗證檢視] </pre>
対象・要件等	台湾の企業・組織・法人（台湾国内の中小企業含む） TIPS 制度に準拠した知財管理体制を構築する意欲のある企業
その他（期間、予算、成果等）	標準化された要求事項と導入手順を通じて、中小企業・伝統産業・新興産業における知的財産管理の学習曲線を短縮し、国内の中小企業・学術研究機関・伝統産業・研究開発集約型のバイオ産業・デジタルコンテンツ産業が、知的財産の取得・保護・維持・活用に関する包括的な制度を構築することを目指している。
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

第4節 総括・分析

1. 知財支援施策全体の特徴

台湾の中小企業向け知財支援は、権利取得の迅速化と権利の事業活用の両立に重心がある。TIPOの中長期計画は保護環境の強化と審査品質・効率の向上を掲げ、スタートアップ向け積極型審査で早期に特許性の見通しを提供する一方、IDA・ITRIと連携した知財価値アップグレードにより商業化・金融につなげる設計である。

模倣取締や営業秘密の普及を通じ権利保護・行使も補強され、産業高度化とイノベーション成果の市場展開を同時に目指す目的体系が特徴的である。

支援は単一段階に偏らず、創出・権利化・活用・権利行使を連続的にカバーするが、相対的には権利化（審査迅速化・PPH・デジタル化）と活用（TIPS、技術取引、知財金融）に厚みがある。創出はイノベーション技術博覧会やSBIR型支援で裾野を広げ、行使は営業秘密保護と専門裁判所の体制で支える。

対象は中小企業全般に広いが、近年はスタートアップを明確に優先し、設立年要件や国家賞受賞企業、政府委託機関の指導対象企業などを厚く支援している。

産業面では半導体、AI、国防、グリーン、デジタル等の重点分野に軸足があり、台北市のブランド補助など地域施策も併走する。外国スタートアップにも門戸が開かれている点も特徴である。

支援手法として、情報提供（シンポジウム、教材、マニュアル・チェックリスト）と制度的措置（積極型審査、PPH、デジタル基盤）が厚く、プラットフォーム形成（INNOTECH、TIPS、ITRIの技術取引サイト）を組み合わせている。さらに知財金融や評価を通じた経済的支援が実装され、ハンズオン型の専門家派遣を織り交ぜる多層的な手法が他国と比べても特徴的である。

運用・評価の仕組みについて、スタートアップ審査の処理件数・期間、知財金融の資金調達額などの成果が公開され、知的財産権保護行動計画は省庁横断会議と専用ページで毎年実施状況を報告し可視化させている。経済法制司による不服審査決定の公開など法制度運用の透明性も高い。一方、中小企業の出願・登録の統計は限定的で、今後の指標整備の余地がある。試行方案の改正・継続など、PDCAに基づく見直しが機動的に実施されている。

主体・連携は、TIPOが中核となり、IDA・ITRI・TIPA・CSD・TAITRA等が役割分担して実装するエコシステム型の体制で、中央と地域（TIPO コンサルセンター）を結ぶ多拠点支援が整備されている。学術研究機関・民間を巻き込んだ技術移転・評価・金融の連携が強固で、産業政策との整合を保ちながら中小企業・スタートアップの知財マネジメントから事業化までを一気通貫で支える点が台湾の大きな特色である。

2. 各施策の特徴

施策	権利化支援・保護支援	
	新創産業積極型専利審査方案(スタートアップ積極型審査プログラム)	台湾知的財産管理制度 (Taiwan Intellectual Property Management System)
URL	https://www.tipo.gov.tw/tw/tipo1/84-33424.html	https://www.tips.org.tw
事業概要	研究開発能力を備えるスタートアップ(start-ups)が早く特許を取得し、特許権を有することによって融資を受けるのに有利になることを目的としている	- 知財先進国である欧米諸国への追従のため、企業が体系的な知財管理制度を構築できるよう支援するプログラムを提供 - TIPS 規範に基づき、企業の知財制度の不足を見直し、内部知財の有効管理と利益創出を目指す会員制のプログラムとなっている
特徴	特許出願の実体審査が開始される旨の通知書を受けた後、1 回目の審査理由通知書を受けるまでの間に、特許出願人は出願人の名称と設立期日を記載した申請書を電子方式で提出することにより、この制度の適用を申請することができる	企業組織内での知財制度の適切な運用の指針となるものであり、企業の水準に応じ、階層別プログラムが設計されている

施策	助言・アドバイス	
	知的財産権ビジネスシンポジウム	
URL	https://www.tipo.gov.tw/tw/tipo1/799-57534.html	
事業概要	「デジタル教材」としてコース内容を制作し、生涯学習プラットフォーム「e 等公務園+学習平臺」(人事行政総局公務員人材開発学院提供)などの学習プラットフォームで公開している	
特徴	情報発信のみならず知識習得や実践機会の提供など、参加者の参加インセンティブを高める工夫がなされている	

施策	知財金融	
	知財価値アップグレードプログラム Value Advancement for Intellectual Property	

	無形資産評価・資金調達プログラム Intangible Asset Valuation and Financing Program)
URL	https://www.tipo.gov.tw/tw/tipo1/821.html
事業概要	企業が知的財産の応用を通じて経済的利益を創出することを支援することを目的に、産業転換・高度化推進並びに技術マッチングプラットフォームの構築、技術取引の促進メカニズムの整備、無形資産の価値評価・資金調達システムの確立という、三つの側面で実施されているプログラム 内包する無形資産評価・資金調達プログラム Intangible Asset Valuation and Financing Program)では、「無形資産を担保として融資や投資を可能にする制度」を積極的に推進しており、政府の IP 金融政策が実際に企業のアーリーファンด์獲得に貢献した事例も報告されている
特徴	TIPO が統括し、産業発展署と工業技術研究院が協力して推進しており、こうした協働体制での施策実施を検討する際の参考になる

施策	分析支援
	特許ポートフォリオ分析コンペティション (Patent Portfolio Analysis Competition)
URL	https://tiponet.tipo.gov.tw/gpss3/gpsskm/competition2025/index.html
事業概要	業界を超えた協力のプラットフォームを育み、特許ポートフォリオ戦略や業界動向に関する知識交換を促進することを目指しイベント事業として継続開催している
特徴	参加者の実践的スキルを強化するため、特許検索技術、データ分析手法、効果的な特許ポートフォリオ構築の戦略を扱う実践的な研修コースが大会期間中に開催されている

第12章 特定トピックに関する各国の取り組み

第1節 中小企業支援に関連する知財金融の取り組み

大きな成長を見込む企業、とりわけスタートアップや技術志向型の中小企業においては、工場や不動産等の有形資産よりも、特許、商標、ノウハウ、ソフトウェア、ブランドといった無形資産が競争力や将来収益の源泉となっている場合がある。しかし、こうした無形資産は従来の融資実務において十分に評価されにくく、有望な技術や事業を有していても、資金調達が円滑に進まないことが課題となることがある。このため、従来型の担保（有形資産）に依拠するのではなく、知的財産の価値に着目して資金供給につなげようとする、いわゆる知財金融の取組が各国で進められている。こうした取り組みを始めとする「知財金融」に関する各国の取り組みを調査した。

調査の結果、知財担保融資といった資金供給に関する取り組み、保証や保険といったリスク分担に関する取り組み、無形資産の開示フレームワークといった情報面に関する取り組みの存在がうかがえる。

図表 177 中小企業支援に係る「知財金融」の取り組み例

<①資金供給>

- ・IP（知的財産）を担保・準担保とした融資やメザニンファイナンス、証券化によるダイレクトな資金供給が行われている。（英国、韓国、台湾、中国、シンガポール、マレーシア）
- ・知財金融を利用する際のハードルとなる「知財の価値評価」にかかる費用や、融資の利子を補助・支援する取り組みを展開。（韓国、中国）

<②リスク分担（保証・保険）>

- ・知財担保融資でデフォルト（債務不履行）が発生した際、政府や保証機関が損失リスクを肩代わり（補填）し、民間金融を呼び込むスキームを実施。（韓国、中国、マレーシア）
- ・ローン不履行時に回収機関が担保知財を買い取って再活用する枠組みや、知財保険を含む金融商品メニューを可視化してリスク対応力を高める事業を展開。（韓国、中国）

<③情報面>

- ・行政や支援機関が知財金融商品のカタログ化やマッチングプラットフォームを構築し、市場流通や金融機関との結びつきを促進する仕組みを実施。（中国、台湾）

1. NatWest High Growth IP Loan

施策名	High Growth IP Loan（高成長 IP ローン）
URL アクセス日	https://www.natwestgroup.com/news-and-insights/news-room/press-releases/enterprise/2024/jan/natwest-launches-intellectual-property-based-lending-to-fuel-hig.html (アクセス 2026 年 2 月 3 日)
支援主体	NatWest Group(英国・銀行)
施策概要	・高成長企業向けに知的財産を担保とした知的財産制度である。 ・企業の評価を行う際には知的財産評価会社 Inngot の情報に基づく。
対象・要件等	・融資基準としては、通常の審査を行った際に担保要件で厳しいと判定された際に IP での担保を検討していく。
その他(期間、予算、成果等)	・2024 年にプレスリリースされた事業である。英国においてスケールアップ企業は 260 万人を雇用し、中小企業の売り上げの 58% を占める領域であるため、今後さらなる経済的な影響が期待される。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

2. IP Collateral Financing

施策名	IP Collateral Financing（IP 金融）
URL アクセス日	https://www.pinepat.com/en/insights/columns/jisigjaesangeumyungyi-modeun-geos-ip-dambodaecul-ip-tuja-ip-bojeung （アクセス 2026 年 2 月 3 日）
支援主体	韓国特許庁（KIPO）、民間金融機関、保証機関（信用保証基金・技術保証基金）
施策概要	3 つの制度から構成されている。 ・知的財産担保ローンは知的財産担保ローンを確保するために必要な知的財産評価の費用をカバーする知的財産評価のサポートとローン不履行時の知的財産担保の管理と処分を支援し、リスクを軽減する知的財産担保処分支援の 2 つから構成されている。 ・知的財産投資は KIPO が親ファンドに拠出し、親ファンドは高価値知的財産権を持つ企業に投資するサブファンドに資本を配分する特許口

	■その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

4. Enterprise Financing Scheme – Venture Debt

施策名	Enterprise Financing Scheme – Venture Debt（企業向け融資スキーム - ベンチャー債務）
URL アクセス日	https://www.enterprisesg.gov.sg/financial-support/enterprise-financing-scheme---venture-debt （アクセス 2026 年 2 月 3 日）
支援主体	シンガポール企業庁
施策概要	・高度成長型スタートアップが、従来の担保資産不足でも成長資金を調達できるようにする政府支援のデットファイナンス制度である。
対象・要件等	・銀行融資の担保として用いられる資産を持たない成長中のスタートアップで、シンガポールで登録・運営されている事業体を対象とする。
その他（期間、予算、成果等）	・一社あたりの最大貸付額は 800 万シンガポールドルで、最大返済期間は 5 年である。 ・リスクシェアについては通常は 50%であるが、若い企業の場合は 70 パーセントまで拡大される。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

5. InvestEU Fund

施策名	InvestEU Fund（インベスト EU ファンド）
URL アクセス日	https://investeu.europa.eu/investeu-programme/investeu-fund_en （アクセス 2026 年 2 月 3 日）
支援主体	欧州委員会、欧州投資銀行グループ
施策概要	・EU の政策優先分野（持続可能なインフラ、研究イノベーションデジタル化、中小企業、社会投資と技能）に投資を呼び込むため

	の総合的投資支援スキームである。
対象・要件等	・特別目的会社(SPV)やプロジェクト会社などの民間企業、大企業、中型企業(中小型企业を含む)、中小企業、公共部門の組織、官民パートナーシップ(PPP)や公共目的を持つ民間企業などの混合事業体、非営利団体を対象としている。
その他(期間、予算、成果等)	・指標として、17 の実施パートナーを持ち、262 億ユーロの最大 EU 保証額を持つ。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他(総合的投資支援)
支援手法	☒ 経済的支援(資金補助・減免等) ☐ 情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ☐ 情報提供(研修・セミナー等) ☐ 人材派遣(助言等) ☐ その他()

6. 無形資産収益型メザニンファイナンス

施策名	無形資産収益型メザニンファイナンス
URL アクセス日	https://law.asia/ip-foreign-investment-taiwan/ (アクセス 2026 年 2 月 3 日)
支援主体	台湾商業銀行、台湾工業技術研究院(ITRI)および台湾中小企業信用保証基金(SMEG ファンド)
施策概要	・政府発表の「知的財産価値向上プロジェクト」に関連し、台湾商業銀行が発表したプランである。 ・低リスク債務と高リスク株式投資の中間の資金調達方式で、条件を満たせば貸し手が債権を株式へ転換できる制度がメザニンファイナンスであり、企業側は担保が少なくても資金調達しやすく、銀行側はデューデリジェンスが効率化し融資判断を迅速化できるメリットがある。
対象・要件等	・主に中小企業やスタートアップ企業を対象としている。
その他(期間、予算、成果等)	・ローンの期間は 5～7 年で、最大融資額は 3000 万台湾ドルである。銀行金利は年に 2～3%である。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他()
支援手法	☒ 経済的支援(資金補助・減免等) ☐ 情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ☐ 情報提供(研修・セミナー等)

	☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

7. SR&ED Tax Incentive

施策名	SR&ED Tax Incentive（研究開発税制優遇措置）
URL アクセス日	https://ipic.ca/resources/ipincentives （アクセス 2026 年 2 月 3 日）
支援主体	カナダ連邦政府
施策概要	・イノベーションと科学的開発による知的財産開発を促進するため、対象となる研究開発業務に対して還付可能および返金不可のクレジットを提供している。
対象・要件等	・カナダ国内での研究開発業務であること。
その他（期間、予算、成果等）	・ほかにも州や準州ごとに様々な類似制度が用意されている。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

8. Intellectual Property Financing Scheme (IPFS)

施策名	Intellectual Property Financing Scheme(知財担保融資制度)
URL アクセス日	https://www.apec.org/docs/default-source/Publications/2018/4/Best-Practices-on-IP-Valuation-and-Financing-in-APEC/218CTIBest-Practices-on-Intellectual-Property-IP-Valuation-and-Financing-in-APEC.pdf （アクセス 2026 年 2 月 3 日）
支援主体	マレーシア政府、Malaysian Debt Ventures Bhd (MDV)
施策概要	・中小企業が知的財産を担保として活用することで事業拡大を支援するプログラムである。 ・IPFS を進めるにあたり、マレーシア知的財産庁は政府から知的財産評価イニシアティブの推進を義務付けられている。
対象・要件等	・マレーシア国内の中小企業が対象である。
その他（期間、予算、成果等）	・融資期間は最大 5 年間で、融資額は最大 1000 万リンギットもしくは IP 評価額の 80 パーセントのいずれか低い方である。 ・マレーシア信用保証公社より 2%の金利補助と 50%の保証を受

支援主体	オランダ政府
施策概要	・高い技術リスクを伴うが革新的であるようなプロジェクトの開発を支援する政府系融資制度である。
対象・要件等	・受け取ることのできる金額についてはパートナーシップで実施しているかどうかや、企業の規模間によって異なる。 ・事前にアドバイスをもらえるクイックスキャンのサービスもある。
その他（期間、予算、成果等）	・プロジェクトごとの最大資金は、臨床開発プロジェクトに 500 万ユーロ、技術開発プロジェクトに 1,000 万ユーロとなっている。 ・総予算は 5000 万ユーロで、2026 年も募集を行っている。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

1 1. 【再掲】知財担保融資発展のための財政支援

施策名	「北京市知識産権質押融資服務高質量発展・専項資金」 （北京市「知財質押融資サービス高品質発展・専用資金」）
URL アクセス 日	https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/zcwj92/743593212/index.html 1 （アクセス 2026 年 1 月 15 日）
支援主体	北京市知識産権局
施策概要	・北京市内企業の専利権・商標権・著作権・データ知識産権等を主要質押物とする「知識産権質押融資」の普及・拡大に向けた、制度（実施方案）＋年度執行（専項資金）による財政支援枠組み。 ・年度ごとに募集・執行し、①融資利子負担の軽減（利子補給）、②評価費・担保費等の総合コスト軽減（諸費用補助）、③不良化時の金融機関等の損失補填（リスク補償）の三本柱をパッケージ運用。 ・知財質押部分のみを支援対象とする整理や、LPR (Loan Prime Rate) 基準による上振れ制限、質押登記等の要件設定を通じた適正運用の担保を実施。
対象・要件等	・①利子補給：貸付実利率の 50%以内（LPR 上振れ 40%超は 40%で算定）、年上限 30 万元。 ・②諸費用補助：評価費・担保費等を 50%以内で補助、年上限 2 万元。 ・③リスク補償：不良化時に各機関負担分元本リスクの 50%以内、年

	基礎資産から生じる将来キャッシュフロー（ライセンス料、譲渡収入、知財関連債権の回収等）を原資として元利金・分配を受け取る。
対象・要件等	・本区（広州開発区・黄浦区等の区域）内に、登記地・税務・統計関係を有すること等 ＜① 発行主体向け補助＞ - 対象：発行済みの知識産権証券化商品 - 補助：発行金額の 1% - 上限：発行主体ごとに年上限 150 万円 ＜② 資金調達企業向け補助（融資企業への利子補給）＞ - 対象：知財証券化商品を通じて資金調達した企業 - 補助：実際の調達に係る利息の 50% - 期間：1 件あたり最長 3 年 - 件数：企業ごとに毎年 1 件まで申請可 - 上限：1 件あたり上限 200 万円
その他（期間、予算、成果等）	・2025 年 3 月の報道では、広州市全体において 7 種類の知的財産証券化商品が発行されており、63 の企業が 14 億元以上の資金調達を実施。 ・初期の事例として、2019 年に、黄浦区および広州開発区の中小企業 11 社による 103 件の発明特許と 37 件の実例特許から構築された純粋な特許資産プールは、3 億 100 万円の資金調達に繋がった。 ・特許だけでなく 2021 年 11 月には中国初となる「商標」を裏付け資産とした証券化商品が発行された。区内企業 12 社が保有する 58 件の商標を対象とし、2 億 8,900 万円の調達に繋がった。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

1 4. 【再掲】IP 担保融資回収支援

施策名	IP 担保融資回収支援
URL アクセス日	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200352 https://www.kipa.org/kipa/ip001/kw_business_2501.jsp （アクセス 2026 年 2 月 26 日）
支援主体	韓国知識財産処（MOIP）

	韓国発明振興協会（KIPA）
施策概要	中小企業の知財担保ローンのデフォルトが発生した場合、回収機関（KIPO）が担保知財を購入し、銀行の回収負担・損失を軽減するもの。 金融機関のリスクを軽減し、知財担保貸出（知財金融）の拡大を促進することが目的となっている。 知財担保ローンの実施前に、回収機関では破産時に購入するかどうかを判断するために核となる知的財産を、知財価値評価報告書等を基に確認。購入時の損失保護率(30～50%)を審査し、将来的に債務をデフォルトした場合は銀行が保有する知財を購入・活用するスキームとなっている。 回収専門機関が買い取った知的財産は技術指導や事業化支援が別途実施され再活用が図られる。
対象・要件等	韓国知識財産処および韓国発明振興会（回収機関）と協約を締結した金融機関 上記金融機関から 知財担保貸出を受けた中小企業および中堅企業
その他（期間、予算、成果等）	損失補填率：最大 50% 2020 年の立ち上げ以来過去 4 年間で合計 186 件の担保知財を購入し、そのうち 46 件を収益化しているとの記事がある。³⁵¹
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

1 5. 【再掲】IP 金融連携評価支援

施策名	IP 金融連携評価支援
URL アクセス日	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200353 （アクセス 2026 年 2 月 26 日）
支援主体	韓国知識財産処（MOIP） 韓国発明振興協会（KIPA）
施策概要	企業が保有する特許等の知的財産（IP）を対象に価値評価を実

351 IP 担保融資回収支援の実績に関する記事

<https://www.ipdaily.co.kr/2024/06/28/17/52/00/3024/%EC%A7%80%EC%8B%9D%EC%9E%AC%EC%82%B0-%EB%8B%B4%EB%B3%B4%EB%8C%80%EC%B6%9C-%EB%B6%80%EC%8B%A4-%EB%B0%9C%EC%83%9D%EC%8B%9C-ip%ED%9A%8C%EC%88%98%EC%A7%80%EC%9B%90%EA%B8%B0%EA%B5%AC-%EC%B6%9C%EB%B2%94/?ckattempt=1> [最終アクセス日：2026 年 2 月 26 日]

	施し、その評価結果をもとに知的財産を担保とした資金調達(保証・担保融資・投資)を可能にするための評価費用を支援する制度。
対象・要件等	中小企業(個人事業主を含む)または個人(韓国人)が対象。保有する特許及び実用新案の権利者であること。 支援内容の上限： 作成される「知的財産評価報告書」(IP 価値評価)の費用を一部支援。 区分別の支援規模： 保証：評価費用 500 万ウォンの一部支援 担保融資：評価費用 500 万ウォンの一部支援 投資：見積額の一部支援(最大 1,200 万ウォン以内)
その他(期間、予算、成果等)	評価は韓国知識財産処指定の評価機関が実施 申請者は金融機関または投資機関へ相談し、金融機関等が予備選定を行い、評価機関へ評価依頼書を送付。評価機関が価値評価を実施し、KIPA が支援適格性審査を行い費用支援。 評価結果をもとに金融機関・投資機関が投融資を判断。
施策分類	☒裾野拡大・活用人材育成 ☐支援人材育成 ☐特定産業支援 ☐地域振興支援 ☐プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐その他()
支援手法	☒経済的支援(資金補助・減免等) ☐情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ☐情報提供(研修・セミナー等) ☐人材派遣(助言等) ☐その他()

1 6. 【再掲】知的財産控除(共済)制度

施策名	知的財産控除(共済)制度
URL アクセス日	https://www.moip.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200351 https://ipmas.or.kr/common/mainPage.do (アクセス 2026 年 2 月 26 日)
支援主体	韓国知識財産処(MOIP) 知的財産控除(共済)業務センター(韓国技術保証基金(KOTEC))
施策概要	中小・中堅企業が毎月積立金を納付し、知的財産権の出願・権利化・紛争対応等で必要となる費用を、積立金の最大 5 倍まで低利で貸付する共済型制度
対象・要件等	中小企業・中堅企業(特許や商標の権利未保有でも加入可)

	①産業転換・高度化の推進 知的財産（IP）を単なる権利保護の対象ではなく、ビジネスの「エンジン」として活用する仕組みを構築している。 ・専門家・サービス事業者の活用：知財サービス事業者の専門知識や経験を導入し、企業が知的財産（IP）を通じて経済的利益を生み出せるよう支援している。 ・産業・学術・研究の連携：産業界、学界、研究機関の間での IP 共有とコラボレーションを促進し、技術サービス産業全体の質を向上させるスキームとなっている。 ②技術マッチングプラットフォームの構築・技術取引の促進メカニズムの整備 知的財産（IP）の流通を活発にし、商業化（マネタイズ）を加速させるためのプラットフォームと仕組みを整備している。 ・IP 商業化・流通サービス：産学研が保有する知的財産（IP）を市場へ流通させるための仲介・支援サービスを提供している。 ・技術取引市場の活性化：活発で豊かな技術取引市場の確立を目指し、知的財産（IP）のライセンスングや譲渡が円滑に行われるよう仕組みを整えている。 ・個別サイト TAIWAN Technology Marketplace（台湾技術交易資訊網 / TWTM）参照 URL https://keid.nat.gov.tw/twtm/ ③無形資産の価値評価・資金調達システムの確立 知的財産（IP）を担保にした融資や投資を可能にするため、信頼性の高い評価・金融スキームを導入している。 ・無形資産評価システムの高度化：従来の物理的資産とは異なる知的財産（特許、商標等）の価値を客観的に測定するための評価手法を整備している。 ・IP 融資プログラム：評価された知的財産（IP）の価値に基づき、銀行から資金を調達できる仕組みを整えている。 ・産官学の金融連携：工業技術研究院（ITRI）などの執行機関が、企業と金融機関の橋渡しを行う役割を担っている。
対象・要件等	・企業等（中小企業やスタートアップを含む） ・無形資産を活用した投融資を検討する企業
その他（期間、予算、成果等）	2024 年の実績として、無形資産価値評価・資金調達プログラムでは、9 社の新規ベンチャー企業が 7 行の銀行から総額 2 億台湾ドル以上の開発資金を獲得するのを支援し、うち 1 社は 1 億台湾ドルもの資金調達に成功した。年間累計で 5 億 1600 万台湾ドルに上る知的財産由来の付加価値額または投資・資金調達を創出した。

第2節 中小企業支援に関連するイノベーション支援の取り組み

昨今、スタートアップや中小企業は、新たな技術・製品・サービスの創出を通じて経済成長や産業競争力の強化を担う存在として、その重要性が高まっている。他方で、こうした企業は、事業の立ち上げや拡大の過程において、知的財産の保護・活用に関する知見や、研究開発・市場展開に必要な資金の確保といった面で課題を抱えることも少なくない。このため、各国においてはスタートアップや中小企業のイノベーションを促進し、その基盤となる知的財産の保護・活用や資金調達を後押しする動きがある。

こうした取り組みを始めとする「イノベーション支援」に関する各国の取り組みを調査した。調査の結果、助言・教育、助成・資金供給、税制等に取り組まれていることがうかがえる。

図表 178 中小企業支援に係る「イノベーション支援」の取り組み例

<①助言・教育>	
・スタートアップに対する伴走型支援や教育サービスを提供。（中国、シンガポール）	
・スタートアップが知財を理解・管理・保護するための教育や支援活動を行う非営利団体に対する、大規模な資金拠出が行われている。（カナダ）	
<②助成・資金供給>	
・外部専門家によるイノベーション初期段階の分析・実施費用の補助や、新製品開発等に向けた機器導入等のための返済型融資を実施。（ルクセンブルク、ブラジル）	
<③税制>	
・知財活動への支出に対する税額控除や、知的財産から得られる利益に対する優遇税率（パテント・ボックス）の制度が設けられている。（シンガポール、スイス、ルクセンブルク）	

1. ElevateIP

施策名	ElevateIP（エレベイト IP）
URL アクセス日	https://ised-isde.canada.ca/site/ised/en/programs-and-initiatives/elevateip/program-guide-elevateip （アクセス 2026 年 2 月 3 日）
支援主体	カナダ政府
施策概要	・スタートアップが知的財産（IP）を理解・管理・保護・活用するための活動を行う事業体を支援する政府プログラムである。

支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

3. Luxembourg IP Box

施策名	Luxembourg IP Box（ルクセンブルク IP ボックス）
URL アクセス日	https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-rn2023-50-en-country-perspectives-luxembourg-s-journey.pdf （アクセス 2026 年 2 月 3 日）
支援主体	ルクセンブルク政府
施策概要	・国内で創出された知的財産権の商業化から生じる所得を対象に 80%の免税を認めるものである。また知的財産権に対する純資産税についても 100%の免税を認めるものである。
対象・要件等	・対象者は知的財産所得の創出に要した研究開発費を証明すること、ルクセンブルク国内における実質的な経済活動を証明すること、知的財産に関する支出と収入を実績管理できることなどが求められている。 ・特許、実用新案、著作権保護されたコンピュータソフトウェア、医薬品・植物保護製品の追加的保護証明書（SPC）、小児用製品に関する SPC 延長、希少疾病用医薬品指定が対象となる知的財産権である。
その他（期間、予算、成果等）	・2018 年から現行制度となった。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他（ ）
支援手法	☒ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

4. Inovacred (FINEP)

施策名	Inovacred（イノバクレッド（FINEP））
URL アクセス日	http://www.finep.gov.br/apoio-e-financiamento-externa/programas-e-linhas/inovacred-empresa-e-ict-s （アクセス 2026 年 2 月 3 日）

支援主体	FINEP (ブラジル連邦政府の科学技術・イノベーション向け金融機関)
施策概要	・企業や民間法人の新製品・新プロセス・新サービス開発または既存のものの改善を支援し、競争力向上を図ることを目的とし、返済型融資や認定機関によって資金提供を受けることができる。
対象・要件等	・売上高は3億レアル以下の企業やその他民間法人であることであり、企業規模によっても売上高の制限が異なる。 ・イノベーション性のあるプロジェクトであり、認定金融機関による審査を通過することが条件である。
その他(期間、予算、成果等)	・機器(国産+輸入品)は総資金の70%まで、土木・設備は最大30%までとなっており、それらの合計がプロジェクトの総価値の80%を超えることは不可となっている。 ・資金提供可能な項目としては土木工事・設置、国内機器、輸入機器、ソフトウェア、原材料・消耗品、自社チーム、研修、第三者サービス、出張・日当、信用保証基金利用にかかる費用、その他プロジェクトの実現に必要な費用が設定されている。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☒ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他()
支援手法	☒ 経済的支援(資金補助・減免等) ☐ 情報整備・ツール整備(ウェブサイト・データベース等) ☐ 情報提供(研修・セミナー等) ☐ 人材派遣(助言等) ☐ その他()

5. 【再掲】ニッチトップの中小企業への特許活用・イノベーション支援

施策名	山東省「開展『專精特新』中小企業專利賦能創新發展行動」 (山東省「『專精特新』中小企業に対する特許賦能・イノベーション發展行動」)
URL アクセス 日	https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/19/art_2743_191543.html (アクセス 2026年1月15日) https://niita.cn/news/view?id=22994 (アクセス 2026年1月15日) https://sdxw.iqilu.com/share/YS0yMS0xNTEwODY4OA==.html (アクセス 2026年1月15日)
支援主体	山東省知識産権事業發展センター、山東省市場監督管理局(知識産権局)・山東省工業和信息化庁
施策概要	・「專精特新」中小企業の特許活用力・イノベーション力の底上げを図る取り組み

	・企業ごとの知財状況を徹底的に把握する詳細実態調査を出発点とした、課題の抽出と支援策の設計。 ・企業のニーズを起点とした「8つの重点施策（八大措施）」の策定。特許ナビゲーション（特許情報に基づく研究開発方向の提示⇨IP ランドスケープ）、高価値特許コンテスト、融資促進、人材育成、権利保護支援などの事業化支援を組み合わせたパッケージ型支援を提供。 ・「専属マネージャー型の運営管理（管家式）」や「手取り足取りの伴走サービス（保姆式）」と表現される、一社ごとの個別支援計画に基づく伴走型支援モデルを導入。 ・「特許活用」「飛躍支援」「海外展開支援」等の施策群の体系的整理による、政策資源の集約と切れ目のない継続支援の設計。
対象・要件等	・山東省内の「専精特新」中小企業 ※専精特新：専門化・精細化・特色化・新規性の略で、独自の技術・製品を持つ優良中小企業を指す中国の認定制度上の用語。日本のグローバルニッチトップ企業に近い概念。
その他（期間、予算、成果等）	・2021 年末～2023 年 10 月頃にかけて、下記成果があったと報道。 ・有効発明特許を保有する「専精特新」中小企業数：3,758 社→5,867 社（56%増） ・有効発明特許数：約 2 万件→約 3.4 万件（69%増） ・省内全企業の有効発明特許総数に占める比率：12.9%→22%超
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☒ 支援人材育成 ☐ 特定産業支援 ☒ 特定属性の成長企業支援 ☒ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒ 情報提供（研修・セミナー等） ☒ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

6. 【再掲】IP Start プログラム

施策名	IP Start プログラム
URL アクセス日	https://iposinternational.com/en/ip-strategy/ip-start (アクセス 2025 年 11 月 13 日)
支援主体	IPOS International
施策概要	・シンガポールを拠点とするインキュベーターやアクセラレーターと連携し、スタートアップや中小企業に対して知的財産（IP）／知的資産（IA）の活用に関する助言を提供する。 ・インキュベーターやアクセラレーターに対する知財研修や、企業

	☐ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☒ その他（研究開発促進）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☒ その他（税制）

9. 【再掲】Sprint Grant

施策名	Sprint Grant for small companies seeking rapid international growth
URL アクセス日	https://www.businessfinland.fi/en/services/funding/calls/2026/sprint-grant-funding-call/ （アクセス 2026 年 3 月 23 日）
支援主体	Business Finland
施策概要	・フィンランドの小企業が、国際市場向けの新規・革新的ソリューションを開発し、その技術的実現可能性・顧客ニーズ・市場可能性を、大規模な R&D 投資の前段階で検証するための助成制度。併せて、民間投資の獲得準備や、より大きな R&D プロジェクトへの移行準備を支援するもの。 ・返済不要の助成であり、最大 10 万ユーロ、補助率 75%（承認対象総事業費は最大 133,333 ユーロ）。 ・プロジェクト内容は主として R&D 活動で構成される必要があり、少なくとも総事業費の 3 分の 2 以上を R&D 活動に充てる必要がある。 <R&D 活動例> ソリューション開発、必要な調査研究、プロトタイプ/MVP 実装、技術的実現性の検証、顧客とのパイロット、知的財産権に関する調査・計画・初期出願 <R&D 以外の活動例> 顧客需要の検証、市場調査・競争分析・市場妥当性確認、国際成長を支える経営・運営・組織開発、後続資金調達や投資ラウンド準備
対象・要件等	・国際市場向けの新規・革新的ソリューションを開発するフィンランドの小企業。 ・最低 5 万ユーロのエクイティ投資（現金払い込み済みの株式資本、SVOP、資本性ローン等）が必要。

第3節 中小企業支援に関連する地域資源活用の取り組み

昨今、地域の伝統文化や特産品は、地域の歴史や文化、風土、長年培われてきた技術を体現するものとして重要性が高まっており、地域振興や中小企業の付加価値向上の観点からも注目されている。一方で、こうした資源については、不当表示や模倣、無断利用等により、その価値が損なわれたり、地域やコミュニティに十分な利益が還元されなかったりするおそれもある。このため、各国においては、地域の伝統文化や特産品をブランド化して保護するとともに、集団的な知的財産として正当に評価・管理しようとする動きがある。

こうした取り組みを始めとする「地域資源活用の支援」に関する各国の取り組みを調査した。調査の結果、不当表示・模倣対策、認証マーク・指定制度、地理的表示（GI）の運用拡張（EU の工芸品・工業製品 GI）、伝統知識の防御的保護（先行技術 DB で誤った特許付与を予防）、コミュニティ（集団）に帰属する権利・登録（コミュナル知財）等に取り組まれていることがうかがえる。

図表 179 中小企業支援に係る「地域資源活用」の取り組み例

<① ブランド認証・GI 拡張等の価値向上・模倣対策>

- ・伝統食品や工芸品に対し、国や地域が品質審査を行い統一の認証マークやロゴを付与するモデル育成が行われている。（中国、韓国）
- ・地理的表示（GI）保護を工芸品等へ拡張することや、特定民族の工芸品に対する不当表示・偽造防止に取り組む。（EU、米国）

<② 伝統的知識のデータベース化・公式記録>

- ・伝統医療などの古典情報を多言語でデジタル化し、先行技術として活用できるデータベースの構築を実施。（インド）
- ・地域コミュニティの文化や知識、遺伝資源を「コミュナル知財」として公式に記録・登録するオンライン制度を展開。（インドネシア）

<③ 先住民族およびコミュニティの集団的権利保護>

- ・先住民族の文化的表現を「集団的知的財産権」として法的に定義し、無断使用や不正商業利用の防止に対応。（パナマ）
- ・世代を超えて継承される伝統知識（TK）や文化表現（TCE）の保護基準を設定し、コミュニティへの権利付与や紛争解決を実施。（ケニア）

1 . Indian Arts and Crafts Act

施策名	Indian Arts and Crafts Act（インディアン芸術工芸法）
URL アクセス日	https://www.doi.gov/iacb/act （アクセス 2026年2月3日）
支援主体	米国内務省
施策概要	・インディアン製であると偽って工芸品・アートを販売することを禁止する不当表示防止法である。 ・市場における虚偽表示の監視や違反对応、認証インディアンアーティスト制度や部族認証制度などがある。
対象・要件等	・1934年よりあとに制作された、インディアンまたはインディアン・スタイルの伝統・現代アート・工芸品全般が対象となる。
その他（期間、予算、成果等）	・1990年に制定され、現在まで続いている。 ・違反した場合、個人であれば最大25万ドルの罰金＋最長5年の禁固、企業であれば最大100万ドルの罰金が科されることがある。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☒ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☒ その他（模倣品対策）

2. 中国の伝統あるブランドのデモンストレーションと創造のための管理措置

施策名	中華老字号示范创建管理办法（中国の伝統あるブランドのデモンストラレーションと創造のための管理措置）
URL アクセス日	https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2023-02/01/content_5739600.htm （アクセス 2026 年 2 月 3 日）
支援主体	商務部、文化観光部、市場監督管理総局、文物局、知識産権局
施策概要	中国の老舗企業（老字号）の文化伝承・技術継承、ブランド力向上、消費促進、流通改善、技術革新、品質管理強化を促進するため、示范（モデル）ブランド事業として育成する施策である。
対象・要件等	ブランド創立 50 年以上であること、中華民族の文化特徴・地域文化を有すること、住民生活に価値ある製品・技術・サービスを提供していること、業界内で模範性、リーダーシップ性を持ち、広く社会認知されていることなどが条件とされている。
その他（期間、予算、成果等）	- 認定ブランドはロゴの使用が認められる。 - 経営や商標に問題が生じた際には認定を外れることもある。

その他（期間、予算、成果等）	・2022年時点で418,885件の処方情報を収録している。
施策分類	☒ 裾野拡大・活用人材育成 ☒ 支援人材育成 ☒ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☐ 地域振興支援 ☒ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☒ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☐ その他（ ）

6. Communal IP (KIK) Kekayaan Intelektual Komunal

施策名	Communal IP (KIK) Kekayaan Intelektual Komunal (コミュナル知財)
URL アクセス日	https://kik.dgip.go.id/informasi (アクセス 2026 年 2 月 4 日)
支援主体	インドネシア知的財産局
施策概要	・国家・地域コミュニティの文化・知識・資源を「コミュナル知財」として伝統的文化表現、伝統的知識、地理的表示 (GI) 候補、遺伝資源、地理的表示の候補に分けて、公式記録し保護するための制度である。
対象・要件等	・コミュニティに属し、継承される文化・知識・資源であることが求められる。
その他 (期間、予算、成果等)	・登録用フォームが提供され、オンラインで使用可能なものもある。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 ☐ 支援人材育成 ☒ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☒ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他 ()
支援手法	☐ 経済的支援 (資金補助・減免等) ☒ 情報整備・ツール整備 (ウェブサイト・データベース等) ☐ 情報提供 (研修・セミナー等) ☐ 人材派遣 (助言等) ☐ その他 ()

7. 先住民族の集団的知財権

施策名	LEY No. 20 (Law No. 20) (先住民族の集団的知財権 (法第 20 号))
URL アクセス日	https://mici.gob.pa/wp-content/uploads/2022/12/ley-20-2000.pdf (アクセス 2026 年 2 月 3 日)

支援主体	パナマ政府
施策概要	・先住民族の集団的知的財産権と伝統的知識を保護する特別制度を確立する法律である。 ・伝統的文化、民族衣装、象徴、図像、音楽、工芸、デザイン、発明などの先住民の文化的表現を保護対象として、無断使用や不正商業利用を防止するとともに先住民族が自らの文化的創作物を登録・商業化・保護できる公式制度である。
対象・要件等	・先住民が継承してきた文化的・精神的・歴史的表現（例：発明、デザイン、象徴、図像、音楽、儀式、民族衣装、工芸品など）、先住民コミュニティの歴史・信仰・伝統・芸術に属する要素は、すべて文化遺産として保護される。
その他（期間、予算、成果等）	・2000年に制定され、先住民の伝統文化保存、商業的正当性確保に大きく寄与している。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 資格支援人材育成 ☒ 特定産業支援 ☐ 特定属性の成長企業支援 ☒ 地域振興支援 ☐ プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐ その他（ ）
支援手法	☐ 経済的支援（資金補助・減免等） ☐ 情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☐ 情報提供（研修・セミナー等） ☐ 人材派遣（助言等） ☒ その他（ブランディング）

8. TK・TCE 保護法

施策名	Protection of Traditional Knowledge and Cultural Expressions Act, 2016 (TK・TCE 保護法)
URL アクセス日	https://new.kenyalaw.org/akn/ke/act/2016/33/eng@2022-12-31/sourc （アクセス 2026 年 2 月 3 日）
支援主体	ケニア国家政府
施策概要	・伝統知識（Traditional Knowledge）と文化表現（Cultural Expressions）の保護・促進を目的とする枠組みで、保護基準の設定や権利付与、不正利用の禁止、紛争解決等を定めている。
対象・要件等	・ケニア国内の伝統知識（農業、環境、医療、習俗など多分野）と文化表現（芸術、音楽、儀式、工芸）が対象である。 ・世代を超えて継承されていること、特定のコミュニティに帰属し、文化的アイデンティティを示すものであることなどが要件である。
その他（期間、予算、成果等）	・不正利用を罰するための規則が定められている。
施策分類	☐ 裾野拡大・活用人材育成 資格支援人材育成

	果公表、草莓及び製品の全程追跡制度構築（政府部門による追溯プラットフォームへの情報入力、生産者側のデジタル監測設備導入は奨励）、通報・苦情処理メカニズム等に言及。 「ブランド構築と保護（第 34～39 条）」 GI 証明商標・GI 保護製品の保護強化、GI 登録証保持者の品質保証義務、農業農村・市場監管・公安連携による地理的表示・商標権・植物新品種権・特許等の知財保護・取締り・跨区域執法協作、検察機関による知財侵害に対する公益訴訟、草莓文化・観光・文創の推進、全産業チェーン信用体系の構築等に言及。
その他（期間、予算、成果等）	・ 2026 年 3 月 1 日施行
施策分類	☐裾野拡大・活用人材育成 ☐支援人材育成 ☒特定産業支援 ☐特定属性の成長企業支援 ☒地域振興支援 ☒プラットフォーム形成・ネットワーク形成 ☐その他（ ）
支援手法	☒経済的支援（資金補助・減免等） ☒情報整備・ツール整備（ウェブサイト・データベース等） ☒情報提供（研修・セミナー等） ☐人材派遣（助言等） ☒その他（条例制定による包括的な制度整備推進、偽造品取締）

10. 【再掲】江西省・景德镇市陶磁器の地域ブランド

施策名	江西省・景德镇市「景德镇制」陶瓷保护条例 (江西省・景德镇市「景德镇製」陶磁器の保護条例)
URL アクセス 日	https://jdz.gov.cn/zwzx/ztbd/zwgkdjt/zczd/t967738.shtml (アクセス 2026 年 1 月 15 日) https://jdz.gov.cn/zwgk/fdzdgknr/qtf dgkxx/xwfbh/t958154.shtml (アクセス 2026 年 1 月 15 日)
支援主体	景德镇市市場監督管理局（景德镇市知識産権局）、景德镇陶瓷協会
施策概要	・「景德镇制」地理的表示証明商標（≡GI）を核に、陶磁器の区域公用ブランドの保護・再構築を図る地方条例。 ・条例で「景德镇制」陶磁器の定義を明確化（市行政区域内で所定基準に従い生産され、陶磁協会から地理的表示証明商標の使用許可を受けた製品） ・基準策定・使用ルール・監督・運用管理・法律責任を一体で規定し、GI・地域ブランドを地方立法レベルの中核資産として位置づけ。 ・防偽溯源専用標識（製品証）を導入し、生産主体・産地・規格・工芸等の情報を含むデジタル管理システムで生産～販売の全程を一元管理。 ・条例の目的を、商標侵害取締りにとどめず、陶磁文化の伝承・発展、

第4節 中小企業支援に関連する AI 活用の取り組み

昨今、急速に発達する AI は、情報検索、文書生成、分析支援等の幅広い用途で活用が進んでおり、中小企業支援の分野においても、相談対応や情報提供、各種手続案内の効率化・高度化に資するツールとして注目されている。特に、知財や制度に関する支援では、専門的かつ大量の情報をわかりやすく提供することから、AI を支援ツールとして活用しようとする動きが生じており、「支援ツールとしての AI 活用」に関する各国の取り組みを調査した。

調査の結果、先行調査への活用、チャットボットへの活用等に取り組まれていることがうかがえる。なお、AI については、一般的には情報検索・抽出、文書要約・生成、分類・予測等の用途もあり、今後活用方法の研究が進んで、マッチング（開放特許、協業候補事業者・専門家・支援機関等）や、相談内容に応じた支援メニューの提案、申請・出願書類作成の補助、知財情報の収集・分析といった部分でも、利用が広がる可能性がある。

図表 180 中小企業支援に係る「AI 活用」の取り組み例

<① 先行調査・知財戦略・評価への活用> ・出願前の商標の拒絶リスクを早期検出するツールの提供が行われている。（EUIPO）	
<② 法令検索・手続きガイダンス（チャットボット等）への活用> ・生成 AI を活用し、膨大な特許法令や手続き文書を横断的かつ直感的な会話形式で検索できるツールの導入を実施。（EPO） ・知財登録プロセスをナビゲートするデジタルアシスタントや、一般利用者および職員双方の負担軽減・効率化を図るチャットボットを展開。（インド、韓国）	

1. Early TM Screening

施策名	Early TM Screening(早期 TM スクリーニング)
URL アクセス日	https://www.euipo.europa.eu/en/help-centre/searches/early-tm-screening （アクセス 2026 年 2 月 2 日）
支援主体	EUIPO
施策概要	・商標出願前に事前評価を行うツールである。 ・出願予定の商標について、拒絶リスクや他社の権利との衝突を早期に検出することで出願手続きを効率化することができる。
対象・要件等	・制限はない
その他（期間、予算、成果等）	・無料で使用できるが、マイページへの登録が必要である。 ・出願に進む前に利用できるため、時間や費用を削減することが可能である。

	☐ その他 ()

第13章 海外調査における総括・分析

各国の知財支援施策のうち特徴的な取り組みについて、8種のトピック毎
 { (1) 権利化支援・保護支援、(2) 助言・アドバイス、(3) 知財金融、
 (4) 分析支援、(5) データ提供、(6) 紛争予防・対応、(7) 海外展開支援、
 (8) その他日本の知財支援施策} に、取組の傾向や示唆を整理した。

図表 181 (再掲) 調査対象国に見られる中小企業の知財支援政策の傾向と示唆

政策トピック	取組傾向、示唆	
権利化支援・ 保護支援	取組 傾向	時間短縮（早期審査等）、費用補助、手続に対する伴走支援、知識・能力向上支援、情報基盤整備等の取り組みが行われている。
	示唆	「入口の敷居を下げた教育一体型の支援の充実」／「統合プラットフォームの整備」／「活用・事業化にも配慮した補助金設計」／「複数年度」／「活用フェーズ（アウトカム）の意識」／「地域単位の面的支援」／「R&D～事業化を横断する包括的税制優遇」
助言・ アドバイス	取組 傾向	経済的要件を設けた無償プロボノ支援や全国一斉キャンペーンによる制度利用者の裾野拡大、専門家派遣と優良企業認証・インセンティブを連動させた職務発明制度の導入支援、企業の成長ステージに合わせた支援メニューの体系化と戦略的助言の取り組み等が行われている。
	示唆	「支援対象の多角化」／「支援メニューの連動・重層化」／「支援の可視化と束ね直し」／「事前スクリーニング・資源配分」／「初回相談無料（2回目以降有料）」
知財金融	取組 傾向	評価費用の補助やデフォルト時の損失補填等をパッケージ化した資金調達リスクの軽減、積立に基づく共済型の貸付制度や民間知財金融商品の体系的なメニュー化と情報提供、関係省庁や金融・評価・回収機関の連携による無形資産評価から融資・保証までの一貫した体制構築が行われている。
	示唆	「知財金融エコシステムの設計（デフォルト後の回収・共済、利子補給・費用補助・損失補填等を組み合わせたパッケージ型の財政支援）」／ 「複数機関の協働による無形資産評価から資金調達までの一貫支援体制の構築」
分析支援	取組 傾向	技術取引や事業化に向けた客観的な知財評価・事業実現可能性分析の支援、特許ランドスケープ分析の提供とワークショップを通じた調査結果の解釈支援、企業の実務課題をテーマとしたコンペティションによる実践的な特許分析人材の育成等の取り組みが行われている。
	示唆	「受益者負担の仕組み」／「開放型の仕組み」／「利用者のニーズ・取組深度に応じた段階別のサービス設計」

データ提供	取組 傾向	対象者の特性や成長フェーズに応じた生データ・API の無償提供、検索ツールの高度化によるデータ分析機能や利便性の向上、複数データの統合・分析に基づく可視化やビッグデータを活用したプッシュ型の情報配信等の取り組みが行われている。
	示唆	「行政データの統合」／「プッシュ型のデータ提供」／「加工・再利用を前提にしたデータ提供」／「検索・閲覧中心のプラットフォームからの機能拡充（統合型サイトへの発展）」
紛争予防・対応	取組 傾向	司法や税関等の法執行機関や複数地域が広域連携した模倣品・サプライチェーン取締り、新たなデジタル技術を活用した迅速かつ低負担な証拠保全支援、紛争初期段階における専門家への初回相談を通じたトリアージ機能の提供等の取り組みが行われている。
	示唆	「紛争初期相談や証拠保全の敷居の引き下げ」／「地域・機関の壁を越えた連携」／「侵害サプライチェーン全体の追跡・取締体制」
海外展開支援	取組 傾向	有望企業に対する長期集中的な知財戦略・出願費用の総合支援、海外展開前の侵害リスク評価（クリアランス）をパッケージ化した分析支援、監視・注意喚起から個別助言や保険を組み合わせた海外紛争リスクの軽減体制構築等の取り組みが行われている。
	示唆	「戦略策定・権利化・リスク評価の一体パッケージ支援」／「有望企業へのリソース投入」／「複数年度の継続支援（フェーズに応じた支援提供）」
その他	取組 傾向	技術特性に応じた営業秘密保護や知財ミックスの段階的コンサルティング、データセットを新たな知的財産として登記し担保融資等へ活用する仕組みの構築、階層別の会員制プログラムを通じた企業内の体系的な知財管理制度の導入支援等の取り組みが行われている。
	示唆	「知財の体制づくり支援」／「データ知的財産権」

(1) 権利化支援・保護支援に関して

権利化支援・保護支援に関する、本事業の調査対象国の取り組みを確認すると、時間短縮（早期審査等）、費用補助、手続に対する伴走支援、知識・能力向上支援、情報基盤整備等の取り組みが行われていることがうかがえる。

一例として、日本の支援施策に対しては下表の示唆が考えられ、例えば、知財に不慣れな事業者や初回出願者でも利用しやすいよう、基礎教育・相談・手続支援を一体的に提供する「入口の敷居を下げた教育一体型の支援の充実」、学習・相談・検索・出願・権利管理・補助金申請等をできる限り一つの導線で行える「統合プラットフォームの整備」が考えられる。また、出願費用の補助にとどまらず、先行技術調査・FTO 調査・標準化対応・事業化検証・ライセンス・権利行使準備等まで視野に入れた「活用・事業化にも配慮した補助金設計」や、単年度で完結しにくい知財活動の特性を踏まえて出願から活用までを継続的に支える「複数年度にわたる支援設計」も考えられる。そして、単なる出願件数や登録件数ではなく売上・資金調達・ライセンス・海外展開・侵害抑止等の成果を意識する「活用フェーズ（アウトカム）を意識した施策」、自治体・支援機関・金融機関・大学・専門家等が連携して地域全体で企業を支える「地域単位の面的支援」、さらに、研究開発段階から権利化・ライセンス・事業化・収益化までを一貫して後押しする「包括的税制優遇」といった着想も、日本の施策検討に活かしていくことも選択肢となる。

図表 182 日本の知財支援施策との差異・示唆等（1 権利化支援・保護支援）

国	施策	目的	工夫・効果等	日本との差異・日本への示唆等
米国	初回出願人向け早期審査パイロット 【創造・保護】	初回出願人層をターゲットとして参入時の時間障壁を下げ、出願をためらう層を取り込む。	micro entity 等の初回出願人を対象に first Office action を前倒し。要件として USPTO 出願プロセス基礎トレーニング (reasonable trained) を受講させ、品質も一定水準で担保。	日本でも初回出願者をターゲットとして、教育要件を制度内に組み込むことも選択肢。(例: IP ePlat 修了と早期審査要件の連動)
米国	Pro Se Assistance Program / Center 【創造・保護】	代理人を使わずに出願する意思決定・手続遂行の不安を下げる。	職員は法的助言を行わないことを明確化しつつ、教育・アウトリーチ・onl 支援で自力出願をサポート。	日本は相談窓口が充実している一方、自力での出願に特化した制度は明文化されていない可能性。
韓国	IP Academy (オンライン教育) 【創造・保護】	知財が分からない層を減らし裾野を拡大。	無料で体系的なオンライン講座を提供し、学習導線を明確化。年間数百種類のオンライン教育コースを提供し、国家的な IP 人材育成を支える基盤。	日本の IP ePlat と類似するが、学習履歴を制度や支援メニューへ接続する統合型サービスとしての仕掛けを実現させていくことについて検討の余地がある。

韓国	標準特許 (Standard patent) 【保護・活用】	標準化競争での国際競争力を高める。	R&D 全体を通じた標準特許戦略立案から獲得までを一体支援し、成果事例を公表。	国際標準の取得を重視した海外展開支援の仕組みは、日本においては既存の支援スキームの中で対応できているか点検の余地。
英国	One IPO Transformat ion Programme 【創造・保護・活用】	UX を改善し出願・管理の心理的・事務的負担を下げる。	特許・商標・意匠を単一アカウントで出願・管理・調査（・争訟）ができる統合サービスへ。100m ポンド超を投資し段階導入。	日本の J-PlatPat は情報閲覧が中心である一方、英国では検索に加えて、調査・手続・申立/紛争までもカバー。日本でも同様の設計思想でシステムを今後改善することも選択肢。
英国	IP Advance 制度 【保護・活用】	中小企業の知財戦略構築を支援する資金助成制度であることが特徴的。	知財監査（IP Audit）費用および知財活用支援（IP Access）費用について、それぞれ最大 2,250 ポンドを補助。	知財監査（IP Audit）費用や、知財活用支援（IP Access）費用に関する「補助金」は日本ではあまりない（又は限定的となっている）可能性。
ドイツ	WIPANO 【創造・保護】	アイデア段階で止まる中小企業の実務ハードルを下げる。	先行技術調査、出願（弁理士費用含）、事業化分析までをモジュール補助。	日本では、IPL 事業の拡大や、他の補助金との組み合わせ推奨などが選択肢。
中国	特許出願の「質」を考慮した補助金の段階的な縮小 (CNIPA) 【創造・保護】	質の高い特許を増やすべく、出願や取得に関する補助金を廃止。	補助金廃止の代わりに、特許を活かした製品化や事業化、ライセンス、権利保護、公共的な知財サービスといった施策の充実化が図られている。	権利の保護や活用に関する施策へと予算を重点的に配分することも選択肢であると、自治体とコミュニケーションをとることも選択肢。
中国	特許転換・活用能力向上促進弁法(北京市) 【活用】	研究成果が事業化されない問題を解消。	譲渡・ライセンス等の実績に応じ年 50 万元まで支援する成果連動型補助。	特許譲渡・ライセンス件数や契約金額といった「実際に稼いだ額」に応じて組織を評価・財政支援するスキームの導入促進も選択肢。
スイス	パテント・ボックス 【創造・活用】	企業が保有する特許などの知的財産から得られる利益に対して、優遇税率を適用して研究開発活動を促進。	各州が具体的な税率や適用条件を定めている。州ごとにより異なるが最大で通常の法人税率の 90%まで控除可能。	知財収益に対する税優遇で事業化・収益化を後押しする点が特徴である。知財活用段階を支援する税制設計は参考となる可能性。

シン ガ ポ ー ル	企業イノベーション（EIS） 【活用】	研究開発から生じた知的財産権を活用し商業化する企業を支援する制度。	奨励期間中に、知的財産権に基づく収入に応じて、5%、10%又は15%の減税を受けることができる。	知財の商業化による収益に対して減税する点が特徴的。「権利を取る」だけでなく「収益化する」段階を後押しする制度設計は参考となる。

図表 183（参考）権利化支援・保護支援に関係する、日本の知財支援施策の例
産業財産権制度に関する説明会、講師派遣、研修、相談／特許料等の軽減制度／電子出願支援／早期審査・審理／面接／巡回審判／地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標制度）／海外出願支援事業／I N P I T 外国出願補助金／標準化（JIS、ISO、IEC 等）活用支援制度
（参考）中小企業庁「2025 年度版中小企業施策利用ガイドブック」より

図表 184（参考）平成 30 年度調査との施策比較（権利化支援・保護支援）

【比較対象文書】

- ・平成 30 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業
（地域・中小企業等の知的財産権活用支援施策に係る各国比較調査研究）

【支援の内容・思想が「維持」されていると捉えられる取り組み】

- ・自力出願の支援（米国 Pro Se）
- ・モジュール型出願費用補助（ドイツ WIPANO）

【支援の内容・思想が「変化」したと捉えられる取り組み】

- ・補助金の方向性の転換（出願補助金の段階的縮小）（中国）
- ・統合デジタルプラットフォーム（One IPO）の実装開始（英国）
- ・標準特許の戦略的重点化（国家戦略技術とのセットで強化）（韓国）

(2) 助言・アドバイス

助言・アドバイスに関する、本事業の調査対象国の取り組みを確認すると、経済的要件を設けた無償プロボノ支援や全国一斉キャンペーンによる制度利用者の裾野拡大、専門家派遣と優良企業認証・インセンティブを連動させた職務発明制度の導入支援、企業の成長ステージに合わせた支援メニューの体系化と戦略的助言の取り組み等が行われていることがうかがえる。

一例として、日本の支援施策に対しては下表の示唆が考えられる。例えば、中小企業という法人の属性に限らず、知財活動を行う個人の属性等も含めて支援対象を広く捉える「支援対象の多角化」や、初期相談・簡易診断・個別助言・海外展開支援等を段階的かつ相互に接続する「支援メニューの連動・重層化」が考えられる。また、既存の多様な支援制度を企業の成長段階や課題別に整理し直し、利用者にとって分かりやすい形で提示する「支援の可視化と束ね直し」や、限られた支援資源を有効活用する観点から、企業の課題や成長可能性（例：重点産業分野やグローバル企業への成長志向）を見極めた上で支援を行う「事前スクリーニング・資源配分」、受益負担や高度なサービス提供を考慮した「初回相談無料（2回目以降有料）」といった着想を、日本の施策検討に活かしていくことも選択肢となる。

図表 185 日本の知財支援施策との差異・示唆等（2 助言・アドバイス）

国	施策	概要	工夫・効果等	日本との差異・日本への示唆等
米国	特許プロボノ・プログラム 【保護】	ボランティア弁護士が特許出願手続きを無償支援	出願人に経済要件を設けて支援することで、特許出願の少数派層（例：女性・黒人等）の利用割合が一定程度あり、特許制度利用者の裾野拡大に貢献。	中小企業という属性以外の観点でも、発明者の出願をサポートする施策を日本でも考える着想を得られる。
韓国	職務発明制度コンサルティング 【創造・保護】	従業員の発明に対する報酬規制の導入を計画している企業に専門家を無料派遣	職務発明に関する優良企業認証と、認証企業への優先審査や年金減免などのインセンティブが設けられている。	職務発明に関する専門家派遣コースの設置や、職務発明に関する企業認証、認証企業へのインセンティブ付与の施策を日本でも検討することは選択肢。
韓国	営業秘密及び技術保護相談に関するコンサルティング（営業秘密保護センターの運営）	営業秘密保護に対する国民の意識向上と企業営業秘密管理体制の構築支援による営業秘密・技術盗用による被害防止を目的しセンターを設置	以下の4つのメニューより、保有する技術・営業秘密の特性に応じて選択することができる 営業秘密管理システム基礎コンサルティング、営業秘密管理体制深化コンサルティング、技術保護（IP-MIX）戦略コンサルティング、産業重要技術知的財産権保護戦略コンサルティング	大学、公的研究機関、中小企業、中規模企業、創業予定者まで幅広く対象としており、特許出願・権利化との組み合わせを知らしめることは有意と思料

ドイツ	PIZnet アクションウィーク 【創造・保護・活用】	中小企業・スタートアップ向けに無料の知財初期診断（2時間）を提供。	全国同時開催で、情報戦略の面でも大々的に実施している点特徴。	日本の各知財支援機関が日常的に行っている相談業務について、敢えて全国キャンペーンに仕立てて呼び込みを図ることも選択肢。
中国	「三位一体」全チェーン知財公共サービス生態の構築（山東省） 【創造・保護・活用】	個社の競争状況を踏まえた技術・特許戦略支援するもの。	支援において、「成長支援（基礎固め）、飛躍支援（攻めの権利化・回避）、海外展開」と支援ステージを整理。	日本において、複数の支援施策の見せ方・東ね方を工夫することで、事業ステージの進展に合わせた支援施策が、企業にとって見えやすくなる可能性。

図表 186（参考）助言・アドバイスに分類されうる日本の知財支援施策の例

INPIT 知財総合支援窓口／営業秘密支援窓口／海外展開知財支援窓口と海外知財情報提供／新輸出大国コンソーシアム／特許審査官によるスタートアップに対するプッシュ型支援（PASS）／スタートアップ知財支援窓口／スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業「IPAS」／スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業「IP BASE」
（参考）中小企業庁「2025 年度版中小企業施策利用ガイドブック」より

図表 187（参考）平成 30 年度調査との施策比較（2 助言・アドバイス）

【比較対象文書】

- ・平成 30 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業
（地域・中小企業等の知的財産権活用支援施策に係る各国比較調査研究）

【支援の内容・思想が「維持」されていると捉えられる取り組み】

- ・特許プロボノ・プログラムは継続的な取り組み（米国）

【支援の内容・思想が「変化」したと捉えられる取り組み】

- ・PIZnet における全国キャンペーン形式による周知活動は新規の取り組みである可能性（ドイツ）
- ・職務発明や営業秘密に関するコンサルティング支援の重要性が高まった可能性（韓国）

(3) 知財金融

知財金融に関する、本事業の調査対象国の取り組みを確認すると、評価費用の補助やデフォルト時の損失補填等をパッケージ化した資金調達リスクの軽減、積立に基づく共済型の貸付制度や民間知財金融商品の体系的なメニュー化と情報提供、関係省庁や金融・評価・回収機関の連携による無形資産評価から融資・保証までの一貫した体制構築等が行われていることがうかがえる。

一例として、日本の支援施策に対しては下表の示唆が考えられ、例えば、知財を活用した資金調達に伴うリスクや取引コストを軽減する観点から、デフォルト後の担保知財の回収・活用支援、共済的な資金供給、利子補給、評価費用・担保設定費用等の補助、金融機関等に対する損失補填を組み合わせた「知財金融エコシステムを設計」する着想が得られる。また、特許庁のみならず、関係省庁、金融機関、信用保証機関、無形資産評価機関、回収・管理機関、産業支援機関等が連携し、無形資産の評価から融資・保証・投資判断、さらには回収・再活用までを切れ目なく支える「複数機関の協働による無形資産評価から資金調達までの一貫支援体制の構築」といった着想を日本の施策検討に活かしていくことも選択肢となる。

図表 188 日本の知財支援施策との差異・示唆等 (3 知財金融)

国	施策	概要	工夫・効果等	日本との差異・日本への示唆等
韓国	IP 担保融資 回収支援 【創造・保護・活用】	中小企業の IP 担保ローンのデフォルトが発生した場合、回収機関が担保 IP を購入し、銀行の回収負担を軽減する	IP 担保ローンの実施前に、回収機関では破産時に購入するかどうかを判断するために核となる知的財産を確認。購入時の損失保護率(30～50%)を審査し、将来的に債務をデフォルトした場合は銀行が保有する IP を購入・活用するスキーム	金融機関と評価機関と回収機関が連携している点は、同様の制度設計を進める場合に参考となる。
韓国	IP 金融連携・知的財産評価支援 【創造・保護・活用】	企業の知財評価を支援して、金融機関の投資、資金調達の意思決定に活用できるように評価結果を提供する	保証・担保融資・投資の3種類の金融サービスに連動しており、事業拡大期の資金調達に有効な手段とされる。 韓国開発銀行、韓国工業銀行、国民銀行、新韓銀行、ウリ銀行、花銀行、農協銀行、釜山銀行、大邱銀行、慶南銀行など主要な金融機関が参画している。	企業が所有する知的財産の評価費用の支援が行われ、保証、担保ローン、投資などの資金が知的財産に基づいて調達されやすくしているスキームは日本の知財金融の制度設計の参考となる。
韓国	知的財産控除(共済)制度 【創造・保護・活用】	中小・中堅企業が毎月積立金を納付し、知的財産権の出願・権利化・紛争対応等で必要となる費用	企業間の相互扶助に基づく控除制度により、中小企業の知的財産コストの負担を分散・軽減。知的財産コストローン、ビジネスファ	共済型の資金提供サービスは日本にはない発想であり、新たな制度導入を検討する際に参考となる。

		を、積立金の最大 5 倍まで低利で貸付する共済型制度。	ンドローンにおいて有利な金利での資金調達が可能となる。	
中国	知財金融の金融商品メニュー整備（広東省） 【創造・保護・活用】	省内の銀行・保険等が提供する知財質押融資・保険等の金融商品（約 100 商品）を整理し紹介。	商品名、額度、期限、利率、还款方式、特色、申請流程等を明確化して、利用企業が選択しやすくしている。	知財経営を推進する、民間の（金融）サービスを紹介する発想は参考となる可能性。
中国	知財質押融資サービス高品質発展・専用資金（北京市） 【創造・保護・活用】	北京市内企業の専利権・商標権・著作権・データ知識産権等を主要質押物とする「知識産権質押融資」の普及・拡大に向けた、制度（実施方案）+年度執行（専項資金）による財政支援枠組み。	年度ごとに募集・執行し、①融資利子負担の軽減（利子補給）、②評価費・担保費等の総合コスト軽減（諸費用補助）、③不良化時の金融機関等の損失補填（リスク補償）の三本柱をパッケージ運用。	企業価値担保権の制度運用において、同種の財政支援の措置をとる場合の制度設計の参考となる可能性。
台湾	知財価値アップグレードプログラム（無形資産評価・資金調達プログラム） 【創造・保護・活用】	産業転換・高度化推進並びに技術マッチングプラットフォームの構築、技術取引の促進メカニズムの整備、無形資産の価値評価・資金調達システムの確立という、三つの側面で実施されているプログラム。	無形資産価値評価・資金調達プログラムでは、9 社の新規ベンチャー企業が 7 行の銀行から総額 2 億台湾ドル以上の開発資金獲得を支援。うち 1 社は 1 億台湾ドルも資金調達に成功。年間累計で 5 億 1600 万台湾ドルに上る知的財産由来の付加価値額または投資・資金調達を創出	TIPO が統括し、産業発展署と工業技術研究院が協力して推進しており、こうした協働体制での施策実施を検討する際の参考になる可能性。 知財金融については、企業価値担保権に対する金融機関の動向を捉えつつ、無形資産評価→銀行融資→信用保証→成功事例の公開までを特許庁のみならず関係省庁との連携により展開させる際の参考となる。

図表 189（参考）知財金融に分類されうる日本の知財支援施策の例

中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業
（参考）中小企業庁「2025 年度版中小企業施策利用ガイドブック」より

図表 190（参考）平成 30 年度調査との施策比較（3 知財金融）

【比較対象文書】
・平成 30 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

(地域・中小企業等の知的財産権活用支援施策に係る各国比較調査研究)

【支援の内容・思想が「維持」されていると捉えられる取り組み】

- ・ 知的財産に関する共済制度は継続的な取り組み（韓国）

【支援の内容・思想が「変化」したと捉えられる取り組み】

- ・ 知財担保融資の取組規模は拡大し、金融機関の参画も拡大（韓国・中国）
- ・ おける利子補給・諸費用補助・リスク補償をパッケージとした施策展開の事例創出（中国）
- ・ 知財金融関連の民間保険メニューの充実（中国）

（４）分析支援

分析支援に関する、本事業の調査対象国の取り組みを確認すると、技術取引や事業化に向けた客観的な知財評価・事業実現可能性分析の支援、特許ランドスケープ分析の提供とワークショップを通じた調査結果の解釈支援、企業の実務課題をテーマとしたコンペティションによる実践的な特許分析人材の育成等の取り組みが行われていることがうかがえる。

一例として、日本の支援施策に対しては下表の示唆が考えられ、例えば、分析支援の内容や期待される効果に応じて、一定の公的負担を維持しつつも、利用企業にも費用の一部負担を求めることで、支援の実効性や当事者意識を高める「受益者負担の仕組み」が考えられる。また、行政や支援機関が一方的にテーマを設定するのではなく、企業が自らの実務課題や分析ニーズを持ち込み、外部人材や専門家と繋がり、教育プログラム等と一体的に行われる「開放型の仕組み」も考えられる。そして、簡易な現状把握から詳細な特許ランドスケープ分析、さらにはワークショップや個別助言を伴う高度な支援まで、利用者のニーズや知財活用の成熟度に応じて選択できる「利用者のニーズ・取組深度に応じた段階別のサービス設計」といった着想を日本の施策検討に活かしていくことも選択肢となる。

図表 191 日本の知財支援施策との差異・示唆等（４ 分析支援）

国	施策	概要	工夫・効果等	日本との差異・日本への示唆等
韓国	IP 事業化連携評価支援 【創造・活用】	特許等の技術取引について、中小企業等に対して知的財産評価報告書の作成費用の一部補助を行う。	特許技術の商業化（事業化）と活用を促進する客観的な評価結果を提供。知財ビジネス提案書に類する評価報告書が作成されその費用を補助するもの。知財評価機関と相談し、評価費用の見積書を取得する手順を採用。	特許・実用新案の技術取引における事業実現可能性分析は、日本の知財金融促進事業と類似するも、企業の IP 活用度向上、事業化促進、技術の市場価値確認に寄与するとして、企業側に負担を求めている点は今後の制度設計の参考になる。
スイス	Strategic patent analysis 【創造・保護・活用】	技術戦略の立案や投資判断に役立つ情報を提供する特許ランドスケープ分析サービス（有料）。	basic/ advanced / professional の 3 種のコースがあり、professional のコースでは定量的な特許指標評価だけでなく定性的な市場・技術関連性の評価も行うことが可能。	professional のコースでは支援メニューの中に、ワークショップの実施も記載があり、調査結果の解釈の仕方も PR ポイントとして打ち出すことの参考となる。
台湾	特許ポートフォリオ分析コンペティション 【創造・保護・活用】	技術動向調査、特許マップ、ポートフォリオ戦略の構築など、実務的な特許分析力の育成を目指す。	企業が実務課題を提示し、参加チームが特許分析・特許ポートフォリオ戦略を提案。企業自身が困っている技術領域・競争領域をテーマとして提示しており、実務的で現場密着のテーマに取り組むことができる。研修（特許検索、デ	参加モチベーションを高める工夫として、提示する実務課題を企業が提案し分析を求めるもので、産業界全体で知財活用を促進させる施策として参考となる。参加者含む全体の利点を得られる設計がなされてい

			ータ分析、ポートフォリオ構築など）も TIPO が提供	る（賞金を準備していること含む）点が特徴である。

図表 192（参考）分析支援に分類されうる日本の知財支援施策の例

IP ランドスケープ支援事業

（参考）中小企業庁「2025 年度版中小企業施策利用ガイドブック」より

図表 193（参考）平成 30 年度調査との施策比較（4 分析支援）

【比較対象文書】

- ・平成 30 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業
（地域・中小企業等の知的財産権活用支援施策に係る各国比較調査研究）

【支援の内容・思想が「維持」されていると捉えられる取り組み】

- ・知的財産の評価報告書の作成費用補助は継続（韓国）

【支援の内容・思想が「変化」したと捉えられる取り組み】

- ・知財情報を専門家と一緒に収集・分析する事業は、IP ランドスケープを含んだコースも登場（スイス）
- ・特許ポートフォリオ分析コンペティションは新規の取り組み（台湾）

（５）データ提供

データ提供に関する、本事業の調査対象国の取り組みを確認すると、対象者の特性や成長フェーズに応じた生データ・API の無償提供、検索ツールの高度化によるデータ分析機能や利便性の向上、複数データの統合・分析に基づく可視化やビッグデータを活用したプッシュ型の情報配信等の取り組みが行われていることがうかがえる。

一例として、日本の支援施策に対しては下表の示唆が考えられ、例えば、特許・商標・意匠や研究開発活動等の知財活動データに加え、企業属性・補助金活用履歴、さらには地域支援施策等に関する行政データを連携・統合し、企業ごとの課題や成長段階に応じた支援の提供につなげるための「行政データの統合」がかんがえられる。また、企業が自ら検索・取得をしに行かずとも、保有権利や出願状況、技術分野、事業ステージ等に応じて、関連性の高い開放特許、警告情報、支援施策等を自動的に・定期的に通知する「プッシュ型のデータ提供」も仕組みとして考えられる。そして、従来の検索・閲覧中心のプラットフォームにとどまらず、データ分析、可視化、支援制度との接続、ユーザー属性に応じたレコメンド、手続・相談機能等を組み込み、利用者の意思決定や制度利用を総合的に支える「検索・閲覧中心のプラットフォームからの機能拡充（統合型サイトへの発展）」といった着想を、日本の施策検討に活かしていくことも選択肢となる。

図表 194 日本の知財支援施策との差異・示唆等（５ データ提供）

国	施策	概要	工夫・効果等	日本との差異・日本への示唆等
韓国	知的財産データ提供プログラム 【創造】	知的財産情報サービス分野で製品開発に必要な知的財産データを最大５年間無料で提供するもの	スタートアップ型と成長支援型に分けてサポート内容が規定されている。 Bulk Data(生データ)および Open API の無料サポートを利用できる。	データ利用の目的を明確にしたり、対象者の特性に応じた提供内容とすることは制度設計において参考となる。なお、特許庁事業としての実現性については慎重な検討が必要。
英国	One IPO Search 【創造・保護・活用】	2025 年に英国 IPO が公開した新たな特許検索ツール	特許データを効率的かつ高速に検索・閲覧・分析することが可能。将来的には商標や意匠データも統合した検索システムへの拡張が計画されている。	One IPO Search はデータ分析機能やユーザビリティ向上に注力しており、検索サービスの使い勝手向上策として J-PlatPat の機能拡張、改善等の件検討に資する。
中国	湖州市呉興区「知財ポートレート」公共サービス 【保護・活用】	行政の 15 部門のデータをデジタル統合し、各企業の特許や知財状況を 9 つの観点から自動でスコア化・可視化(画像化＝ポートレート化)し	企業側に負担をかけない「見えない健康診断（無感体検）」として実施し、潜在的リスクの警告や、最適な助成金・融資情報の自動配信を行う。これまでに 736 社(90%以上が中小零細)にポートレートを提供。侵害警告 533 回を发出	行政がデータ群を活用し、自動かつ無償のフィードバックシステム・事前アラートシステムは日本にはない可能性。診断結果に基づき、受給可能な政策補助金情報を特定し企業へ自動

		て提供する公共サービス。	し、知財紛争 197 件を未然解決。政策マッチングにより 41 社が計 960 万円の補助金を獲得。	通知（政策マッチング）する機能も参考となる可能性。
中国	特許公開実施制度（浙江省） 【活用】	公的資金による科研プロジェクトで生まれた特許が正当理由なく未実施の場合、公開実施リストに納入し、公開の場で実施（転化）を促す制度。	大学／研究機関のうち、権利化公告から 3 年未実施の特許が公開実施リストへの掲載対象となる。	同様の制度設計思想に基づき、大学・研究機関などにおける公的な助成研究において取得された特許について、一定期間未実施の場合に公開実施することの検討を行う運用ルールを導入することも選択肢。
中国	特許の無料オープンライセンス（浙江省） 【活用】	大学・研究機関由来の特許を「免费开放许可（無料オープンライセンス）」として公表し、中小・零細企業が費用負担なく利用できるようにする取り組み	「大数据精准匹配（ビッグデータによる精密マッチング）」を通じて、適合し得る企業へ「推送（プッシュ配信）」する運用を行う。	中小企業に対して、プッシュ型でマッチするかもしれない開放特許の情報を伝達する思想が参考になる可能性。

図表 195（参考）データ提供に分類されうる日本の知財支援施策の例

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）／開放特許情報データベース／特許出願技術動向調査／GXTI／特許戦略ポータルサイト
（参考）中小企業庁「2025 年度版中小企業施策利用ガイドブック」より

図表 196（参考）平成 30 年度調査との施策比較（5 データ提供）

【比較対象文書】

- ・平成 30 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業
（地域・中小企業等の知的財産権活用支援施策に係る各国比較調査研究）

【支援の内容・思想が「維持」されていると捉えられる取り組み】

（一）

【支援の内容・思想が「変化」したと捉えられる取り組み】

- ・特許情報の検索プラットフォームは機能拡充中（英国）
- ・行政の保有する知財等の情報を統合し、能動的に提供していくことは新規の取り組みである可能性（中国）
- ・開放特許に係る法令が国・地域単位で制定され、開放特許の取り組みが拡大（中国）

（６）紛争予防・対応

紛争・予防対応に関する、本事業の調査対象国の取り組みを確認すると、司法や税関等の法執行機関や複数地域が広域連携した模倣品・サプライチェーン取締り、新たなデジタル技術を活用した迅速かつ低負担な証拠保全支援、紛争初期段階における専門家への初回相談を通じたトリアージ機能の提供等の取り組みが行われていることがうかがえる。

一例として、日本の支援施策に対しては下表の示唆が考えられ、例えば、知財紛争の発生直後又は侵害の疑いを認識した初期段階において、中小企業が速やかに専門家へ相談し、併せて適切な証拠収集・保存に着手できるようにする「紛争初期相談や証拠保全の敷居の引き下げ」の取り組みが考えられる。また、税関、警察、司法、行政機関、支援機関、地域の相談窓口等が、地域や所管の違いを越えて情報共有・案件連携を行う「地域・機関の壁を越えた連携」、さらに、模倣品や営業秘密侵害等について、製造、保管、流通、販売、オンライン流通を含む侵害の流れ全体を把握し、上流から下流まで一体的に対応する「侵害サプライチェーン全体の追跡・取締体制」といった着想を日本の施策検討に活かしていくことも選択肢となる。

図表 197 日本の知財支援施策との差異・示唆等（6 紛争予防・対応）

国	施策	概要	工夫・効果等	日本との差異・日本への示唆等
米 国	知的財産プロテクト 【保護】	中小企業向けの知財窃盗（IP theft）の対策を多機関で支援するもの。	模倣品・知財侵害対策を税関や司法当局と連携して対応している。（IPR Center が主導し、ミシガン州立大学模倣品・製品対策センター（A-CAPP）、米国商工会議所、各地域の国土安全保障局（HIS）と連携。）	「犯罪対策の文脈」で施策が整理されているとともに、法的執行機関との連携を知財支援施策の中でどのように位置づけ、設計するかの、参考となる可能性もある。
中 国	「益企維」知財協同保護メカニズム 【保護】	地域横断・部門横断の知財保護協力アライアンスおよびプラットフォーム。	主要サービスとして、①ブロックチェーン技術を活用した 24 時間「ワンクリック」証拠収集・保存の機能を無料提供するほか、②「スマート監視・電子証拠収集・地域横断・部門横断」の総合知財保護プラットフォームも運用	オンライン侵害（EC・配信・SNS 等）では、発見時点で証拠が消える、証拠の取り方が不適切で争われる、という問題が頻発するため、公的支援で入口の証拠確保の敷居を下げる施策であることは参考となる。
中 国	京津冀検察機関「三必」地域横断・全チェーン知財犯罪取締りメカニズム	京津冀（京＝北京、津＝天津、冀＝河北）3 地域の検察機関が、知財犯罪の地域横断化・チェーン化・隠蔽化に対応するため構築した、検察機関間	京津冀にまたがる知財犯罪（商標偽造、著作権侵害、営業秘密窃取等）への対応策として、仕組みを構築。事件ごとに製造・保管・販売などサプライチェーンの上流・下流についても手掛かりがないかを確認する運用となっている。	日本における偽装品取締りの活動において、機関連携面での改善に参考となる可能性もある。

	【保護】	の手掛かり審査・移送・確認フィードバックの運用ルール。		
シンガポール	IP Clinics プログラム 【保護・活用】	紛争等に関する専門家相談の機会を用意するもの、	知的財産権の権利者から警告を受けたり、知的財産権の異議申立・無効・取消を検討したりといった、知的財産権に関する問題に対して、専門家との 45 分の初回相談を 1 回に限り提供する。	紛争初期の混乱時に寄り添い、次の意思決定を支えるトリアージの機能を持ちうる。紛争時の入口に特化した相談窓口の設置について、日本でも選択肢となる可能性がある。

図表 198（参考）紛争予防・対応に分類されうる日本の知財支援施策の例

模倣品対策支援事業／防衛型侵害対策支援事業／抜け駆け商標無効・取消係争支援事業／海外知財訴訟保険事業

（参考）中小企業庁「2025 年度版中小企業施策利用ガイドブック」より

図表 199（参考）平成 30 年度調査との施策比較（6 紛争予防・対応）

【比較対象文書】

- ・平成 30 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業
（地域・中小企業等の知的財産権活用支援施策に係る各国比較調査研究）

【支援の内容・思想が「維持」されていると捉えられる取り組み】

- ・紛争に関する相談窓口は継続的な取り組み（シンガポール）

【支援の内容・思想が「変化」したと捉えられる取り組み】

- ・オンライン侵害に対する電子証拠の保全支援等は新規の取り組み（中国）
- ・3 地域の検察機関（北京・天津・河北）の本格的な連携ルールの運用は近年の取り組みである可能性（中国）

(7) 海外展開支援

海外展開支援に関する、本事業の調査対象国の取り組みを確認すると、有望企業に対する長期集中的な知財戦略・出願費用の総合支援、海外展開前の侵害リスク評価（クリアランス）をパッケージ化した分析支援、監視・注意喚起から個別助言や保険を組み合わせた海外紛争リスクの軽減体制構築等の取り組みが行われていることがうかがえる。

一例として、日本の支援施策に対しては下表の示唆が考えられ、例えば、海外展開を予定する企業に対し、進出対象国や事業計画を踏まえた知財戦略の策定、必要な権利取得・出願、さらには現地における侵害リスクやクリアランスの検討までを切れ目なく支援する「戦略策定・権利化・リスク評価の一体パッケージ支援」が考えられる。また、限られた支援資源を、輸出可能性、技術優位性、成長性等を有する企業に重点的に配分し、短期間で海外競争力の強化を図る「有望企業へのリソース投入」、さらに、海外展開は、展開準備・出願・権利取得・事業展開・紛争対応等の複数段階にまたがることを踏まえ、各フェーズに応じて必要な支援を継続的に提供する「複数年度の継続支援（フェーズに応じた支援提供）」といった着想を日本の施策検討に活かしていくことも選択肢となる。

図表 200 日本の知財支援施策との差異・示唆等（7 海外展開支援）

国	施策	概要	工夫・効果等	日本との差異・日本への示唆等
韓国	グローバル IP スター企業の育成 【保護・活用】	輸出有望中小企業が強力な知的財産権を基盤にグローバル中小企業に成長できるよう、知的財産を総合的に支援する	グローバル IP スター企業に選定された後、予算内で3年間の総合的な知的財産支援を行う。事前コンサルティングと企業ニーズの結果を支援内容に反映させる。	有望な企業に対する集中支援によりいち早く成長を促す設計となっており、出願に関する経済的支援と戦略検討や具体的な開発に対する支援を組み合わせている点は参考となる。
中国	企業海外知財予警プロジェクト（北京市） 【保護・活用】	北京市内企業が海外展開（輸出・技術輸出・海外展示会等）を行う際に、知財サービスマンへ委託して実施する海外知財リスクの予警分析（予警分析＝早期警戒分析）を資金面で支援。	予警分析の内容例としては、海外知財情報検索、データ収集・追跡、知財布局分析（布局＝配置/ポートフォリオ配置）、侵害リスク分析、技術状況分析、リスク対応策の提案等が行われる。	海外展開前の企業に対する、知財クリアランスや侵害リスク評価を組み合わせたパッケージメニューを用意することも選択肢。
中国	海外知財紛争リスク解消コストの多主体分担メカニズム（義烏市）	企業の海外展開（品牌出海）を支えるため、早期発見（監視）→注意喚起（予警）→個別支援（助言）→費用負担の軽減（保険	海外知財紛争関連情報を継続的に追跡・把握し、リスク情報をレポートとして発信するほか、企業に対して対応の考え方等を示す助言文書の交付も行う。加えて、保険機関と連携した保険開発、権	海外展開における知財紛争のリスク低減に向けた、一連の支援メニュー（早期発見・注意喚起・助言・保険など）を利用可能なか、当該施策と同様の発想に基づいて点検をすることも選

	【保護・活用】	等）を組み合わせた体制を整備。	利行使支援プロジェクトの促進等により、海外対応コストの負担を軽減することにも取り組む。	択肢。（特定の地域や產品に限定して検討することも選択肢。）

図表 201（参考）海外展開支援に分類されうる日本の知財支援施策の例

海外出願支援事業／INPIT 外国出願補助金／海外展開知財支援窓口と海外知財情報提供／新輸出大国コンソーシアム／模倣品対策支援事業／抜け駆け商標無効・取消係争支援事業／海外知財訴訟保険事業

（参考）中小企業庁「2025 年度版中小企業施策利用ガイドブック」より

図表 202（参考）平成 30 年度調査との施策比較（7 海外展開支援）

【比較対象文書】

- ・平成 30 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業
（地域・中小企業等の知的財産権活用支援施策に係る各国比較調査研究）

【支援の内容・思想が「維持」されていると捉えられる取り組み】

- ・グローバル IP スター企業の育成は継続的な取り組み（韓国）

【支援の内容・思想が「変化」したと捉えられる取り組み】

- ・海外における知財の予警（早期警戒）の概念や取り組みは近年に普及（中国）
- ・海外における知財紛争対策に関して、一連の支援メニュー（早期発見・注意喚起・助言・保険など）として打ち出すことは近年の取り組み（中国）

(8) その他の取り組み

その他の取り組みに関する、本事業の調査対象国の取り組みを確認すると、データセットを新たな知的財産として登記し担保融資等へ活用する仕組みの構築、階層別の会員制プログラムを通じた企業内の体系的な知財管理制度の導入支援等の取り組み、支援ツールとしての AI 活用が行われていることがうかがえる。

一例として、日本の支援施策に対しては下表の示唆が考えられ、例えば、企業が保有するデータセットについて、一定の要件の下で権利性や管理可能性を明確化し、取引・融資・事業提携等に活用しやすくする「データ知的財産権」の発想を取り込むことが考えられる。また、企業が自社の事業戦略に応じて知財方針の策定、管理体制の整備、担当人材の育成、権利取得・活用プロセスの明確化等を体系的に進められるようにするための「知財の体制づくりの支援」といった着想を、日本の施策検討に活かしていくことも選択肢となる。

図表 203 日本の知財支援施策との差異・示唆等 (8 その他の取り組み)

国	施策	概要	工夫・効果等	日本との差異・日本への示唆等
中国	データ知的財産権登記・試行事業 【保護・活用】	データセット（一定のルールやアルゴリズムで整理・加工され、ビジネス上の価値と「知的創作物」としての性質をもつ非公開データの集まり）に、新しいタイプの知的財産権として登記する制度。	各地方が専用の登記システムを構築し「申請受理→形式審査（＋上海は実質審査）→公示→登記証書発行」のプロセスを実施。知財登記によって、担保融資・取引流通・バランスシート計上等の活用メリットが生まれる。	知財金融（企業価値担保権）の制度運営において、データセットの評価等の在り方を検討する上での参考となる可能性。
台湾	台湾知的財産管理制度（Taiwan Intellectual Property Management System） 【創造・保護・活用】	知財先進国である欧米諸国への追従のため、企業が体系的な知財管理制度を構築できるよう支援するプログラムを提供。	TIPS 規範に基づき、企業の知財制度の不足を見直し、内部知財の有効管理と利益創出を目指す会員制のプログラムとなっている。	企業組織内での知財制度の適切な運用の指針となるものであり、企業の水準に応じ、階層別プログラムが設計されており、体系的な知見獲得ができる点は参考となる。

図表 204（参考）その他の取り組みに分類されうる日本の知財支援施策の例

技術力強化に資する補助金（モノ補助、Go-Tech、IT 導入補助金 等）／下請ガイドライン／下請 G メンヒアリング／IT に関する専門家派遣・オンライン相談／J-GoodTech（ジェグテック）
（参考）中小企業庁「2025 年度版中小企業施策利用ガイドブック」より

図表 205（参考）平成 30 年度調査との施策比較（8 その他の取り組み）

【比較対象文書】

- ・平成 30 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業
（地域・中小企業等の知的財産権活用支援施策に係る各国比較調査研究）

【支援の内容・思想が「維持」されていると捉えられる取り組み】

- ・企業における知的財産管理制度（TIPS）は継続的な取り組み（台湾）

【支援の内容・思想が「変化」したと捉えられる取り組み】

- ・データセットを新しいタイプの知的財産権として登記・運用する取り組みは近年の試み（中国）

第14章 結びに

本調査を通じて、国内の各自治体における知的財産支援の足下の状況や、広域的な戦略を担う都道府県と、現場に密着した実務的支援を展開する市町村との役割分担の実態を俯瞰することを試みた。多様化する企業の経営課題に対し、今後は行政や各種支援機関がそれぞれの強みを活かしながら、有機的な連携を伴う支援体制を構築していくことが問われている。各地域で展開される多様なアプローチは、今後の新たな知財支援施策の立案や、機関横断的な連携の仕組みづくりを検討する上で、有益なヒントであると捉えられる。

諸外国における知的財産を巡る支援施策は、従来型の枠組みを超え、企業の持続的な成長や新たな価値創造を多角的に後押しする戦略的な位置づけへと進化していることが確認された。各国の動向からは、行政や関係機関が単独で機能するのではなく、多様な主体が連携しながら、事業フェーズに応じた切れ目のない伴走型の支援環境を構築している実態がうかがえる。こうした国際的な潮流は、今後の知財支援のあり方を再考する示唆を与えるものである。日本においても、既存の施策を俯瞰しつつ、事業成長に直結する包括的かつ機動的な支援基盤の構築に向けた議論をさらに深めていくことが求められる。

令和 7 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業

各国及び地域中小企業等の
知的財産活動に関する調査研究

令和 8 年 3 月

請負先 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社